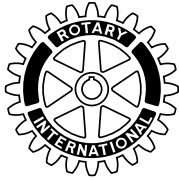


# 2010年 手続要覧

ロータリアンの手引き





# 2010年 手続要覧

ロータリアンの手引き

## 収録

### 国際ロータリー組織規定

- ・ 国際ロータリー定款
- ・ 国際ロータリー細則
- ・ 標準ロータリー・クラブ定款

### その他の規約文書

- ・ 推奨ロータリー・クラブ細則
- ・ 国際ロータリーのロータリー財団細則
- ・ ロータリー財団の法人設設定款 (抜粋)

版權 © 2010年国際ロータリー  
One Rotary Center  
1560 Sherman Avenue  
Evanston, IL 60201-3698 USA

国際ロータリーがすべての権利を保有します。



# 手続要覧

## ロータリアンの手引き

本手続要覧の目的は、クラブと地区の指導者がロータリーとその方針、および奉仕に最も関連深い手続きを理解するのを助けることである。本要覧は、これらの方針や手続を簡潔にわかりやすく説明したものである。

本手続要覧には、国際大会、規定審議会、RI理事会、ロータリー財団管理委員会で採択された方針と手続が取められている。同様に本要覧には以下が含まれている。

- 国際ロータリー組織規定の現在の文書
  - 国際ロータリー定款
  - 国際ロータリー細則
  - 標準ロータリー・クラブ定款
- その他の規約文書
  - 推奨ロータリー・クラブ細則
  - 国際ロータリーのロータリー財団細則
  - ロータリー財団法人設立定款の一部

手続要覧は3年ごとに出版され、各ロータリー・クラブとRI役員に1部送付される。2010年版は、2007年版の出版以来の方針と手続の変更が織り込まれている。RI定款およびその他の規約文書を含む手続要覧の意味、解釈について疑義が生じた場合、これらの規定事項に関して英語版が正文となる。

事務総長  
エド・フタ(布田)



# 目次

参照文献について

## 第1部 管理

1	ロータリー・クラブ	3
2	地区	29
3	国際ロータリー	61
4	ロータリー財団	77
5	ロータリーの標章の使用と保護	85

## 第2部 プログラム

6	RIのプログラム一般	103
7	職業奉仕	109
8	社会奉仕	113
9	国際奉仕	119
10	新世代奉仕	125
11	ロータリー財団	135

## 第3部 国際的会合

12	RI国際大会	149
13	規定審議会	153
14	国際協議会	171
15	ほかの国際的会合	173

## 第4部 RI組織規定

	国際ロータリー定款	178
	国際ロータリー細則	184
	標準ロータリー・クラブ定款	246

## 第5部 その他の法的書類

	推奨ロータリー・クラブ細則	260
	国際ロータリーのロータリー財団細則	268
	ロータリー財団の法人設立定款(抜粋)	277

重要なロータリー用語集 279

索引 293

# 参照文献について

手続要覧の白いページは説明を提供するものであり、RI組織規定とロータリー章典に記載されているRIの方針を解釈する際の指針として使用されるものである。

手続要覧の白いページの参照文献には以下のものが含まれている。

ロータリー章典*	現行の理事会方針の概要。ウェブサイト ( <a href="http://www.rotary.org">www.rotary.org</a> ) から入手可能。
ロータリー財団章典*	現行の管理委員会方針の概要。英語版のみウェブサイト ( <a href="http://www.rotary.org">www.rotary.org</a> ) から入手可能。
RI定款	国際ロータリー定款、本要覧の黄色ページ部に掲載。
RI細則	国際ロータリー細則、本要覧の黄色ページ部に掲載。
標準クラブ定款	標準ロータリー・クラブ定款、本要覧の黄色ページ部に掲載。
ロータリー財団細則*	本要覧の黄色ページ部に掲載。
00-00	RI国際大会あるいは規定審議会からの決議案。最初の数字は、決議案が採択された審議会またはRI国際大会の年度。次の数字は採択された決議案の番号。例えば、80-102は、1980年規定審議会で採択された決議番号102を示している。1998年審議会の決定以来、RI国際大会は決議に関する事柄を審議しなくなったが、それ以前の国際大会の採択が本要覧で引用される場合がある。

\*注記：RI理事会および財団管理委員会は年に数回会合するため、理事会および管理委員会の方針は変更されることがある。従って、ロータリー章典およびロータリー財団章典の引用番号は変更される場合があるか、もしくは本要覧出版後の方針が古くなり適しな場合もある。最新の情報は、ロータリー章典およびロータリー財団章典を参照のこと。

---

# 第1部

## 管理

(Administration)





# 第1章 ローターリー・クラブ (The Rotary Club)

## 国際ロータリーの会員組織 (Membership in Rotary International)

RIは、RI定款および細則に従って結成され現に存在するロータリー・クラブによって構成される。クラブがRIに加盟するに当たっては、クラブ定款として標準ロータリー・クラブ定款を採択しなければならない (RI細則2.040.)。標準ロータリー・クラブ定款および推奨ロータリー・クラブ細則は、本要覧の黄色のページおよびRIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) に掲載されている。しかし、1922年6月6日より前にRIに加盟したクラブ、およびRI試験的プロジェクトに参加しているクラブは、そのクラブ独自の標準ロータリー・クラブ定款の下に運営する資格を有する (RI定款第5条第4節、RI細則2.040.2.)。

## ロータリーEクラブ

ロータリーEクラブは、直接顔を合わせるよりも、主にインターネット上で例会を開く (RI細則第1条)。Eクラブは、通常のロータリー・クラブと同様に、奉仕プロジェクト、募金行事、親睦の活動に取り組み、RIの加盟会員としてのすべての権利、特権、義務を有する。本要覧の中で言及されているロータリー・クラブには、特記されていない限り、ロータリーEクラブも含まれる。

## 奉仕部門 (Avenue of Service)

ロータリーの奉仕部門は全ロータリー・クラブの活動の指針となる。

- 1) 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取べき行動に関わるものである
- 2) 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる
- 3) 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである
- 4) 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである
- 5) 奉仕の第五部門である新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである (標準クラブ定款第5条)

## 管理 (ADMINISTRATION)

### 効果的なロータリー・クラブの定義 (Definition of an Effective Rotary Club)

効果的なロータリー・クラブは、

- 1) 会員基盤を維持、拡大する。
- 2) 地元地域ならびにほかの国々の地域社会において奉仕プロジェクトを実施し、成果をもたらす。
- 3) 資金面およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。
- 4) クラブレベルを超えてロータリーにおいて奉仕できる指導者を育成する。

クラブの効果を高めるために援助を必要とするクラブを特定する地区ガバナーの責務については、第2章で扱われている。

### クラブ理事会および役員 (Club Board of Directors and Officers)

理事会はクラブの管理主体であり、各クラブの細則の規定に従って構成される。理事会は、少なくとも月1回会合を開くものと期待されている。クラブの役員は、会長、会長エレクト、直前会長、1名または数名の副会長（以上の人全員、理事会のメンバーとする）、さらに、幹事、会計、会場監督（この3つの役職はクラブ細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであってもなくてもよい）とする（標準クラブ定款第10条第4節）。

#### 資格

クラブ理事会と役員の資格は、標準ロータリー・クラブ定款に定められている。各役員と各理事は、いずれも、瑕疵なき（会員の責務を果たしている）本クラブの会員（名誉会員を除く）でなければならない。会長はまた、会長エレクトである間に、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない（標準クラブ定款第10条第5節）。

さらに、クラブ会長は以下を備えているべきである。

- 1) クラブ全体を指導する能力、および会員からの尊敬と信頼
- 2) クラブの活動を先導し、遂行するのに必要な時間と労力を捧げる心構えと十分な時間
- 3) 自己のクラブの理事、もしくは一つまたは複数の主要委員会の委員、もしくはクラブ幹事を務めた経験
- 4) 1回以上の地区大会と国際大会に出席した経験
- 5) クラブの定款と細則に関する実務的な知識（ロータリー章典10.020.）

クラブの理事会と役員の任務は、各クラブの細則に定められた通りである。

#### クラブ会長の任務

- 1) クラブの諸会合の議長を務める
- 2) 各例会に当たって入念に計画し、開会および閉会の時間を厳守するよう配慮する
- 3) 理事会の定例会合（少なくとも月に1回）の議長を務める
- 4) 任務にふさわしい人をクラブ委員会委員長および委員に任命する
- 5) 各委員会がそれぞれ明確な目標を持ち、一貫して機能するようにする
- 6) 地区大会に出席する
- 7) クラブ内および地区内のロータリーの諸問題に関してガバナーと協力し、かつ諸連絡を速やかに処理する

- 8) 例年の会計検査はもちろん、クラブ予算の編成および会計事務の完全な履行を監督する
- 9) クラブにおいて包括的な研修プログラムが実施されるよう確認し、必要であれば、研修を行うクラブ研修リーダーを任命する
- 10) ガバナー月信、その他事務局とガバナーからの通信、刊行物などから得られる重要な情報が、確実にクラブ会員に伝達されるよう確認する
- 11) 6月にはクラブの財務状況および当該年度のクラブの目標達成状況について、総合的な報告をクラブに提出する
- 12) 任期が終わる前に、会長エレクトと協力して、すべての重要記録、文書、財務事項を含め、任務の引継ぎが円滑に行われるようにする
- 13) 新たな管理事務が順調に発足し、管理運営の継続性が保たれるよう、クラブの新旧理事の合同会合を開く（ロータリー章典10.030.）

### クラブ理事会および役員の選出

クラブの理事会と役員の選出手続は、各クラブの細則に定められている。会長および幹事の職はもとより、理事、委員長の仕事も持ち回り制で務めるといふ原則を守ることができれば、クラブにとって最善である。

クラブ役員が2年続けて同一役職に就くことは奨励されておらず、期待もされていない。しかし、引き続き2年目に同一役員を選んだり、元役員を再選したりすることが有益であるとクラブがみなす場合もある（ロータリー章典10.010.）。

### 役員の就任式

各ロータリー・クラブは、クラブ役員と会員がRIの目的に対する決意を新たにし、再認識する機会を与えるため、各ロータリー年度の初めに役員就任式を開くべきである（ロータリー章典10.010.3.）。就任式の実施例はロータリーのウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）で見ることができる。

### クラブ・リーダーシップ・プラン (Club Leadership Plan)

クラブ・リーダーシップ・プランの目的は、効果的なクラブの管理の枠組みを提供することにより、ロータリー・クラブの強化を図ることである（上記の「効果的なロータリー・クラブの定義」を参照）。

クラブでクラブ・リーダーシップ・プランを実施するために、現、次期、元クラブ指導者は、以下を行うべきである。

- 効果的なクラブの要素に取り組む長期計画を立案する
- 「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」を活用して、クラブの長期計画と調和した年次目標を設定する
- 会員を計画過程に参加させ、ロータリーの活動に関する情報を伝えるためのクラブ協議会を実施する
- クラブ会長、理事会、委員会委員長、クラブ会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、地区委員会の間で明確なコミュニケーションを図る
- 将来の指導者育成を図るための一貫した引継ぎ計画の概念を含め、指導の継続性を確保する
- クラブ委員会構成とクラブ指導者の役割と責務を反映させるために、細則に修正を加える

- ・ クラブ会員間の親睦を深めるような機会を提供する
- ・ 会員全員がクラブのプロジェクトや運営に活発に関与するようにする
- ・ 以下を確実にする包括的な研修を立案し、実施する
  - － クラブ指導者が、適宜、地区研修会合に出席する
  - － 新会員のために一貫したオリエンテーションを定期的実施する
  - － 現会員のために継続的教育の機会を提供する
  - － 全会員が指導力育成プログラムを受けられるようにする

地区リーダーシップ・プランに示されているように、クラブ指導者は、地区指導者と相談しながらクラブ・リーダーシップ・プランを導入すべきである。クラブはプランを毎年見直すべきである。

### クラブの各種委員会 (Club Committees)

クラブの各委員会は、奉仕部門に基づく年次目標と長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保つため、可能であれば、委員が同じ委員会を3年間務めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を埋めるために委員と委員長を任命し、計画会議を設ける責務がある。各委員長は、当該委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

- ・ **管理運営委員会** クラブの効果的な運営に関連する活動を実施する
- ・ **会員増強委員会** 会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実施する
- ・ **公共イメージ委員会** 一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施する
- ・ **奉仕プロジェクト委員会** 地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施する
- ・ **ロータリー財団委員会** 寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施する

その他、必要に応じて臨時(アドホック)委員会を設けることができる。

### 研修の要件

クラブの各委員長は、就任する前に地区協議会に出席すべきである。

### 地区指導者との関係

クラブの各委員会は、ガバナー補佐および関連する地区委員会と協力すべきである。

### 報告要件

クラブの各委員会は、委員会活動についてクラブ理事会に定期的に報告すべきであり、適切であれば、クラブ協議会において報告を行う(ロータリー章典17.030.6.)。

### クラブ協議会 (Club Assemblies)

クラブ協議会は、クラブのプログラムと活動もしくは会員教育について協議するために開かれる、クラブ役員、理事、委員会委員長を含む全クラブ会員の会合である。クラブの全会員の出席が要請される。クラブ会長、もしくは指定されたほかの役員が、クラブ協議会の議長を務める。クラブ協議会は、ガバナーまたはガバナー補佐の訪問時や、ほかの適切な時に数回開かれる。クラブは、地区全域のプログラムと活動に関する報告が受けられるように、地区協議会と地区大会の直後にクラブ協議会を開催するよう奨励されている(ロータリー章典7.050.)。

## ロータリー・クラブと他団体 (Rotary Clubs and Other Organizations)

クラブは、いかなる他団体にも加入すべきではなく、また、他団体の会員としての義務を負うべきでもない（ロータリー章典11.040.1.）。クラブは、その会員を他団体に束縛したり、RIの枠外で正式なクラブの連合体を設立する権限はない（ロータリー章典2.020.）。

クラブは奉仕プロジェクトの後援に協力することができる（ロータリー章典2.020.）。クラブの役員と委員会は、他団体の役員および委員会と会合してもよいが、クラブの同意なしにクラブを束縛するようなことがあってはならない（ロータリー章典11.040.4.。また、第2章の「地区とロータリー・クラブによる他団体との協力」、第5章の「ロータリー・クラブ、ロータリー地区およびほかのロータリー組織によるロータリー標章の使用：ほかの団体の標章との使用」を参照のこと）。

クラブは、都市内または都市圏内のほかのクラブやほかの奉仕団体と協同し、長期的な奉仕活動を開発し、維持していくよう奨励されている。ただし、合同奉仕活動に参加するすべてのクラブが明確に認識されるものとする（ロータリー章典27.060.4.）。

## 国法の順守 (Club Compliance with National Laws)

各ロータリー・クラブは、クラブが存在し、運営されている国の法律に従うものと期待されている。クラブは、以下の条件の下、特定の法的要件を満たすために必要な措置を取ることができる。

- 1) 当該国におけるクラブの組織、実際の管理運営、機能に関連する措置が、RIの組織規定文書と矛盾しないこと
- 2) 時折改正されるRI組織規定文書に、クラブが従い続けること
- 3) クラブが、あらゆる面でRIの加盟ロータリー・クラブであり続け、加盟クラブとして機能すること

自国の法律がRI組織規定と矛盾する場合、関係クラブは必ずRI理事会に問題を提出し、検討を仰ぐべきである（ロータリー章典2.070.）。ロータリアンは、他国の法律や慣習を批判することを避けるべきである（ロータリー章典8.050.4.）。

## 仲裁および調停 (Arbitration and Mediation)

標準ロータリー・クラブ定款の第12条と16条は、クラブ内の意見の衝突の調停または仲裁手続を規定している。RI細則第24条は、ロータリー・クラブの現会員または元会員、ロータリー地区、RIまたはRI役員との間の意見の食い違いを解決するための手続を定めている。

## 財務 (FINANCES)

すべてのクラブ会員は、クラブ細則の定める入会金と年会費を納入しなければならない（標準クラブ定款第11条）。ロータリー・クラブは、少なくとも10名分に相当するRI人頭分担金を支払わなければならない（RI細則17.030.1.）。

これに加え、各クラブは、地区会費（第2章を参照）とRI人頭分担金（第3章を参照）を支払う。

## クラブ資金の取扱 (Handling Club Funds)

各会計年度の初めに、クラブの理事会は、その年度の収支予算を作成するか、または作成させなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出

の限度となるものとする。ただし、理事会の決定措置によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

すべての勘定書は、理事もしくはほかの役員のうち2名の承認を受けた後ではじめて、会計あるいはほかの権限ある役員によって支払われるものとする。クラブのすべての財務処理は、毎年、公認会計士またはほかの有資格者が、独立した監査を行わなければならない（ロータリー章典9.010.）。

クラブの例会は、食事を伴うことが義務付けられておらず、よって個々のロータリアンの費用を抑えることができる（ロータリー章典9.010.2.）。クラブは、会員の費用を最小限に抑えるために、罰金を課したり、非公式のクラブの賦課金を設けるといった慣行を見直すべきである（ロータリー章典9.010.1.）。

### 新加盟クラブ

5月15日またはそれ以前に新たに加盟したクラブに限り、7月1日における会員数を証明し、その日付における人頭分担当金を支払うものとする。同様に、11月15日またはそれ以前に加盟した新クラブに限り、1月1日における会員数を証明し、その日付における人頭分担当金を支払うよう要請される。

### 比例人頭分担当

クラブ会員に選ばれた会員のおのおのにつき、各クラブは、次の半期が始まるまで比例人頭分担当金を支払わなければならない。会員となってから丸1カ月ごとに支払うべき額は、人頭分担当金の12分の1とする。比例分担当金は7月1日と1月1日に支払うものとする（RI細則17.040.2.）。

半期中途で退会した会員の人頭分担当金については、クラブはRIから払戻しを受けることができない。比例人頭分担当金は、RI細則4.030項に記載されている通り、移籍会員あるいは他クラブの元会員のためにクラブが支払うことはないものとする（RI細則17.040.2.）。時としてクラブが（会費の徴収を済ませる前に）支払うべき人頭分担当金および雑誌購読料をとりあえず立て替えて送金し、後に至りその期間の会費を未払いのまま死亡、退会、あるいは会員資格を喪失した会員の分をクラブが立て替えたことが判明した場合、事務総長は、事情に応じた調整をして払い戻しをする権限が与えられている（ロータリー章典70.010.2.）。

### 半期報告

7月と1月の初めに、各クラブの幹事に人頭分担当金請求書を含む半期報告書（SAR）資料一式が送られる。クラブは、人頭分担当金請求書が正確なものとなるよう、毎年6月1日と12月1日までに、RIに更新した会員リストを提出しなければならない。7月または1月の第3週までに半期報告書資料一式を受け取っていないクラブは、www.rotary.orgの「会員アクセス」を通じて資料一式をダウンロードするか、Eメール（data@rotary.org）で要請する必要がある。この資料一式を受け取っていない場合でも、人頭分担当金を支払わなければならない。

半期報告の請求書には次の項目が記載されていることがある。

- 「ザ・ロータリアン」誌の定期購読料（ロータリー地域雑誌の定期購読料は別に請求される）
- 保険料（不定額、米国のクラブのみ）

クラブ会長と幹事は、以下の方法で半期人頭分担当金を支払うことができる。

- ・ ウェブサイト (www.rotary.org) の会員アクセスからクレジットカード払い
- ・ 半期報告書資料を添えて小切手または為替払い
- ・ 電信送金

## RIに対し滞納金のあるクラブ

### (Clubs with Past Due Financial Obligations to RI)

全クラブには、各半期報告書式を送付する際の書簡で、RIに対する人頭分担当金およびその他の納入義務金の未払いに関する理事会方針が通知されるものとする（ロータリー章典9.020.1.）。終結の通知は、書留郵便でクラブに送付され、その写しが同地域のガバナーと理事に送付される（ロータリー章典9.020.3.、9.020.6.）。RIは、未納となっているクラブの納入義務金の徴収について以下の手順を採択した。

- 1) 米貨250ドルを超える未納金のあるクラブには、支払期日を90日（3カ月）超過すると、督促通知が送付される
- 2) 米貨250ドルを超える未納金のあるクラブは、支払期日を180日（6カ月）超過すると、加盟が終結される
- 3) 会員一人当たり米貨10ドル（ただし、少なくとも会員10人分）の加盟復帰料を含め、終結の270日（9カ月）以内に未納金を全額納めた終結クラブは、加盟復帰することができる
- 4) 米貨50ドル以下の未納金は、支払期日を270日経過すると帳簿から抹消することができる
- 5) 米貨250ドル以下の未納金のあるクラブには、支払いを督促する書簡が送付されるが、加盟終結という言葉はない
- 6) 米貨50ドル未満の滞納が続くクラブは記録に留める。未納が2周期続くと、事務総長の裁量でクラブの加盟を一時停止することができる
- 7) クラブの財政義務に関する抹消記録は維持しておき、理事会がいつでも閲覧できるようにしておく（ロータリー章典9.020.2.）

### 納入義務金の未払いにより加盟が終結されたクラブの加盟復帰 (Reinstatement of Clubs Terminated Due to Nonpayment of Financial Obligations)

加盟が終結されたクラブは、終結から1年（365日）以内のみ、加盟復帰を試みることができる。クラブが終結から90日以内に加盟復帰しようとする場合、クラブは、終結時における未納金全額、終結から加盟復帰までの期間に引き続き生じたすべての半期人頭分担当金、および会員一人あたり米貨10ドルの加盟復帰料を支払わなければならない。

クラブが終結から90日を過ぎ、365日以内に加盟復帰しようとする場合、終結から90日以内に加盟復帰しようとするクラブと同じすべての必要条件を満たすのに加え、加盟復帰申請書を記入し、会員一人あたり米貨15ドルの申請料を支払わなければならない。

加盟復帰しようとするクラブは、半期人頭分担当金支払い期日から1年（365日）以内のみ会員名簿を修正することができる。終結から365日目の時点までに、支払いが一部しか行われていない場合、未納金は終結したクラブの滞納金に対して適用される。

支払うべき金額すべて、すなわち、終結時における未納金全額、終結から加盟復帰までの期間に生じたすべての半期人頭分担当金、申請料、加盟復帰料を含む金額を、終結から



365日以内に支払わない終結クラブは、当初の加盟認証状を失い、加盟復帰する資格を喪失するものとする（ロータリー章典9.020.7.）。

## 業務が一時停止されているクラブの状況 (Status of Clubs with Services Suspended)

会費またはRIに対するそのほかの金銭的債務、または承認されている地区資金負担金の支払を怠ったクラブの加盟は、RI理事会においてこれを停止することができる（RI細則3.030.）。停止の理由が6カ月以内に解消されない場合、RI理事会はそのクラブを終結するものとする。クラブは、加盟が停止されている間、RI細則によりクラブに与えられているいかなる権利も持たないものとする。ただし、RI定款によってクラブに与えられている権利は保持するものとする（RI細則3.040.）。

事務総長は、ロータリー・クラブが6カ月を超えて地区の人頭賦課金を滞納していることを地区ガバナーが確認した場合、同クラブに対するRIからの業務を一時停止する権限が与えられている（ロータリー章典31.030.13.）。このクラブが地区人頭賦課金を支払ったことをガバナーが事務総長に対して確認するまで、以下のRIの支援業務が停止される。

- 1) RIのメーリングリストへの掲載
- 2) 出版物や定期刊行物の送付
- 3) プログラムの新しい申請書の受理や既に提出された申請書の手続き、および進行中のロータリー財団プログラム補助金（奨学金）の提唱クラブまたは受入クラブとしての認定など、ロータリー財団の業務を含む事務局からの支援業務
- 4) ガバナー月信、地区のメーリングリストへの掲載、公式訪問といったガバナーからの支援

地区ガバナーは、停止処分中のクラブが以下の事柄を行うことができるよう、引き続き最低限の送付物をクラブに送付しなければならない。

- 1) ガバナー指名委員会に推薦書を提出する
- 2) 認められた郵便投票を行う
- 3) 地区大会および地区協議会において投票する
- 4) 規定審議会で制定案または決議案を提出する
- 5) 規定審議会で提出された立法案に同意する
- 6) 地区ガバナー候補者の指名に対する対抗候補者を支持する
- 7) RIの組織規定により認められているそのほかの行動を取る（ロータリー章典17.060.1.）

## 保険と法人組織 (Insurance and Incorporation)

クラブは、クラブのプロジェクトと活動から発生しうる事故や損害に対する賠償責任から保護される手はずを整えるべきかどうかについて、法律顧問または責任保険の顧問から助言を受けるよう強く勧められている。保護は、クラブ自体（またはその活動）の法人化を通じて、あるいは適切とみなされる損害賠償保険に加入することで手配できる。

米国およびその領土におけるクラブに対しては、賠償責任保険と理事および役員／雇用慣行賠償責任保険への加入が義務付けられており、これはRIを通じて提供される。保険金および関連諸費用を支払うのに十分な金額について、各クラブの査定が行われる（ロータリー章典71.080.2.）。

ロータリー・クラブの法人化の是非は、地元の状況に照らし合わせてクラブが決める問題である（ロータリー章典2.050.）。ロータリー・クラブ側に法的責任が生じる可能性がある特殊な活動に従事することをクラブが提案する場合、クラブ自体よりむしろ活動を法人化することが望ましい（ロータリー章典2.060.）。

RI理事会は、クラブがその法人設立定款の中に、今後の改正も含め、現在のRI定款・細則に忠実に従うという文言を加えるなら、法人化に反対するものではない（ロータリー章典2.050.）。

RI理事会は、法人設立定款として、次のような一般規定を承認している。

本法人の名称は、法人 \_\_\_\_\_ ロータリー・クラブと称する。  
(国、都道府県) (市町村)

この法人は、非営利法人とする。その目的は、慈善、博愛、かつ、ロータリーの綱領を奨励、推進、拡大することと、国際ロータリーの加盟クラブとしての関係を維持することである。

この法人設立の準拠法である \_\_\_\_\_ 州/県の法令の規定の認める範囲内で、本法人は国際ロータリーの統轄に従うものとする。

この法人は、法人設立定款に列挙されている趣旨に沿い、かつ、法人設立の準拠法である \_\_\_\_\_ 州/県の法令に反しない細則を採択できるものとする（ロータリー章典2.050.1.）。

新たに設立された法人は、標準ロータリー・クラブ定款と推奨クラブ細則のすべての関連規定をその法人細則として採用すべきである。法人設立定款は、法人が設立された地域の法律で義務付けられている追加の記述や表明を含まなければならないが、法人となったクラブはあらゆる点においてRIの加盟クラブであり続けなければならない（ロータリー章典2.050.2.）。

事務総長は、RI理事会に代わって、法人申請書を審査し、受諾するよう要請されている。さらに方針声明が必要とされる特別な状況の場合、事務総長は、この申請書を執行委員会に付議する（ロータリー章典2.050.3.）。

## 出席 (ATTENDANCE)

出席の要件は標準ロータリー・クラブ定款に規定されている（標準クラブ定款第9条および第12条第4節）。クラブの指導者は、クラブ会員と会員候補者に対し、規則正しい出席の価値と意義を強調するよう奨励されている（ロータリー章典7.060.）。

クラブ例会の欠席をメイクアップする方法が、標準ロータリー・クラブ定款に記されている（標準クラブ定款第9条）。

### クラブ例会の欠席 (Absence from Club Meetings)

以下の理由によりクラブ例会を欠席した会員を出席扱いにできる規定はない。

- 1) 陪審員としての任務
- 2) 義務付けられている州（県）議会への出席
- 3) 船上で開かれる非公式なロータリアンの会合への出席
- 4) 他の奉仕クラブでの演説
- 5) 兵役または国家警備隊に徴兵された場合

## RI会合への出席

理事会は、標準ロータリー・クラブ定款、第9条1節 (a) (3) を、会員が地区大会などのRI会合に1日出席するごとに1回分の例会出席を果たしたと認めるものであると解釈する。ただし、例会出席の代わりとなる会合の日が、通常メイクアップが認められている期間内に当たることを条件とする。

## 出席義務規定の免除 (Leave of Absence)

クラブは、クラブ細則の定める通り、一時的な出席義務規定の免除を認める規定について会員に知らせるべきである (ロータリー章典7.070.)。

## 職業分類 (CLASSIFICATIONS)

職業分類の規定は、標準ロータリー・クラブ定款第8条に定められている。

選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの元会員またはロータリー財団学友の職業分類は、その人が正会員に選出されることを妨げるものではない。ただし、会員が職業分類を変更した場合、クラブは同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる (RI定款第5条第2節、および標準クラブ定款第8条第2節)。ロータリー・クラブの各正会員は、会員の事業、専門職、または社会奉仕活動の種類に従って分類される。職業分類はロータリアンの所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものである (標準クラブ定款第8条第1節(a))。例えば、鉄道会社、鉱業会社、製造会社における常勤の電気技師、保険査定人、支配人などは、その役職に基づいて、あるいは会社、企業、団体の代表として、その会員身分を検討することができる。

職業分類の原則により、クラブは、所在する地域社会の職業をより一層多様に代表することができる。各クラブは、ロータリーの職業分類と会員身分の原則に従うべきであり、機会があれば、クラブ内に存在する不規則な職業分類あるいは会員身分を修正すべきである。クラブは、職業分類の慣行を慎重に検討し、現代の事業や専門職、および社会奉仕活動の環境に合わせるために必要であれば、職業分類に拡大解釈を適用すべきである (ロータリー章典4.050.)。クラブは、全会員の職業分類をクラブの名札に記載し、随時更新することによって、現在の職業が反映されるようにすべきである。

## 均衡のとれた会員組織 (Balanced Membership)

各クラブは、一事業、一専門職、または一種類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員構成を有すべきである (RI定款第5条第2節 (b))。クラブは、地域の人口統計を検討し、地域社会で一般に認められたすべての事業や専門職ならびに人々の代表者が集まる会員組織を持つよう努めるべきである。ただし、RI定款第5条および標準ロータリー・クラブ定款第8条の原則に従って可能な範囲で、そのような代表を集めるものとする。クラブは、専門職と事業の環境を正確に反映することを目指すべきである。

いかなるクラブも、RI加盟年月日に関係なく、定款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づき会員身分を制約すること、もしくはRI定款またはRI細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課すことはできない (RI細則4.070.)。

## 若年層の会員

クラブは、元ロータリーアクター、研究グループ交換参加者などのRIとロータリー財団のプログラム学友を含め、会員資格を備えた若い人々を探し出すことの重要性を常に念頭に置くべきである。クラブは、現在その数を増しつつある、事業と専門職の分野で責任ある地位に就く若い人々の、ロータリー入会への関心を高める方策を実施すべきである。クラブは、年齢35歳未満の会員の会費と入会金を免除することができる。さらに、クラブがこの年齢層の新会員のために地区会費を負担するか、地区協議会あるいは地区大会での決定により、地区がこの年齢層の新会員の地区人頭賦課金を減額することができる（ロータリー章典5.040.2.）。

また、ロータリー・クラブは、地元地域のロータリー財団学友との連絡を維持し、会員となる資格をまだ備えていない学友、あるいは、入会の誘いを辞退した学友の才能を生かすべきである（ロータリー章典5.020.）。

## 職業分類の調査 (Classification Survey)

体系的にまとめられた職業分類の一覧表は、クラブ発展の理論的基盤となる。RIは職業分類の一般的な一覧表というものを備えていない。クラブは、クラブの会員基盤を進展させ、強化するために、常に最新の職業分類調査の結果を備え、これを活用すべきである（ロータリー章典4.050.）。

会員についての調査資料はロータリーのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) から入手できる。

## 営利化と配布 (COMMERCIALIZATION AND CIRCULARIZATION)

### ロータリーの営利化 (Commercializing Rotary)

RIの「公式名簿」は、全ロータリアンへ情報を伝えるために毎年発行されている。いかなるロータリアンも、「公式名簿」、クラブや地区の名簿、ロータリー関連プロジェクトや活動に関連して作成されたその他のデータベースや名簿を、営利目的のために使用してはならない（ロータリー章典11.030.6.）。

### ロータリー・クラブへの配布 (Circularizing Rotary Club)

ロータリー・クラブへの配布が許される限定条件は以下の通りである。

他クラブまたは他クラブの会員の協力を要請するロータリー・クラブは、電話勧誘販売を含め、いかなる事柄に関してであろうとも、まず、その目的と計画をそれぞれ関係する地域のガバナーに提出し、承認を得なければならない。これは、あるクラブが、二つ以上のロータリー・クラブ、あるいは二つ以上のクラブの会員の協力を要請しようとする場合にのみ適用される（ロータリー章典11.030.1.）。

このような種類の活動を行うロータリー・クラブは、関係するロータリー・クラブの名称がわかるよう適切な表示や字句を含め、ロータリーの標章の使用に関するRIの方針に従わなければならない（ロータリー章典11.030.1.および33.020.6.）。

いかなるクラブも、まずRI理事会の承認を受けるまでは、ほかのロータリー・クラブ、あるいは自クラブの会員以外のロータリアンに資金の援助あるいは営利目的の事業への参加を求めてはならないものとする。

事務総長は、電話勧誘販売を含め、許可されていない懇請活動が行われている地区のガバナーに対し、このような活動を止めさせるための措置を取るよう要請するものとする。引き続き本方針が守られない場合には、クラブの終結も含め、十分な理由に

よる懲戒処分が取られる可能性を考慮し、RI理事会へ報告される（ロータリー章典11.030.1.）。

一般の人々に対する懇請を行う目的で、商業的な電話勧誘販売、インターネット・ウェブホスティング、またはEメールの会社を代行として使うことを望むロータリー・クラブと地区は、まず、関係地域のガバナーにその目的と計画を提出して承認を得た上で、資料配布に関する現行のロータリーの方針を順守し、関係するロータリー組織の適切な表示や字句を含めなければならない（ロータリー章典11.030.4.）。

RIの「公式名簿」は、配布目的のために、ロータリアンまたはクラブや地区に提供してはならない（ロータリー章典11.030.6.）。クラブや地区の名簿には、ロータリアン以外の人に配布するものではないこと、また営利目的の郵送名簿としても使用してはならない旨の注意書きを含めなければならない（ロータリー章典11.040.7.）。

## 会員情報の保護 (Protecting Member Information)

国際ロータリーとロータリー財団の事務局は、プライバシーに関する4つの原則をはっきりと表明している。公正な情報管理を行うというこれらの原則を守ることは、加盟クラブ、ロータリアン、そのほかの人々の信頼を維持するというRIと財団の目標にとって極めて重要であると、私たちは強く信じている。

事務局は、200以上の国と地域のおよそ120万人のロータリアンを支援している。RIは、クラブレベル、地区レベル、国際レベルで組織され、奉仕プログラムを実施している。クラブと地区を援助し、ロータリーに関してロータリアンやほかの人々へのコミュニケーションを促進するための努力の一環として、事務局は、慎重に扱うべき個人情報の収集を行なっている。

情報の公正な管理を実践するため、事務局は、データ保護に関する以下の原則を守る。

- 1) 主要な業務目的のためのみに情報を収集し、使用する。個人のプライバシーは非常に重要であるため、事務局は、主要な業務目的を提供し、遂行するのに必要な情報のみを収集し、使用する。法を順守し、事務局が情報を保管している個人に対して公正であり、また、これらの個人との関係を維持するために必要な情報のみを保持する。これは、当該個人の同意なしに、または法律的な権限なしに、関連しない目的のために情報を開示しないことを意味する
- 2) データの質の向上に努める。事務局が使命を正しく遂行する能力は、正確な情報の維持にかかっている。ロータリアンやほかの人々に関して国際ロータリーが維持する情報を、正確なものに保つ
- 3) データの使用方法について透明性を保つ
- 4) 違反の可能性に関しては、切迫感をもって行動する。私たちが奉仕する人々を保護する責任は、事務局における共同責任である。私たちが確立したプライバシー保護の慣行が順守されるよう、調査を迅速に行い、必要な措置を取る

事務局は、世界中の加盟クラブ、ロータリアン、そのほかの人々について集めた情報を守ることは重要だと信じており、プライバシーとデータ保護への取り組みを反映した信念の声明とこれら主要なプライバシーの原則を採択した。加盟クラブ、ロータリアン、そのほかの人々はすべて、この原則を実践するよう奨励される。事務局は、世界中の加盟クラブ、ロータリアン、そのほかの人々のデータを保護する目的で作成した組織の方針、指針、内部手続きなどを通じて、プライバシー保護のこの取り組みを実践している。誠実な情報管理

者として行動するための努力において、事務局は、定期的の方針を見直し、定められた慣行を順守していることを確認する。

クラブ、クラブ役員、クラブ委員会委員およびロータリアンの名簿を他団体に提供してはならない。ただし、RI理事会が適用法を侵しかかる名簿を提供してはならないことを前提に、政府機関から合法的な要請がある場合、あるいは、RI理事会の同意による場合は、この限りではない（ロータリー章典11.040.2.）。クラブ会員名簿を入手したい者は、当該クラブから入手するか、RIにクラブ会員の名簿を提供するよう指示した当該クラブから事務局宛の書面を取得しなければならない。ガバナーが会員リストを請求した場合、事務総長は、地区内の全ロータリアンのリストをガバナーに提供する（ロータリー章典11.050.1.）。

### 電話勧誘販売 (Telemarketing)

一般の人々に対する懇請を行う目的で、商業的な電話勧誘販売、インターネット・ウェブサイト管理会社、またはEメール関連会社を使う場合は、その目的と計画についてガバナーの承認を必要とし、資料配布に関する現行のロータリーの方針を順守し、ロータリー組織についての適切な表示や字句を含めなければならない。事務総長は、本方針に従っていないすべての地区のガバナーに対し、そのような活動を中止する措置を講ずるよう要請するものとする。引き続き本方針が守られない場合には、終結も含め、十分な理由による懲戒処分が取られる可能性を考慮し、RI理事会へ報告される（ロータリー章典11.030.1.、11.030.2.、11.030.3.、11.030.4.、33.020.6.、42.010.15.）。

### 親睦 (FELLOWSHIP)

#### ロータリアンの親族 (Relatives of Rotarians)

すべてのロータリー・クラブとロータリアンは、諸活動を計画する際、ロータリー・クラブ会員の配偶者と家族のことを考慮に入れるべきである。これらの配偶者と家族は、ロータリー・クラブとの結びつきから生じる奉仕目標と親睦に寄与することができる（89-139）。

多くのクラブは、ロータリアンの奉仕活動ならびにロータリー・クラブの諸活動に協力し、それを支持するロータリアンの親族をもって構成される委員会もしくはその他の組織を有し、その恩恵に浴してきた。クラブは、次の指針に沿った上で、ロータリアンの配偶者または家族のグループを提唱するよう奨励されている。

- 1) 賛助グループ、委員会、団体は、その配偶者または家族が会員である地元のロータリー・クラブと提携し、定期的な連絡をとり続けること
- 2) このグループの目標には、ロータリー・クラブ奉仕活動の支援、会員間の友好の奨励、ロータリーの全般的理想の推進が含まれていること
- 3) このようなグループの活動、プロジェクト、プログラムは、主として、地元ロータリー・クラブの目標を支援または補足すべきものであること

この趣旨は、賛助グループまたは団体が、地域のクラブと単に非公式に提携するということにすぎない（ロータリー章典6.020.1.）。このようなグループは、ロータリー標章の使用に関する制限事項を参照すべきである（第5章参照）。

## クラブの例会 (CLUB MEETINGS)

### 例会場 (Meeting Places)

各クラブは、自己の権限で例会場を決定できる。各クラブの会員は、いずれもほかのロータリー・クラブの例会に出席する権利があるため、クラブは、ほかのロータリー・クラブのどの会員でも出席できるような場所で例会を開くものと期待されている（ロータリー章典7.010.）。クラブは、その所在地域内において例会を開くべきである（ロータリー章典7.010.1.）。ロータリーEクラブは、直接顔を合わせて会合を開くよりも、主にオンラインで会合する。ロータリアンは、公式名簿またはRIのウェブサイト（www.rotary.org）の「クラブの所在地検索」で、クラブの例会日、時間、場所を探することができる。クラブは、体の不自由な人がクラブの会合に出席したり、クラブの奉仕活動に参加したりできるよう、適切な手配をすべきである。

ロータリアンの非公式な会合は、クラブあるいは地区の公式会合とはならない。従って、非公式会合の出席者によるいかなる決議も、クラブあるいは地区の意見の表明であると理事会がみなすことはない（ロータリー章典7.090.）。

### 来賓 (Guests)

クラブは、ロータリアンではない地元の人々にクラブの役割とその目的を理解してもらうため、クラブ例会に来賓を招くことを会員に促すよう努めるべきである（ロータリー章典7.080.1.）。報道関係者またはほかのクラブの会員は別として、クラブまたはクラブ会員が長期間同一人を来賓とすることは望ましくない。

クラブはまた、次を行うよう奨励されている。

- 1) 来訪ロータリアンとその配偶者を歓迎すること。来訪ロータリアンのゲストを迎えるかどうかの裁量権はクラブにある（98-278; ロータリー章典7.080.3.）
- 2) 大学生やその他の学校の生徒を招待し、こうした学生に積極的に関心に向け、ロータリーの理念や基本原理を知ってもらうようにする（ロータリー章典7.080.2.）
- 3) ロータリー財団の学友、特にクラブの所在地に最近転居してきた学友を歓迎すること。学友は、来訪ロータリアンが払うのと同じ金額の出席費用を払うものと期待される（ロータリー章典7.080.4.）

すべての会員は、いつでも他クラブの例会に出席する特典を持つ。ただし、以前に当該会員の会員身分を正当な理由で終結したクラブを除く（RI細則4.100.）。

### クラブのプログラム (Club Programs)

クラブは、地元地域のニーズに応じて独自のプログラムを開発すべきである。特定の奉仕プロジェクトやプログラムを、クラブのために提唱したり、クラブが行うよう指示したりすることは、RIプログラムの範囲内ではない（ロータリー章典8.010.）。クラブは、クラブ業務と活動の討議のためだけの例会を開くべきである（ロータリー章典7.030.）。

クラブは、会員に対し、ロータリー情報、ロータリー教育、リーダーシップ研修を提供することのみを目的とした例会を定期的に開くべきである（ロータリー章典7.030.1.）。RIが指定している月ごとのプログラムの強調事項のリストは、「用語集」を参照のこと。

クラブは、会員が関心を持つ公共問題を適切に討議することができるが、このような問題が論議を呼ぶものである場合には、両方の意見が十分に代表されることが条件であ

る。意見の分かれている公共問題に対しては、いかなる団体行動も取らないものとする（ロータリー章典7.030.2.）。

クラブは、言葉の障壁や文化的、社会的背景の相違から生じる可能性のある困難を克服するのに役立つ手段として、自国以外の国の文化、経済、地理的な状況に関するプログラムを設けるべきである（ロータリー章典7.030.3.）。

クラブは各ロータリー年度に少なくとも2回、ロータリー財団の目的、財団プログラム、および寄付増進活動に関するプログラムを行う会合を設けるよう奨励されている。これらのプログラムのうち一つは、ロータリー財団月間である11月中に行われるべきである（ロータリー章典7.030.4.）。

### **ロータリアンの講演者と来訪者の謝礼費用 (Paying Expenses of Speakers and Visitors)**

クラブがRIの現役員や元役員あるいはほかのロータリアンを招く場合は、そのクラブが費用を負担しなければならない。RIは、ロータリーについて話す有料の講演者をクラブに提供したり、クラブのために講演者を確保することはない（ロータリー章典7.040.）。

### **祝詞および祈禱 (Invocations and Prayers)**

世界中のロータリー・クラブには、いろいろな宗教的信仰あるいは価値観をもち、人類への奉仕に結束している会員がいる。各ロータリー・クラブは自治的なものであるから、寛容というロータリーの基本原則に立ち、人道的奉仕プロジェクトへのロータリアンの参加を奨励するような形で、良識を働かせて例会を行うべきである（ロータリー章典7.020.）。

### **酒類 (Alcoholic Drinks)**

ロータリーの会合で酒類を供するかどうかは、各クラブが決定するものとする。この問題に関してロータリーは何ら公式の方針を持っていないが、今までの経験と多くのロータリアンが表明した意見に従い、少なくともその習慣のない国においては、ロータリーの会合では酒類を供しないほうがロータリーのためによい。

### **喫煙 (Smoking)**

健康に有害であることを認識し、会員ならびに来賓は各自、会合およびそのほかのロータリー関連の行事の間、喫煙を控えるよう奨励される（RI細則2.050.）。

### **ほかの奉仕クラブとの合同例会 (Joint Meetings of Service Clubs)**

クラブ理事会により承認された特定の場合を除き、ロータリー・クラブは、他の奉仕クラブと合同で週例会を開いてはならない（ロータリー章典11.040.3.）。

### **会員身分 (MEMBERSHIP)**

ロータリー・クラブの会員身分はあくまで個人のものと考えられるべきであって、個々の会員を雇用する経営組織または法人企業のものではない（ロータリー章典4.030.）。

### **事業場または住居の所在地 (Location of Business or Residence)**

クラブの各正会員は、クラブで分類されている事業、専門職、または社会奉仕に、直接かつ積極的に現在携わっているか、携わった経験がなければならない。ただし、別段の規定による場合を除き、正会員の事業場または住居は、クラブの所在地域内、もしくはその周辺地域になければならない（RI定款第5条第2節、標準クラブ定款第7条第3節）。「事業



場」とは、正会員または推薦されている正会員候補者が通常自己の事業または専門職に従事し、責務を果たす所を指すものと了解されている（ロータリー章典4.010.2.）。「住居」は、その個人の主な居住地を指すものと了解されている（ロータリー章典4.010.3.）。

クラブの所在地域、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会の承認を得て、その会員身分を保持できる、あるいは1年を限りとして出席義務規定の特別免除が与えられる。ただし、その会員はクラブ会員身分に伴うすべての条件を引き続き満たさなければならない（RI定款第5条第2節(a)、標準クラブ定款第12条第2節(a)）。

### **他団体の会員 (Membership in Other Organizations)**

ロータリー・クラブにおける会員の責任を果たすためには、ロータリアンは、会員としての義務を果たす機会を事実上減らしかねない同種の地域クラブまたは奉仕クラブに所属してはならない。ロータリー・クラブ会員の選考に当たっては、既にほかの奉仕団体の会員であるか否かを明らかにしなければならない。ロータリアンが、同種の地域クラブまたは奉仕クラブに入会しようとする場合は、あらかじめ所属ロータリー・クラブの理事会の承認を求めなければならない（ロータリー章典4.020.）。

クラブ理事会は、正当な理由がある場合、いかなる会員の会員身分も終結することができる（標準クラブ定款第12条第5節(a)）。ほかの奉仕クラブにおいて引き続き会員であるために、ロータリー・クラブ会員としての義務を果たしていない場合も、その会員身分を終結させることができる（ロータリー章典4.020.1.）。

### **同一のクラブで同時に正会員および名誉会員になること (Active and Honorary Membership in Same Club)**

同一のクラブで同時に正会員と名誉会員を兼ねることは、認められない（RI細則4.040.、標準クラブ定款第7条第5節）。ただし、一つのクラブで正会員であり、ほかのクラブで名誉会員であることはできる。

### **名誉会員 (Honorary Membership)**

名誉会員を選ぶ手続は、標準ロータリー・クラブ定款の第7条第6節に規定されている。クラブは、ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を末永く支援した人への特別な称号として、名誉会員の選出には注意を払うべきである。名誉会員の地位はクラブが与える最高の榮譽であり、従って特別な場合にのみ与えられるべきものである（ロータリー章典5.010.）。

名誉会員は、入会金と会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、所属するクラブのあらゆる会合に出席することができ、そのほかクラブのあらゆる特典を享受できる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、例外として、ロータリアンの来賓としてではなくほかのクラブを訪問する権利がある。名誉会員身分は、一人が二つ以上のクラブで保持することができる（RI細則4.050.2.および標準クラブ定款第7条第6節）。

### **男女混合クラブ (Dual-Gender Clubs)**

すべてのロータリー・クラブは、男性と女性の両方を会員に持つよう奨励されている。ガバナーは、地区内のすべてのクラブに対し、男女混合のクラブを目指すよう推進することが

奨励されている。単一性別会員からなるクラブが存在するところでは、その地元で新しく男女両会員から成るクラブを設立するよう推進すべきである（ロータリー章典4.040.）。

### 青少年の保護 (Youth Protection)

クラブにおける会員の終結に関する規定を含め、青少年の保護に関するRIの方針は、第10章、RI細則3.030.4.、ロータリー章典2.110.に記載されている。

### 新しい地域社会へのロータリアンの移転 (Movement of Rotarians into a New Community)

瑕疵なき（会員の責務を果たしている）会員が新しい地域社会に移転しようとする場合、その会員の所属クラブは、移転先の地域社会のクラブにその会員に関する情報を提供すべきである（ロータリー章典4.060.）。

元ロータリアンが、RI細則に従い新しいクラブの会員として推薦された場合、クラブは、その会員候補者が以前に所属していたクラブに連絡し、その会員候補者のロータリーでの活動と関心について情報を要請すべきである。このような手続は、その会員の特定の関心分野を有効に活用する上で新しいクラブにとって有用なものとなる。さらに、元会員を入会させたいと望むクラブは、元クラブへの金銭的債務が一切ない旨を記したその会員候補者の元のクラブからの書面による証拠を提出するよう、本人に要求すべきである。新しい地域へ移転する会員もまた、RIのウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）に掲載されている「ロータリアン移転書式」に記入し、これを提出してもよい。この会員の新しい連絡先は、該当する地区のガバナーに転送される。RIには、自動移籍に関する規定がなく、会員身分は地元のロータリー・クラブの裁量に引き続き任される（RI細則4.030.、標準クラブ定款第7条第4節、ロータリー章典4.060.1.）。

会員は、元クラブ会員を正会員に推薦することができる。これは、被推薦者がかつて所属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなった場合に、可能である。かかる正会員に推薦される元クラブ会員は、元クラブが推薦してもかまわない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない（RI細則4.030.、標準クラブ定款第7条第4節）。

### 元ロータリアンの団体 (Organization of Former Rotarians)

知己と親睦を深め、他者への奉仕に対する個人的な関心を深める目的で結成された元ロータリアンの団体は、好意的にみなされている。このような団体が、ロータリー章典33.020.9.および36.030.5.に概説されている指針に従って組織され、機能しているのであれば、異存を申し立てることはない。しかし、本規定は、このようないかなる団体をも後援したり、あるいは正式に認識したりするものではない。

### 会員証 (Membership Cards)

ロータリー・クラブは、瑕疵なき（会員の責務を果たしている）正会員に対して、RIの公式免許取得者から入手可能な会員証を発行すべきである。クラブを訪問するロータリアンで、そのクラブに個人的に知られていないロータリアンはすべて、自己紹介の手段としてロータリーの会員証を提示すべきである（ロータリー章典5.030.）。

## 会員増強 (MEMBERSHIP DEVELOPMENT)

会員増強には、新会員の勧誘、現会員の維持、新クラブの結成という3つの要素がある。一人でも多くの適格者にクラブに入会してもらい、また、会員の維持率を高めるために、クラブは、会員と地域社会にとっての重要性を保ち、クラブのプログラムと地元地域社会への奉仕を改善し、個々の会員を効果的に従事、参加させ、その関心を絶えず引き付けるような対策を講じるべきである。

会員を増やす主な要素には、次のようなものがある。

- 1) 会長からの一貫した熱意ある奨励および支持
- 2) ロータリー教育、入会式、クラブ活動への溶け込みと参加など、新会員のための充実したプログラム
- 3) 新会員の推薦者の適切な表彰
- 4) 会長およびガバナーが、クラブの成長と地区内の会員増加を適切に表彰し、現会員の維持を図ること
- 5) 妥当な会費、地域社会に対するロータリーの奉仕、ならびにロータリアンおよびその家族が受けるロータリー会員としての恩恵を強調し、注目に値するような適切なロータリーの広報
- 6) 広報活動
- 7) 適切な支援を受け、充実した活動をしている会員増強委員会
- 8) 会員基盤を築くための職業分類調査 (ロータリー章典5.040.)

これに加え、ロータリー・クラブは次のことを行うべきである。

- 1) 会員増強のためのリソースを十分かつ意図的に利用する
  - 2) 潜在的な職業分類を探るために地域社会内の事業と専門職を特定し、それに該当する資格ある候補者を探し出す
  - 3) 奉仕活動を常に地域社会にとって重要性のあるものに保ち、プロジェクトと奉仕活動について地域社会に効果的に知らせる
  - 4) 奉仕活動を常に地域社会にとって重要性のあるものに保ち、会員の関心を絶えず引きつけるものとする
  - 5) 個々の会員を効果的に参加させ、その関心を絶えず引きつけるようなクラブ活動を行う
  - 6) 改善を要するプログラムと分野を特定するため、クラブの評価活動を定期的に行う
- さらに、
- 1) 各クラブは自己の会員増強傾向を調べ、満足すべき進展があるか否かを検討し、それによって健全な発展と会員の維持を図るための対策を講じる必要がある
  - 2) ガバナーとその他の地区指導者は、クラブに協力し、会員が増えない理由に取り組み、可能な改善策は何であるかを特定すべきである
  - 3) 瑕疵なき(会員の責務を果たしている)会員が新しい地域社会に移転する意向である場合、その会員のクラブは、移転先の地域のクラブにその会員の移転に関する情報を提供すべきである

クラブは、長期計画の立案プロセスに継続的に取り組むべきである。クラブは、会員基盤、プログラム、プロジェクトについて継続的に査定評価を行い、地元地域社会と会員にとって十分な重要性を保ち、その期待に応えるべきである。クラブが任意に会員数を制限

すること、また、クラブ会員増強の方法や新会員推薦方法、あるいは新会員をクラブに溶け込ませる方法を知らなかったり、無関心であったりするために、会員の増強ができないのは、ロータリーの原則に沿わず、適切なこととはいえない。

ロータリーの目的の本質は、個人による奉仕の理想の実践を受諾することにある。この責任の中には、個々のロータリアンが他の人とロータリーを分かち合い、適格者をロータリー・クラブ会員に推薦することによってロータリーの拡大に寄与するという義務も含まれていることを認識すべきである（ロータリー章典5.040.3.）。このような努力を奨励し、組織全体として取り組むため、理事会は、「一人ひとりが実践しよう：会員の勧誘と維持」という会員増強のスローガンを採択した（ロータリー章典5.040.8.）。

各クラブは、機会に応じ、クラブに存在する特殊な職業分類、あるいは会員身分を修正するため、ロータリーの職業分類および会員身分の原則に従うべきである。各ロータリー・クラブは職業分類の慣行を慎重に考慮し、現代の事業、専門職務および社会奉仕の環境に合わせて必要に応じて職業分類の解釈を拡大すべきである（ロータリー章典4.050.）。

### 新会員の入会式 (Induction of New Members)

クラブは、新会員のための入会式を行うべきである（ロータリー章典5.050.3.）。各クラブは独自に厳粛で意義深い入会式の手続きを定めるよう推奨されている。クラブは、以下を考慮に入れるとよい。

#### 新会員の入会式

- 新会員の顧問あるいは推薦者が参加した上で、クラブ会長が主催する
- 適切であれば、新会員の配偶者も出席するよう招待する
- 例会場所に掲示したり、クラブ週報に掲載するための写真を提供してもらうこともできる

#### 式典

- ロータリーへの歓迎（ロータリーとその活動内容、会員の責務などに関する簡単な説明）
- 新会員の簡単な略歴紹介
- ロータリー資料の進呈
- 襟ピン、会員証、クラブ名簿の進呈
- クラブ委員会への任命の発表
- 顧問／推薦者からの挨拶
- 新会員による挨拶
- クラブからの歓迎の辞（新会員への歓迎の辞）

クラブは、また、ロータリアンとなることの恩恵と責務について、入会前にロータリアン候補者を教育することを目的とした、充実した会員情報プログラムを開発するよう奨励されている。情報提供、招待、入会式という新会員の3段階に関する詳細は、RIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) に掲載されている。

## 新クラブ (NEW CLUBS)

### 創立会員の最低人数 (Minimum Number of Charter Members)

新クラブは最低25名の創立会員を有していなければならない。創立会員の少なくとも50パーセントは、新クラブが設立された地元地域社会の居住者でなければならない (ロータリー章典18.050.5.)。

### 地区におけるロータリーEクラブ数の上限 (Maximum Number of Rotary E-Clubs in a District)

各地区において、最高二つまでのロータリーEクラブの加盟が認められる (RI細則2.010.1.、RI細則15.010.)。ロータリーEクラブの結成に関する詳細は、RIのクラブ・地区支援担当職員まで連絡のこと。

### 多様な会員組織 (Diversified Membership)

クラブの会員組織は、地元地域を真に反映していなければならない。すべてのクラブは、事業、専門職、および地域社会を適切に代表するために、クラブの所在地域内に職場を有する会員が十分な人数あるいは割合 (半数以上が理想) となるよう努力すべきである (ロータリー章典4.010.)。

### 仮クラブ結成の要件 (Requirements for Forming a Provisional Club)

結成の可能性のある新ロータリー・クラブの会員を勧誘する前に、ガバナーは以下を事務総長に提出しなければならない。

- 1) 承認された新クラブ結成調査書 (拡大調査)
- 2) スポンサー・クラブ書式 (該当する場合)

十分な数の創立会員が集まったならば、加盟が承認される前に、新クラブ申請書式、創立会員名簿、加盟金がRIによって受理されなければならない (ロータリー章典18.050.2.)。

### 僻地への拡大 (Extension to Isolated Communities)

ロータリーのない国や地域にロータリーを拡大することに関心のあるロータリアンは、RIに連絡して、援助を提供すべきである。拡大の可能性のある地域にロータリーを拡大することに関心のあるロータリアンは、地区ガバナーに連絡を取るべきである (ロータリー章典18.030.4.)。僻地への拡大は、その地域の住民からクラブ設立の要請を受け、新クラブの結成を援助する地理的に近接した地区の存在が確認された場合に限り、着手される (ロータリー章典18.020.1.)。

## 名称と所在地域 (NAME AND LOCALITY)

各クラブは、ある一定の場所 (地域) に結成されなければならない。クラブ所在地域の典型的な説明は、「××市 (町・村) とその周辺地域」となる。所在地域は、社会への奉仕に活発に参加している事業や専門職の従事者が十分な人数おり、それらの人々の事業場、あるいは住居が近接しているために、クラブとして活動できるのであれば、どのような地域であってもよい。クラブは、クラブ定款の中でその所在地域を定めなければならない。ただし、その後の変更は、RI理事会の承認を得なければならない (標準クラブ定款第3条、標準クラブ定款第19条、ロータリー章典3.020.)。

ロータリー・クラブの名称は、クラブの所在地域を特定するものである。名称（その全部または一部）は、その地域の地図で容易に確認できるものとし、その地域に不案内な人にもクラブの大体の所在地が把握できるものとすべきである。Eクラブの所在地は、全世界、またはRI理事会の決定通りとするものとする。仮クラブは、それぞれ、その所在地域を表す名称を採用した上でRIの承認を得、これを定款の中に入れなければならない。承認後は、RIおよびクラブ双方の同意によるほか、これを変更することはできない。正式な形式でのクラブの名称は「（地域社会名）ロータリー・クラブ（都道府県名／州名、国名）」（Rotary Club of Community, State/Province/Prefecture, Country）である。正式な形式でのEクラブの名称は、「（地域社会名）ロータリーEクラブ（都道府県名／州名、国名）」（Rotary E-Club of Community, State/Province/Prefecture, Country）である。「クラブ」という語が不穏当な意味をもつ国々のクラブは、RI理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使うよう強制されない（RI定款第5条第2節（d）、標準クラブ定款第19条、ロータリー章典3.010.）。

### 既存ロータリー・クラブの合併 (Merger of Existing Rotary Clubs)

同一地区内の二つまたはそれ以上のクラブは、それぞれのクラブがRIに対する財政義務とその他の義務を果たしている限り、RI理事会に合併を申請することができる。合併したクラブは、記録史料の一部として、元のクラブの名称、創立年月日、徽章その他の記章を、歴史的な目的のために保持することができる（RI細則2.060.）。

## 広報 (PUBLIC RELATIONS)

### 個々のロータリアンの責務 (Responsibility of the Individual Rotarian)

各ロータリアンは、ロータリーの綱領、プログラム、活動に十分精通し、その交友および職業上の知己を通じてロータリーの意図と業績を推進する機会を求めると期待されている（ロータリー章典9.040.1.）。

ロータリアンは、ロータリーの発展と奉仕活動を改善、拡張するために、ロータリーとは何か、ロータリーが何をしているのかについて、自らほかの人々に知らせ、地域社会におけるクラブの存在感を一層際立たせる力となるよう要請されている。

### ロータリー・クラブの責務 (Responsibility of the Rotary Club)

各クラブは次のことを期待されている。

- 1) 報道機関との建設的な関係を維持する（ロータリー章典9.040.）
- 2) ロータリーの目標と功績を明らかに示すような成功を取めた奉仕プロジェクトや活動を広報する機会を探す（ロータリー章典9.040.2.）
- 3) ロータリーの目標と功績を地域社会内に広めるため、RIが作成したテレビ放送、ラジオ放送、印刷物、インターネット、看板などの公共奉仕広告、推進用パンフレットおよびその他の推進方法や推進技術など、RIの広報リソースを利用する（ロータリー章典9.050.）
- 4) ロータリーの意図と業績を家族、友人、知人に知らせるようロータリアンに勧める
- 5) ロータリーとその使命、規模、プログラム、活動を認識すべき非政府組織、地域社会の指導者、青少年、そのほかの関係団体による理解を深める（ロータリー章典9.050.1.）

- 6) ロータリーの声価を損ねたり、その効果を制約しかねないような地域社会内もしくはクラブ内の状態を防止、是正するため積極的措置を講じる（ロータリー章典9.040.6.）
- 7) 報道関係者、広報関係者、そのほかコミュニケーションを専門とする人をできる限り会員として迎える

### 不利な広報 (Adverse Public Relations)

ロータリーの目的もしくは活動への誤解から否定的な世論が生じた場合、クラブは、正確な一般向け情報ならびに対地域社会関係の改善、さらに必要であれば、奉仕プログラムの強化によってこの誤解の是正に努めなければならない（ロータリー章典9.040.6.）。

ほかのクラブまたはRIに影響を及ぼすような事態が存在したり、問題が発生したりした場合、クラブはできるだけ早い機会にガバナーに報告し、協力してその問題に対処できるようにしなければならない。地域社会との関係における問題の発生を未然に防ぎ、解決するためにクラブに助言および援助を与えるのはガバナーの責務である。地域的、全国的、あるいは世界的に影響を与えうる否定的なニュースがある場合は、直ちに事務総長に連絡すべきである。その後、事務総長は、ガバナーとクラブを援助するとともに、RI会長とRI理事会にすべて報告し、審議を必要とする問題であれば、これをRI会長とRI理事会に回付する（ロータリー章典9.040.7.）。

### 広報とクラブ・プロジェクト (Public Relations and Club Projects)

いずれのロータリー・クラブも、毎年主要な社会奉仕活動の一つ提唱することが望まれる。成功した奉仕プロジェクトは、ロータリーに対する一般の人々の認識、理解を普及徹底させるのに非常に効果的な方法の一つと考えられている。従って、成果を挙げたプロジェクトについてこれを一般の人々に広く知らせる活動は、ロータリー広報にとって不可欠である（ロータリー章典8.040.1.）。

### ロータリーと報道機関との関係 (Rotary and News Media Relationships)

クラブとガバナーは、ロータリーと報道機関との関係改善のために適切な措置を講じるよう要請されている。さらに、クラブと地区は、地域的、社会的、文化的諸条件と地元の報道機関との関係を考慮に入れ、ロータリーと報道機関の関係を改善するために、次のような活動に着手すべきである。

- 1) 報道機関の役割に関して話をしてもらうため、報道関係者をクラブに招く
- 2) ロータリアンのために、研修会、グループ討論会、あるいは広報と報道活動に関するフォーラムを開催する。講演者またはパネリストとしてメディア関係者を招く
- 3) 青年ジャーナリストを対象に、クラブを基盤とした専門職務開発の機会を設け、参加者からの感想を求める
- 4) 研究グループ交換チームに報道機関からの代表者を加える
- 5) 報道機関の代表者をロータリー・クラブ会員に迎え入れるよう、一層の努力をする

### 講演者の斡旋 (Speakers Services)

ロータリー・クラブは、ロータリーについて効果的に話すことのできる講演者を地元のグループに紹介すべきである（ロータリー章典9.050.2.）。

## 雑則 (MISCELLANEOUS)

### クラブの「機能の喪失」(Club “Failure to Function”)

RI理事会は、すべてのクラブが機能していることを確認する責任があり、機能しているクラブを次のように定義している。

- 1) RIに人頭分担金を納めている
- 2) 定期的に会合を開いている
- 3) 会員が、公認のロータリー・ワールド・マガジン・プレス (ロータリー世界刊行雑誌) の刊行物 (ザ・ロータリアン誌またはロータリー地域雑誌) を購読している
- 4) 地元および (または) 他国の地域社会のニーズに対応する奉仕プロジェクトを実行している
- 5) ガバナー、ガバナー補佐、またはRI役員 の訪問を受け入れる
- 6) ロータリーの章典71.080.節の規定する通り、適切な賠償責任保険に加入する
- 7) RI定款、RI細則、ロータリー章典に相反しないやり方で行動する
- 8) 他からの援助なしにRI会費と地区賦課金を支払う
- 9) 期日通りに事務総長に正確な会員リストを提供する
- 10) クラブ内部の論争を友好的な方法で解決する
- 11) 地区との協力的な関係を維持する
- 12) 国際ロータリー、ロータリー財団、協力財団、RI国際事務局を相手に、訴訟を起したり、継続したりしないことで、RIに協力する (ロータリー章典2.010.1)

機能しているクラブの基準をクラブが満たしていないと事務総長が判断した場合、ガバナーの勧告を受け、RI理事会に代わって、「機能喪失」を理由としてクラブの加盟を終結させる権限が事務総長に与えられている (ロータリー章典31.030.5.)。このような決定を下す前に、ガバナーまたは事務総長がクラブに事態を告げ、申し立てに関するクラブの弁明を求めなければならない。機能しているクラブに関する事項は、地区ガバナーにより提出される「クラブ訪問報告用紙」に記載される。

### ロータリー財団への強制的寄付の禁止 (Prohibition of Mandatory Contributions to The Rotary Foundation)

ロータリー財団は、自発的寄付を原則として発展してきた。財団への寄付を会員の資格条件としてはならず、これを資格条件として言及するいかなる文も、会員入会申込用紙に記載してはならない。クラブが財団への寄付を会員資格とするような細則を制定することは禁じられている。会員証にこのような寄付について言及することは、一切認められない (ロータリー章典5.050.7.)。

### 試験的プロジェクト参加クラブ (Pilot Project Clubs)

RI理事会は、ロータリー・クラブの現在の会員、組織、運営の各種手続の効果を測るために試験的プロジェクトを実施することができる。試験的プロジェクトの開始後には、こうした試験的プロジェクトを効果的に評価するため、RI理事会は、この試験グループに新しくクラブが加わることを認めない (RI定款第5条第4節)。現在、RI理事会は、クラブ例会の頻度が会員増強に与える影響を調べるため、「例会頻度」と呼ばれる試験的プロジェクトを実施している。



## ロータリーと政治 (Rotary and Politics)

RIとその加盟クラブは、党派的政治声明を発表することを控えなければならない。かつ、ロータリアンは、政府もしくは行政当局にいかなる団体的圧力もかけてはならない。しかし、次のことを行うのはロータリアンの義務である。

- 1) クラブ内では、世界理解と平和というロータリーの目的の追求と、自己の職業および地元地域への奉仕に影響を及ぼすものに限っては、地元地域および世界各地の政治状況を検討する。問題を公平な立場で全体で討論し合った後、各会員がそれぞれ自分自身の結論を下せるよう、釣り合いのとれたプログラムと討論を通じて信頼できる情報を得るものと期待されている
- 2) クラブ外では、すべての人々の尊さを理解し、個人の必然的人権を尊重することを言葉ばかりでなく立派な行為で推進するために、できるだけ多くの合法的グループおよび団体で個人として積極的に行動する (89-134、ロータリー章典2.100.)

## ロータリー・コーディネーター (Rotary Coordinators)

ロータリー・コーディネーターは、地区ガバナーに協力し、RI長期計画の実施を中心に活動しながら、RIからクラブと地区への最新情報、詳細情報、および援助を提供する人材となる (詳細は第3章を参照のこと)。

## 雑誌の購読 (Magazine Subscriptions)

米国およびカナダ内の各クラブは、そのクラブの正会員がすべて機関雑誌の有料購読者であることを、会員資格取得の条件としている。各会員は、印刷された雑誌を郵送で受け取るか、オンラインで電子版の雑誌を受け取るかを選択できる。同じ住所に住む2名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる (RI細則20.020.2.)。

米国およびカナダ以外のクラブは、その正会員のそれぞれが、ロータリー・ワールド・マガジン・プレスの刊行物 (RIの機関雑誌である「ザ・ロータリアン」誌、または免許を取得しているロータリー・ワールド・マガジン・プレスの雑誌のいずれか) の有料購読者となり、そして本人が会員となっている限り、その購読を続けることを、会員身分保持の条件としている。同じ住所に住む2名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる (RI細則20.030.1.)。ただし、会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた免許を取得しているロータリー・ワールド・マガジン・プレスの雑誌に用いられているいずれの言語も読めない場合は、RI理事会によって、そのクラブに対する前記の規定の適用が免除される (RI細則20.030.2.)。

## ロータリー地域雑誌

ロータリーの地域雑誌は、ロータリーのあらゆる面にわたってロータリーの綱領を推進するためのものである。次の基準に合致するロータリー出版物は、認定を申請することができ、RI理事会の承認を受けた上で、ロータリー・ワールド・マガジン・プレスの雑誌としての免許を受けることができる。5年ごとに免許の更新が義務付けられている。

- 1) その雑誌は2地区もしくは2国以上の地域を対象に発行されるものであること。他の地区にも広がる可能性がある場合には、1地区内の特定の言語社会のために発行される雑誌を暫定的に認めることができる
- 2) その雑誌の出版については、あらゆる面において、編集委員会の直接監督下に置かれる。この委員会は、現ガバナーまたはその代理、次期ガバナーまたはその代理、編集長、および元RI役員3名を含む

- 3) ロータリーの地域雑誌編集者には、ロータリーの方針の基本的枠内において、完全な編集の自由が認められてはいるが、雑誌委員会による編集ならびに経営面における適切な監督を受け入れなければならない
- 4) その雑誌の編集内容はRIの方針に合致していなければならない。そして、少なくとも50パーセントは、ロータリーあるいはロータリーと関連のある事柄に関する記事でなければならない
- 5) 地元あるいは地域的性格のニュースに加えて、RIに関する情報を掲載し、かつ会長やRIが要請した話題や具体的な文章を掲載することを考慮しなければならない
- 6) 少なくとも年に6回発行されなければならない
- 7) その雑誌は、ロータリーの品位と特質にふさわしく、全体的に格調の高い内容と魅力的な外観を保たなければならない。ロータリー標章の複製に関するRI理事会の指針を順守しなければならない
- 8) その雑誌は、その目的と経済的自立発展を維持できるよう、対象とする地域のロータリアンのほぼ過半数に達する発行部数が確保されなければならない
- 9) その雑誌は、RIに財政的負担をかけずに、経営しうるだけの資金を持っていないなければならない
- 10) 雑誌は、RIの報告要件を順守しなければならない
- 11) RIから免許が与えられるのは、1カ国につき一つの地域雑誌のみである。既に免許を取得している地域雑誌が優先される（ロータリー章典51.020.1、51.020.2、51.020.7、51.020.8、51.020.9）



---

# 第2章 地区 (The District)

地区とは、管理の便宜上結びつけられた、一定の地理的な地域内にあるロータリー・クラブのグループである。ロータリー地区の活動ならびにその組織は、個々のロータリー・クラブがロータリーの綱領を推進するのを助けることを唯一の目的とするものであり、ロータリー・クラブや個々のロータリアンが提供する奉仕を減殺することがあってはならない（ロータリー章典17.010.1.）。

## 地区内のクラブとロータリアンの数 (Number of Clubs and Rotarians in a District)

大きな会員基盤を持つ地区が、少数のクラブや少人数のロータリアンを持つ地区に比べて有利であることは明白であると同時に、小規模地区はRIの管理運営と財務に不利な影響を与えるため、理事会は、現存するすべての地区が、少なくとも75クラブ、2,700名のロータリアンを擁することを奨励している（ロータリー章典17.010.2.）。

## 地区編成 (Districting)

RI理事会は、新しく地区を編成し、複数の地区を合併し、現存地区の境界を変更する権限を有する。理事会は、30以上のクラブと1,000名以上のロータリアンを擁するいかなる地区の境界変更も、それによって影響を受け得る地区内のクラブの過半数の反対を押し、行ってはならない。RI理事会は、クラブ数が30未満あるいはロータリアン数が1,000名未満（2012年7月1日からは、クラブ数が33未満あるいはロータリアンが1,200名未満）の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる（RI細則15.010.）。

RI地区編成委員会は、追加地区の設立、地区内クラブの再編成、現存地区の合併にあたって援助を行う。地区再編成の提案書式は、RIウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) からダウンロードできるほか、RI事務局のクラブ・地区支援担当（日本事務局奉仕室）職員から入手できる（担当職員の検索は、RIウェブサイト [[www.rotary.org/ja/cds](http://www.rotary.org/ja/cds)] でできる）。この書式には、編成案の提出にあたって必要な情報や手続が説明されている。編成案を提出する地区は以下に留意すべきである。

- 1) 地区編成委員会は、年度を通じて提案書の審査を行う。RI理事会の次回の会合で編成案を審議してもらいたいと提案者が望む場合、編成案はRI理事会会合の少なくとも90日前までに提出すべきである。
- 2) 委員会は、少なくとも60以上のクラブ、および（または）2,100名以上のロータリアンを擁し、10年以内に少なくとも75以上のクラブおよび2,700名以上に成長する可能性を示している追加地区の創設案を好ましいものとみなす（ロータリー章典17.010.4.）。

地区編成委員会は編成案を調査後、推奨案をRI理事会に報告し、RI理事会の審議を求める。理事会が地区再編成案を承認した場合は、RI細則15.010.節の規定の下、RI会長は当該地区内の関係クラブに、決定事項と、地区編成の発効日を通知する。クラブには、45日間の異議申し立て期間が認められる。

30以上のクラブあるいは1,000名以上のロータリアンを擁する地区では、影響を受ける地区内のクラブの過半数が、RI会長室からの通知が郵送された後45日以内に異議を申し立てない場合には、事務総長が、関係するガバナーとクラブに、RI理事会の決定が最終的なものとなったことを通知する。

RI理事会は、地区再編成の公表と各地区の境界の設定後、3年を過ぎるまで、新しい地区の境界に修正を加えることを検討しない。ただし、その地域のロータリーへの強い悪影響が明らかに示された場合はこの限りではない。

事務総長はRI理事会に代わって、最高10クラブまで、もしくはロータリー・クラブが存在しない地域を、ある地区から近隣の地区へ移動させる程度の地区の境界の小さい修正を行う権限が認められるものとする。ただしこれは、関係する地区が同じゾーン内にある場合に限る。30以上のクラブおよび1,000名以上のロータリアンが存在する地区では、地区内クラブの過半数が異議を申し立てない限り、この措置が実行されるものとする。このような措置の通知の時期は、上記に概略された手続きに従うものとし、決定後の7月1日から発効するものとする（ロータリー章典17.010.4.）。

## **ガバナー (GOVERNOR)**

ガバナーはRI理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行う、その地区におけるRIの役員である。ガバナーは地区内のクラブに対する指導と監督を行うことで、ロータリーの綱領を推進する任務を課せられている。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与え、地区内の継続性を確保するものとする（RI細則15.090.）。

可能な限り最適の候補者を得るために、ガバナーは、所管地区内のクラブからガバナーにふさわしい候補者を推薦するよう要請するものとする。

### **身分、資格、任務 (Status, Qualifications, and Duties)**

ガバナー候補の被推薦者ならびに推薦者がガバナーの責務に精通できるように、毎年、ガバナーの身分、資格、任務に関する次のような文書が全クラブに配布される。

#### **身分**

ガバナーは所管地区のクラブによって指名され、RI国際大会によって選挙されるRI役員である。7月1日に就任し、1年間または後任者が選挙され、資格が確定するまでその任に留まる（ロータリー章典6.060.1.）。

#### **資格**

ガバナー・ノミニエーの資格に加え、ガバナーは、就任の時点で、一つまたは複数のクラブで通算7年以上会員であり、ガバナー・エレクト研修セミナーおよび国際協議会に全期間を通して出席していなければならない（RI細則15.080.）。

#### **任務**

ガバナーは、地区およびクラブの指導者と協力し、地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すべきである。さらにガバナーは、効果的なクラブづくりを助長するために、元、現、次期地区指導者と協力して、地区内の継続性を確保するものとする。ガバナーは、地区において次の事項の責務を負う。

- 1) 新クラブ結成
- 2) 既存クラブの強化助成

- 3) 地区指導者およびクラブ会長と協力し、個々のクラブの会員増強目標を設定して、会員増強を推進すること
- 4) プログラムへの参加と寄付を通じてロータリー財団を支援すること
- 5) クラブ間およびクラブとRIとの間の良好な関係を促進すること
- 6) 地区大会を計画、主宰すること。会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会の計画・準備にあたるガバナー・エレクトに協力すること
- 7) 公式訪問を行い、個々のクラブと、あるいは複数クラブ合同で会合を持つこと。これらの会合は、ガバナーの出席が最も効果を持つようなときに開くべきであり、その目的は以下の通りである
  - a) ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる
  - b) 弱体クラブや問題のあるクラブに特別な関心を払う
  - c) ロータリアンの意欲をかきたて奉仕活動に参加させる
  - d) 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する
- 8) 地区内の各クラブの会長、幹事に対して月信を発行すること
- 9) RI会長またはRI理事会の要請があれば、速やかにRIに報告を提出すること
- 10) ガバナー・エレクトに対して、国際協議会の前に地区内のクラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の推奨案を提供すること
- 11) 地区における指名と選挙が、RI定款、RI細則、および既定のRIの方針に則って確実に実施されるよう計らうこと
- 12) 地区内で運営されているロータリアンのグループ（ロータリー友情交換、国際共同委員会、世界ネットワーク活動グループなど）の活動について定期的に尋ねること
- 13) 地区で保存すべき文書をガバナー・エレクトに引き継ぐこと
- 14) 地区におけるRI役員としての職責に属するそのほかの任務を遂行すること（RI細則15.090.）

しかし、グレート・ブリテンおよびアイルランドにおいては、ガバナーの任務は、審議会の指図の下に、RIBI定款ならびに細則に則り、当該地域の伝統的慣行に従って遂行されるものとする。また、会長あるいはRI理事会から要請があった場合、速やかにRIへ報告をし、そして地区におけるRI役員としての責任に属するその他の任務を遂行しなければならない（RI細則15.100.）。

### 倫理規範

- 1) ガバナーは、ロータリーの職務を遂行する際、関係法令を順守する。さらに、私生活において行動する際にも、ガバナーは、ロータリーの好ましいイメージを維持し、守るために、準拠法を厳守する
- 2) ガバナーはRIの定款と細則の規定を順守する。これらの規定文書は、3年ごとの規定審議会上に表されているように、ロータリー会員の民主的意思を体現するものである。これらの規定文書を通じて、会員は、ロータリー役員に期待される標準を設定している。これらの条項を順守することで、会員からの信頼を築き、また会員からの期待に合う決定措置を取ることができる
- 3) ガバナーは、ロータリー章典に文書化されている通り、RI理事会の定めた規定を順守する。長年にわたり、理事会は、当組織の目的を推進し、その使命を守るために方針と手続きを定めてきた。これらの規定の多くは、優れた組織運営を確実に

し、倫理的なイメージを推進することを目的としている。これらの方針を順守することは、当組織を守りつつ、これらの理想に対する固い決意を実証することになる

- 4) ガバナーは、ロータリアンの利益とRIの目的のために奉仕する。ガバナーは、地区の利益を最優先し、不適切と見られる一切の行動を避ける
- 5) ガバナーは、その役職を個人的な威信や利益、または家族の利益のために利用しない。重要な役職に伴う権限は、ほかのロータリアンにはない特権として認められるものである。このような特権を巧みに利用することは、重要な責務の妨げとなり、またロータリーの綱領に対する専心に疑問を挟むものとなる
- 6) ガバナーは、地区への義務を勤勉に履行するにあたり、細心の注意を払う。ガバナーは、通常同じような役職にある分別ある人が類似した状況下に置かれた場合にとるのと同様に、細心の注意を払って責務を履行すべきである。ガバナーは、関係者すべてにとって最善の策を選ぶことができるよう、職務上の決定を行う前に、妥当に手に入るすべての情報を収集すべきである
- 7) ガバナーは、関係者すべてに公平であるよう行動する。ガバナーはしばしば、さまざまなロータリー・クラブや個人にかなりの影響を与える決定に直面する。ガバナーは、四つのテストに矛盾しない方法で、自らが下す決定の影響の可能性を慎重に考慮し、その影響を受けるすべての人々を公平に扱うべきである
- 8) ガバナーは、財務情報の透明性を推進し、財務管理に関連するあらゆる地元と国の法律が順守されるようにする。ガバナーは、ロータリー・クラブとロータリアンを代表する当組織の資金管理者である。ロータリアンは、当組織の財務状況に関する正確な情報を入手する権利を持つ。財務運営における透明性は倫理的な行為を促すものである
- 9) ガバナーは、極秘情報の公表、連絡、活用を禁止、制限する。ガバナーは、この情報を決して個人目的のためではなく意図された目的だけのために使用し、不慮の暴露に対して細心の注意を払うべきである
- 10) ガバナーは、経費支払いの方針を順守する。RI理事会は、ロータリーに関連した経費の支払いのための手続きを採択している。これらの手続きに従うことは、確実に準拠法を順守し、不適切と目に映る行為を防ぐことになる（ロータリー章典19.020.7.）

## ガバナー・エレクト (GOVERNOR-ELECT)

### ガバナー・エレクト研修セミナー (GETS) への出席 (Attendance at Governors-elect Training Seminar – GETS)

ガバナー・エレクトはガバナー・エレクト研修セミナー (GETS) に出席することが義務とされる（ロータリー章典19.050.4.）。RI理事会は、ゾーンレベルでロータリー研究会に合わせて、2日間のガバナー・エレクト研修セミナーを開催することを採択した。この研修セミナーは、RI理事会と管理委員会で承認された主題をまとめて検討するものである（ロータリー章典19.050.3.）。この研修に関する詳細は、本章の「会合」を参照のこと。

## 国際協議会への出席 (Attendance at International Assembly)

ガバナー・エレクトは国際協議会に出席することが義務とされる。各ガバナーが、その地区におけるRIの役員として効果的に行動し、クラブへの指導、指揮、助言を行うためには、この研修が不可欠である。

各ガバナーは、ガバナー候補者全員および地区内の全クラブに対し、次のことを強調すべきである。ガバナー・エレクトはガバナーとして必要な準備をするためガバナー・エレクト研修セミナーと国際協議会に出席しなければならない。また、候補者が両会合にその全期間出席でき、かつ実際出席するのであれば指名は承認されない。RI会長エレクトは、理事会に代わり、やむを得ない事情を考慮した上で出席を免除することができる。この場合、ガバナー・エレクトは事務総長が提供する代わりにの研修に出席することが条件とされる(ロータリー章典19.050.1.)。

## その他の準備 (Other Preparation)

ガバナー・エレクトには、就任の前年度に、ガバナーから以下が与えられるべきである。

- 1) 地区の各種委員会または地区組織に関連した特定の任務
- 2) ガバナー・エレクトを参加者として指定していないすべての地区会合にオブザーバーとして出席するため招請
- 3) 地区大会プログラムに参加するにあたっての任務(ロータリー章典19.050.10.)

ガバナーは、地区の会合やコミュニケーションにガバナー・エレクトを含めるべきであり、また、指導の継続性を図るために、ガバナー・エレクトがガバナー就任年度の準備をする際に、地区の元指導者に紹介すべきである。

## その他の責務

ガバナー・エレクトはまた、以下の会合の責任者ともなる。

- ・ 会長エレクト研修セミナー (PETS)
- ・ 地区協議会
- ・ 地区チーム研修セミナー
- ・ 地区会員増強セミナー

これらの会合に関する詳細は、本章に後述されている。

## ガバナー・ノミネー (GOVERNOR-NOMINEE)

### 選出 (Selection)

地区内のクラブは、ロータリーの原則に矛盾しない品位ある信頼できる方法で、ガバナー・ノミネーを選出しなければならない(ロータリー章典19.030.1.)。地区は、ノミネーを、ガバナーとして就任する日の直前24カ月以上36カ月以内に選出しなければならない(RI細則13.010.)。

選挙によって任命されるRIの役職に就くために選挙運動もしくは投票依頼を行ったロータリアンは、RI理事会の定める一定期間、当該役職および将来のRI役職の被選資格を失うことになる(第3章を参照のこと)(RI細則10.060.、10.070.)。

地区は、ガバナーとして最適な人物を探して指名するものとし、クラブ群または地理的地域の間で回り持ちによってガバナーを指名するという従来からのやり方に影響された手続を避けるよう強く要請されている。



## 理事会による指名の拒否 (Rejection of Nomination by Board)

ガバナーのノミネーターが所定の資格条件に欠ける場合、理事会はその指名を拒否し、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとする (RI細則13.060.1.)。

## 選出方法 (Method of Selection)

RIBI内の地区を除き、地区は、指名委員会の手続き、直接の郵便投票、あるいはその代わりに、地区大会のいずれかの方法によって、ガバナー・ノミネーターを選出しなければならない。方法の選択は、地区大会で採択される決議によって決定されるものとする (RI細則13.020.1.)。指名委員会の手続を用いる地区では、クラブが対抗候補者を推薦する可能性がある (RI細則13.020.8.)。

## 投票手続 (Ballot Procedure)

単一クラブ (会員数に基づき、2票以上の投票権を有する場合) によるガバナーへのすべての票は、同じ候補者に投じられなければならない。同じ候補者に投じられなかった場合、そのクラブの票は無効とみなされる (RI細則13.020.13.および13.040.1.)

対抗候補者がいる場合、郵便投票用紙に添付する略歴に記載するのは、次の項目だけである。

- 1) 候補者の氏名、クラブの名称と所在地、ロータリー在籍年数、職業分類、現在または前の会社の名称、現在または前の会社における役職、最近5年間に出席した会合、ロータリーにおいて選挙または任命されている現役職と任務、ロータリーにおいて選挙または任命されたことのある元役職と任務
- 2) 候補者が従事してきた特別のロータリー奉仕または特定のロータリー活動、例えば、候補者がロータリーを推進するために何をしてきたか
- 3) 事業および専門職の活動において非常に意義深い褒賞または業績
- 4) 公共活動において非常に意義深い褒賞または業績 (ロータリー章典19.030.2.)

## 新地区における選出 (Selection in New Districts)

既存地区のクラブが新地区に再編される場合、新地区のクラブは、適切であれば、新地区の実効日に先立ち、再編以前に当該クラブが使っていたのと同じ手続でガバナー・ノミネーターを選出するものとする。このような手続が実際的でない場合、RI理事会は郵便投票の実施を承認し、1名のガバナーを指定してその任に当たらせるものとする (ロータリー章典19.030.3.)。

## 資格 (Qualifications)

ガバナー・ノミネーターは、選出の時点で次の条件を備えていなければならない。

- 1) 地区内で機能しているクラブの瑕疵なき (会員の責務を果たしている) 会員である (RI細則15.070.1.)
- 2) クラブ会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない。そして、その職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならない (RI細則15.070.2.)
- 3) クラブ会長を全期務めたことのある者、または創立日から6月30日までの全期間を通してクラブの創立会長を務めたことのある者でなければならない。ただし、この期間は最低6カ月間とする (RI細則15.070.3.)

- 4) RI細則第15.090.節に規定されるガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもそのほかの意味においてもこれを果たすことができる者でなければならない (RI細則15.070.4.)
- 5) RI細則に定められているガバナーの資格条件、任務および責任を熟知していることを示し、事務総長を通じてRIに、これらを明確に理解している旨の声明書に署名して提出しなければならない。この声明書には、ガバナーとしての資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思を持ち、それができる状態にあるということを明記するものとする (RI細則15.070.5.)

### 責務 (Responsibilities)

RIの次期役員として、ガバナー・ノミニーは以下を行うべきである。

- 1) ガバナーの役割への準備を始める
- 2) 効果的なクラブを支援するため、地区の元指導者、現指導者、次期指導者と協力し、継続性を図る
- 3) 直前ガバナー、ガバナー、ガバナー・エレクトから提供される情報資料ならびにRIのリソースを使い、ロータリーの公共イメージ、会員増強、ロータリー財団、地区行事、RIプログラムを含む地区の強みと弱みの分析を始める
- 4) 地区組織 (地区リーダーシップ・プラン) とクラブ管理運営の枠組み (クラブ・リーダーシップ・プラン) を見直す
- 5) 可能な場合、地区ガバナーまたは地区ガバナー・エレクトの招請を受けて、地区会合に出席する
- 6) 地区ガバナーまたは地区ガバナー・エレクトの提案を受け、地区委員会やそのほかの活動に参加する
- 7) 提供される場合は地区ガバナー・ノミニーの研修に出席し、そうでない場合には可能な限りその他の研修に参加する
- 8) 指導力育成の研修に出席する
- 9) 現在のクラブ会長の過半数、あるいはガバナー・ノミニーがガバナーを務める年度のクラブ会長の過半数の同意を得て、自らのガバナー就任年度の地区大会の開催地を選定する (ロータリー章典19.040.)

### 任務 (Assignments)

ガバナーとガバナー・エレクトは、ガバナー・ノミニーに以下を提供するよう推奨されている。

- 1) 地区委員会または地区組織に関連した具体的責務または任務を要請する機会
- 2) 地区会合のすべてまたはいずれかにオブザーバーとして出席するための招請
- 3) 地区大会での適切な紹介、およびオブザーバーとして運営委員会に参加する機会
- 4) 地区の長期計画立案の全過程と地区内の長期的な任命に参加する機会 (ロータリー章典19.040.)

### バスト・ガバナー (PAST GOVERNORS)

各地区は、地区内の現ロータリー・クラブ会員であるバスト・ガバナー全員によって構成される諮問委員会を設置しなければならない。ガバナーは、年に1回、国際協議会後に、諮問委員会を招集するよう要請されている。これは、ガバナー・エレクトが、討議され、発

表された事項をパスト・ガバナーに報告するためである。この会合は、国際協議会後1カ月以内に開かれるべきである。

パスト・ガバナーの助言または行動により、ガバナーの権限や責務が少しでも損なわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならない（ロータリー章典19.090.2.）。

ガバナーは、拡大活動、次期ガバナーの指導、国際大会の推進、ロータリー情報の提供、およびクラブ会長とガバナーの招請によりクラブ理事会の特別メンバーとして、援助を必要とするクラブに直接的な支援を提供する上で、RI元役員を活用することを考慮するよう強く要請される（ロータリー章典19.090.1.）。

## 活動 (ACTIVITIES)

### 多地区合同の奉仕活動とプロジェクト (Multidistrict Service Activities and Projects)

2地区またはそれ以上の地区のクラブが参加する奉仕活動やプロジェクトは、以下に従う。

- 1) 多地区合同の奉仕活動およびプロジェクトは、
  - a) クラブ・レベルでロータリーのプログラムを推進するクラブの活動の範囲や効果を妨げたり、損なったりすることなく、その性質と規模という点から、クラブやロータリアンの能力の範囲内で行われるものでなければならない。
  - b) 関係地区の各ガバナーがまずこのような合同活動に同意した上、それぞれの地区内クラブの3分の2の承認があつて初めて着手するものとする。
  - c) 関係ガバナーの直接監督下にあるものとする。このような活動のために寄付もしくは拠出された全資金の保管は関係ガバナーが責任を持つものとするが、このような資金の運用管理を援助する関係地区のロータリアンから成る委員会を任命することができる。
  - d) 関係ガバナーが、理事会を代行する事務総長の承認を事前に合同で得てから着手するものとする。
  - e) ロータリー・クラブおよび（または）ロータリアンの任意の参加とするものとし、任意ということが明確に示されていなければならない。クラブまたは個々のロータリアンの参加費用が必要でも最小限にとどめ、人頭賦課金やそのほかの形で強制してはならないし、またそのようにほめかしてもならない。
  - f) すべての多地区合同活動における地区の参加状況の詳細を、関係ガバナーを通じて、「RIへの報告」に記載し、提供するものとする。
  - g) いかなる事柄に関しても、自地区外のクラブまたはロータリアンの協力を要請しようとする場合、まず該当するガバナーにその目的と計画を提出し、その承認を得なければならない。
  - h) RI理事会の承認なくして、自地区外のロータリー・クラブまたはロータリアンに対して商業目的の事業に対する財政支援や参加を求めてはならない。この資料配布の方針を順守していない多地区合同奉仕活動およびプロジェクトは、多地区合同の地位を失う恐れがある。

- 2) 一方の地区が「援助提供者」となり、他方の地区が「プロジェクト提唱者」または「援助受領者」となる世界社会奉仕活動において地区同士が協力しているプロジェクトについては、この方針は適用されない
- 3) 多地区合同奉仕活動またはプロジェクトへの参加を打ち切ろうとする参加地区は、参加を打ち切ることにについて地区内のクラブの3分の2の承認を得なければならない。ガバナーは、参加を打ち切る60日前までに、その決定を、事務総長と他地区の関係ガバナーに通知するものとする
- 4) 1ロータリー年度を超えて実施される多地区合同活動を始めようとする地区のガバナーは、RI多地区合同方針に従って運営指針を作成し、事務総長の承認を得なければならない。また、多地区合同活動に関わるガバナーは、この活動またはプロジェクトに関する多地区合同の財務監査報告が作成され、それが参加クラブに配布されるよう確認する責任を有するものとする
- 5) 多地区合同PETSの組織運営については、上記の多地区合同指針が適用されない。代わりに、多地区合同PETSの指針に準拠する（ロータリー章典16.010.）

### 多地区合同運営グループ (Multidistrict Administrative Groups)

多地区合同PETSを除き、2つ以上の地区が地区内クラブに対して合同で運営業務を提供しようと望む場合、RI理事会は、複数の地区がクラブに対して合同で運営業務を行うことを認可している。ただし、それには次のような条件がある。

- 1) そのような運営業務が、クラブ・レベルでロータリーの活動を強化し、支援するものであること
- 2) そのような運営業務がガバナー、もしくはRI組織規定文書に規定されている他のいかなるRI役員の責務をも侵害しないこと
- 3) (合同運営が開始した年度の) 関係する各地区のガバナーが、合同で運営を行う旨書面で合意し、その合意書にこれらの具体的な運営業務について詳述すること
- 4) 各参加地区ガバナーが、地区内全クラブの3分の2がその組織への参加を承認したという確認書を事務総長に提出すること
- 5) それらの業務の提供は関係する現ガバナーの監督下に置かれていること（ただし、現ガバナーは、そのような業務を補佐する関係地区内のロータリアンの委員会を任命することができる）
- 6) そのような業務の経費を賄うために、地区資金への賦課金に加え、クラブに対して賦課徴収金を一切上乘せしてはならないこと
- 7) そのような業務の経費を賄う資金の管理は、関係する現ガバナーの直接の監督下に置かれていること
- 8) 関係地区のガバナーは、クラブに対して合同で運営業務を行うことについて、事前に、RI理事会を代行する事務総長の認可を受けていること
- 9) 多地区合同運営グループに関する既存の理事会の指針に準拠しているという証拠を、3年ごとに事務総長に提出すること。この証拠には、地区内全クラブの3分の2がそのグループへの参加を承認したという各参加地区ガバナーによる確認書も含まれる
- 10) 参加地区が他地区との合同運営への参加を打ち切ることを望む場合、まず、地区内のクラブの3分の2の承認を得た上で、参加の終了期日の少なくとも60日前まで

に、事務総長と関係するほかの地区のガバナーにその決定を通知しなければならないこと

- 11) いかなる事柄に関しても、自地区外のクラブまたはロータリアンの協力を得ようとする多地区合同運営グループは、まず該当するガバナーにその目的と計画を提出し、承認を得なければならないこと
- 12) 多地区合同運営グループは、RI理事会の承認なくして、自地区外のロータリー・クラブまたはロータリアンに対して商業目的の事業に対する財政支援や参加を求めてはならないこと。この資料配布の方針を順守していない多地区合同グループは、多地区合同組織の地位を失う恐れがある(ロータリー章典16.040.)

## 地区とロータリー・クラブによる他団体との協力 (District and Rotary Club Cooperation with Other Organizations)

地区とロータリー・クラブは、プロジェクトと活動において他団体を支援し、他団体と協力することができる。ただし、以下の条件がある。

- 1) ロータリーの理想と目的に沿うプロジェクトまたは活動であること
- 2) 関係クラブまたは地区内の会員がこの協力活動を承認していること
- 3) 活動の継続期間中に限定してクラブ会長またはガバナーにより任命されたロータリー委員会が直接協力し、責任を負うこと。また、毎年これを見直すこと
- 4) 独立した組織体としてのクラブまたは地区の自主性を保持すること
- 5) ロータリーとその奉仕活動を一般の人々に知らせるために、協力という性格の範囲内で、クラブまたは地区が適切な形で認められること
- 6) クラブまたは地区と協力団体とが合同プロジェクトの性質について広報するという共同責任を負うこと
- 7) クラブまたは地区は、参加にあたって継続的義務を引き受けないこと
- 8) クラブまたは地区は、他団体への継続的な財政義務を引き受けないこと。その代わりに、地区内のロータリー・クラブに対して、地区大会あるいはその他の適切な手段により、このようなプロジェクトまたは活動を継続的に支援するかどうかを検討し、決定を下せるような機会を提供すること
- 9) クラブまたは地区は、協力団体のメンバーとならないこと
- 10) クラブまたは地区がそのような活動を始めたり、あるいは協力活動の合意を結んだりすることにより、RIがその活動あるいは協力の合意に拘束されたり、責任を負うようなことが一切ないこと(ロータリー章典11.040.5.)
- 11) 政府機関による法的義務がある場合、あるいは理事会か執行委員会が承認した場合を除き、クラブやロータリアンの名簿を他団体に提供してはならない(ロータリー章典11.040.2.)

## 協賛と協力関係に関する方針 (Policies on Sponsorship and Cooperative Relationships)

ロータリー・クラブ、ロータリー地区、およびその他のロータリー組織は、以下に該当する協力関係を承諾してはならない。

- ロータリーの倫理および人道的価値観に反する
- 人権について国際的に認められている基準を下げる

- ・ アルコール（特定の文化状況で不適切な場合）、煙草、賭博など習慣性があるものや、武器あるいは兵器などの（ただしこれに限らない）危険な製品の使用を支援する
- ・ 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進する
- ・ 中絶に関係している
- ・ 人種、民族、性別、言語、宗教、政治やその他の意見、国や社会的な出身、所有物、出生やその他の状況に応じて不公平に差別する
- ・ 国際ロータリー、ロータリー財団、あるいは特定のロータリー・クラブ、地区、その他のロータリー組織の自治、主体性、評判、財務的健全性を損なう
- ・ ロータリーの綱領に適合しない活動内容に関係している

ロータリアン個人は、協賛活動あるいは協力関係の受益者となることはできない（ロータリー章典11.040.6.）。

RI理事会は、クラブ、地区、その他ロータリー組織のために、協賛関係や協同関係、および長期的な提携の機会を慎重に開発することに力を注いできた。ロータリー章典33.010.11.項に規定されるような、地区、クラブ、その他ロータリー組織が適用すべき指針の開発もこれに含まれる。このような場合にロータリー標章を使用する際のRI理事会による指針は、第5章に記載されている。

## 管理 (ADMINISTRATION)

### ガバナーの記録および書類 (Records and Files of Governor)

退任するガバナーは、ガバナー・エレクトに対し、地区内ロータリーに最も貢献できるような方法でガバナーの任務を遂行するのに役立つ情報をすべて引き渡すよう期待されている。退任するガバナーは、代々相伝の地区記録を全部ガバナー・エレクトに引き渡すものとする。ガバナーは、ガバナー・エレクトに対して、選挙後できる限り早く、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の推奨案を提供する責任がある（RI細則15.090.および ロータリー章典17.050.）。

### RIへのガバナーの報告 (Governor's Report to RI)

ガバナーは、ガバナー任期中の5月15日までに、事務局へガバナーの報告書を提出するよう義務づけられている（ロータリー章典17.050.1.）。

### ガバナー月信 (Governor's Monthly Letter)

ガバナーは、地区内のクラブ会長と幹事それぞれに対して月信を発行するよう義務付けられている（RI細則15.090.）。この月信には、新クラブの結成、地区協議会、地区大会、国際大会、特筆すべき地区内クラブの功績、複数のクラブの注意を要する事項などを含めることができる。ガバナーは、ロータリアンに送る月信でRI地区表彰プログラムを推進するよう強く奨励されている。また、ガバナーはインターアクト・クラブにも月信を送るよう奨励されている（ロータリー章典17.070.3.）。

### 公式訪問 (The Official Visit)

ガバナー公式訪問は、ガバナー自身が地区内の各ロータリー・クラブを、個々のクラブまたは複数クラブのグループとして、以下のような目的をもって訪問するものである。

- ・ ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる
- ・ 弱体あるいは問題のあるクラブに特別な関心を払う

- ・ ロータリアンの意欲をかきたて奉仕活動に参加させる
- ・ 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する（RI細則15.090.）

ガバナーあるいはガバナー補佐は、公式訪問の際にクラブ・リーダーシップ・プランの状況を検討すべきである。訪問は、ガバナー出席の効果が最も高まるよう、加盟認証状伝達式、入会式、新会員オリエンテーション・プログラム、表彰式、特別プログラム、ロータリー財団行事、都市連合会合などの行事とあわせて行うべきである。多クラブ合同、あるいは都市連合会合においては、ホスト・クラブに限らず、全参加クラブを挙げての出席を強調すべきである（ロータリー章典17.030.4.）。

### 効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標 (Planning Guide for Effective Rotary Clubs)

「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」は、クラブが現況を見直し、来る年度の目標を設定するための手段として役立つものである。これはクラブ・リーダーシップ・プランに基いている。クラブ会長エレクトは、記入済みの「指標」を7月1日までにガバナー補佐に提出すべきである。ガバナー補佐とガバナーは、年度を通じてクラブの業績を監督するため、この指標を利用することができる。

### 弱体クラブの特定 (Identifying Weak Clubs)

ガバナーは、機能を喪失している地区内のクラブを特定し、RI理事会が全クラブに対して定めた最低基準をこれらのクラブが満たすことができるよう、クラブ強化のための適切な手配を整えるものとする。ガバナーは、「クラブ訪問報告用紙」を用いて、6月1日までに、機能を喪失しているクラブについて事務総長に報告しなければならない（ロータリー章典2.010.1.）。「ガバナーの記録および書類」も参照のこと。

### 地区リーダーシップ・プラン (District Leadership Plan)

すべての地区は、理事会が概要をまとめた地区リーダーシップ・プランの構成に準拠して、リーダーシップ・プランを確立するよう要請されている（ロータリー章典17.030.1.から17.030.6.まで）。

地区リーダーシップ・プランには次の必須の構成要素がある。

- 1) 「ガバナー補佐」、「地区研修リーダー」、各種「地区委員会」といった共通の用語
- 2) ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区委員会委員の明確な責務
- 3) 地区内の指導力の継続を確実にする地区委員会
- 4) ガバナーが委任することのできない任務や責務を明確に記述したもの
- 5) これに対応するクラブ・リーダーシップ・プランをクラブが施行する際の助けとなる明確な計画（ロータリー章典17.030.）

このプランは、クラブへの支援をより迅速かつ適切にし、十分に研修を受けた地区指導者の候補者をより多く育成し、財団や地区活動への参加を活性化し、革新的な指導者としてのガバナーの役割をさらに取り組みがいのあるものにすることによって、地区レベルとクラブレベルでロータリーの充実化を図ることを目的としている（ロータリー章典17.030.1.）。

### ガバナー補佐の役割

全ガバナーは、ガバナー補佐を任命しなければならない。ガバナー補佐は、地区レベルでの任務を遂行し、指定されたクラブの管理運営に関してガバナーを補佐する責務を担う。

ガバナー補佐は地区から任命される者であり、RIの役員ではない。ガバナー補佐は、現職ガバナーによって毎年任命され、地区指導者の継続性を図るため1年任期を3期まで務めることができる（ただし、それ以上であってはならない）。元地区ガバナーがガバナー補佐を務めないことが推奨されている（ロータリー章典17.030.2.）。

ガバナー補佐は指定されたクラブに対して、以下のような支援を提供しなければならない。

- ・ ロータリー年度の開始前に次期クラブ会長と会合を持ち、クラブ・リーダーシップ・プランを見直し、クラブの目標について討議し、「効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標」およびクラブの「機能の喪失」の方針を検討する（第1章を参照のこと）
- ・ ガバナーの公式訪問に際して開かれる各クラブ協議会に出席する
- ・ 各クラブを定期的に訪問し、クラブの業務、クラブが利用できるリソース、クラブの資金を実務的な方法で扱うことについて話し合う
- ・ クラブの指導者たちがガバナーの公式訪問のための予定を調整し、計画を立てるに当たって助力する
- ・ クラブの進捗について常にガバナーに伝え、ロータリーの発展を促す方法について提案し、問題があれば対応する
- ・ クラブが、ガバナーの要請や推奨事項を完全に実行するよう奨励する
- ・ 適切な地区委員会と協力してクラブレベルの研修の調整を図る
- ・ 地区リーダーシップ・プランとクラブ・リーダーシップ・プランを推進する
- ・ 地区委員会の選考に関して次期ガバナーに助言をする
- ・ 地区大会およびその他の地区会合に出席し、これらへの出席を推進する
- ・ 必要に応じて、地区の活動や行事に参加する
- ・ 招かれた場合、クラブの例会や協議会や行事に参加する
- ・ 地区チーム研修セミナーに参加する
- ・ 会長エレクト研修セミナーと地区協議会に出席する

地区は、任務と責務を果たすためにガバナー補佐に提供される財政的支援について決定する責任がある。ガバナーは、ガバナー補佐の研修と支援のために、限られた額の資金をRIから受領する資格がある（ロータリー章典17.030.2.）。

### ガバナー補佐の選考基準

ガバナー補佐の選考における最低基準には、以下のようなものがある。

- ・ 少なくとも3年間、名誉会員以外の会員身分で地区内クラブに所属し、瑕疵なき（会員としての責務を果たしている）会員であること
- ・ クラブ会長を全期、務めたことのある者であること。または、クラブの創立会長を、クラブの創立時から6月30日までの全期、務めたことのある者であること。ただし、後者の場合、その期間が少なくとも6カ月以上でなければならない
- ・ ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力があること
- ・ 地区レベルで卓越した業績を上げていること
- ・ 将来の地区指導者として有望であること（ロータリー章典17.030.2.）

ガバナー補佐の役割と責務に関する詳細は、「ガバナー補佐要覧」（244-JA）に記載されている。



## 地区委員会 (District Committees)

地区委員会は、ガバナー補佐の助言を得てガバナーが正式に設定した地区目標の実行を担当する。委員会は以下のような現行の管理運営機能を受け持つために任命されるものとする。

- 研修
- 会員増強
- 拡大
- 財務
- 現行の地区レベルのプログラム (例: 青少年交換、ローターアクト)
- 広報
- 地区大会
- ロータリー財団 (第4章を参照のこと)
- RI国際大会推進

これらの委員会の個別の目的、責務、補足的資格条件、補足研修要件などは、ロータリー章典第17.030.3.項と第21条に記載されている。

地区委員会が追加して任命されるのは、ガバナーおよび地区指導者チームが認めた特別の任務を遂行する場合のみである (ロータリー章典17.030.3.)。

ガバナー・エレクト、ガバナー、直前地区ガバナーが協力し、一貫した指導と引継ぎの計画を確実に行うべきである。ガバナー・エレクトは、空席を埋めるための委員、および委員長を任命し、年度の開始に先立って計画を立てるための会合を開く責務がある (ロータリー章典17.030.1.)。

### 資格

地区委員会委員に任命されるための推奨最低資格は、名誉会員を除き、地区内クラブに所属する瑕疵なき (会員の責務を果たしている) 会員である。

さらに、委員長はバスト・ガバナー、元ガバナー補佐、もしくは有能な元地区委員会委員であることが推奨されている (ロータリー章典17.030.3.)。

### 必要とされる研修

地区委員会委員長および委員は、地区チーム研修セミナーやそのほか適切と思われる地区会合に出席する (ロータリー章典17.030.3.)

### RI、ロータリー財団、会長による被任命者との関係

地区委員会委員は、関連のあるRI委員会およびロータリー財団委員会、もしくは支援グループ、ならびにRI会長または管理委員会委員長によって任命されたロータリアンと協力し、地区レベルとクラブレベルにおいて、特定のRIや財団のプログラムまたは活動が円滑に行われるよう計らうべきである (ロータリー章典17.030.3.)。

### 報告要件

地区委員会は、その活動状況を定期的にガバナーに報告しなければならない。委員会はまた、成功した活動をRIに報告する。そのような報告は、RIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) を含め、RIの出版物に掲載される可能性がある (ロータリー章典17.030.3.)。

地区委員会の役割と責務に関する詳細は、「地区委員会の手引き」(249-JA) および委員会の特定の関心に関連したそのほかの出版物に掲載されている。地区リーダーシップ・プランに関する詳細は、ロータリー章典17.030.1.項を参照のこと。

## 研修委員会 (Training Committee)

ガバナーは、ガバナー・エレクトの推薦に基づいて、地区研修委員会の委員長を務める地区研修リーダーを毎年任命すべきである。地区研修リーダーは、研修委員会の委員長として、必要に応じて研修会合や研修行事の責務を割り当てる。委員会は、ガバナーおよびガバナー・エレクトを補佐して、クラブや地区指導者の研修に当たる責任がある（ロータリー章典17.030.3.）。

地区が多地区合同PETSの一部として参加する場合、ガバナー・エレクトは、多地区合同PETSの指針と手続に従い、PETSでの研修を立案し実施にあたる人物を選ぶ。この人物は、本委員会の委員でなければならない（ロータリー章典17.030.3.）。

### 資格

研修、教育、または討論進行の経験を有する者を優先すべきである。

### 任務および責務

本委員会は、各会合の招集者に対して責任を負うという点を明確に理解していなければならない。本委員会は以下を行うべきである。

- 1) ガバナー・エレクトと協力し、現ロータリー年度の地区における以下の研修ニーズに対応する
  - a) PETS
  - b) 地区協議会
  - c) 地区チーム研修セミナー（ガバナー補佐の研修を含む）
- 2) ガバナーと協力し、現ロータリー年度の地区における以下の研修ニーズに対応する
  - a) 地区指導者育成セミナー
  - b) ローターアクト指導者育成研修
  - c) クラブレベルの指導者育成研修
  - d) 適宜、地区におけるそのほかの研修会
- 3) 地区ロータリー財団セミナーと地区会員増強セミナーへの二次的な責任を持つ。これらの会合は主に、ほかの地区委員会が責務を担当するが、研修委員会は研修に関連した事柄について助言できる
- 4) 会合の招集者の指揮の下、以下に挙げる事柄の1つもしくはそれ以上について責任を持つ
  - a) プログラムの内容（理事会推奨のカリキュラムに準拠する）
  - b) 研修の実施
  - c) 講演者やそのほかのボランティア探し
  - d) 研修リーダーの準備
  - e) プログラムの評価
  - f) 諸々の手配

## 会員増強委員会 (Membership Development Committee)

ガバナーは、以下の責務を遂行する地区会員増強委員会を任命しなければならない。

- 1) ガバナーおよび地区研修リーダーと相談の上、地区会員増強セミナーを立案、推進、実施する
- 2) 地区が会員増強目標を達成できるよう、ガバナーおよびクラブ指導者と協力する
- 3) 地区規模の会員増強活動の調整を図る

- 4) RIまたは会長による会員増強表彰プログラムに参加するようクラブに奨励する
- 5) 会員増強を助長する活動を調整するために、地区拡大委員会や地区広報委員会といったほかの地区委員会との連絡を保つ
- 6) 本委員会についてすべてのクラブに知らせ、委員から援助が受けられることを伝える
- 7) 効果的な会員の勧誘計画を立て、これを実施するようクラブに奨励する
- 8) クラブ会員増強委員長が責務を遂行するのを支援する
- 9) クラブを訪問し、成果あふれる会員増強活動について話し、それらの活動に関する情報を与える
- 10) 各クラブ委員会が「会員増強推進用手引き」(417-JA)を必ず備えていることを確認する(ロータリー章典17.030.3.)

## 地区の法人化 (District Incorporation)

地区は、法人規約文書にRIが義務付けている11の規定を含め、法人化に関するRIの要件をすべて満たしている限り、法人化することができる。地区が法人化を望むことを決定した場合、ガバナーは、地区を担当するクラブ・地区支援担当(日本事務局奉仕室)職員に連絡し、RIの要件に関する詳細な情報を求めるべきである(クラブ・地区支援担当職員は、RIのウェブサイト[[www.rotary.org/ja/cds](http://www.rotary.org/ja/cds)]で検索できる)。

地区は法人化するために理事会の承認を求めることができる。少なくとも地区内クラブの3分の2が、地区大会での投票あるいは郵便投票において、法人化の提案を承認しなければならない。いずれの手続においても、各クラブには1票の投票資格が与えられる。

地区が法人化された時点で、この法人およびそれまで法人化されていなかった地区は、一つの統一体となる。法人化された地区は、RIの定款、細則、方針の下に、地区のすべての権限、権利、特権を有し、また、地区のすべての義務および要件を果たさなければならない。

法人化された地区の法人規約文書は、地元の法律の許す範囲において、RIの定款、細則、方針と矛盾してはならない。こうしたRIの文書や方針の改正により、地区の法人規約文書との矛盾が生じる場合、地区は直ちに、法人規約文書が再度適合したものとなるよう修正しなければならない。法人地区は、RIの定款、細則、方針に準拠して活動しなければならない。これらと矛盾する活動はできない。

地区は、法人化するために地元の法務当局へ提出が義務付けられている法人規約文書を、理事会に代わる事務総長宛てに提出しなければならない。

地区ガバナーは、法人化手続を監督する責任を負う。法人地区の構造は、地区リーダーシップ・プランを推進するものでなければならない。

ガバナーは、地区法人の解散あるいは地位においてその他の変更があった場合は、即座に理事会に通知しなければならない(ロータリー章典17.020.)。

## ロータリーのない国および地域へのロータリー拡大 (EXTENSION TO NON-ROTARY COUNTRIES AND GEOGRAPHICAL AREAS)

ロータリーのない国および地域は、理事会によって正式に門戸が開かれていない場所のことである(ロータリー章典18.020.)。

拡大に関心のあるロータリアンは、援助を申し出るため、RIに連絡すべきである。地区内で拡大の可能性がある地域におけるロータリー発展に関心のあるロータリアンは、地区ガバナーに連絡すべきである(ロータリー章典18.030.)。

RIは、ロータリーのない国・地域の政府高官とロータリアンとの正式な連絡をすべて調整する。理事会は、以下の基準が満たされている場合には、ロータリーへの門戸を開くことができる。

- 1) ロータリー・クラブの結成に必要な許可を政府から得ていること
- 2) クラブが、政治に関係のない国際的な団体として自由に活動できること
- 3) その所在地に、ロータリー・クラブを維持するのに十分な数の事業および専門職に携わる人々や地域社会の指導者がいること
- 4) クラブは、標準ロータリー・クラブ定款の定める通り、規則正しく会合を開くことができること
- 5) クラブは、外部からの援助を必要とせず、RI細則に規定する財政的義務を果たす能力があること
- 6) クラブは、会員数を維持、拡大し、充実した奉仕プロジェクトを実施し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えて奉仕できる指導者を育成できること
- 7) クラブは、近隣のクラブとロータリーの親睦を推進できること
- 8) ガバナーが、ロータリーのない国または地域を地区に含めることに同意していること  
(ロータリー章典18.020.)

僻地への拡大は、その地域からの要請があり、地理的に近接している地区が新クラブの結成を援助することが確認された場合に限り、着手される(ロータリー章典18.020.1.)。すべてのクラブは、既存あるいは新しい地区の一部であるものとする(ロータリー章典18.040.)。

## 新クラブの結成 (ORGANIZING NEW CLUBS)

各ガバナーは、RI理事会の全般的監督の下、地区内における新クラブの結成を監督する特別な任務を託されている。ガバナーは、新クラブを結成する際の具体的な手続について、「新クラブを結成する」(808-JA)を参照すべきである。

### クラブの所在地域

各クラブは、ある一定の場所(地域)に結成されなければならない。クラブの所在地域は、会員の入会を認める上での地域の境界を定義するものである(詳細は第1章を参照のこと)。

### ロータリー-Eクラブ

1地区につき、最高2つまでのEクラブが認められる(RI細則2.010.1.、15.010.)。ロータリー-Eクラブの結成について説明した第1章を参照のこと。詳細については、RIクラブ・地区支援担当(日本事務局奉仕室)職員([www.rotary.org/ja/cds](http://www.rotary.org/ja/cds))に問い合わせること。

### 新クラブを結成するのに有望な地域

主に事業または専門職に携わる、できれば所在地域で生まれ育った人、またはその地域の永住者と定住者、あるいはその地域で事業や専門職を確立しているか、または永久的に営む人々から会員組織を成り立たせることのできる場所に、クラブを設立するものとする(ロータリー章典18.050.1.)。

新クラブの創立会員の最低人数は25名とする(ロータリー章典18.050.5.)。ある地域が、クラブをうまく持続していくことができそうだと考えられる場合、できるだけ早くクラブ

を結成すべきである。ロータリーを欲する気持ちを地域に作り出すのがロータリアンの義務である。ロータリーの拡大において、ロータリアンは、何かを与えようとするのであって、得ようとしているのではない。ただし、僻地では、その地域の人々からクラブ設立の明確な要請があり、地理的に近接している地区が新クラブの結成を援助することが確認されるまで、クラブの結成は行わないものとする（ロータリー章典18.020.1）。Eクラブの所在地域は、全世界とするものとする（RI細則2.030.）。

## 調査

ガバナーは、実りあるクラブを結成できるかどうかを判断するため、まだクラブを有しない地域の調査を要請すべきである。クラブがその年度中に結成されない場合は、その調査記録は、後任のガバナーに引き継ぐものとする。ガバナーは結成活動に着手する前に、拡大のための調査を実施し、承認しなければならない。

ガバナーもしくはガバナー補佐は、有望な地域を訪れ、その地域が新クラブを支えられるかどうかを判断しなければならない。人口5,000人未満の地域の場合は、特にそうである。会員候補者を勧誘する前に、ガバナーは、「新クラブ結成調査書」と、既存のクラブがスポンサー・クラブとなることを確認する「スポンサー・クラブ書式」（該当する場合）を、事務総長に提出しなければならない（ロータリー章典18.050.2.）。

## 特別代表

ガバナーは、新クラブの結成のために、通常はスポンサー・クラブから、十分事情を心得ているロータリアンを1名「特別代表」に任命すべきである（ロータリー章典18.030.3.）。

この特別代表はロータリーの理想に精通していなければならない、この理想を説明することができ、自己のロータリーへの熱情を人に伝える力がなければならない。特別代表は、ロータリー・クラブの組織と機能について実際に役立つ十分な知識を持つことも必要であり、この仕事をするのに必要な時間を捧げることでできる人でなければならない。特別代表は、クラブの結成に至るまでの細目についてガバナーを代表して事を行う権限を有している。時には、最終の結成会合にガバナーに代わって出席するようガバナーから要請されることもある。できれば、加盟認証状はガバナーが自ら伝達すべきである。

ガバナーは退任に際して、ガバナー・エレクトに自分の任命した特別代表のリストを引き渡すべきである。

## スポンサー・クラブ

特別代表の所属クラブが新クラブの「スポンサー」となるのが従来の慣わしであり、以下の責務を担う。

- ・ 特別代表が、新クラブを立派に結成できるよう、その計画と遂行を援助すること
- ・ 新クラブの初期のプログラムを援助すること
- ・ ロータリーの運動を構成する1つの単位として、発展し始めた新クラブを指導すること

スポンサー・クラブは少なくとも20名の会員を有し、釣り合いのとれたロータリー奉仕プログラムを実施していなければならない（ロータリー章典18.050.7.）。適切な支援と助言を提供し、永い存続を助けるため、スポンサー・クラブは、新クラブがRIに加盟してから少なくとも1年間、同クラブを援助すべきである。

## 仮クラブ

地区ガバナーは、結成されたボランティアの集団が毎週定期的に会合し、標準ロータリー・クラブ定款を支持するクラブ役員を選出した後で、この集団を「仮ロータリー・クラブ」と指定する。この指定により仮クラブは、その例会を訪れて出席するロータリアンにメーカーアップを認める資格ができる。

## 毎週の会合

仮クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、毎週定期的に会合を開くように定めなければならない。毎週例会を開くことに同意しないクラブはRIに加盟できないということを、クラブの結成または結成を監督するRI代表者が知っていなければならない（ロータリー章典18.050.9.）。

## クラブの名称

クラブの名称は、そのクラブの所在地域と奉仕の対象となる地域を示す。その名称は、その地域の地図を見れば、容易に所在地が分かるようなものとする。その地域をよく知らない人でも、大体の位置が把握できるようにしなければならない。正式なクラブの名称の形式は「(地域社会名) ロータリー・クラブ (都道府県名/州名、国名)」(Rotary Club of Community, State/Province/Prefecture, Country) である。正式なEクラブの名称の形式は、「(地域社会名) ロータリーEクラブ (都道府県名/州名、国名)」(Rotary Club of Community, State/Province/Prefecture, Country) である。2つ以上のクラブがある地域では、アディショナル・クラブは、他のクラブと区別できるように、地域の名称のほかに、何かほかの字句を付け加えるものとする。事務総長は、名称が適切であるかどうかを判断し、新クラブの名称または既存クラブの名称変更が近隣クラブの異議または不必要な混同を招く恐れがある場合は、この名称を否認する権限を有する。このような決定について、事務総長は会長へ報告するものとする（ロータリー章典3.010、18.050.3.）。

## 創立会員

少なくとも25名以上の創立会員名を記載した申し分のない名簿をRI理事会へ提出しなければならない（ロータリー章典18.050.5.）。ガバナーは、すべてのクラブが男女両方の会員を有するよう努めて推進する。全クラブは、その地域社会の事業や専門職に携わる人々と地域社会の指導者の人口を正確に反映すべきである。

クラブの加盟申請書類の一部として提出されるこの名簿は、クラブの創立会員全員の名簿とみなされる。申請に関するRI理事会の決定が行われるまでは、この名簿に載っている以外に新たに創立会員を選んでクラブに入会させることはできない。

## 入会金および会費

クラブ会員は、外部からの援助に頼ることなく、費用を支払う能力と手段を備えていなければならない（ロータリー章典18.050.10.）。

## 加盟金

RIに加盟するためには、仮クラブは、RI理事会が随時定める加盟金を申請書に添えて提出するものとする（RI細則2.010.）。加盟金は創立会員一人に付き米貨15ドルである（ロータリー章典18.050.11.）。

## クラブの加盟認証状

クラブがRIへの加盟を認められたときには、会長および地区ガバナーの署名のある加盟認証状がRIからそのクラブへ発行される（ロータリー章典18.050.8.）。この加盟認証状は大切に保存しなければならない。なるべく額に入れてクラブ事務所か例会場あるいは幹事の事業所の目につきやすい場所に掲げておくのがよい。RI理事会によって加盟を認められた日にクラブはRIにおける公式の加盟クラブとなるのであって、認証状が伝達された日とは関係がない。

## 新クラブのプログラム

ガバナーまたはクラブ結成者は、できる限り、新クラブの最初の8～10週間までの例会プログラムを提供する責務がある。これは、誕生間もないクラブの世話をするスポンサー・クラブの義務を免除するものではない。このような例は、ロータリーがまだしっかりと根を下ろしていない国のクラブに特に当てはまる。

## RIへの加盟

ガバナー（ガバナーが結成グループの会合に欠席した場合は特別代表）は、申請書類が完備するよう確認しなければならない。加盟を希望する仮クラブが不正確な会員名簿を提出した場合、この名簿のすべての氏名が照合確認されるまで加盟が許可されず、将来、同地区内の新クラブから提出される申請書類はすべて、そのロータリー年度を通じ、精密な調査の対象となることを事務総長が地区ガバナーへ通知する。不正確な会員名簿を提出した場合、ガバナーはガバナーとしての任期終了後3年間、RIのいかなる任務にも就くことができない（ロータリー章典18.050.14.）。

RIは、クラブがRIに加盟した後、これをガバナーに通知する。そして、ガバナーがこのクラブに対してその旨通知すべきである。ガバナーもしくはその特別代表が加盟祝賀の特別会合において加盟認証状をクラブに伝達する。グレート・ブリテンおよびアイルランドのクラブに対する加盟認証状は、RIBIに送付され、その会長および幹事が署名した上、各クラブに伝達されることになっている。

RI加盟が認められたときにクラブに加盟認証番号（Charter Numbers）を与える方式は、1951年7月1日をもって廃止された。現在は、管理と会計の目的のみに用いられる番号が、無作為にクラブに指定される。

## 大都市におけるアディショナル・クラブ

ガバナーは、ロータリーの職業分類制度の下に少なくとも25名の会員をもつ強力かつ活動的なクラブとして永続しうる場合は、大都市にアディショナル・クラブを結成することを奨励すべきである。

## 財務 (FINANCES)

### ガバナーの経費 (Governor's Expenses)

#### RIから支払われる基本経費

ガバナーには、任期のはじめに、ガバナーが地区内において任務と責務を遂行するに当たって、妥当かつ必要な経費を賄うための配分予算が与えられる。その任務と責務には、RI組織規定と所定の方針に従い、ガバナー・エレクトとしての期間中に行うことが義務付けられている任務も含まれる（ロータリー章典68.030.1.）。

ガバナーの経費は、ガバナーに直接地元通貨で支払われるか、ガバナーの承認を得て地区資金に支払われ、無作為に行われる監査の対象となる（ロータリー章典68.030.4.）。

旅費は、地区内のクラブ数、旅行距離、運賃に基づいて見積もられる。RIは、地区内の旅行に対してガバナー個人にかかった費用だけを支弁する。ただし、ガバナー・エレクトとして国際協議会に出席した費用は例外とする。ガバナーは、RI理事会の承認を事前に行うことなく自己の配分予算を超過することはできない（ロータリー章典68.030.3.）。

RIは、ガバナーの配分予算とは別個に、新クラブ設立と加盟認証状を伝達するための費用もガバナーに支払う。この金額は、新ロータリー・クラブが支払う加盟金の50パーセントを上限とする（ロータリー章典18.030.2.）。

RIはまた、ガバナー・エレクト研修セミナー（GETS）中の3泊分の宿泊費と2日分の食費としてかかった実費を、ガバナー・エレクトに支給する。この支給額は、研究会の招集者が提供した経費情報より高くはならない。

ガバナーはまた、ガバナー補佐の研修と支援のために、ガバナー配分予算の10パーセントまでの限られた資金をRIから受領する資格がある（ロータリー章典68.030.8.）。

地区内のRI公式活動のほかに、特別なクラブ・地区活動や行事でガバナーの参加が必要とされる、または、望まれることがあるとRI理事会は認識している。しかし、RIの永年の方針によると、こういった追加活動に伴う費用は、ガバナーにかかる費用も含め、当のガバナー自身またはクラブ・地区側の負う責務とされてきた。

経費の支払いを受けるにあたり、ガバナーは経費報告書をRIに提出することが義務付けられている。地元の法的義務や監査規定により、ガバナーは追加の経費報告を提出しなければならない場合がある。グレート・ブリテンおよびアイルランドにおいては、ガバナーの任務遂行上生じた費用は、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RI加盟クラブがRIに納入した人頭分担金からRIBIに割り当てられてRIBIが保有している資金から、地域単位RIBIによって支払われる。

### 地区資金から支払われる追加経費

地区は、ガバナーとガバナー・エレクトが地区から要請された責務を遂行する際に、（RIの支給する経費とは別に）財政的な支援を提供するよう求められている（ロータリー章典17.060.2.）。

### 地区資金の設立 (Establishing a District Fund)

地区は、ロータリーの管理と発展のために地区資金を設けることができる（RI細則15.060.）。

- 1) 地区協議会、地区の会長エレクト研修セミナー、あるいは地区大会で、地区の予算報告が行われた後、地区人頭賦課金の承認を得ること
- 2) 資金は一個人の管理下に置かないこと
- 3) 年次財務表を次の地区大会、およびクラブに提示すること（ロータリー章典17.060.）

### 地区資金の運営管理

地区の管理運営に必要な費用を検討、調査する地区財務委員会が設置されるものとする。ガバナーは、1年任期を務める委員、2年任期を務める委員、3年任期を務める委員をそれぞれ1名ずつ任命し、その後の各年度には、空席を埋めるため、就任中のガバナーが



3年任期を務める委員としてロータリアン1名を任命するものとする。同委員会は、ガバナーと協力して地区経費の予算を作成するものとし、予算案を地区協議会の最低4週間前にクラブに提出し、地区協議会の次期クラブ会長の会議で承認を受けるものとする。地区資金のためのクラブ人頭賦課金の額は、RI細則に従って決定されるべきである（ロータリー章典17.060.）。

一人あたりの地区賦課金の額は、地区協議会または地区の会長エレクト研修セミナーに出席した次期会長の4分の3、または地区大会に出席して投票する選挙人の過半数の承認を得て決められるものとする。会長エレクトが標準ロータリー・クラブ定款の第10条第5節に従って地区協議会または地区会長エレクト研修セミナーへの出席を免除された場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わって投票する権利を有する（RI細則15.060.2.）。

地区内の全クラブは人頭賦課金を支払わなければならない。この賦課金未払いが6か月以上に及ぶという証明書類をガバナーから受理した場合、RI理事会は、賦課金が未納の間、クラブへのRI事務局のサービスを停止することができる（ロータリー章典17.060.）。ただし、地区資金は、ここに規定する通り運営されていなければならない（RI細則15.060.3.）。承認されている地区資金負担金の支払いを怠ったクラブは、RI理事会により、RI加盟を停止または終結される可能性がある（RI細則3.030.1.）。

ガバナーによって指名された地区財務委員会の委員1名が、会計として地区資金の収支を正確に記録するものとする。地区の名義で地区資金の銀行口座を開き、管理は、地区財務委員の1名と協力してガバナーが行うものとする。この委員は、できれば会計であることが望ましい。ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後3か月以内に、地区内全クラブに対し、（RI細則15.060.4.項に記載されている通り）資格条件を備えた会計士または地区監査委員会のいずれかによる独立検査を受けた地区財務の年次財務諸表および報告書を、地区財務委員会の報告書と併せて提出しなければならない。この年次財務表および報告書には以下の詳細を記載するものとする（ただし、これに限らない）。

- 1) 地区のすべての資金源（RI、ロータリー財団、地区およびクラブ）
- 2) 募金活動によって地区が得た、または地区に代わって得た資金
- 3) ロータリー財団から受領した補助金、または地区が使用する指定したロータリー財団の資金
- 4) すべての地区委員会の資金業務処理
- 5) 地区による、または地区に代わってガバナーが行ったすべての資金業務処理
- 6) 地区資金のすべての支出
- 7) RIからガバナーが受け取ったすべての資金

この年次財務表および報告書は、次の地区会合に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。この地区会合は、地区内すべてのクラブから代表者が1名出席する権利があるものでなければならず、また、地区の財務表および報告書が会合に提出の上、討議に付され、採択されるということを30日前に予告した会合でなければならない。このような地区会合が開催されない場合、年次財務表および報告書は、次の地区大会に提出の上、討議に付され、採択されなければならない（RI細則15.060.4.）。

地区は（地区大会または郵便投票での過半数の投票によって）地区資金の他の運営方法を決定してもよい。ただし、地区資金の設立について定めている前述の条件を満たして

いなければならない。地区の決定がなければ、地区資金の運営方法は、前述に定められている通りとする（ロータリー章典17.060.）。

青少年交換などの特定の目的のために資金を集めた地区では、経費予算を作成し、これをガバナーと財務委員会に提出してその承認を得なければならない。この資金は、別個の項目として、地区資金委員会から地区協議会または地区大会へ提出される会計報告に含まれる。このような資金には、地区資金の中に別個の銀行口座を設け、地区青少年交換委員長もしくは関係するほかの委員会委員長を署名人の一人とすることが不可欠である。地区青少年交換委員会は、半年に一度、報告書をまとめ、地区ガバナー、地区財務委員会、全クラブへ配布するものとする（ロータリー章典17.060.）。

### 保険 (Insurance)

米国およびその領土内の地区とクラブおよび所有物に対する賠償責任保険と理事および役員／雇用慣行賠償責任保険は、加入が義務付けられており、RIを通じて提供される。保険金および関連諸経費を支払うのに十分な金額について、各クラブの査定が行なわれる（ロータリー章典71.080.2.）。

### 会合 (MEETINGS)

RI理事会は、次期指導者が責務に備えて受ける研修会を、次の順で行うことを承認した。

- ・ ガバナー・エレクト研修セミナー (GETS)
- ・ 国際協議会
- ・ 地区チーム研修セミナー (ガバナー補佐の研修を含む)
- ・ 会長エレクト研修セミナー (PETS)
- ・ 地区協議会
- ・ 地区会員増強セミナー

RI理事会はまた、継続教育を奨励しており、地区レベルで行われる次の研修会を承認した。

- ・ 地区指導者育成セミナー
- ・ 地区ロータリー財団セミナー
- ・ 指導力育成プログラム (クラブあるいは地区の活動として行うことができる)

また、地区大会はすべてのロータリアンに情報を提供し、ロータリアンの士気を鼓舞する会合である。

ロータリー推奨の指導者育成・研修の周期は、柔軟性を持たせるべきであり、地区の裁量で行事を組み合わせたり、連続して開催するよう、地区に奨励されるべきである（ロータリー章典17.030.5.）。

### ガバナー・エレクト研修セミナー (GETS)

ガバナー・エレクトを対象としたこの2日間の研修プログラムは、ロータリー研究会と並行して開かれる。

#### 主題

- ・ 役割と責務
- ・ 地区の組織構成
- ・ 会員増強
- ・ 効果的な指導者の育成

- ・ ロータリー財団
- ・ RIの管理運営要件(事務局の役割)
- ・ 国際協議会の予備知識

以下のロータリー財団に関する主題は、最低3時間の研修が推奨されている。

- 1) ロータリー財団の基本(シェア・システムを含む)
- 2) ロータリー財団プログラム
- 3) 寄付増進(ロータリー章典19.050.3.)

詳細は、ロータリー章典19.050.節を参照のこと。

### **国際協議会 (International Assembly)**

国際協議会はガバナー・エレクトの出席が義務付けられている研修会合である。主題には、成果溢れる奉仕プロジェクト、会員増強、ロータリー財団、RIの管理運営要件およびRIテーマと会長の強調事項の発表が含まれる(ロータリー章典58)。

### **地区チーム研修セミナー (District Team Training Seminar)**

#### **目的**

2月に行われるこの1日研修会合の目的は以下の通りである。

- ・ 次期ガバナー補佐および次期地区委員と委員長が就任に備える
- ・ 地区ガバナー・エレクトに、地区指導者チームを築き、クラブを支援するようチームの意欲を高める機会を提供する(ロータリー章典23.040.1.および23.040.4.)

#### **主題**

- ・ RIテーマ
- ・ 地区の管理運営
- ・ 役割と責務
- ・ クラブ・リーダーシップ・プランの下でのクラブとの協力
- ・ リソース
- ・ 年次計画と長期計画
- ・ コミュニケーション

#### **参加者**

地区チーム研修セミナーの参加者には、次ロータリー年度にガバナー補佐、地区委員会委員長および委員としてガバナー・エレクトにより任命されたロータリアンが含まれるものとする(ロータリー章典23.040.2.)。

RIは、地区チーム研修セミナーを支援するために、進行役手引き、視覚資料および参加者のための手引きを含む標準研修カリキュラムを提供する。詳細は、「地区チーム研修セミナー指導者用手引き」(247-JA)、「ガバナー補佐要覧」(244-JA)、「地区委員会の手引き」(249-JA)を参照のこと。

### **会長エレクト研修セミナー (PETS)**

#### **目的**

望ましくは2月か3月に開催されるこの1日半のセミナーの目的は、次期クラブ会長がその任務に備えるために研修を提供することである(RI細則15.030.、ロータリー章典23.020.6.)。

**主題**

- RIテーマ
- 役割と責務
- 目標の設定
- クラブ指導者の選任と準備
- クラブの管理運営
- 会員増強
- 奉仕プロジェクト
- ロータリー財団
- 広報
- リソース
- 年次計画と長期計画（ロータリー章典23.020.3.）

**参加者**

PETSの参加者としては、ガバナー・エレクト、ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区内の次期クラブ会長全員が含まれるべきである。次期クラブ会長の経費はクラブもしくは地区が負担することが推奨される（ロータリー章典23.020.4.）。

ガバナー補佐は、自分が担当するクラブの会長エレクトがPETSに出席するよう推進し、会長エレクト、ガバナー・エレクト、ガバナー補佐との間で、チームの団結を図るものとする（ロータリー章典23.020.4.）。

**多地区合同PETS**

多地区合同PETSを実施するガバナー・エレクトは、プログラムの中で、ガバナー補佐と共に、少なくとも3時間を、ガバナー・エレクトと当該地区の次期クラブ会長との会合に当てなければならない。ガバナー・エレクトは、最終プログラムを立案、承認し、研修リーダーを選任し、本会議での講演者を決める責任がある（ロータリー章典23.020.7.）。

RIは、PETSを支援するために、指導者用手引き、視覚資料および参加者のための手引きを含む標準研修カリキュラムを提供する。詳細は、「会長エレクト研修セミナー指導者用手引き」（243-JA）、「クラブ会長要覧」（222-JA）を参照のこと。

**地区協議会 (District Assembly)****目的**

望ましくは3月、4月、5月のいずれかの月に開催されるこの1日セミナーの目的は、ロータリー・クラブの次期指導者が任務に備えるために研修を提供することである（RI細則15.020.）。

**主題**

- RIテーマ
- 役割と責務
- 方針と手続き
- チームの選任と研修
- 年次計画と長期計画の策定
- リソース

- ・ 事例研究の演習
- ・ チーム作り演習
- ・ 問題解決 (ロータリー章典23.010.3.)

## 参加者

地区協議会の参加者は、クラブ会長エレクト、および次ロータリー年度に指導的役割を果たすよう会長エレクトから指定されたロータリー・クラブ会員である(ロータリー章典23.010.2.)。

## 日程

地区大会を3月、4月、5月のいずれかの月に行わなければならない場合、地区は、地区協議会と地区大会を連続した会合として開催することを検討し、地区協議会をはじめに行うものとする。連続した会合は、各会合に定められている時間数を減らすことなく、また各会合の必須事項に配慮して行われるべきである(ロータリー章典23.010.4.)。

RIは、地区協議会を支援するために、指導者用手引き、視覚資料、および参加者のための手引きを含む標準研修カリキュラムを提供する。詳細は、「地区協議会指導者用手引き」(828-JA)、「クラブ会長要覧」(222-JA)、「クラブ幹事要覧」(229-JA)、「クラブ会計要覧」(220-JA)、「クラブ委員会の手引き」(226-JA、クラブ管理運営、会員増強、広報、奉仕プロジェクト、およびロータリー財団についての常設委員会用の各手引き)を参照のこと。

## 地区会員増強セミナー (District Membership Seminar)

### 目的

地区協議会后に開催されるのが理想とされる、この半日または1日セミナーの目的は、会員基盤を維持・増加させるため、地区内のクラブを支援するのに必要な技能と知識と意欲を備えたクラブや地区の指導者を育成することにある(ロータリー章典23.050.)。

### 主題

- ・ 会員増強の重要性の概観
- ・ 会員維持
- ・ 新会員の勧誘
- ・ 新クラブ結成
- ・ 役割と責務
- ・ リソース：どこにあり、それらをどのように使うか(ロータリー章典23.050.3.)

## 参加者

クラブ会長、クラブ会員増強委員会委員、地区会員増強委員会委員、地区拡大委員会委員、ガバナー補佐、およびその他関心あるロータリアンが、地区会員増強セミナーに参加する(ロータリー章典23.050.2.)。

RIは、地区会員増強セミナーを支援するため、視覚資料付の進行役手引きを提供する。詳細は、「地区会員増強セミナー指導者用手引き」(242-JA)を参照のこと。

## 地区指導者育成セミナー (District Leadership Seminar)

### 目的

望ましくは地区大会の直前または直後に開催されるこの1日セミナーの目的は、地区内のロータリアン・リーダーが、クラブレベルを超えてロータリーにおいて奉仕するのに必要な能力と知識を身に付け、意欲を持つよう育成することである(ロータリー章典23.030.)。

### 主題

- ・ 指導力育成および動機づけの技能
- ・ 地区または地域における傾向
- ・ 国際奉仕プロジェクトを立ち上げる
- ・ 地区会合の計画
- ・ 選択プログラム
- ・ リーダーシップを発揮する機会

### 参加者

クラブ会長、もしくはクラブで3年以上、指導的役割に就いているロータリアンで関心のある者は、地区指導者育成セミナーに参加することができる(ロータリー章典23.030.2.)。

RIは、地区指導者育成セミナーを支援するため、視覚資料付の進行役手引きを提供する。詳細は、「地区指導者育成セミナー研修リーダー用手引き」(248-JA)を参照のこと。

## 地区ロータリー財団セミナー (District Rotary Foundation Seminar)

### 目的

このセミナーの目的は、ロータリアンが財団プログラムについて学び、財団に積極的に参加し、財団を支援する意欲を高めることである。このセミナーは、クラブレベルでのロータリー財団に対する認識を深めるための、主な手段である。地区ロータリー財団委員会がセミナーを実施し、ロータリー財団地域コーディネーター、ロータリー財団地域コーディネーター補佐、またはロータリー財団学友コーディネーターが支援することができる。

地区財団セミナーは、具体的に次の機会を提供する。

- ・ 財団プログラムを支援し、それに参加するようロータリアンの意欲を高める
- ・ ロータリー財団を資金面で支援するようロータリアンの意欲を高める
- ・ 基本的な財団プログラムおよび方針を簡単に説明する
- ・ ロータリー財団プログラムや方針の改正事項をロータリアンに知らせ、来る年度の目標を概説する
- ・ 財団へ多大な貢献をした地区内の個人やクラブを表彰する
- ・ 財団プログラムと活動に関する質問に答える

### 主題

- ・ 財団プログラム
- ・ ポリオ・プラス
- ・ 財団目標の設定
- ・ 毎年あなたも100ドルを
- ・ 未来の夢計画
- ・ 地区とクラブの組織：ロータリー財団委員会
- ・ シェア・システムを理解する

- ・ 財団資金の管理
- ・ すべてのロータリアンに財団のメッセージを伝える
- ・ 財団目標の達成
- ・ DDF (地区財団活動資金) の活用
- ・ ロータリー財団月間の活動
- ・ 財団学友のロータリーとの関わりを維持する

## 参加者

セミナーの主な対象は、クラブ会長、クラブ財団委員会委員、地区ガバナー、ガバナー・エレクト、ガバナー・ノミネー、ガバナー補佐である。ただし、地区内の全会員に出席が奨励されている。

詳細は、「地区ロータリー財団セミナーの手引き」(438-JA)を参照のこと。

## 地区大会 (District Conference)

ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所において、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催日程は、ロータリー研究会、地区協議会、国際協議会、またはRI国際大会の日程と重なってはならない(RI細則15.040.1.、ロータリー章典22.010.5.)。

## 目的

地区大会の共通の目的は、以下を行うために地区内の全ロータリアンを一堂に集めることである。

- ・ 地区の奉仕プログラムやプロジェクトを紹介する
- ・ 奉仕にさらに参加するようロータリアンの意欲を高める
- ・ クラブレベルを超えたロータリーのビジョンを共有する
- ・ 思い出に残る親睦の経験を楽しむ
- ・ ロータリーのリーダーと交わる機会を提供する(ロータリー章典22.010.1.)。

地区大会は、規定審議会に提出される立法案を承認または提案することができ、規定審議会に送る代表議員を選出することもできる。規定審議会の詳細は第13章を参照のこと。

## 地区大会の合同開催

RI理事会は、2つ以上の地区が合同で大会を開催することを認可できる(RI細則15.040.1.)。合同の地区大会を2年連続して開催しないことを前提に、RI理事会は合同大会の開催を奨励する(ロータリー章典22.040.1.)。

## 場所

地区は、できるだけ多くの参加者が出席でき、不必要な財政的負担を最小限に抑えられる場所で地区大会を開催するよう、奨励されている(RI細則15.040.1.、ロータリー章典22.010.4.)。

## 要件

地区大会は次のことを行わなければならない。

- 1) RI会長代理に、大会で主要な講演を2回(配偶者を含む最多数の人が出席する大会会議での20～25分間の主要講演を含めると、大会の終わりにホスト地区に感謝の意を述べることのできる機会を用意する
- 2) 前ロータリー年度の監査済みの財務報告を討議し、採択する

- 3) 規定審議会の2年前のロータリー年度の地区大会では、地区の規定審議会代表議員を選出する。ただし、地区が指名委員会の手続きによって代表議員を選出することを選んだ場合を除く
- 4) 地区大会の前に地区協議会または会長エレクト研修セミナーで地区賦課金が承認されていない場合は、これを承認する
- 5) 適切であれば、RI理事の指名委員会委員を選任する（ロータリー章典22.020.1.）

## 推奨事項

地区大会の開催に関し、次のことを推奨する。

- ・ 会期は丸2日～3日間とする
- ・ 会員の参加を増やすため、討論グループを含める
- ・ ロータリーおよびロータリー財団に関する内容に重点を置いた均衡のとれたプログラムを含める
- ・ 地区の決議事項を検討する
- ・ 適切であれば、新しいロータリアン、地区大会に初めて出席したロータリアン、クラブ会長およびその他の人に特別に歓迎の意を表す
- ・ ロータリーおよびロータリー財団の活動に参加したことのある人々を、最大限にボランティアとして起用する
- ・ 次回の地区大会を推進し、事前登録を奨励する
- ・ できるだけ多くの出席を奨励するために、手頃な費用を維持する
- ・ 地区大会と祝祭日やその他の行事が重なるのを避ける
- ・ 配偶者の行事やその他の行事が重ならないよう日程を調整し、登録者全員が本会議に出席するよう奨励する
- ・ 友愛の広場などでクラブや地区のプロジェクト展示を行うよう推進する
- ・ RI会長代理が地区大会で生かすことのできる経験を考慮し、適宜、討論やその他のセッションに参加してもらう
- ・ 新しいロータリアンのために特別オリエンテーションを提供する
- ・ クラブ会長、あるいはクラブで指導的な役割を3年以上務めた関心を持つロータリアンのために、地区大会の直前、直後に丸1日を充てた地区指導者育成セミナーを組み入れる（ロータリー章典22.020.2.）

## 会長代理

地区大会には会長代理が任命されて出席する。会長代理夫妻の旅費はRIが支弁する。地区大会出席期間中の夫妻のホテルおよび他の大会関係の費用は地区大会が負担するものと期待されている。会長は、通常、会長代理をどのように歓待すべきか、ガバナーに助言する。会長代理のプログラム参加回数、時間、種類については、ロータリー章典22.030.2.項に記載されている。ガバナーはこれらの指針を注意深く守るものと期待されている。

ガバナーはすべての公式会合を計画、推進、主催するものと認識し、地区大会の会長代理には会長と同じ席次が与えられるよう特に注意を払うべきである（第3章の「国際ロータリーの席次」を参照のこと）。



会長代理は、可能な限り、地区大会の前後にロータリー・クラブとロータリー奉仕プロジェクトを訪問すべきである。

地区大会の詳細は、「地区大会の手引き」(800-JA)を参照のこと。

## **補助金管理セミナー [未来の夢試験地区のみ] (Grant Management Seminar [Future Vision pilot districts only])**

### **目的**

この半日または1日のセミナーの目的は、ロータリー財団の補助金を効果的に管理する方法をクラブに理解してもらうとともに、ロータリー財団補助金を受領する資格をクラブに与えることである。この研修は、会長エレクト研修セミナー、地区協議会、地区大会のいずれかと並行して開催するよう推奨されている。しかし、地区は、すべてのクラブを招待した上で、このほかの時と場所を指定することもできる(ロータリー財団章典14.060.6.)。

### **主題**

- プロジェクトの立案
- 補助金の申請
- プロジェクトの実施
- 参加資格

### **参加者**

地区補助金管理セミナーの参加者には、受領資格を得たいと望む各クラブのクラブ会長エレクトまたはクラブが指定した会員が含まれる(ロータリー財団章典14.060.6.2.)。地区は、このほかに本研修にどのぐらいの会員を招くかを定めることができる。可能であれば、地区は、ロータリー財団補助金に関心のあるすべてのクラブ会員に対し、本研修に出席して補助金管理について学ぶよう奨励すべきである。

RIは、補助金管理セミナーを支援するため、研修リーダー用と参加者用の資料を提供している。詳細は、「補助金管理セミナー指導者用手引き」(www.rotary.org)を参照のこと。

## **雑則 (MISCELLANEOUS)**

### **地区の出版物 (District Publications)**

地区ロータリー出版物は、ロータリーのあらゆる面にわたってロータリーの綱領を推進するためである。地区のロータリー出版物は下記の基準に合致しなければならない。

- 1) その出版物は特定の1地区を対象に発行されるものであること
- 2) ガバナーはその出版物のあらゆる面を直接監督しなければならないこと
- 3) ガバナーは、編集者に任命されたロータリアンとともに、その出版物の編集内容がRIの方針に一致するよう確認しなければならないこと
- 4) 地元あるいは地区に関するニュースに加えて、RIに関する情報、会長から要請される特定の文章を掲載しなければならないこと(ロータリー章典17.070.1.)
- 5) ウェブサイトもまた、出版物である。地区は、ドメインネームを登録する前に、提案するドメインネームが理事会の方針を順守したもとなるよう、RIのクラブ・地区支援担当(日本事務局奉仕室)職員に確認するよう奨励されている(ロータリー章典52.020.1.)

- 6) 地区は、ウェブサイトを開設するよう強く奨励され、可能な場合、RIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) へのリンクを設けること (RI細則第21条)

### **ロータリー・コーディネーター (Rotary Coordinators)**

ロータリー・コーディネーターは、地区ガバナーに協力し、RI長期計画の実施を中心に活動しながら、RIからクラブと地区への最新情報、詳細情報、および援助を提供する人材となる (詳細は第3章を参照のこと)。

### **電話勧誘販売 (Telemarketing)**

電話勧誘販売については、第1章を参照のこと。



# 第3章 国際ロータリー (Rotary International)

国際ロータリー (RI) は全世界のロータリー・クラブの連合体である (RI定款第2条)。ロータリーという言葉をそれだけで使う場合、通常、国際ロータリーとしての組織全体を指す (ロータリー章典33.010.4.)。

RIの目的は次の通りである。

- 1) ロータリーの綱領を推進するようなプログラムや活動を追求しているRI加盟クラブとRI地区を支援すること
- 2) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること
- 3) RIの活動を調整し、一般的にこれを指導すること (RI定款第3条)

## ロータリーの綱領 (Object of Rotary)

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること (RI定款第4条、標準クラブ定款第4条)。

「ロータリーの綱領」の4つの項目は、等しく重要な意味を持ち、また、同時に行動を起こさなければならないものであるということにRI理事会の意見が一致した (ロータリー章典26.020.)。

## 国際ロータリーの使命 (Mission of Rotary International)

国際ロータリーの使命は、他者に奉仕し、高潔性を推進し、事業と専門職務および地域社会のリーダーの間の親睦を通じて世界理解、親善、平和を推進することである (ロータリー章典26.010.)。

## 国際ロータリーのビジョン (Vision of Rotary International)

国際ロータリーのビジョンは、世界中の地域社会における人々の生活の改善に貢献するため、活発で行動力のあるクラブから成り、人々から選ばれる奉仕組織となることである (ロータリー章典26.010.2.)。

## 中核となる価値観 (Core Values)

国際ロータリーの中核となる価値観は、奉仕、親睦、多様性、高潔性、リーダーシップである。

## クラブの監督 (Supervision of Clubs)

クラブの管理は、RI理事会の総括的管理下にある (RI定款第8条第2節)。

## グレート・ブリテンおよびアイルランド (RIBI)

グレート・ブリテンおよびアイルランド (RIBI) 内地区のガバナーの任務は、その地域の伝統的慣行に従い、RIBI審議会の指示の下に、RIBI定款ならびに細則に基づいて、遂行される。RIBIの各ガバナーは、RI細則ならびにRIBI定款の規定により、自己の地区の監督につき、RI理事会とRIBI審議会に対して責任を負うものとする。会長またはRI理事会の要請があれば速やかにRIに報告を提出しなければならない。またガバナーは、地区におけるRI役員としての職責に属するそのほかの任務を遂行しなければならない (RI細則15.100.)。

選挙されるRIBIの役員は、会長、直前会長、副会長、名誉会計である (RI定款第7条第1節)。RIBIの会長、副会長、および名誉会計のノミネーは、RIBIの細則に従って選ばれ、推薦され、指名されるものとする (RI細則12.040.)。グレート・ブリテンおよびアイルランドにおけるガバナーは、その地区のクラブによって選ばれ、RIBI年次大会において指名され、RI国際大会において出席投票する選挙人によって選挙される。

## RI役員 (RI OFFICERS)

RIの中央役員は、RI理事会のメンバーと事務総長である。そのほかのRI役員は、ガバナー、ならびにグレート・ブリテンおよびアイルランド内RI (RIBI) の会長、直前会長、副会長、名誉会計である。RIの役員は細則の定めるところに従って指名され、選挙されるものとする (RI定款第7条)。

## 理事会 (Board of Directors)

RI理事会は、19名のメンバーから構成される。すなわち、理事会の議長である会長、会長エレクト、17名の理事である。理事は、細則に明記されている通りゾーン内のクラブから指名され、2年の任期を務めるべく国際大会で選挙される (RI定款第6条第1節、RI細則6.060.1.)。各理事は、特定のゾーン内のクラブから指名されるが、国際大会で全クラブによって選挙される。従って、各理事は、ロータリーの管理において全クラブを代表する責務を負う。

RI理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する。(1) RIの定款と細則に従って組織の方針を定めること、(2) 事務総長による方針実施を評価すること、(3) RI定款、RI細則、1986年イリノイ州非営利私財団法、およびその後の改正によって与えられた権限を行使すること (RI細則5.040.1.)。RI理事会は、組織規定に準拠してRIの業務と資金の監督、管理にあたる。またRIの現役員と次期役員およびRI委員会を管理し、加盟クラブを総括的に監督する責務を負う (ロータリー章典28.005.)。

RI理事会は、RIの目的の推進、ロータリーの綱領達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理想、倫理および組織の特質の保存、ならびにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。理事会はまた、長期計画を採択し、各規定審議会においてこれを報告するものとする (RI細則5.010.)。RI理事会のすべての決定は、別段の指示がない限り、その決定をした会合の閉会后直ちに発効する (ロータリー章典28.005.)。RI理事会の決定は、直前の規定審議会の地区代表議員への提訴、あるいは事務総長が次回の審議会開催の前3カ月以内に提訴を受理し

た場合は、次回の規定審議会をおいてほかに、これを覆すことができないものとする（RI細則5.030.）。

RI理事会は、5名以上7名以下の理事会のメンバーから成る執行委員会を設置する。RI理事会は、この委員会に、理事会の会合のない間、RI理事会に代わって、RIの方針が確立している事項を決定する権限を委任できる。この委員会はまた、事務総長の業績の評価を少なくとも年1度RI理事会に報告する。毎年、RI理事会は、執行委員会の具体的な職務権限を定める（RI細則5.070.）。

## RIの役員 (Officers of RI)

### 会長

会長は、RIの最高役員である。会長は、RIの第一の代弁者であり、国際大会とRI理事会の会合を主宰し、事務総長に助言し、そのほかの関連する任務を行う（RI細則6.140.1.）。

### 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとして、またRI細則に規定されている任務と権限のみを持つが、会長またはRI理事会からそのほかの任務が与えられる場合もある（RI細則6.140.2.）。

### 副会長

副会長は、毎年、理事会の第1回会合で、2年目の任期を務めることになる理事の中から、次期会長によって選ばれる。副会長は、7月1日より1年間その職を務める（RI細則6.020.）。会長が空席となった場合は、副会長が会長の地位を継ぎ、そのほかの理事会のメンバーの中から新たに副会長を選任するものとする（RI細則6.070.）。副会長は、会長により要請された任務を遂行する（ロータリー章典29.030.）。

### 財務長

財務長は、毎年、RI理事会の第1回会合で、2年目の任期を務めることになる理事の中から、次期会長によって選ばれる。財務長は、7月1日より1年間その職を務める（RI細則6.020.）。

財務長は、RI財務運営に関する情報を事務総長から定期的に受け取り、時折、事務総長と協議する。財務長は、RI理事会に財務報告をするとともに、RI国際大会でも報告をする。財務長は、RI理事であることから生じる任務と権限のみを有するが、会長またはRI理事会から、そのほかの任務を課される場合もある（RI細則6.140.4.）。

### 事務総長

事務総長は、RIの最高執行責任者である。最高執行責任者である事務総長は、理事会の指示監督の下に、RIの日々の管理に責任を負う。事務総長は、RIの財務運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長と理事会に対して責任を負う。事務総長はまた、RI理事会の方針をロータリアンとロータリー・クラブに知らせる。事務総長は、RI事務局職員の監督に単独で責任を負う。RI理事会の承認を得た上で、事務総長は国際大会に年次報告書を提出する（RI細則6.140.3.）。事務総長の任期は、5年を超えてはならない。ただし、これには再選が認められている（RI細則6.030.）。

事務総長は、

- 1) RI、RI理事会、財団管理委員会の方針を施行する。

- 2) 事務局の業務運営における総括的管理を行う。その職務は、財務、プログラム、コミュニケーション、企画、ロータリー財団、運営事項を含むが、これだけに限られるものではない。
- 3) 長期計画の立案と方針作成においてRI理事会と管理委員会を援助する。
- 4) 権限を与えられた場合、RI理事会に代わって決定を下す。さらに、RIと財団に代わって、すべての法的書類および契約を執行する。
- 5) 事務総長職の責務を遂行するにあたって、会長と緊密に協力する（ロータリー章典31.010.）。

## RI役員の選出 (Selection of RI Officers)

RI役員の選出手続はRI細則に明記されている。

## 被選役員候補者に関する規定 (Rules for Candidates for Elective Offices)

ロータリーの被選役職における職務に最適の候補者が選ばれるべきであるということが、ロータリーにおける基本原則である。このため、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動あるいは別段の活動により、肯定的、否定的を問わず、選挙手続に影響を及ぼすいかなる行動も、RI細則により禁止されている（RI細則10.060.、ロータリー章典26.100.5.）。

下記の規定は、会長、理事、ガバナー、規定審議会代表議員、あるいはそれらの役職の指名委員会委員に立候補することを考えているロータリアンによる選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関して、RI理事会により採択された。これらの規定は、最も優れた資格を持つ候補者が選ばれるようにすることを目的としている。

- 1) ロータリアンは、常時、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関するRI細則の禁止規定に従うべきである。すべてのロータリアンは、細則の字句および精神の両方を守り、さらに、立候補した特定のロータリアンの支援を宣伝、懇請することによってほかの人に影響を及ぼすような目的と効果を持つ活動を控えるものとする。このような活動は、細則の精神およびロータリーの原則に反するものであり、失格の理由となる
- 2) 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動とは、来る選挙で自分への投票と支持を求める行動、または文献・宣伝資料の配布、あるいはロータリーの被選役職への立候補を宣伝することを目的としたあからさまな行動など（ただし、これに限らない）、直接、間接を問わず、立候補者を推進、非難、支援、または反対しようとする行動を示す
- 3) 被選役職への立候補の期間は、ロータリアン個人が指名と選挙に関するRI規則に従い実施される役職に対し、自分の氏名を提出することを真剣に考慮した時点から始まる。その時点から、役職に対して不当に有利となるような行動を避けながら、慎重な態度で、ロータリー奉仕と活動を実施するものとする
- 4) 正式な任命による通常のロータリー活動は、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関する指針に違反するとはみなされない
- 5) 候補者が自分に代わって、選挙運動や当選を図るための活動が実施されているのに気付いた場合には、直ちに、書面でその関係者に不承認の意を表明し、このような活動を中止するよう指示しなければならない

- 6) 連絡が事実に基づく情報の交換である限りは、異議申し立てや選挙の不服申し立てへの同意を要請するためにクラブに連絡を取ることは禁止されていない（ロータリー章典26.100.5.）

### 選挙違反に対する手続 (Procedures for Election Violations)

- 1) ロータリー・クラブ（少なくともほかの五つのクラブまたはRIの現役員の同意を得て）は、RI被選役職の候補者の活動に関し、RI細則違反または不正行為の疑いがあるとの書面による不服申し立てを、補助書類を添付した上、事務総長に提出できる。不服は、選考の過程またはRI選挙の結果に対して申し立てることができる。このような申し立ておよび補助書類は、投票結果の発表後21日以内に事務総長の手元に届かなければならない。十分な証拠が存在する場合、地区、ゾーン、地域の会合における会長代理も申し立てを開始し、その証拠を事務総長に回付することができる（RI細則10.070.1.）
- 2) 事務総長はこのような申し立てを受理してから、異議を申し立てられた当事者にその申し立てを告げ、補助書類を添えた書面回答を所定の期日までに提出するよう要請し、取るべき適切な手続を当事者たちに通知するものとする（ロータリー章典26.110.1.）
- 3) 会長または会長を代行する事務総長は、次のいずれかの状況における選挙争いの解決を図ることができる
  - a) 関係する組織規定文書の定める要件について誤解があった場合
  - b) 候補者が、RI選挙審査委員会手続の完了を待たずに、「ロータリー以外の機関」に訴えたとの報告を事務総長が受理し、証明した場合。このような場合、会長は、RI細則第10.070.5.項に従って、理事会に代わり、選挙審査委員会に付託することなく、当該選挙の候補者を失格とするものとする（ロータリー章典26.110.2.）

そのほかのすべての場合、選挙の不服申し立ては、RI細則の定める手続に準拠し、管理されることになる。

### 委員会 (COMMITTEES)

RI理事会は、RI細則に明記されている通りに常任委員会を設置し、さらにRIのためになると判断されたほかの委員会を設置する（RI細則16.010.）。RI細則に別段の規定のある場合を除いて、会長が、RI理事会と協議をした後で、全委員会のメンバーを任命する。また、会長は、それぞれの委員長を指名する。会長は、RI会長指名委員会、長期計画委員会、運営審査委員会を除く全委員会の職権上の委員である（RI細則16.020.、16.040.、16.120.）。

会長指名委員会の決定を除き、すべての委員会決定はRI理事会の管理、監督、承認を受ける。ただし、RI細則第10.060.節と第10.070.節に抵触するようなすべての措置および決定は、理事会がこれを管轄する（RI細則16.090.）。委員会は、所定の職務権限が別段規定する場合を除き、本来、管理機能をもたず、もっぱらRI理事会に助言するものとする。RI委員会、支援グループ、支援グループの委員長と委員は、協力関係あるいは資金援助を求めるために国際ロータリーに代わってほかの団体に働きかけることはないものとする。RI委員会および支援グループのメンバーは、会長の書面による許可なしに、国際ロー



タリーに代わって地域あるいは国際的な会合を組織または実施することはないものとする（ロータリー章典30.010.1.）。

### 委員会の会合 (Committee Meetings)

RI細則に別段の規定がある場合を除き、委員会の会合は、会長の決めた時と場所で開かれる（RI細則16.030.）。RIの委員会の会合は、通例エバンストンの世界本部で開かれる（ロータリー章典30.030.）。委員会は、公式会合を持たなくとも、適切な通信手段を用いて業務を進めることができる（RI細則16.080.）。

### 支援グループ (RESOURCE GROUPS)

支援グループは、会長によって任命されるロータリアンの行動志向グループであり、クラブと地区が奉仕と運営における目標を達成するのを援助するために、特定の活動を遂行する。支援グループには2種類がある。

- 1) クラブと地区が特定の問題や人道的な懸念事項に取り組むのを援助する、奉仕に焦点を当てたグループ
- 2) クラブと地区が、会員増強や広報などの分野において一層効果的に運営することができるよう援助する運営に関するグループ

支援グループは以下を行うことが期待されている。

- 1) 情報を提供する
- 2) 具体的かつ実用的なアイデアを提供する
- 3) クラブや地区の会合においてプレゼンテーションを行う
- 4) ワークショップやセミナーを実施する
- 5) 関連するロータリアン行動グループの活動を助長する
- 6) グループの活動についてRI会長に報告する（ロータリー章典30.120.）

### ロータリー・コーディネーター (ROTARY COORDINATORS)

ロータリー・コーディネーターの目的は、RIからクラブと地区に、充実した情報と支援を提供することである。コーディネーターは、割り当てられた地域のクラブと地区の指導者の研修を行い、意欲を高め、指導を行い、助言を与え、リソースとなる人物である。さらに、ロータリー研究会、GETS、そのほかのゾーンレベルの会合でも支援を提供する。コーディネーターは、RI長期計画の推進と実施を援助する（ロータリー章典26.070.）。

ロータリー・コーディネーターは、RIの全側面について研修を受け、事情に精通しており、地区指導者からの援助と支援の下、地区と地域のセミナーとワークショップを立案、実施することを通じて、以下を実行する。

- 1) RIプログラムについてロータリアンに情報を提供し、その意欲を高める
- 2) ベストプラクティスと実践的な情報、および高い意欲をクラブと地区の指導層と分かちあうことによって、クラブと地区の両方を改善する
- 3) より強く、効果的なクラブづくりを通じて、会員基盤を成長させる
- 4) RI長期計画を推進する
- 5) RI国際大会を推進する
- 6) GETS招集者に招請された場合には、GETS研修チームの一員となる

## 財務 (FINANCIAL MATTERS)

### 会計年度 (Fiscal Year)

RIの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終わる (RI細則17.010.)。人頭分担金および購読料の徴収は、7月1日から12月31日までと1月1日から6月30日までの二半期に分けて行われる (RI細則17.040.1.)。

### 予算に関する見込み事項 (Budgeting Expectations)

RIの業務および資金は、RI理事会が統制、運営し、毎年、次の会計年度の予算を採択する。ただし、総支出見積額は総収入見積額を上回ってはならない。事務総長は、理事会承認の予算の範囲内においてだけ、支払を認める権限を有する。

しかし、直前までの過去3年間において、一般剰余金が、国際大会と規定審議会にかかる独立採算の支出を除く年間支出最高額の85パーセントを超えた場合、いかなる時でも、RI理事会は、その4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただし、その支出によって一般剰余金とその85パーセント・レベルの100パーセントを下回ってはならない。さらに、RI理事会は、非常事態と不測の事態に限り、全理事の4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただし、RI理事会は、RIの純資産を上回る負債が生じる支出を招かないことを条件とする。超過支出とそこに至るまでの経過の詳細について、会長が60日以内に全RI役員に報告した上、次の国際大会で報告するものとする (RI定款第6条第2節、RI細則17.050.)。

### RIの年間予算の公表 (Publication of the Yearly Budget)

RI予算は、理事会が決定した形式で公表され、各ロータリー一年度の9月30日までに全ロータリー・クラブに周知させるものとする (RI細則17.050.5.)。

### 5カ年財務見通し (Five-Year Financial Forecast)

毎年、RI理事会は、5カ年財務見通しを検討するものとする。その見通しには、RIの総収入と総支出の計画と予測とともに、RIの一般剰余金の残額の計画と予測が記載される。理事会は、規定審議会で審議予定の財務に関する立法案の参考情報として、この5カ年財務見通しを毎回規定審議会に提出する。5カ年財務見通しの第1年目は、規定審議会が開かれる年度とする。5カ年見通しはまた、討議に付するために各ロータリー研究会において理事またはほかの理事会の代理者が説明発表するものとする (RI細則17.060.)。

### 収入 (Revenue)

RIの収入の主要財源は、加盟クラブの人頭分担金、国際大会および会議の登録料、世界本部建物のテナントの家賃収入、新クラブの加盟金、出版物の代金、機関雑誌の購読料と広告料、免許料と徽章使用料、投資に対する利子、配当、投資市場の所得および損失である。

### 人頭分担金 (Per Capita Dues)

各クラブはRIに、名誉会員を除くクラブ会員1人当たりの人頭分担金を次のように支払う：2010-11年度には半年に米貨25ドル、2011-12年度には半年に米貨25ドル50セント、2012-13年度には半年に米貨26ドル、2013-14年度には半年に米貨26ドル50セント (RI細則17.030.1.)。人頭分担金は、7月1日および1月1日に、これら当日の会員数に基

づいて分納する (RI細則17.040.1.)。会員数が10名に満たないクラブは、10名分に相当する額の人頭分担金を支払わなければならない (RI細則17.030.1.、17.030.2.)。クラブと地区はまた、会費を徴取することができる。クラブへの納入義務金については第1章で扱われている。地区の財務に関する情報は第2章で扱われている。

### 規定審議会のクラブ代表議員のための会費

次の審議会の予測経費を賄うため、各クラブは各年度の7月1日に、名誉会員を除く会員それぞれにつき、さらに米貨1ドル (またはRI理事会が決定したそのほかの金額) を、RIに支払う。この追加会費は、厳密に規定審議会に出席するクラブ代表議員の費用、および審議会のそのほかの運営の費用に充てるために別個の資金として、理事会が定める方法で取っておく。RI理事会は、審議会関係の収支について全クラブに報告しなければならない (RI細則17.030.2.、17.040.1.)。

### RIとロータリー財団の財務報告書の年次出版と配布 (Annual Publication and Distribution of RI and TRF Financial Report)

会計年度終了後の12月31日までに、事務総長は、RIの監査済みの財務諸表に基づく国際ロータリーとロータリー財団の年次報告書 (187-JA) を公表する (完全な財務諸表はwww.rotary.orgに掲載される)。この報告には、各役職の事務室ごとに会長、会長エレクト、会長ノミニ、各理事に弁済されたすべての経費、および会長、会長エレクト、会長ノミニ、各理事の代わりに支払われたすべての経費を明記しなければならない。さらに、この報告には、会長室に弁済されたすべての経費、および会長室の代わりに支払われたすべての経費を明記しなければならない。またこの報告書には、RI理事会、RIの主要な管理運営部門、年次国際大会の実際の支出額が記載されていなければならない。RI細則に従って採択または修正された予算と、これら実際の支出額とを比較した報告が添付されなければならない。クラブは、要請すればさらなる詳細を入手することができる (RI細則17.080.、22.060.)。

### 支出 (Expenditures)

いかなる目的のためであっても、ある支出が計上された予算額を超える場合、事前にRI理事会の承認を得ない限り、それを支出してはならない。ある費目が特定の目的のために計上されている場合 (例えばガバナー・エレクトの国際協議会出席の経費のようなもの)、RI理事会の事前の承認なしに、ほかの目的に流用してはならない。

### 出版物 (PUBLICATIONS)

ロータリー出版物の主要目的は、それが印刷物、視聴覚資料、あるいは電子出版物 (RIのウェブサイト、ビデオ、電子ニュースレター、メーリング・リストなど) にかかわらず、諸事全般においてロータリーの綱領を推進することである。

### ロータリー・クラブ、地区、および関連機関の出版物の指針 (Guidelines for Rotary Club, District, and Affiliated Publications)

ロータリー出版物の内容や意匠は、それを出版する組織の最高役員にあたるクラブ会長、ガバナー、あるいは親睦活動委員長のいずれかの指示の下に行われ、現在適用されているRIの方針、特にロータリー標章の使用と配布の禁止に関する方針に準拠したものでなければならない。RIは、RI以外の出版物の内容に対し一切責任を負うことはない (ロータリー章典52.020.1.)。

## 名簿 (Directories)

RIは、毎年、世界中のロータリー・クラブ、その会長と幹事の氏名と住所、例会場、例会曜日、時間、RIの役員と委員の氏名と住所の一覧、そのほか適切な情報を載せた「公式名簿」(007-EN)と称する名簿を発行する。この名簿は、クラブ役員、RI役員および委員が使用するよう、ならびにロータリアンが旅行する際に役立つように発行されるものである。RIおよび地区とクラブの公式名簿をはじめ、ほかのデータベースあるいはロータリー関連のプロジェクトや活動に関連して作成された名簿は、配布目的のために、ロータリアンまたはクラブや地区に提供してはならない。これは電子形式および印刷形式の両方の名簿に適用される。ロータリー・クラブのいかなる会員も、「公式名簿」やほかのデータベース、あるいはロータリー関連プロジェクトや活動に関連して作成された名簿を、営利目的のために使用してはならない(ロータリー章典11.030.)。

毎年、RIは各クラブの幹事に1部無料で「公式名簿」(冊子またはCD)を提供する。クラブは、追加分を何部でも購入できる(ロータリー章典49.040.1.)。「公式名簿」には版權が設定されている。

この名簿にはまた、RIの公式免許取得者の一覧表が掲載されている。免許取得者は、「公式名簿」印刷の時点で、免許使用料を支払っていないと見なされる(ロータリー章典34.030.7、49.040.3.)。

クラブ、地区、またはゾーンが、それぞれの名簿の発行を望む場合には、発行して差し支えないが、その経費はRIの費用外で賄わなければならない。いずれの地区、ゾーンまたはクラブの名簿にも、ロータリアン以外の人に配布するものではないこと、また営業目的のメーリング・リストとしても使用してはならない旨の注意書きが含まれなければならない(ロータリー章典11.030.7.)。

## 機関雑誌：ザ・ロータリアン誌とロータリー・ワールド・マガジン・プレス (Official Magazines: The Rotarian and the Rotary World Magazine Press)

ロータリアンは、RI理事会の認可した32の機関雑誌のうち、1誌を定期購読することが義務付けられている。また、これらの機関雑誌は集合的にロータリー・ワールド・マガジン・プレスとして知られる。主要刊行物の「ザ・ロータリアン」誌は、RIが毎月英語で発行する雑誌であり、印刷した雑誌を郵送で受け取るか、オンラインで電子版を読むことができる。各号の部分的な抜粋をRIのウェブサイト(www.rotary.org)で見ることができる。ロータリー・カナダ(Rotary Canada)は、カナダにおける30,000人の定期購読者に「ザ・ロータリアン」誌とともに配布される四半期に1度の付録である。「ザ・ロータリアン」誌の特定の記事はまた、そのほかの31の公式地域雑誌にも掲載される。この地域雑誌は25カ国語で発行されており、全体の発行部数は750,000を超える。

ロータリー・ワールド・マガジン・プレスは、RIの目的の推進とロータリーの綱領の推進においてRI理事会を助けるものである(RI細則20.010.)。雑誌はまた、ロータリアンに情報を伝え、その意欲を高める重要なコミュニケーション手段となる。

## Rotary Leader (ロータリー・リーダー)

ロータリー・リーダーは、ロータリー・クラブと地区の役員、およびそのほかのロータリーの指導者のための電子マルチメディア刊行物である。これは、RIとロータリー財団のプログラムに関する世界的情報源となることを目的としてRI理事会が認可したもので、個々

のプログラムについて特別の出版物が必要とされることのないように配慮したものである。ロータリー・リーダーには、クラブと地区の役員がより良く役割を遂行する上で役立つ情報やアイデアも掲載されている。これは、ロータリー・クラブと地区の役員への公式通信ともなっている。

RI理事と財団管理委員、現クラブ会長と現地区ガバナー、ロータリー・コーディネーターとロータリー財団地域コーディネーターを含め、シニア・リーダーには自動的に各号の通知がEメールで送られ、ほかのクラブ指導者や地区指導者とこの刊行物を分かち合うよう奨励されている。「ロータリー・リーダー」は一般への配布を意図したものではないが、[www.rotary.org/ja/rotaryleader](http://www.rotary.org/ja/rotaryleader)で誰でも無料の定期受信を申し込むことができる。

ロータリー・リーダーは、ロータリー・ワールド紙に代わるものとして創刊されたものである。ロータリー・ワールド紙は、ロータリー90周年に当たる1995年に、年に4回発行される出版物として8カ国語（英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、日本語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語）で発刊された。

### 出版物とマルチメディアの資料 (Publications and Multimedia Resources)

RIは、特定の事柄やプログラムを取り扱った各種出版物やマルチメディアの資料（ビデオ、DVD、CDなど）を発行している。完全なリストはロータリーショップのサイト（[shop.rotary.org](http://shop.rotary.org)）を訪れるか、「RIカタログ」（019-JA）を参照のこと。このリストには、世界本部と各地の国際事務局から入手できる各種書式、供給品、マルチメディア資料等の価格も掲載されている。出版物は、RI世界本部またはRI国際事務局から入手できる。

RI理事会または国際大会の決定によって特に発行が認められている出版物やマルチメディア資料を除き、事務総長が新しい資料をいつ、どの言語で発行するか、出版物やマルチメディア資料をいつ廃刊にするかを決定する権限を有する（ロータリー章典31.080.2.）。

### ロータリー文献の翻訳 (Translation of Rotary Literature)

RIは、RIの唯一の公式言語である英語以外の言語でロータリー文献を発行するための以下の方針に従う。

- 1) RIは、クラブおよび地区にとって最も基本的な情報に関し、フランス語、日本語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の翻訳版を提供する。確認されたニーズと利用可能なリソースに基づき、イタリア語、ドイツ語、スウェーデン語、ヒンディー語で情報が提供される。
- 2) ほとんどのRI出版物は、英語およびそのほかの言語で、年度をずらして3年に1度改訂され、規定審議会の影響を最も受ける出版物は、審議会の後で改訂される。ただし、事務総長は、この方針に対する例外措置を行う権限を有する。RI理事会方針への最近の変更は、RIウェブサイトを通じてクラブと地区の指導者に伝えられる。
- 3) 上記以外の言語を話すロータリアンが存在する地区あるいは地区グループは、地区内のクラブにとって不可欠な情報を自主的に翻訳、印刷、配布して差し支えない。有志で翻訳された出版物は、RIの公式翻訳とは見なされない（ロータリー章典48.020.）。

## RIのウェブサイト (RI Website)

ロータリアンは、ロータリーの最新のニュースを読んだり、用意されている数多くのオンライン機能を利用するために、RIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) を訪問することが奨励されている。Rotary.orgには、ロータリーとその財団のあらゆる面に関する情報が含まれている。このウェブサイトは、会員および報道関係者にロータリーの活動に関する最新情報を提供する。また、入会見込者および新会員のための情報に加え、会員増強、勧誘、会員維持のための情報も掲載されている。

さらに、地区レベルとクラブレベルのロータリアンを援助するための各種機能が利用可能である。

- **会員アクセス。**パスワードで保護されたこのページでは、ロータリアンが自分のロータリー情報を管理することができる。特に、クラブ会長、幹事、地区ガバナー、地区ガバナー・エレクトを含むロータリー役員は、データ、記録、報告を管理することができる。地区ガバナーと地区ガバナー・エレクトは、それぞれの役職用のフォーラムを利用することができる。クラブ役員は、半期報告書をダウンロードすることができる。すべてのロータリアンは、会合への登録、会員恩典の利用、Eメール登録の管理、認証寄付、個人の寄付履歴の参照を行うことができる。
- **クラブ所在地検索。**この機能によって、ロータリアンがあらゆるロータリー・クラブの例会場所、例会時間、連絡先を探すことができる。
- **クラブ・地区支援担当 (日本事務局奉仕室) 職員の検索。**ロータリアンは、[www.rotary.org/ja/cds](http://www.rotary.org/ja/cds)で地区番号から担当のクラブ・地区支援担当職員の氏名を探すことができる。
- **ProjectLINK (プロジェクト・リンク)。**定期的に更新されるこの検索可能なデータベースは、モデル・プロジェクトや援助を求めているクラブ・プロジェクトの一覧を掲載している。
- **ウェブのみの出版物。**RIウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) のダウンロード・ライブラリを通じて、ロータリアンは、ロータリーのウェブのみの出版物を無料で閲覧したり、ダウンロードしたりできる。
- **ロータリーEラーニング・センター。**この機能によって、ロータリーの情報を自習することができる。また、新会員とクラブ役員のための簡単な資料を、オンラインで閲覧したり、ダウンロードすることができる。学習用資料は、クラブおよび地区の研修の補助資料となるものである。
- **オンライン・カタログ。**ロータリアンは、ロータリーショップ ([shop.rotary.org](http://shop.rotary.org)) を通じ、保護された環境の下でクレジットカード情報を入力することによって、ロータリーの出版物、ビデオ、ソフトウェアを購入することができる。
- **ソーシャル・ネットワーク。**ロータリアンは、RIのLinkedIn (リンクドイン)、Facebook (フェイスブック)、Twitter (ツイッター) のページを通じて、あるいはRIニュース記事のコメント欄を通じて、世界中の人々との毎日の会話に参加することができる。
- **ビデオ。**ロータリアンは、RVM、ロータリー・ミニット、RIニュースからの特集ビデオやニュースビデオの全編を見ることができる。
- **ロータリー・フォトライブラリ (Rotary Images)。**ロータリアンは、このデータベースからプロジェクトの何千という写真や歴史的写真を探すことができる。

- **Weekly Update (週間最新ニュース)**。この発行物は、RIニュースからの毎週のニュースをダイジェストで伝えるものである
- **オンライン版「ザ・ロータリアン」誌**。Googleとの提携を通じて、ロータリアンは、創刊から現在までの「ザ・ロータリアン」誌全号を読むことができる。
- **Effective Public Relations (効果的な広報)**。ロータリーの会員は、広報の研修資料を見たり、公共奉仕広告やニュースリリース（報道機関への発表文）の見本をダウンロードできる。
- **各種ニュースレター**。ロータリアンは、電子ニュースレターの豊富なコレクションの中から、受信を申し込むことができる。

すべての媒体におけるロータリー出版物の編集者は、RIサイトに掲載されている著作権に関する方針に従うことを前提として、このウェブサイト上のそれぞれのロータリー関連媒体の情報を活用するよう奨励されている。クラブ、地区、そのほかのロータリー組織のウェブサイトを担当するロータリアンは、ロータリーについて知りたいと願っている人たちのためにRIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) へのリンクを設けるよう奨励されている (RI細則 21.、ロータリー章典52.020.1.)。

## 事務局 (SECRETARIAT)

事務総長と職員がRI事務局を構成する。世界本部は米国イノイ州エバンストンにあり、RI理事会が承認した国際事務局はロータリー世界の各地にある。国際事務局の所在地は、本要覧の語彙、「公式名簿」、およびRIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) に掲載されている。

## 雑則 (MISCELLANEOUS)

### RIと政治 (RI and Politics)

ロータリーの世界中の会員はさまざまな政治的見解を持つ個人であるため、国際ロータリーは、政治的主题に関していかなる団体活動あるいは団体としての意見の表明も行わないものとする (ロータリー章典26.040.)。

世界中のロータリー・クラブの連合体として、RIは、中立的な立場を保持し、特定の事柄に関して、自らの立場について公式の声明を発表しない。ロータリーが平和と人道的活動における献身を最大限に示すことができるのは、組織体による表明ではなく、個々のロータリー・クラブによる奉仕活動を通じてである (ロータリー章典26.150.)。

### RIおよびロータリー財団の他団体との関係 (RI and Rotary Foundation Relationships with Other Organizations)

組織の使命を達成するために、国際ロータリーとロータリー財団は、時に、国際連合、および今後の課題を共有し、共通の目標を持つほかの団体と協力することが適切である。ロータリー以外の組織とのそうした協力活動はすべて、RI理事会により設定されている手続と基準に準拠していなければならない (ロータリー章典35.010.から35.030.)。

またRI理事会は、ロータリー以外の団体がそうしたRIとの関係において使用するロータリー標章に関する指針を設定している。詳細は、第5章およびロータリー章典第33.010.11.項を参照のこと。

## 連絡すべきではない団体のリスト

ロータリー章典第35条には、RI会長が財団管理委員長と相談した上で書面で同意しない限り、いかなる役員および個人も、RIまたはロータリー財団の代わりに他団体に連絡したり、支援を要請したりしてはならないと記載されている。クラブ、地区、そのほかのロータリー機関は、ほとんどの場合において、プロジェクトのために他団体と協力関係を結ぶことが奨励されているが、以下の団体はその例外とされる。

- ・ アガ・カーン大学 (Aga Khan University)
- ・ ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団 (Bill & Melinda Gates Foundation)
- ・ Google.org
- ・ オイコクレジット (Oikocredit)
- ・ 米国国際開発庁 (U.S. Agency for International Development, USAID)
- ・ 米国疾病対策センター (U.S. Centers for Disease Control and Prevention)
- ・ ユニセフ (国際児童基金, UNICEF)
- ・ 世界保健機関 (World Health Organization)

上記の団体に連絡することに関心のあるロータリアンは、事務総長に連絡し、書面による承認を得なければならない。最新のリストは、RIウェブサイトを確認のこと（キーワード「no contact list」で検索）。

また、RIは国連の諮問的地位を与えられているため、ロータリー・クラブ、地区、またはロータリーのグループは、国連に登録しようとするべきではない。上記リストに挙げられていない国連機関または国連関連団体と協力することに関心がある場合は、国連またはそのほかの団体へのRI代表（「公式名簿」に記載）に相談すべきである。これら代表者の確固としたネットワークは、ロータリアンを、国連機関やそのほかの団体の適切な連絡担当者で紹介し、可能な協力の機会を見出すものである。

## RIのプロジェクト (RI Projects)

ロータリーの目的は、個々のクラブおよびロータリアンの活動を通じて最も効果的に表れる。その活動は、ロータリーの各種奉仕部門にわたるもので、各クラブが、自己の能力、リソース、および、会員の関心、奉仕の個別のニーズや機会を考慮に入れた上で決定される。しかし、時には、クラブの連合体としてのRIが、ロータリーの綱領の推進に役立つプログラムやプロジェクトで、しかもそれに参加することを望むクラブと個々のロータリアンとの協同活動によって有益な結果が得られると思われるものを推奨することは適切である（ロータリー章典40.040.）。

## RI旅行方針 (RI Travel Policy)

国際ロータリーの経費で旅行をする者はすべて、国際ロータリー・トラベル・サービス (RITS) を利用しなければならない。全旅行の手配は、RI旅行方針に従わなければならない。詳細は、RI細則第17.090節、またはRITSとRIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) から入手可能な資料「国際ロータリー旅行方針」を参照のこと。

## 国際ロータリーの席次 (RI Protocol)

次の席次が、RIと財団の現、元および次期役員と委員会委員、それぞれの配偶者が、RIの会合と行事への出席にあたり、紹介を受ける順序、歓迎レセプションの並び順として、およびRI出版物にその名前が掲載される場合において、適用されるものである。



会長（または会長代理）

会長エレクト

副会長

財務長

そのほかの理事

元会長（先任順）

管理委員長

管理委員長エレクト

副管理委員長

そのほかの管理委員

RIBIの会長、直前会長、副会長、名誉会計

事務総長

会長ノミネー

元理事（先任順）

元管理委員（先任順）

元事務総長（先任順）

理事エレクト

地区ガバナー

RIと財団の委員会委員、実行グループ・メンバー、アドバイザー、代表者、研修リーダー、および支援グループ・メンバー（ロータリー・コーディネーターとRRFCを含む）

理事ノミネー

パスト・ガバナー（先任順）

次期管理委員

ガバナー・エレクト

ロータリーの公式行事においては、役員に対し、一度だけ、席次に従って敬称で呼びかけるべきである。ロータリアンの現職の席次が元役職より上席とする。元役職の席次は、以後役職に就く予定の人より上席とする。2つ以上の役職を保持しているロータリアンは、高いほうの役職の席次に就く。配偶者を同行している場合、同じ席次とする。

別に定められている場合を除き、ガバナーはすべての公式会合を計画、推進、主宰するものとする。

上記の義務づけられた席次の次には、以下の席次が推奨されており、地元の慣習やしきたりに従ってこれを修正すべきである。

地域およびゾーンの委員会委員

ガバナー補佐

地区幹事／会計

地区委員会委員

クラブ会長

クラブ会長エレクト

クラブ副会長

クラブ幹事

クラブ会計

クラブ会場監督  
そのほかのクラブ理事  
クラブ委員会委員長  
元ガバナー補佐  
ロータリアン  
ロータリー財団学友  
ロータリアンの家族

地区会合においては、外国から来訪したロータリアンは、同じ地位にある地元のロータリアンより上席に就くことができる。これは、来賓への礼儀を示すためである。

ロータリアン以外で高位の人物がいる場合は、地元の慣習に従って、上席を与えることができる。ロータリアンがロータリアン以外の人物よりも上席となる場合は、クラブと地区が来賓にあらかじめ説明をしておくよう奨励されている（ロータリー章典26.090.）。



---

# 第4章      ロータリー財団 (The Rotary Foundation)

国際ロータリーのロータリー財団は、1917年に基金として発足し、1928年国際大会でロータリー財団と名付けられた。1931年に信託組織となり、1983年に米国イリノイ州の法令の下に非営利財団法人となった。ロータリー財団は、財団の法人設立定款と細則に従って、ロータリー財団管理委員会が慈善的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。本要覧の第5部に、ロータリー財団細則および法人設立定款抜粋が載っている。

## 財団の使命 (The Mission of the Foundation)

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることである(ロータリー財団章典1.040.)。

具体的には、RI理事会と管理委員会が、ポリオ・プラス・プログラムを完遂することでポリオ撲滅の目標を達成し、友好と理解を助長する教育的、文化的プログラムを強調、充実させ、世界のあらゆる地域において人道的ニーズを満たす補助金を提供し、人々の間の平和な関係を深めるためのプログラムを拡大することである(ロータリー財団章典1.030.)。

## 管理委員の任命と組織 (Appointment and Organization of Trustees)

RI細則第22条の規定によると、管理委員は15名とし、就任の前年度に会長エレクトによって推薦され、RI理事会によって選出されるものとする。管理委員会は、管理委員が構成メンバーとなる各種委員会とそれぞれの任務を決定する(ロータリー財団細則6.1.)。管理委員会委員長が、すべての委員会およびそのほかの小委員会の委員と委員長を任命する(ロータリー財団章典2.020.2.)。これらの氏名は公式名簿に記載されている。

## ロータリー財団の事務総長 (General Secretary of The Rotary Foundation)

RI事務総長がロータリー財団の事務総長となる。事務総長は、管理委員会と委員長の指示の下に、ロータリー財団の最高執行責任者となる。また、管理委員会の方針を実行し、財団の全般的運営と管理の責任を負う(ロータリー財団細則5.9.)。事務総長は、これらの財団の任務のいずれをも、適切な職員に委任できる。

## 地区ロータリー財団委員会 (District Rotary Foundation Committee)

RI理事会と管理委員会は次のことを決定した。各ガバナーは、就任のかなり前に、地区ロータリー財団委員会の全委員を任命するものとする。地区ロータリー財団委員会は、1名の委員長と8名の小委員会委員長によって構成される。地区ロータリー財団委員会が効果的に機能するには、指導力に継続性を持たせる必要があり、従って、委員長は、3年任期で任命され、理由があれば解任されるものとする。理由があつて解任となる場合には、管理委員会委員長の事前の承認を得なければならない。地区ロータリー財団委員長の任期3年間の各年度に就任する予定の地区ガバナー(選出されている場合)が、地区ロータリー財団委員長の選出に参加する。義務付けられているわけではないが、地区ロータリー財団委員長はパスト・ガバナーが務めるよう推奨されている。当該年度に、ガバナーによって選出された8名の小委員会委員長は、自動的にそれぞれの小委員会のメンバーと

なる。地区ガバナーは委員会の職権上の委員である。ガバナーの直接の指導の下に、委員長は委員会と協力して、すべての地区財団活動を計画、調整、評価する。

小委員会の委員は、可能な限り、それぞれの小委員会の担当分野において経験を有する者が務めるべきである。小委員会は、以下のような現行の管理運営機能にあたるために任命されるものとする。

- 1) 奨学金
- 2) 研究グループ交換
- 3) 補助金
- 4) ポリオ・プラス
- 5) 学友
- 6) 年次寄付
- 7) 恒久基金
- 8) ロータリー世界平和フェロースhip (ロータリー財団章典1.060.1.3.)

地区ロータリー財団委員長およびそれぞれの小委員会の任務は、「地区ロータリー財団委員会要覧」(300-JA) およびロータリー財団章典に記載されている。

注記：未来の夢試験段階に参加している地区のロータリー財団委員会には、異なる指針が設けられている。最新情報は、[www.rotary.org](http://www.rotary.org)を参照のこと。

### **ロータリー財団地域コーディネーター (Regional Rotary Foundation Coordinator )**

世界の特定の1地域または複数地域に指定される各ロータリー財団地域コーディネーター (RRFC) は、管理委員会とロータリアンとの間のコミュニケーションを図る役割を果たす。RRFCとそのゾーンチームは、地区の財団寄付目標およびプログラム目標を設定してこれを達成するため、また、地区財団役員に効果的な研修を提供するために、地区指導者と積極的に協力する。RRFCはまた、財団についてロータリアンを教育するために、ロータリー財団地域セミナーを実施する。各ゾーンチームは、ロータリー財団地域コーディネーター補佐、ロータリー財団学友コーディネーター1名、ゾーン・チャレンジ・コーディネーター1名から成る。

#### **ロータリー財団地域コーディネーター補佐**

ロータリー財団地域コーディネーター補佐 (RRFC補佐) は、寄付とプログラム目標に関してRRFCを援助するために任命される。

### **ロータリー財団学友コーディネーター (Rotary Foundation Alumni Coordinator)**

各地域には、財団学友をロータリーの活動に参加させるようクラブと地区に奨励し、学友がロータリー・クラブの会員候補者であり、財団への寄付者となる可能性があることを認識するようクラブに呼びかけ、財団プログラムの効果的な推進者として学友を活用するために任命されたロータリー財団学友コーディネーター (RFAC) がいる。

### **ゾーン・チャレンジ・コーディネーター (Zone Challenge Coordinator)**

「ロータリーの2億ドルのチャレンジ」期間中、ポリオ撲滅活動を支援するための募金活動をクラブと地区に奨励するため、各地域にゾーン・チャレンジ・コーディネーター (ZCC) が任命される。

## 財務に関する事項、財団支援、寄付者表彰 (FISCAL MATTERS, FOUNDATION SUPPORT, AND DONOR RECOGNITION)

### 財団資金の目的 (Purposes of Foundation Funds)

RIロータリー財団の1983年法人設立定款には、ロータリー財団の目的と収入と資産の用途に関する具体的情報が記載されている(本要覧の第5部を参照のこと)。RI細則は、RI理事会の承認を必要としないものも含めて、財団資産から支出する権限を管理委員会に与えている(RI細則22.050.)。

### 財団資金の管理 (Stewardship of Foundation Funds)

管理委員会は、世界中のロータリアンやほかの支援者から受け取った資金がロータリアンの懸命な努力と献身的な支援による自発的寄付であると認識している。これらの寄付者は、寄付金が寄付の趣旨に沿って効果的に使われるものと理解し、信頼し、ロータリー財団に寄付金を委ねたのである。

従って、管理委員会は、これらの資金の管理責任者として、ロータリー財団プログラムに関連のある活動において適正な財務運営が行われることの重要性を強調している。資金が目的に沿って効果的に使われるようにするために、管理委員会は、プロジェクトの実施に携わる地区、クラブ、ロータリアンの誠実さに頼っている。何か不当なことが耳に入れば、管理委員会は速やかに調査し、適切な処置を講じる。

補助金の受領者、補助金提唱者、そのほかすべてのプロジェクト関係者は、次のことを期待されている。

- 1) ロータリー財団補助金を神聖な信託として扱い、浪費、誤用、または流用されることのないよう絶えず守り、所期の目的を厳密に解釈し、その目的だけに補助金を使うこと
- 2) ロータリアンまたは一般の人々を問わず、誰から見てもロータリー財団の資金が不適切に使われているのではないかと多少なりとも疑いをもたれることのないように細心の注意を払うこと。民間または法人の資金使用にまさる注意を払うものと期待されている
- 3) 責務を明確に説明し、プロジェクトを十分かつ徹底して監督すること
- 4) 少なくとも標準的な事業慣行の水準で、常に「ロータリアンの職業宣言」に沿って、さらに四つのテストの精神を十分に発揮して、補助金に関するすべての会計処理とプロジェクト活動を行うこと
- 5) ロータリー財団の補助金関係の活動に不正があれば、直ちに報告すること
- 6) その補助金支給に際して管理委員会の承認した通りにプロジェクトを実施すること。合意事項からの逸脱またはプロジェクト実施に際しての変更は、事前にロータリー財団から書面による承認を得なければならない
- 7) 現在の管理委員会の方針と指針に従って、プロジェクトと無関係の第三者による財務・実績調査または監査の手配をすること
- 8) プログラムと財務について適宜詳細に報告すること
- 9) 通知が送られたプロジェクトの実施に関して、すべての懸念事項に適切に取り組む責任を負うこと

- 10) 利害の対立を実際に引き起こしたり、あるいは引き起こしたという疑いを招いたりしないような方法で運営を行うことによって、ロータリー財団プログラムの補助金と授与に関連する業務取引の透明性を明らかに示すこと（ロータリー財団章典7.020.）

### 人道的補助金についての第三者による年次財務調査

#### (Annual Independent Financial Reviews for Humanitarian Grants)

ロータリー財団の人道的補助金のすべての受領者は、プロジェクトに関係のない第三者による年次財務調査を受けるよう奨励されている。米貨25,001ドル以上の補助金には、このような財務調査が義務付けられている。

### 税制上の優遇措置と寄付金 (Tax Advantages and Contributions)

国によっては、所得税申告を行う場合にロータリー財団または関連組織への寄付金が控除されている。あるいは、ほかの税制上の優遇措置を受けることができる。クラブならびに各個人はそれぞれの国において財団寄付金が税制上の優遇措置を受けることができるかどうかを関係当局に確かめるべきである。

米国では、ロータリー財団は、内国歳入法第501項 (c) (3) の下に、非課税の人道的組織と認められてきた。さらに、米国の内国歳入局は、財団を「内国歳入法第509項 (a) に定義されている民間財団には該当しない財団」として分類してきた。現在、オーストラリア、ブラジル、カナダ、ドイツ、インド、英国における寄付については、税金控除または優遇措置が受けられる。

### 協力財団 (Associate Foundations)

協力財団を通じてロータリアンが税制上の優遇措置を受けることのできる国々に、限定された数の協力財団が存在する。管理委員会は、協力財団が形成される前に満たさなければならない基準と指針を設定した。協力財団は、管理委員会の承認を受けなければならず、管理委員会に報告する義務がある。

### 財団のための募金 (Raising Funds for the Foundation)

ガバナーは、RIの役員として、世界理解と平和を助長するという財団の目的に対する認識を高め、さらなる支援を得ることを目指して、地区内でロータリー財団を推進する直接の責任を有している。すべての寄付は、財団の寄付受諾に関する方針に準じて受諾が考慮される。この方針は、RIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) に掲載されている。

### シェア・システム (SHARE System)

財団プログラムに参加することは、財団の成功の重要な一翼を担うことである。管理委員会は、寄付の用途について地区に発言権を与え、地区が最大限プログラムに参加できるように、資金の配分に関するシェア・システムを開発した。このシステムを通じて、

- 1) ロータリアンは、世界中のロータリアンとその資産をシェア (共有) する
- 2) 財団管理委員会は、意思決定の権限の一部を地区にシェア (分与) する
- 3) ロータリアンは、財団を通じて世界中とロータリーをシェア (共有) する

すべての地区の年次プログラム基金シェアへの寄付は、DDF (地区財団活動資金) と WF (国際財団活動資金) の二つの活動資金に分けられる。これら二つの資金は、50パーセントがDDFに、50パーセントがWFに分配される。ある年度に寄せられた寄付金は、その3年後に使用が可能になる。地区は、DDFを国際親善奨学金、地区補助金、マッチング・

グラントの地区負担分、ならびに地区が参加することを選択したほかの財団プログラム用に使用することができる。WFは、ロータリー平和センター、研究グループ交換、マッチング・グラントの財団組み合わせ分、そのほか管理委員会が指定した財団プログラムの支援に充てられる（ロータリー財団章典17）。

シェア・システムに関する詳細は、「地区ロータリー財団委員会要覧」（300-JA）、「ロータリー財団申請手続早見用引き」（219-JA）、およびロータリー財団章典に掲載されている。

注記：未来の夢試験段階に参加している地区には、DDFの活用に関して上記と異なる選択肢がある。最新情報は、www.rotary.orgを参照のこと。

## 財団への寄付 (Contributions to the Foundation)

ロータリー財団への寄付は自発的なものである。従って、財団への寄付を会員資格の条件とすることを入会申込書に書き入れてはならない。ロータリー・クラブ細則は、ロータリー財団に寄付することを会員資格の条件とすることを規定してはならず、ロータリー会員証にこのようなことを書き入れることを認めてはならない（ロータリー章典5.050.7）。

ガバナーは、地区ロータリー財団委員会、地区協議会、地区とクラブの財団セミナー、およびクラブ訪問などの正規の経路を通じて、ロータリアンとロータリー・クラブによるロータリー財団への年次寄付の重要性を強調するよう推奨されている。財団プログラムの継続的な発展を支援するために、毎年、ロータリー財団の年次プログラム基金に米貨100ドルまたはそれ以上を寄付することがすべてのロータリアンに奨励されている。ロータリアンはまた、遺言や資産計画に贈与の旨記載することを考慮するよう奨励されている。

金額を問わず、次の三つの基金に寄付することができる。

- 1) 年次プログラム基金は、財団のプログラムの主な資金源である。寄付金は、寄付の約3年後に使われる
- 2) 恒久基金は、使用可能な収益を財団プログラムの支援に使う基金である。恒久基金の目標は、最低限度のプログラム活動を継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を容易にしようとするものである。RIは、幾世紀にもわたるロータリー運動および国際奉仕の世界の指導者として、ロータリーへの献身を実証するものとして、恒久基金を特に支援することを考慮するようロータリアンに奨励している
- 3) ポリオ・プラス基金は、ポリオ・プラス・プログラムと、ポリオを世界から撲滅するという目標の支援のために授与されるすべての補助金の資金源である

## 個人寄付を認証する機会 (Individual Contribution Recognition Opportunities)

寄付者は、ロータリー財団のプログラムを支援するためにロータリー財団に寄付するのである。財団寄付者として認定するために、管理委員会はさまざまな認証の種類を用意している。すべての寄付は、寄付者の指定したロータリー・クラブの寄付に加えることができる。

### 「財団の友」会員

「財団の友」会員は、年次プログラム基金に年間米貨100ドル以上を寄付する人である。

### ポール・ハリス・フェロー

ポール・ハリス・フェローとは、米貨1,000ドルを寄付した個人、または、ある人の名義でその寄付が行われた場合には、その個人を指す。ポール・ハリス・フェローとして認定される



最も一般的な寄付は、年次プログラム基金への寄付である。しかし、ポリオ・プラスおよび承認された人道的補助金の提唱者側負担分への使途指定寄付も、ポール・ハリス・フェローとして認定される。新たにポール・ハリス・フェローとなった人は、申し込みをすれば、贈呈用フォルダーに入った認証状、襟ピンが贈呈される。ポール・ハリス・フェロー・メダルは、ロータリー出版物注文部または日本事務局から購入することができる。

### マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

ポール・ハリス・フェローになった後さらに米貨1,000ドルを寄付した個人、または、ある人の名義でその寄付が行われた場合その名義人は、マルチプル・ポール・ハリス・フェローとなる。マルチプル・ポール・ハリス・フェローは、申し込みをすれば、マルチプル・ポール・ハリスのレベルに基づいたサファイアまたはルビー入り襟ピンが贈呈される。

### ポール・ハリス・ソサエティ

ポール・ハリス・ソサエティは、年次プログラム基金、ポリオ・プラス、ポリオ・プラス・パートナー、人道的補助金プログラムに対し、個人的に毎年米貨1,000ドル以上を寄付することを決めた個人を認証するプログラムであり、地区レベルで管理される。本プログラムの下では、それぞれの地区ですべての認証を行っているため、質問などがある場合は各地区に問い合わせるべきである。ポール・ハリス・ソサエティの寄付は、「財団の友」会員（年次プログラム基金への寄付のみ）、ポール・ハリス・フェロー、マルチプル・ポール・ハリス・フェロー、大口寄付者の認証の対象となる。

### ベネファクターおよび遺贈友の会

遺言状またはそのほかの資産計画に財団を受益者として指名することを記し、これを書面をもってロータリー財団に通知した人、あるいは恒久基金に米貨1,000ドル以上の現金寄付を行った人は、管理委員会からベネファクターとして表彰される。ベネファクターには、感謝状、記念認証状、ロータリーあるいはポール・ハリス・フェローの襟ピンとともに着用できる記章が贈呈される。

資産計画に、ロータリー財団を最低米貨10,000ドルまたはそれ以上の受益者として指定した個人または夫婦は、遺贈友の会の会員資格も有する。会員は、遺贈のレベルに基づき、彫りの入ったクリスタル製認証品および遺贈友の会の襟ピンの贈呈を受けることを選択できる。

寄付者により特に指定のない限り、実現した遺贈は恒久基金の下に置かれ、その年次支出分がWF（国際財団活動資金）に充てられる。

### 大口寄付者

合計累積寄付が米貨10,000ドルに達した個人または夫婦は、大口寄付者として認証される。ロータリー財団へのすべての寄付は、寄付の指定条件にかかわらず、この合計に含まれるものとする。2011年1月より、大口寄付者は7段階の寄付レベルで認証され、寄付のレベルに基づき、彫りの入ったクリスタル製認証品および大口寄付者のピンの贈呈を受けることを選択できる。

## アーチ C. クランフ・ソサエティ

合計累積寄付が米貨250,000ドルに達した個人または夫婦は、ロータリー財団創設者にちなんで名付けられたアーチ C. クランフ・ソサエティの会員として認証される。2011年1月より、3段階の寄付レベルの認証が設けられる。ソサエティの会員は、認証状の受理、特別入会式典への参加、RI世界本部にあるアーチ C. クランフ・タッチ式スクリーン・ディスプレイ上に肖像写真と略歴を展示することを選択できる。

## 冠名寄付の機会

恒久基金への寄付を通じて冠名基金を設立することができる。冠名基金の元金は決して支出されることがない一方、支出可能な収入の一部は、毎年、寄付者により指定された特定のロータリー・プログラムあるいはプロジェクトに使用することができる。

寄付者はまた、一回限りの国際親善奨学金、ロータリー世界平和フェロウシップ、研究グループ交換のために大口の現金寄付を行うこともできる。

すべての寄付と冠名の機会に関する詳細は、RI事務局およびRIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) から入手することができる。指定の選択肢は、寄付額によって異なる。

## ロータリー・クラブのパナー表彰の機会 (Rotary Club Banner Recognition Opportunities)

### 年次プログラム基金の一人当たりの寄付上位3クラブ

この表彰は、各地区内で一人当たりの寄付額が上位3位内のクラブ（ただし、少なくとも一人当たり米貨50ドル）に対して、ロータリー年度末に行われる。

### 「毎年あなたも100ドルを」クラブ

この表彰は、1ロータリー年度中に、一人あたりの平均寄付額が少なくとも米貨100ドルに達し、正会員全員が年次プログラム基金にいくらかの金額を寄付することで100パーセントの参加率を達成したクラブに対して行われる。これは、6月30日現在の正会員数に基づいてロータリー年度末に行われる。

### 100パーセント「財団の友」会員のクラブ

この表彰は、1ロータリー年度中に、一人あたりの平均寄付額が少なくとも米貨100ドルに達し、正会員全員が年次プログラム基金に米貨100ドル以上を寄付することで100パーセントの参加率を達成したクラブに対して行われる。これは、6月30日現在の正会員数に基づいてロータリー年度末に行われる。

### 100パーセント・ポール・ハリス・フェロウ・クラブ

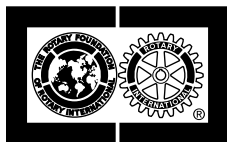
この一度限りの表彰は、クラブの正会員全員がポール・ハリス・フェロウとなったクラブに対して、ロータリー年度を通じて行われる。また、クラブ名は、ロータリーのウェブサイトに掲載されている100パーセント・ポール・ハリス・フェロウ・クラブのリストに記載される。



# 第5章 ロータリーの標章の使用と保護 (Use and Protection of the Rotary Marks)

RI細則は、次のように明確に規定している。「RIの知的所有権の保全。理事会はRIの徽章、バッジその他の記章をもっぱら全ロータリアンのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする」(RI細則18.010.)。従って、細則の中でクラブによってRIに与えられた権限により、RI理事会はRIの知的所有権である標章(ロータリー標章)の使用を確保、保全、保護する絶対的権限を委ねられている。この責務を果たすために、RIは、商標およびサービスマークを含む(集的に「ロータリー標章」と呼ばれる)ロータリーの知的所有権を全世界で保有、保護し、その使用を監督する。

ロータリー標章には、「ロータリー」という語、ロータリー徽章、および以下に挙げられたようなそのほか多くの標章が含まれる。ロータリー標章の完全なリストは、ロータリー章典33.005.を参照のこと。



- Annual Programs Fund for Support Today® (今日を支える年次プログラム基金)
- Doing Good in the World (世界でよいことをしよう)
- Each Rotarian: Reach One, Keep One (一人ひとりが実践しよう:会員の推薦と維持)
- End Polio Now (今こそポリオ撲滅のとき)
- Every Rotarian, Every Year (毎年あなたも100ドルを)
- Fellowship Through Service (奉仕を通じての親睦)
- A Global Network of Community Volunteers (地域社会ボランティアの世界的ネットワーク)
- Group Study Exchange (研究グループ交換)
- GSE
- Humanity in Motion (人類のために活動します)
- Interact® (インターアクト)
- Interact Club® (インターアクト・クラブ)
- Interactive® (インタラクティブ)
- International H2O Collaboration (国際H2O協力)
- Interota® (インターロータ)
- One Profits Most Who Serves Best (最もよく奉仕する者、最も多く報いられる)
- Paul Harris® (ポール・ハリス)
- Paul Harris Fellow® (ポール・ハリス・フェロー)
- Paul Harris Society (ポール・ハリス・ソサエティー)
- The Permanent Fund to Secure Tomorrow® (確かな明日のための恒久基金)
- PolioPlus® (ポリオ・プラス)
- PPH
- Preserve Planet Earth (われらの天体、地球の保全)
- RCC
- Revista Rotaria® (レビスタ・ロータリア [誌])
- RI®
- RITS®
- Rotaract® (ローターアクト)
- Rotaract Club® (ローターアクト・クラブ)
- Rotaria® (ロータリア)
- Rotarian® (ロータリアン)
- The Rotarian® (ザ・ロータリアン [誌])
- Rotary® (ロータリー)
- Rotary Canada (ロータリー・カナダ [誌])
- Rotary Club® (ロータリー・クラブ)
- Rotary Community Corps (ロータリー地域社会共同隊)
- The Rotary Foundation® (ロータリー財団)

- The Rotary Foundation of Rotary International® (国際ロータリーのロータリー財団)
- Rotary Images (ロータリー・フォトライブラリ)
- Rotary International® (国際ロータリー)
- Rotary International Travel Service® (国際ロータリー・トラベル・サービス)
- Rotary Leader (ロータリー・リーダー)
- Rotary.org
- Rotary Video Magazine (ロータリー・ビデオ・マガジン)
- Rotary World® (ロータリー・ワールド)
- Rotary World Magazine Press (ロータリー・ワールド・マガジン・プレス)
- Rotary Youth Exchange (ロータリー青少年交換)
- Rotary Youth Leadership Awards (ロータリー青少年指導者養成プログラム)
- RVM
- RWMP
- RYE
- RYLA®
- Service Above Self® (超我の奉仕)
- TRF
- WCS
- World Community Service® (世界社会奉仕)

ロータリーの標章にはまた、すべてのRI会長テーマとテーマのロゴ、すべてのRI年次大会のロゴ、およびその時々の中会のニーズを満たすべく創造されたすべての新しい標章が含まれる。ロータリー・クラブ、ロータリー地区、およびほかのロータリー組織は、RI理事会の指針の下にロータリー標章を使うことができる(ロータリー章典33.005.)。ただし、この権利は、ロータリーの標章の所有権を会員に譲渡するものではない。この全世界的な所有権は、細則に従って国際ロータリーに帰属し、世界中のロータリアンによる使用を保全、保護し、ロータリーの標章の統一性と独占権を維持するためである(RI細則18.010.)。ロータリーの標章は、ダウンロード可能なファイルとして、RIのウェブサイト(www.rotary.org)から入手でき、会員がRIの方針に従って使用することができる。

「ロータリー」という語とロータリーの徽章は、60カ国以上で登録商標およびサービスマークとして登録され、その数は年々増えている。ロータリーの標章のうち、より限定された内容で登録されるものもあるが、RIが世界中での使用に基づきロータリー標章のそれぞれに所有権を求めることになる。RIが知的所有権を持つ標章を登録することによって、当組織の専用使用権が強化され、ほかの個人や組織による誤用を阻止するRIの立場も強くなる(ロータリー章典34.010.7.)。登録に加えて、各種国法や判決により、ロータリーの標章がさらに保護されている。RIはさらに、ドメインネームの登録、物品や出版物におけるロータリーの標章の使用免許の供与、会員によるロータリー標章使用の指針の作成、第三者によるロータリー標章または類似標章の使用の監視、規制を通じて、ロータリーの商標を保護する。

## ロータリー・クラブ、ロータリー地区、およびほかのロータリー組織によるロータリー標章の使用 (Use of the Rotary Marks by Rotary Clubs, Rotary Districts, and Other Rotary Entities)

ロータリーという言葉それ自体は、通常、組織全体としての国際ロータリーを指す。また組織の理想や原則を意味する場合もある。「ロータリー」という言葉を単独で使用することは、RIの組織規定で承認されている使用方法か、RI理事会が認可した使用方法に限定されている。クラブまたはクラブから成るグループは、RIによりその名称で結成された名称以外を採用してはならないし、そのような名称以外の下で運営されてはならない（ロータリー章典33.010.4.、33.020.6.、33.020.10.、33.020.11.、34.050.4.）。

「ロータリアン」という語は、ロータリー・クラブの会員を指す名詞として、また、機関雑誌「ザ・ロータリアン」誌という名称においてのみ使われる（80-102、RI定款第13条、ロータリー章典33.020.13.、51.010.2.）。

### プロジェクトとプログラムの名称および資料

ロータリー・クラブ、地区、およびほかのロータリー組織の活動の名称の一部として、または、その名称とともに使われる場合、「ロータリー」という語は、このようなクラブ、地区、およびほかのロータリー組織の活動に直接関連させなくてはならず、直接にも間接にもRIに関連させてはならない。プロジェクトまたはプログラムを「ロータリー」という語またはロータリー徽章のみによって明示すると、特にロータリー徽章には「国際ロータリー」という語が含まれるため、そのプロジェクトまたはプログラムがRIのプロジェクトまたはプログラムを意味することになり得る。従って、RI理事会の指針は、プロジェクトまたはプログラムなどのいかなる活動の名称にも「ロータリー」という語のみだけではなく、ロータリー組織の名称を使用することを義務付けている。同様に、RI理事会の指針は、これらの種類の活動に関連して使われる資料に、ロータリー徽章とともにロータリー組織の名称またはほかのロータリー標章を使用することを義務付けている。活動のために使われるすべての資料において、ロータリー組織の名称は、ロータリーの標章に近接した位置に同等に目立つように付記されるべきである（これらの活動が地区または多地区合同プロジェクトやプログラムである場合、RI理事会の指針の下に承認を受けなければならない）。このような明確な表示語句を使用することは、適切なロータリー組織の関与を正しく認めることになる。例えば：

(正しい使用例)

ロータリー第0000地区植樹プログラム  
x x x村ロータリー・クラブ

(正しくない使用例)

ロータリー植樹プログラム  
ロータリー村

ロータリーの標章は、必ず、全体が複製されていなければならない。「ロータ」などの略語、接頭語あるいは接尾語は、一切認められない。ロータリーの標章の改造、修正、および変形は一切許されない。

地区、多地区合同、またはほかのロータリー組織のプロジェクトまたはプログラムに明確な表示語句を付することなしに、「ロータリー」の名称、ロータリーの徽章、またはほかのロータリーの標章を含めることを計画しているロータリアンは、最初に、RI理事会の承認を得なければならない。クラブ、地区、多地区合同、またはほかのロータリー組織の既存プロジェクトやプログラム（医師登録バンクを含む）の調整にあたるロータリアンは、プロジェクトやプログラムの名称および資料を見直し、必要な場合には、方針に一致するよう修正を加えるべきである（ロータリー章典16.030.、33.010.4.、33.020.6.）。

クラブまたはクラブから成るグループの全面的管理下でない活動に関連して、またはその活動の名称の中に「ロータリー」という語を使うことは認められない。また、ロータリアン以外の人または団体を会員とする団体と関連して、またはその団体の名称の中に、「ロータリー」という語を使うことは認められない（ロータリー章典33.020.7、33.020.8、33.020.9、33.020.10、33.020.11、33.010.12。）。

### 印刷および電子形式の出版物の名称、およびドメインネーム

RIの機関雑誌「ザ・ロータリアン」誌は、「ロータリアン」という語を名称に使用することが許されている唯一の出版物である。ロータリー・クラブ、ロータリー地区、およびほかのロータリー組織は、出版物の名称において「ロータリアン」という語を使うべきではない（80-102、ロータリー章典33.020.13。）。

ロータリー組織のニューズレターが出版物であると同様、ロータリー組織のウェブサイトもまた出版物である。これらの出版物の内容および意匠は、ロータリー標章の使用に関する方針および配布や懇請を禁ずる方針を含め、現在のRIの方針に一致していなければならない。特に、「ロータリー」の名称、ロータリーの徽章、あるいはほかのロータリーの標章が使用されている時は、いかなる場合であれ、ロータリー組織は、関係しているロータリー組織の名称を明確に表示する語句を用いるべきである。「ロータリー」という言葉を含むドメインネームを選ぶ場合には、ロータリー組織は、「ロータリー」という言葉を単一で用いるのではなく、当該ロータリー組織の名前を含む明確な表示語句をさらに加えなければならない。例えば：

(正しい使用例)

www.anytownrotaryvillage.org  
 www.anytownrotaryclub.org  
 www.rotarydistrict0000.org  
 www.anytownrotaryclubproject.org

(正しくない使用例)

www.rotaryvillage.org  
 www.rotarian.org  
 www.riactivity.org  
 www.rotaryproject.org (ロータリー章典52.020.1.)

ドメインネームを登録する前に、ロータリー組織は、ドメインネーム案が理事会の方針に一致していることを確認するために、RIクラブ・地区支援担当職員（日本事務局奉仕室職員）に問い合わせるよう奨励されている。RI理事会は、ドメインネームの登録と維持に関する詳細な方針を定めた（ロータリー章典52.020.1.およびRIのウェブサイト [www.rotary.org] を参照のこと）。

### 財団の諸活動の名称

クラブまたは地区は、以下の条件を満たす限り、クラブまたは地区の財団活動に関連して「ロータリー」という名称を使用することができる。

- 1) その使い方が、活動を、RIでなく関係クラブまたは地区に関連させるものであること
- 2) 「国際」という語が、クラブまたは地区の財団活動の名称の一部として、または、その名称とともに使われていないこと
- 3) クラブあるいは地区の財団活動の名称が、クラブ名あるいは地区番号から始まっていること
- 4) クラブまたは地区の財団活動に関連して「ロータリー」および「財団」という語を使うとき、活動の名称として「ロータリー」と「財団」という語を離して使っていること（ロータリー章典31.030.15、33.020.5.)



## ほかの団体の標章との使用

ほかの徽章またはロゴ・マークによって代表される団体や機関とRIのあいだに何か関係がある、と見た人が思いかねないような形で、ロータリーの標章とほかの徽章またはロゴ・マークを一緒に使うべきではない。ただし、認められたこのような関係がある場合はその限りではない。ロータリー・クラブ、地区、およびロータリー組織が、営利その他の目的で地元の他団体の協力を得るとき、別の徽章または意匠と一緒にロータリー徽章またはほかの標章を一緒に使いたいとの要望がよく寄せられる。RI組織規定は、限定された協賛関係あるいは協力関係を目的とする場合を除き（ロータリー章典33.010.10.、34.050.8.）、RI理事会の指針の下で、このような使用を認めていない（ロータリー章典11.040.6.、33.010.11.、35.010.、35.010.1.、35.010.2.および35.010.3.）。最新の情報は、事務局まで問い合わせること。RI理事会はまた、どのような価値ある目的であっても、ほかの組織によって、あるいはほかの組織の徽章またはロゴ・マークと一緒にロータリー徽章またはロータリー標章を使うことを許可しない（ロータリー章典33.020.8.、33.020.9.、33.020.10.）。

RI理事会は、RIのための協賛関係、提携関係、協力関係の機会を慎重に発展させることを確約した。これには地区、クラブ、およびほかのロータリー組織が使用する指針の作成も含まれる（指針については、ロータリー章典11.040.6.を参照のこと）。ロータリー・クラブ、ロータリー地区、またはほかのロータリー組織がロータリー以外の組織とプロジェクトで協力する場合、ロータリー徽章またはほかのロータリー標章を使う印刷物および商品を含む推進資料の全体的な意匠が、組み合わせられた一つのものに見えないようにすべきである。このような状況下では、プロジェクトの実体と期間を明確にすることが最善の方法である。参加ロータリー・クラブ、地区、またはほかのロータリー組織の名称が、もちろん、明確に表示されていなければならない。これらのロータリーの標章の使用を統括する理事会の指針には、協賛企業と協力団体によるロータリー標章の使用に関する特定の所要事項が含まれる（ロータリー章典33.010.11.）。それぞれの最新の指針についてはRI事務局に連絡すること。

## ロータリー標章の入った商品の購入

すべてのロータリー・クラブ、ロータリー地区、およびほかのロータリー組織は、ロータリーの標章入り商品をRIの免許取得者からのみ購入するよう奨励されている。ロータリアンが特定の行事あるいは目的のために、ロータリーの標章を付した特注の商品を製作しなければならない場合のあることをRIは認識している。すべてのロータリアンは、まず必ずRI免許取得者に、この特注のロータリー徽章入り商品を注文し、RI免許取得者からそのような商品を得るのが非合理的と考えられる場合に限り、免許取得者以外から、そのような商品を求めるよう要請されている。いずれの場合も、免許取得者以外の業者は、ロータリー標章の使用についてRIの免許業務課（Licensing Section）の特別な審査を受け、承認を得なければならない（ロータリー章典34.040.1.、34.010.5.）。

## ロータリー標章の入った商品の販売

クラブ、地区、およびほかのロータリー組織は、期間限定のプロジェクトを推進する場合、特定行事の募金活動用としてRIの免許なしにロータリーの標章入り商品を販売することができる。RIの免許制度へのこのような例外が認められる特別プロジェクトの一環として販売される商品には、ロータリーの標章に加えて以下のすべてを含めなければならない。

- 1) ロータリー・クラブ、ロータリー地区、またはほかのロータリー組織の名称を明確に表示する字句（これはロータリー標章に近接した位置に同等に目立つような方法で表示されるべきである）
- 2) 募金活動行事またはプロジェクトの名称
- 3) 行事またはプロジェクトの期日または期間（ロータリー章典34.040.2.）

この基準を満たさないいかなる商品も、RIによる免許を取得しなければならない。商品の販売それ自体は、このRIの免許に関する方針の例外措置の目的のための「行事」とはならない。

### ロータリアンによるロータリー標章の使用 (Use of the Rotary Marks by Rotarians)

RI定款は、「クラブの各会員はロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする」と保証している（RI定款第13条）。ロータリアンは、個人用の名刺や便箋にロータリーの名称や徽章を使用するよう奨励されている。しかし、ロータリアンは、その商用便箋または商用名刺に徽章を使用できず、またパンフレット、カタログ、ウェブサイトなどのほかの商用推進用資料にもロータリー標章を使用すべきではない（80-102、ロータリー章典33.010.2.、33.010.3.、33.010.5.、34.050.3.）。

ロータリアンがロータリーにおける自分の役職を示す特殊のバッジ、宝石、リボンなどを使用することは、事業と専門職の従事者の団体にはふさわしくない。従って、地元の習慣がこれと異なる国を除き、こうした象徴の使用は承認されない（ただし、ロータリー国際大会およびほかの大会で使用される簡単かつ一時的な名札やリボン付きバッジは承認されている）（ロータリー章典34.040.5.）。

ロータリアンが政治運動促進のためにロータリーの名称と徽章、ロータリー・クラブ会員名簿またはほかのロータリアン名簿を使うことはできない。政治的利益を得る手段としてロータリーの親睦を利用することは、ロータリーの精神に反することである（ロータリー章典33.020.1.）。

### RI役員および特別の役職用としてロータリー標章の使用 (Use of the Rotary Marks by RI Officers and Special Appointees)

RIのいかなる役員も、ほかの団体の役職または一員であることと関連させて、RI役員としての地位を公表してはならない。ただし、RI理事会の同意ある場合を除く。このほか、他団体の商標と共に、または他団体の便箋の上で、あるいはいかなる営利目的にも、ロータリーの標章を使用することは認められない（80-102、ロータリー章典33.030.2.）。

RIの次期役員、現役員、元役員、および会長または理事会によってさまざまな役割に任命されたロータリアンは、RI指導者としての役割と関連して作成する印刷および電子形式の出版物、事務用品、ウェブサイトにおいてロータリーの標章を使用する権限を有する。使用の際にはRIにおける自らの役割およびその年度を明確に示さなければならない。ウェブサイトの場合には、ロータリアン間の混乱やRIの法的責任を回避するべく、当該ウェブサイトがそのロータリアンのものであり、RIのサイトでないことが明白となるようあらゆる考慮を払うものとする。必要であれば、事務総長はこのようなウェブサイトに免責条項を掲載することを要請できる。ドメインネームにおけるロータリーの標章の使用は、理事会の方針に準拠すべきである（ロータリー章典33.020.3.、33.020.4.、33.030.2.、52.020.1.）。

## ロータリー・プログラムにおけるロータリー標章の使用 (Use of the Rotary Marks in Rotary Programs)

ロータリー・プログラムを示す名称またはほかの徽章を含む意匠にロータリーの徽章を組入れることはできる。ただし、この意匠は、RI理事会のみの管理下に置かれ、ロータリーの徽章は修正または部分表示をしてはならない(ロータリー章典31.090.8.、33.010.6.、33.040.1.、34.040.3.)。

## 認められているロータリーの標章のその他の使用 (Other Authorized Uses of the Rotary Marks)

### 車両のナンバープレート

ロータリー・クラブまたは地区が、広報および慈善目的の募金活動の方法として、ロータリーの名称および徽章の付いた車両のナンバープレートを提供すべく政府の交付機関と協同することができる。このようなプロジェクトは、下記の基準に適合していることを前提に免許契約の徽章使用料を免除される。

- 1) プレートは、政府の交付機関の発行するものでなければならない
- 2) 起業営利事業の関与があってはならない
- 3) 指定された地域内のガバナー全員がプロジェクトを承認しなければならない
- 4) プレートは、知的所有権である標章の複製に関してRIの仕様に基づいて適っており、プレートの見本を事務総長に提出し承認を受けなければならない
- 5) 事務総長の指示の下、このプロジェクトの募金活動面からの収益が指定地域内のクラブとロータリー財団に恩恵を与えるものとなるよう、収益の配分方式が定められるべきである。また、これは、指定地域のガバナーと事務総長の承認を受けなければならない(ロータリー章典34.070.3.)

### 切手

ロータリー・クラブと地区は、広報、および適切であれば慈善目的の募金活動の方法として、ロータリーの名称と徽章の入った郵便切手、郵便消印、あるいは郵便関連品目を提供すべく、政府の交付機関と協同することができる。このプロジェクトは、下記の基準に適合していることを前提に免許契約の徽章使用料を免除される。

- 1) 郵便切手、消印、郵便関連品目は、政府の交付機関の発行するものでなければならない
- 2) 起業営利事業の関与があってはならない
- 3) 指定された地域内のガバナー全員がプロジェクトを承認しなければならない
- 4) 郵便関連品目は、知的所有権である標章の複製に関してRIの仕様に基づいて適しており、郵便関連品目および推進用資料(初回用記念版など)の見本を事務総長に提出し承認を受けなければならない
- 5) 事務総長の指示の下、このプロジェクトの募金活動面からの収益が指定地域内のクラブとロータリー財団に恩恵を与えるものとなるよう、収益の配分方式が定められるべきである。またこれは、指定地域のガバナーと事務総長の承認を受けなければならない(ロータリー章典34.070.4.)

### その他

その他さまざまなロータリー徽章の使用が認められている。それには以下が含まれる。

- 1) RIもしくはその加盟クラブより支給、発行されるすべての用箋および印刷物（ロータリー章典33.010.2.）
- 2) 公式のロータリー旗（ロータリー章典33.010.2.、33.010.8.）
- 3) RI国際大会その他のすべてのロータリー公式行事に用いる名札、バナー、装飾用品、印刷物、ならびにRIと加盟クラブの備品および設備（敷物やじゅうたんを含む）（ロータリー章典33.010.2.）
- 4) 加盟クラブの道標に使用する場合（ロータリー章典33.010.2.）
- 5) ロータリアンが着用する襟章（80-102、ロータリー章典33.010.2.）
- 6) ロータリアンおよびその家族が個人的に使用する物品および季節のあいさつ状（80-102、ロータリー章典33.010.2.、33.010.3.）

そのほかの場合、これらの商品の購入は、下記の免許契約義務規定に従わなければならない。

## インターアクトおよびローターアクトの名称と記章 (Interact and Rotaract Names and Emblems)

### インターアクト・クラブとローターアクト・クラブおよび地区による使用

インターアクトとローターアクトの名称と記章（ロータリー標章群の一部）は、これらの名称を付したそれぞれのクラブとこれらクラブの会員のみが使用するものである。これらの記章が特定のクラブを表すために使用される場合、これらのクラブの名称は記章に近接した位置および同等に目立つような方法で使用されるべきである。同様に、インターアクトあるいはローターアクトの地区が存在する場合、地区番号や名称を併記した場合にのみ、地区はそれぞれの記章を使用することができる（ロータリー章典33.040.3.、41.010.、42.020.）。

### 出版物の名称

提唱されたクラブの設立や、提唱されたクラブの実務の遂行においてロータリー・クラブ、インターアクト・クラブ、ローターアクト・クラブが使用するために国際ロータリーによって発行されたもの、または国際ロータリーの権限の下に発行されたものを除き、いかなる出版物（電子形式の出版物を含む）も、クラブ名もしくは地区番号なしにインターアクトまたはローターアクトの記章を付すことはできない。これらの記章を法的に管理する国際ロータリーは、これらの記章のほかの使用法を一切認めない（ロータリー章典33.040.3.）。

### そのほかの使用

このほかすべての場合には、RIの徽章使用許可制度の要件を含め、ロータリー標章の使用に関する指針がインターアクトとローターアクトの名称と記章に適用される（ロータリー章典33.005.、34.010.）。

## ロータリーの標章の免許契約 (Licensing of the Rotary Marks)

ロータリーの標章は、RIが所有する商標であり、サービスマークで、RIから免許を得た、あるいは使用許可が与えられた業者または個人のみがロータリーの標章を複製することが認可される。RIに対しロータリーの徽章およびそのほかのロータリーの標章を付した物品の製造販売を出願する個人や商社は、多数にのぼっている。これらの物品には、襟章、バッジ、装飾用品、マグカップ、道路標識をはじめ、このほかにも多数の物品が含まれる。RI徽章を維持および保護するというRI理事会の責務に照らして、また法的な面から標

章の保護を強化するという観点から、RI理事会は、免許制度を定めた。世界本部のRIにより管理されている免許制の下、現在340以上の個人、ロータリー・クラブ、ロータリー地区、法人が多くの製品の免許取得者となっている（ロータリー章典34.010.）。

ロータリーの標章は、RIの考えで、不道德、ごまかし、または不面目なものから成る製品またはそれらを含んでいると思われる製品に使用、併用されてはならない。さらに人物、公共団体、信仰、または国家の象徴を傷ついたり、不当に示唆したり、あるいは侮辱または悪評に導くような製品に使用、併用されてはならない。

免許取得者は、ポール・ハリスの肖像または「ポール・ハリス・フェロー」、「財団友の会員」、「ベネファクター」などの文字を使った表彰品目や認証品目を販売することは認められていない（ロータリー章典34.050.11.）。

ザ・ロータリアン誌またはロータリーの地域雑誌への広告を通じて商品を販売しようとする業者は、ロータリーの標章を含む特注の商品を製作しようとしている場合、RIの公式の免許取得者にならなければならない（ロータリー章典34.060.1.）。

襟ピンは、徽章が正確に複製されている限り、サイズに関係なく認可することができる（ロータリー章典34.050.2.）。

ロータリアンが特定の行事あるいは目的のために、ロータリーの標章を付した特注の商品を製作しなければならない場合があることをRIは認識している。すべてのロータリアンは、まず必ずRI免許取得者に、この特注の商品を注文し、RI免許取得者からそのような商品を得るのが非合理的と考えられる場合に限り、免許取得者以外から、そのような商品を求めるよう要請されている。いずれの場合も、免許取得者以外の業者は、RIの免許担当課（Licensing Section）の特定の審査を受け、承認を得なければならない（ロータリー章典34.010.5.）。

### 地区、クラブ、ロータリアンへの販売促進の禁止

ロータリーの標章入り商品を販売する免許取得者だけが、免許契約に明記されている具体的条件の下に、地区、クラブ、ロータリアンにロータリー標章入り商品の販売を促進できる。免許取得者以外はこのような販売促進を許可されていない（ロータリー章典34.010.5.）。

### ロータリー標章の使用の禁止 (Prohibited Uses of the Rotary Marks)

#### ほかの標章との組み合わせ

RI細則第18.020.節は、次のように規定している。「これらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせることはRIの承認しないところである。」この規定は、上述のロータリー・プログラムには適用されず、法人企業との協賛関係、提携関係、または協力関係にも適用されない（RI細則18.020.、ロータリー章典33.010.10.）。

歴史的に、多くのロータリー・クラブは、青少年のためのクラブなどさまざまな団体に関心を示し、後援してきた。クラブを運営する人々は、ほかのグループとそのメンバーがロータリーと関連していることを示すために、ロータリーの徽章やその他の記章を使用することを要望してきた。ロータリアンは、ロータリーの手本に倣うことを望む団体やグループを援助し、激励するよう奨励されている。しかし、このような団体やグループの目的がどんなに有意義なものであっても、RIはロータリーの標章の使用を許可しない。このような見解は、こ

うした団体やグループの意欲をそごうとするものではないが、RIの用語や徽章を侵害することなく適切な名称と記章を考案できると信じられている（ロータリー章典33.020.10.）。

### ロータリーの標章の営利的使用

RI細則第18.020.節は、名称と徽章の使用に関して次のように規定している。「RIの知的所有権の使用の制限。RIならびにクラブの名称、徽章、バッジその他の記章を、クラブまたはクラブの会員が商品の商標または特別銘柄として使用し、あるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない。」ロータリー・クラブも個人も、商品の販売の標章としてロータリーの徽章またはロータリーの標章を使うことはできない（80-102、RI細則18.020.、ロータリー章典33.010.2.、33.010.5.、34.050.5.）。

ロータリーの標章は、奉仕と高度の道徳的水準の象徴であるため、営利目的にロータリーの標章を使いたい人にとって、大変魅力的なものである。ロータリーの標章を営利目的に使用することは、ロータリー標章入り商品またはサービスの品質の高さを示唆するかのよう思われるからである。ロータリー徽章とそのほかのロータリー標章は、クラブとその奉仕活動の象徴であり、クラブと会員を示すことのほかに使われるべきではない。

ロータリーの標章はRIの免許制の下に認可された場合を除き、営利目的のために使用することは一切できない（ロータリー章典34.010.）。営利目的の例には次のものが含まれる。

- 1) 商品の商標、サービスマーク、団体の標章、あるいは特別銘柄として使用する場合
- 2) ロータリー関係のプログラムで挙げた場合を除き、ほかの標章と名称と組み合わせ使用する場合
- 3) ロータリアン個人の事業の商用便箋あるいは商用名刺、商用推進資料、あるいはウェブサイトを使用する場合

ロータリアンの事務所の戸や窓に徽章を使用することは控えるべきである（80-102、ロータリー章典33.010.2.）。

### ほかのグループによるロータリー標章の使用

仮ロータリー・クラブに関する場合を除き、いかなるグループも、「ロータリー」という語を使い、ロータリー・クラブまたはロータリー・クラブかRIの関係団体であるかのように表示したり、示唆することは許可されていない。RIは、「ロータリー」という語またはほかのロータリーの標章を許可なく勝手に使用することを止めさせるために、実際的または必要と思われる対策を講じるものである（ロータリー章典33.020.7.、33.020.8.）。ロータリー標章を、RI以外の者もしくはほかのロータリー組織により発行されるパンフレットに使用することは不適切である（ロータリー章典33.010.12.）。

RI理事会の唯一の管理下に置かれている場合を除き、ロータリーの徽章を表示したり、襟ピンとして使用したり、その他のいかなる意匠にも組みこんで使用したりすることは、いかなる場合にもしてはならない（ロータリー章典33.010.6.、34.050.8.）。

### 建物あるいはそのほかの永続的建造物に関連してのロータリー標章の使用

直接にも間接にもRIと間違えて認識されることを避けるために、いかなるロータリー・クラブ、ロータリー地区、そのほかのロータリー組織も、家屋その他の永続的建物の建設、購入に当たって、以下の条件の両方を満たさなければならない。

- 1) 起業的事业の名称あるいはいかなる法的書類も、関与するロータリー・クラブ、ロータリー地区、そのほかのロータリー組織のものであることを区別する表示語句

を併記することなしに「ロータリー」という名称を使用せず、また「国際ロータリー」という名称を使用しないこと

- 2) ロータリーの名称や徽章を建物の外面に彫り込んだり、ロータリーの名称や徽章を床にはめ込むなど、永続的に残るような方法で建物または建造物にいかなるロータリー標章も付加しないこと。理事会は、2001年より前に建物に永続的に付加されたロータリー標章については、その除去が建物の永久的かつ修復不可能な損傷を与えるか、ロータリー組織に不合理な費用がかかるような場合、そのような除去を要請するものではない(ロータリー章典33.020.2.)

### 提携クレジットカード

RIは、募金目的のために多くの提携クレジットカード・プログラムに参加しているが、提携クレジットカードにロータリーの標章を使用することを許可しない。また、ロータリー・クラブ、ロータリー地区、あるいはロータリー組織の提携クレジットカード・プログラムのためにロータリーの標章を使用することを許可しない。ロータリー組織は、募金活動としてロータリーの標章を付した提携クレジットカードを提供することは許可されていない(ロータリー章典9.030.3.、34.070.2.)。

### テレホンカード

RIは、「ロータリー」「ロータリアン」「国際ロータリー」「ロータリー地区」などの文字または徽章などのRIの標章を使ったテレホンカードの使用または免許を許可しない。ロータリー組織は、募金活動としてロータリーの標章を付したプリペイド・テレホンカードを提供することは許可されていない(ロータリー章典9.030.2.、34.070.1.)。

### 情報カード

RIは、ロータリーの標章が付されているかどうかにかかわらず、ロータリー・クラブ、ロータリー地区、またはほかのロータリー組織の情報カードが免許取得者によって販売されること、あるいは(RI免許契約の定義通り)認可商品として販売されることを承認しない(ロータリー章典34.070.5.)。

### Eメール

ロータリー組織は、Eメール通信の使用に際し、配布と懇請に関するRIの方針に準拠し、また、ロータリー組織の存在を適切に示す言葉を含むロータリー標章の使用に関するRIの方針に準拠するべく、細心の注意を払うべきである(ロータリー章典11.030.1.、11.030.3.、11.030.4.、33.020.6.)。

### その他

ロータリー徽章は、いかなる個人、会社、あるいは法人によっても商標として使用されてはならず、また「ロータリー」または「ロータリアン」という語は、いかなる個人、会社、あるいは法人によってもその製造または販売する商品の商標名、銘柄、または記述として使用されてはならない(RI細則18.020、ロータリー章典33.010.2.、33.010.5.、34.050.5.)。

RI定款、RI細則またはRI理事会の決定によって認められたものでなければ、「ロータリー・クラブ」、「国際ロータリー」、「ロータリー」「ロータリアン」等の文字の使用は禁止されている(80-102、ロータリー章典33.005.)。

## ロータリーの徽章の複製 (Reproducing the Rotary Emblem)

### 意匠に関する仕様

RIの公式徽章(ロータリー徽章)は、6本の輻と24の輪歯および一つの楔穴のある歯車である。1個の輪歯が各輻の中心線上にあり、輻と輻との中間には3個の輪歯がある。“Rotary International”の語は、輪縁の窪んだところにある。輪を縁で立てて見ると、“Rotary”の文字は上部の窪みに輪歯5個分の長さを占め、“International”の文字は下部の窪みに輪歯約9個半の長さを占める。この二つの窪みのあいだに位置して文字のない二つの窪みが両側にある。これら四つの窪みのうち、どの二つの間隔も(下記比例に従って)2単位であり、また、窪みの内外の輪線との間隔は1.5単位である。輻は、先細で断面は楕円形である。輪が“Rotary”の文字を上にして立っているときは、向かい合った二つの輻の中心線は輪の縦の直径を形作り、回転最高所に達した楔穴を両断することになる。輪歯の両側面は外側にややふくらんでいる。従って輪歯と輪歯のあいだの空間はほぼ機械的に正確である。

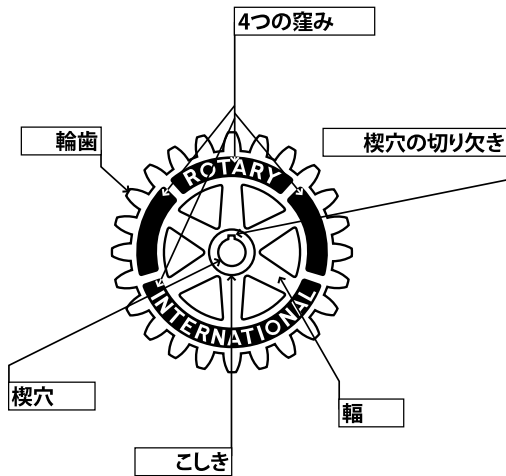
### 意匠の仕様

部位	単位
単位全体の直径	61単位
中心から輪歯の基部まで	26単位
輪歯の輻(内端)から輪歯の基部まで	8½単位
こしきの直径	12単位
軸の直径	7単位
<b>輻</b>	
輪縁と接する点における輻	5単位
軸の中心における輻	7単位
<b>楔穴の垂直断面</b>	
幅	1¾単位
深さ	⅞単位
<b>輪歯</b>	
基部の幅	4¼単位
先端の幅	2¼単位
長さ	4½単位
<b>文字の刷り込み</b>	
窪みの幅	5½単位
文字の長さ	4単位

注：輪が奉仕を一層象徴するように、前述の図描の説明に楔穴を加えた。平面で複製する場合には、こしきは、楔穴を囲む円によって一線を描いている。さらに、輻の位置を定めた。

次の図は、ロータリーの徽章を白黒で複製する場合の方法を示している。詳細は、「RI視覚的イメージのための手引き」(547-JA)を参照のこと。





## 色

ロータリー徽章は、いかなる単一色でも複製することができる。2色以上で複製する場合は、公式色であるロイヤルブルーと金色で複製すべきである。金色は、黄色のメタリック色で代用することができる。次のPANTONE®色を使用すべきである：PANTONE®286ブルー、PANTONE®871メタリック・ゴールドまたはPANTONE®123CまたはPANTONE®115Uゴールド（黄色）。

輪全体と“Rotary”および“International”の文字には、金色を使用すべきである。輪縁の四つの窪みの部分と、（平面で複製する場合には）こしきに一線を画す円には、ロイヤルブルーを使用すべきである。中心と楔穴、輻と輻の間の部分は空白とする。

ある背景に対して徽章をはっきりとさせるために、徽章の外枠の輪郭を加えることができる。これには、2色での複製の場合、ロイヤルブルーを使用すべきである（黒で複製する場合、徽章の外枠に黒の輪郭が特に必要である）（80-102、ロータリー章典33.010.1.）。

ロータリー徽章の公式仕様からの逸脱は認められない（ロータリー章典33.010.7.、34.010.2.）。

## ロータリーの色 (Rotary Colors)

RIの公式の色はロイヤルブルーおよび金色である（80-102）。

注：金色は、黄色のメタリック色で代用することができる。ロータリー徽章、ロータリー財団のロゴおよびインターアクトの記章を印刷する際は、次のPANTONE®色を使用することとする：PANTONE®286ブルー、PANTONE®871メタリック・ゴールドまたはPANTONE®123CまたはPANTONE®115Uゴールド（黄色）。ローターアクト記章を印刷する際は、次のPANTONE®色を使用することとする：PANTONE®201赤色、PANTONE®871メタリック・ゴールドまたはPANTONE®123CまたはPANTONE®115Uゴールド（黄色）（ロータリー章典33.010.1.、33.010.9.）。PANTONE®はPantone社の登録商標である。

「RI視覚的イメージのための手引き」（547-JA）は、ロータリー徽章の複製に関する詳細、さらに、すべてのロータリー出版物に規格・調整されている標章に関する指針を解説している。

## ロータリー標章の改造、修正または変形 (Alteration, Modification, or Obstruction of the Rotary Marks)

RIの名称、徽章やほかの標章は、どのような方法であろうとも、改造、修正、あるいは部分表示されるべきではなく、また所定の形以外のものを複製してはならない。2色で印刷される場合の徽章は、ロータリーの公式色でのみ印刷しなければならない。ロータリー徽章の公式仕様からの逸脱は認められない(ロータリー章典33.010.1.、33.010.7.、34.010.2.)。ロータリー徽章またはほかのロータリー標章は、部分表示されていなければ、異なった表出方法(透かし、刷り込み、陰影、浮かし)で複製することができる(ロータリー章典11.040.6.、33.010.11.)。

## ロータリーの旗 (Rotary Flag)

ロータリーの公式旗は、白地でその中心にロータリー徽章を飾ったものである。輪全体として金色、輪縁の四つの窪みの部分はロイヤルブルーとすべきである。窪みの“Rotary”と“International”の文字は金色、中心と楔穴は白色である(80-102、ロータリー章典33.010.8.)。

クラブ旗としてこの旗を掲げるクラブは、大きな青色の文字で輪の上部に“Rotary Club”の文字をまた、輪の下部に都市、州、省あるいは国家の名称を記入することができる(80-102、ロータリー章典33.010.8.)。

## 標語 (Mottos)

「超我の奉仕」(Service Above Self) および「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」(One Profits Most Who Serves Best) が、ロータリーの公式標語である。前者がロータリーの第1標語である(50-11、51-9、89-145、01-678、04-271)。後者は、2010年規定審議会で修正が加えられ、“they”が“one”に置き換えられた

「世界でよいことをしよう」(Doing Good in the World) は、ロータリー財団の標語である(ロータリー財団章典7.090.1)。

「奉仕を通じての親睦」(Fellowship Through Service) は、ローターアクトの標語である(ロータリー章典41.020.6.)。

## ロータリーの賛歌 (Rotary Anthem)

公式のロータリーの賛歌 (Rotary Anthem) (030-MU) は、ベートーベンの「エグモント」序曲作品84の行進曲を編曲した楽曲である。この楽曲は、国旗入場式などのしかるべき行事で使用される(ロータリー章典26.080.)。



---

## 第2部

### プログラム (Program)



---

# 第6章 RIのプログラム一般 (General Program of RI)

ロータリーのプログラムは、RI定款第4条と標準ロータリー・クラブ定款第4条に掲げられている綱領の中に示されている。

## バランスのとれた奉仕プログラム (Balanced Service Program)

RI理事会は、各クラブに対して、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕の全奉仕部門にわたりバランスのとれた奉仕プログラムを開発するよう奨励している。

## ロータリーの常設プログラム (Rotary Structured Programs)

RI理事会は、クラブと地区が奉仕活動を実施する際の枠組みを提供するために、次の用語を開発した。

- RIの特別プログラム：ポリオ・プラス。撲滅が達成されるまでは他のいかなるプログラムよりも優先される。
- 常設プログラム：RI理事会がクラブと地区のために推奨し、枠組みと指針を含む組織された活動
- 世界ネットワーク活動グループ：共有する関心事項に焦点を当てて国際的に組織されたロータリアンのグループ

次の常設プログラムが確認されている。

- インターアクト (第10章)
- ローターアクト (第10章)
- ロータリー地域社会共同隊 (第8章)
- ロータリー友情交換 (第9章)
- ロータリー・ボランティア (第7章)
- ロータリー青少年指導者養成プログラム (第10章)
- 世界社会奉仕 (第9章)
- 青少年交換 (第10章)

世界ネットワーク活動グループには、次のものがある。

- ロータリー親睦活動 (第9章)
- ロータリアン行動グループ (第9章)

## 奉仕プロジェクト (Service Projects)

ロータリー・クラブと地区は、奉仕プロジェクトを立案する上で以下の事項を考慮すべきである。

- a) 奉仕部門
- b) 会長賞プログラムと強調事項
- c) RI長期計画と理事会が定めた具体的な奉仕分野
- d) ロータリー財団の使命およびそれと関連する重点分野
- e) 地域社会のニーズの分析 (ロータリー章典40.050.)

## RIテーマ (RI Theme)

会長の年次メッセージは、特定のプログラムあるいはテーマその他その発表の形式を問わず、当該年度におけるロータリーのプログラム遂行上、最大の重要性を持つものである。ガバナーが会長のプログラムもしくはテーマを取り上げ、あらゆる適切な方法によって強調することは、その役職と切離すことのできない任務である。例えば、地区大会その他地区会合のテーマにするとか、ガバナー月信、公式訪問その他地区内のクラブやロータリアンと接する場で紹介することなどである。ガバナーの掲げる地区の目標あるいは目的は、会長のプログラムまたはテーマに関連させ、これを強調するようものでなければならない。そして、前記の地区の目標か目的について何か言う場合には、必ず会長のプログラムまたはテーマをはっきりと分かるように示すことが必要である。会長のメッセージはすべてのロータリー・クラブとロータリアンに知らせ、理解させ、効果的に実行されなければならない。

RIテーマは、使用すべき唯一のテーマであって、ほかのテーマの使用は控えなければならない、ということにRI地区とクラブの全役員の注意を喚起する(ロータリー章典27.050.)。

## 賞および表彰 (Awards and Recognition)

賞は、クラブや地区が奉仕活動に対してロータリアンやその他の人々を認証し、鼓舞、激励する機会を提供するものである。RIは毎年、次の表彰プログラムを支援している。プログラムの規定と期限に関する詳細は、RIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) に掲載されている。表彰の機会の数を考え、ガバナーは表彰委員会を任命し、同委員会に表彰の広報や候補者の選考を援助してもらうことができる。

### 奉仕部門功労者賞

奉仕部門功労者賞は、クラブによってロータリアン個人の草の根の努力を称えるために授与される(ロータリー章典43.020.)。奉仕部門であるクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕のそれぞれの奉仕活動に参加することで、常にロータリーの綱領を支援する、瑕疵なき(会員の責務を果たしている)ロータリアンは受賞資格がある。現クラブ会長は受賞資格がない。候補者はクラブ会長によって推薦される。クラブ会長は、所定の推薦用紙に記入、署名し、その写しを一部ガバナーに送付した上、RI世界本部に提出しなければならない。

### 会長賞

会長賞は、ロータリアンが直接関与し、ほかの人々に奉仕するよう奨励し、地域社会でのロータリー奉仕の高い水準を推進することを目的としている。本賞の各分野は、RI会長によって毎年見直され、伝統的には会長のテーマを強調するものとなっている。本賞の基準に合った、瑕疵なき(クラブの義務を果たしている)ロータリー・クラブ、ローターアクト・クラブ、およびインターアクト・クラブは受賞資格がある。ガバナーは、所定の推薦書式に記された締切日までに、「会員アクセス」を通じて推薦を提出しなければならない。

### RI超我の奉仕賞

RI超我の奉仕賞は、ロータリーの標語、超我の奉仕を象徴するような模範となる人道的ロータリー奉仕活動をしたロータリアンに贈られる。奉仕部門を問わず、この賞は、RIの目標の推進に際立った努力をした人を表彰するものであり、ロータリアンに対するロータリーの与える最高の榮譽である。現役の瑕疵なき(会員の責務を果たしている)ロータリアンは受賞候補者として推薦を受けることができる。ただし、ガバナー、ガバナー・エレクト、

直前地区ガバナー、RI理事、RI理事エレクト、元RI理事、財団管理委員、任命された就任前の財団管理委員、および元財団管理委員を除く。さらに、被推薦者は、推薦者の配偶者、直系親族（子または孫）、直系親族の配偶者、または尊属（親または祖父母）であってはならない。

現ガバナーと直前ガバナー、ならびにRIの現理事と元理事のみが本賞の候補者を指名することができ、1年につき3人までの候補者を推薦できる。RI理事会の審査を受けるため、締切日の9月1日までに推薦を提出しなければならない。公式の推薦用紙を使い、候補者ロータリアンがロータリーを通じて行った奉仕を記述したものを提出しなければならない。ロータリーにおける被選役職または任命された役職での実績、ロータリー、その財団、あるいは個別のプロジェクトに対する個人的な財政寄付は、本賞の審査において一切考慮されない（ロータリー章典43.030.）。

### 意義ある業績賞

意義ある業績賞プログラムは、重要な問題またはニーズに取り組むクラブの活動を地区で表彰するための、地区レベルの会長表彰プログラムである。この賞の目的は、すべてのクラブに新プロジェクトを奨励し、かつクラブが模範的な活動を行うことの重要性について理解を深めることである（ロータリー章典43.040.）。

プロジェクトは、下記の事項を満たすものでなければならない。

- 地元地域社会の重要な問題やニーズに取り組むもの
- ほとんどのまたはすべてのクラブ会員が、単に金銭面の奉仕ではなく、自ら奉仕に参加し、クラブの規模とリソースに比例するものであること
- 地域社会においてロータリーのイメージを高めるものであること
- ほかのロータリー・クラブが模倣できるものであること
- 賞が贈られるロータリー年度において、進行中または完了されたものであること
- 単一ロータリー・クラブによって実施されたものであること

地区レベルの競争であるため、個々のガバナーは、地区内のプロジェクトから1件のみ提出することができる。有意義なクラブ・プロジェクトを見極めるため、ガバナーは地区選考委員会を選出し、発表することが奨励される。

### RI職業奉仕リーダーシップ賞

「RI職業奉仕リーダーシップ賞」は、地区におけるフォーラム（公開討論会）の開催を通じて、在任中に地区全体として職業奉仕部門の推進と祝賀に尽力し、その発展に努めた地区ガバナーを表彰するものである。フォーラムは以下の通りであるべきである。

- 職業奉仕に関するRIの声明と一致するメッセージを伝えるものであること
- 地区全体が参加するものであること
- 優れた職業奉仕活動を紹介するものであること
- 倫理をテーマとした討論を組み込んだものであること

推薦書式はガバナーが提出しなければならない。書式はロータリー年度を通じて順次受理される。

### 会員の増強、維持、拡大 (Membership Development, Retention, and Extension)

地区ガバナー・エレクトは、次期クラブ会長とともに次のロータリー年度における会員増強目標を定めるよう求められる。ガバナー・エレクトは、会長エレクト研修セミナーにおい



て、次期クラブ会長とともに会員増強、維持、拡大の重要性について話し合い、それぞれがクラブの会員増強目標を定めるよう、全クラブ会長に要請する。各ガバナー・エレクトは、地区協議会において地区全体の会員増強目標（全クラブでの会員数純増の割合と新規クラブの数）を発表することができる。

### クラブ・ビルダー賞

クラブ・ビルダー賞は、ロータリー・クラブをサポートし、強化するにあたって大きな影響をもたらしたロータリアンを称えるものである。候補者は、会員歴10年以上の瑕疵なき（会員の責務を果たしている）ロータリアンで、クラブ会長を務めた経験があり、推薦を受けるまでの3年間、会員数30名以上のロータリー・クラブの会員でなければならない。現RI役員、元RI役員、次期RI役員はこの賞の対象とならない。

毎年、地区ガバナーが、1地区につき以下のような1名の候補者を推薦することができる。

- 少なくとも5名の会員を個人的に勧誘して入会させること。また、本賞の候補者として推薦される時点において、入会させたこれらの会員すべてが正会員としてとどまっていること
- 所属クラブで、ロータリーの研修に参加したことがあること
- クラブレベルで少なくとも一つの意義ある職業奉仕プロジェクトに参加したことがあること
- 推薦提出前3年以内に地区会議に少なくとも2回出席していること

地区ガバナーは、3名のバスター・ガバナーから成る選考委員会を結成し、地区の候補者を選出すべきである。地区ガバナーは1名の候補者を推薦することができ、推薦書式を11月1日までに国際ロータリーへ提出しなければならない（ロータリー章典43.100.）。

### RI会員増強・拡大賞プログラム

RI年次会員増強・拡大賞には、既存クラブの会員増強、現クラブ会員の維持、新クラブの結成の奨励策が含まれている（ロータリー章典43.060.）。

プログラムの期間は、7月1日から5月15日までである。開始時の各地区の会員数は、RIが毎年9月30日までに受理する「クラブの7月の半期報告書式」に基づく。RIは、地区ガバナーに、それぞれの地区とクラブの7月1日開始時点の会員数を10月中旬に提供する。

受賞資格を満たしたクラブには、それぞれRI会長の署名した賞状が贈られる。さらに、5月15日までに会員目標を達成したか、上回った地区のガバナーは、RI会長から地区会員増強賞を受賞する。

### 会員増強推進計画賞

会員増強推進計画賞は地区レベルの表彰で、会員の増加、増強、維持に影響を与える画期的な方策を新しく立案することをクラブに奨励するためのものである。地区ガバナーは、地区から少なくとも三つのクラブを表彰することができる（ロータリー章典43.080.）。方策は、会員増強の三つの分野（会員維持、有資格の会員の勧誘、新ロータリー・クラブの結成）のうち少なくとも一つに影響を与えなければならない。これは、RI会長が署名する表彰である。

### 小規模クラブ会員増加の表彰

小規模クラブ会員増加の表彰は創立の必要会員数に満たないクラブに会員を増加するよう奨励することを目的とする。この表彰は、強く活発なクラブを築くことの重要性を支

えるものである（ロータリー章典43.090）。7月1日から5月15日までの期間に、会員増強目標に達したクラブに、RI会長の署名した表彰状が授与される。

#### 「一人ひとりが実践しよう：会員の推薦と維持」賞

2009年1月にRI理事会により承認された本賞は、新会員の推薦、維持、存続を奨励することを目的とする（ロータリー章典43.110.）。以下のようなロータリアンがこの賞の受賞資格を持つ。

- ブロンズピンと表彰状：ロータリー・クラブに5名の会員を推薦し、そのうち4人が入会2年後にもクラブに正会員として在籍している
- シルバーピンと表彰状：ロータリー・クラブに10名の会員を推薦し、そのうち8人が入会4年後にもクラブに正会員として在籍している
- ゴールドピンと表彰状：ロータリー・クラブに25名の会員を推薦し、そのうち20人が6年後にもクラブに正会員として在籍している

表彰状はRIから授与され、ピンはRIの公式免許取得者を通じて購入される。



# 第7章

## 職業奉仕 (Vocational Service)

### 職業奉仕に関する声明 (Statement on Vocational Service)

職業奉仕とは、あらゆる職業に携わる中で、奉仕の理想を生かしていくことをロータリーが育成、支援する方法である。職業奉仕の理想に本来込められているものは次のものである。

- 1) あらゆる職業において最も高度の道徳的水準を守り、推進すること。その中には、雇主、従業員、同僚への誠実さ、忠実さ、また、この人たちや同業者、一般の人々、職業上の知いすべての公正な取り扱いも含まれる
- 2) 自己の職業またはロータリアンの携わる職業のみならず、あらゆる有用な職業の社会に対する価値を認めること
- 3) 自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てること

職業奉仕は、ロータリー・クラブとクラブ会員両方の責務である。クラブの役割は、模範となる実例を示すことによって、また、クラブ会員が自己の職業上の手腕を発揮できるようなプロジェクトを開発することによって、目標を実践、奨励することである。クラブ会員の役割は、ロータリーの原則に沿って自らと自分の職業を律し、併せてクラブ・プロジェクトに応えることである (ロータリー章典8.030.1.)。

### ロータリアンの職業宣言 (Declaration for Rotarians in Businesses and Professions)

1989年規定審議会は次の職業宣言を採択した。

事業または専門職務に携わるロータリアンとして、私には以下のごとく行動することが求められている。

- 1) 職業は奉仕の一つの機会であると考えること。
- 2) 職業の倫理的規範、国の法律、地域社会の道徳基準に対し、名実ともに忠実であること。
- 3) 職業の品位を保ち、自ら選んだ職業において、最高度の倫理基準を推進するために全力を尽くすこと。
- 4) 雇主、従業員、同僚、同業者、顧客、公衆、その他事業または専門職務上関係を持つすべての人々に対し、公正であること。
- 5) 社会に役立つすべての仕事に対し、それに伴う名誉を認め、敬意を表すること。
- 6) 自己の職業上の才能を捧げて、青少年に機会を開き、他者の特別なニーズに応え、地域社会の生活の質を高めること。
- 7) 広告に際して、また自己の事業または専門職務について人々に伝える際には、正直を貫くこと。
- 8) 事業または専門職務上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同僚ロータリアンに求めたり、与えたりしないこと (89-148、ロータリー章典8.030.2.)。

2004年規定審議会は、この宣言をさらに支持するため、すべてのロータリアンが、事業と専門職の倫理に対するロータリーの献身を体現するような生き方を引き続き助長し、ま

た、21世紀を迎え、奉仕の2世紀目に移行するにあたり、ロータリー・クラブが、高度な道徳的水準を実践している人を惹きつけ、探し出してきたこれまでの優れた実績を土台に発展していくという決議案を採択した(04-290)。

#### 四つのテスト (The Four-Way Test)

四つのテストは、1932年にロータリアンのハーバート J. テイラー (後の国際ロータリー会長) により創作された。理事会は、これにロータリー・クラブの注意を喚起すべきであることに同意した。

#### 四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1) 真実かどうか
- 2) みんなに公平か
- 3) 好意と友情を深めるか
- 4) みんなのためになるかどうか

#### 複製と使用

四つのテストを複製あるいは使用する唯一の目的は、人間関係における高度の道徳的水準の向上を図り、それを維持するためでなければならない。テストは、販売や利益を増すための広告に複製されてはならない。しかし、四つのテストの方針に沿って運営する真摯な姿勢を示すため、商社、団体、または機関の便箋やそのほかの印刷物にこれを使用することはできる。四つのテストの複製はすべて上記の形式で作成されなければならない(ロータリー章典33.050.)。

頒布する物品において四つのテストを複製するロータリー・クラブあるいはクラブのグループは、複製文の直後にクラブの名称を明示すべきである。四つのテストは、いかなる意味においても「規則」として扱われてはならない。

#### ロータリー・ボランティア (Rotary Volunteers)

ロータリー・ボランティア・プログラムは、ロータリー提唱の奉仕プロジェクトにも、ほかの団体の有意義なプロジェクトにも、ボランティア奉仕の機会のあることについてロータリアンの理解を深めるために創設されたものである。このRI常設プログラムは、クラブと地区が奉仕プロジェクトのために、地元では得られない専門知識や技能を持つボランティアを見つけるのを支援する。ロータリアン、ロータリアンの配偶者、ローターアクター、ロータリー財団学友、およびロータリアンでない人(ロータリアンが直ちに得られない場合)が、このプログラムに参加できる(ロータリー章典41.050.)。

RI理事会は、ロータリー・ボランティアに登録できるロータリアンの人数について地区内ロータリアン数の1パーセントまでという上限を設けた。さらに、ボランティアは専門知識や技術面で実績を上げていることを期待されているので、25歳以上でなければならない(ロータリー章典41.050.3.)。

クラブ会長とガバナーは、ロータリー・ボランティアの活用を推進するために、ロータリー・ボランティア委員会を設置すべきである。RIは、ボランティアと奉仕実施地の情報をRIのウェブサイトで管理している。

## 職業奉仕月間 (Vocational Service Month)

職業奉仕の理想を日常的に実践するようクラブの参加を強調するため、毎年10月は「職業奉仕月間」と定められている。職業奉仕月間中に推奨されるクラブ活動には、地区レベルの行事でロータリー・ボランティアを表彰すること、ロータリー親睦活動への参加を推進すること、職業奉仕活動またはプロジェクトを提唱すること、および空席の職業分類に会員を入会させる会員増強活動などがある（ロータリー章典8.030.3.）。



# 第8章 社会奉仕 (Community Service)

## 社会奉仕に関する声明 (Statement on Community Service)

1992年規定審議会は、社会奉仕に関する次の声明を採択した。

ロータリーの社会奉仕とは、ロータリアン一人ひとりの個人生活、事業生活、社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、各ロータリー・クラブが多彩な社会奉仕活動を開発して、会員に奉仕活動の輝かしい機会を与えてきた。ロータリアンの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すために、その原則は次のようにまとめられる。

社会奉仕は、ロータリアン一人ひとりが「超我の奉仕」を実証する機会である。地域に住む人々の生活の質を高め、公共のために奉仕することは、すべてのロータリアン個人にとっても、またロータリー・クラブにとっても献身に値することであり、社会的責務でもある。

この精神に立脚して、各クラブに対し次のように勧奨する。

- 1) 地域社会における奉仕の機会を定期的に調査し、各クラブ会員に地域のニーズを検討させること。
- 2) 社会奉仕プロジェクトを実施するに当たっては、会員の得意とする職業上の能力や趣味の力を生かすこと。
- 3) どのようにささやかであっても、あらゆる社会奉仕活動が重要であると認識した上で、地域のニーズを汲み、地域内のクラブの立場や力量を考慮してプロジェクトを始めること。
- 4) 各種社会奉仕活動を秩序立てるために、ロータリー・クラブが提唱するインターアクト・クラブ、ローターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、そのほかのグループと緊密に協力すること。
- 5) 国際レベルのロータリー・プログラムと活動を通じて社会奉仕プロジェクトを強化する機会を確認すること。
- 6) 社会奉仕プロジェクトの実行に当たっては、望ましく、また、実現可能な限り、必要とされる資金や人材の提供までも含めて、地域社会にも参加を求めること。
- 7) 社会奉仕の目標を達成するために、RIの方針に沿ってほかの団体と協力すること。
- 8) 社会奉仕プロジェクトが一般社会の人々に十分認められるようにすること。
- 9) 社会奉仕活動においてほかの団体の協同参加を促進する触媒としての役割を果たすこと。
- 10) もしそれが適当であるならば、公共組織、奉仕団体、そのほかの諸団体に、継続中のプロジェクトを委譲すること。そうすれば、ロータリー・クラブは新プロジェクトに携わることが可能となる。

RIは、ロータリー・クラブの連合体として、社会奉仕のニーズや活動を伝え、広め、かつロータリーの綱領を推進し、参加を望むロータリアンやロータリー・クラブ、地区の力を結



集すれば役立つと思われるプログラムやプロジェクトを適宜、提案する責務を負っている(92-286)。

## 社会奉仕に関する1923年の声明 (1923 Statement on Community Service)

次の声明は1923年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

- 1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」\*という実践的な倫理原則に基づくものである。
- 2) 本来ロータリー・クラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受け入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。

まず第1に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。第2に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。第3に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第4に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外のすべての人々が、理論的にも実践的にも、これを受け入れるように励ますことである。

- 3) RIは次の目的のために存在する団体である。
  - a) ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及。
  - b) ロータリー・クラブの設立、激励、援助および運営の管理。
  - c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。
- 4) 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリー・クラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いず

\*採択された審議会決議案10-165により、RIの第二の標語は「One Profits Most Who Serves Best」に改定された(邦訳に変更はない)。

れのロータリー・クラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもあるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援することが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

- 5) 各ロータリー・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリー・クラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてRIは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。
- 6) 個々のロータリー・クラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。
  - a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリー・クラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリー・クラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事の上でその分を果たすべきである。
  - b) 一般的に言って、ロータリー・クラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。
  - c) ロータリー・クラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する一つの方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。
  - d) ロータリー・クラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
  - e) ロータリー・クラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリー・クラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。
  - f) ロータリー・クラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を取めている。ロータリー・クラブは地域社会に存在する問題

を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事はロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていても考えられるほかのすべての団体の協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリー・クラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

- g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するもののほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリー・クラブでの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである (23-34、26-6、36-15、51-9、66-49)。

### ロータリー地域社会共同隊 (Rotary Community Corps-RCC)

ロータリー地域社会共同隊 (RCC) は、ロータリーの奉仕への献身を共有するロータリアンではない男女の集まりである。提唱ロータリー・クラブの指導の下に、献身的なRCCの隊員が地元地域社会における生活の質を改善するために、自らの技能を生かし、活動する。

RCCプログラムの目標は以下の通りである。

- 1) 個人が各自の村、隣村、あるいはほかの地域社会の改善を図ることに責任をもって活動するよう奨励する。
- 2) あらゆる有用な業務の尊厳の真価を認識する。
- 3) 生活の質の向上を図るため自主自助の活動と協同活動を実施する。
- 4) 地元の文化や地域社会の状況下において、人間の能力を最大限に発揮するよう奨励する (ロータリー章典41.030.)。

各ロータリー地域社会共同隊は、善良なる性格と指導者としての素質を備えた成人によって構成される。ロータリー地域社会共同隊の所在する村または地域社会に居住、就職、通学している男女なら誰でも隊員になれる (ロータリー章典41.030.)。

RCCは、ロータリーの存在する国もしくは地域においてのみ結成することができる。また、提唱ロータリー・クラブは、RCCと同じ国もしくは地域に所在していなければならない。ロータリー地域社会共同隊は、ロータリー・クラブにより結成、提唱され、その指導と助言を受ける。ガバナーの確認後、RIの認証を受けて設立される。ロータリー地域社会共同隊の存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援とRIが継続して承認を与えるか否かにかかっている。

### ロータリー地域社会共同隊のための重要なメッセージ

ロータリー・クラブと地区は、ロータリー地域社会共同隊の支援にあたり、次の方策を実施すべきである。

- 地域に貢献するための実行可能な奉仕プログラムとして、ロータリー地域社会共同隊について広く知らせる。出版物、ビデオ、インターネット、クラブでのプレゼンテーション、そのほかの方法を活用する

- ・ 会員が少ない地域でのロータリー地域社会共同隊の設立を奨励することによって、共同隊プログラムの範囲を拡大する
- ・ ロータリー地域社会共同隊とその提唱ロータリー・クラブとの間の関係を強める。ロータリー地域社会共同隊委員会の設置を、各ロータリー・クラブに勧める
- ・ 地域の具体的なニーズ調査の結果を基にし、かつ共同隊員のスキルを生かした、持続性のある活動とプロジェクトを選択するよう、ロータリー地域社会共同隊に奨励する
- ・ プロジェクトの長期的な成果をもたらすため、健全なプロジェクト管理を実践するよう、ロータリー地域社会共同隊に奨励する
- ・ 地域開発活動での協力と支援が必要に応じて得られるよう、非政府団体、地域団体、地元政府との関係を築くことをロータリー地域社会共同隊に奨励する（ロータリー章典41.030.1.）

RCCに関する詳細は、「ロータリー地域社会共同隊要覧」（770-EN）およびRIウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）に掲載されている。

### **家族月間 (Family Month)**

世界中のロータリアン、クラブ、地区は、毎年12月に「家族月間」を祝い、プロジェクト、活動、行事などの実施を通じて、家族と地域社会への献身を示すよう奨励されている（ロータリー章典40.070.）。



# 第9章 国際奉仕 (International Service)

ロータリアンの間に、また、一般の人々の間に理解と善意を育むことが、ロータリアーの国際奉仕が果たすべき仕事である（ロータリアー章典8.050.1.）。

## 国際奉仕の基本方針 (Policy of International Service)

ロータリアーの国際奉仕の目指していることは、ロータリアーの綱領の第4項に表現されている。すなわち、「奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進する」ことにある（RI定款第4条、標準クラブ定款第4条、第5条）。自由、正義、真実、宣誓の神聖、人権尊重は、ロータリアーの原則に本来備わっているものであり、また、国際平和と秩序の維持および人類の発展に不可欠である（ロータリアー章典8.050.1.）。

国際奉仕は、概念上、次のような四つの一般的分野に分類できる。

- 1) 世界社会奉仕プログラム
- 2) 国際的教育と文化交流活動
- 3) 特別な国際デーや国際週間・月間と催し
- 4) 国際的な会合（ロータリアー章典8.050.2.）

## 個々のロータリアーの責務

ロータリアーは、それぞれ、奉仕の第四部門に込められている理想の実現に寄与すべきである。各ロータリアーは、広い見識に基づく世論をつくりだすよう助力すべきである。

ロータリアーは、

- 1) 愛国主義にとらわれず、自分が、国際理解と親善と平和を推進するという責務を共に負っているものとみなすべきである。
- 2) 国家的または人種的優越感によって行動しないようにすべきである。
- 3) 他国民と協調する共通の基盤を求め、これを育むべきである。
- 4) 理想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの解放、欠乏と恐怖からの解放を享受できるように、個人の自由を守る法律と秩序を擁護すべきである。
- 5) 一部地域の貧困は全体の豊かさを危うくすると認識し、あらゆる国の人々の生活水準を高めようとする活動を支援すべきである。
- 6) 人類に対する正義の原則は基本であり、世界的なものでなければならないと認識した上で、この原則を高く掲げるべきである。
- 7) 国家間の平和を推進しようと常に努め、この理想のために個人的犠牲を払う覚悟をすべきである。
- 8) 実践されれば、必ず豊かで充実した人生をもたらす基本的な道徳的・精神的基準が存在するとの認識の下、国際親善への一歩として、あらゆる人々の信念を理解する精神を呼びかけ、これを実践すべきである。
- 9) 国家間の関係が緊迫しているところで活動やプログラムを実施する場合には、適切な注意を払うべきである（ロータリアー章典8.050.3.）。

## ロータリー・クラブの責務

ロータリー・クラブは、政府や世界問題あるいは国際的な政策に影響を与えるような団体行動をとってはならない。しかし、個々の会員に対して、事実をわきまえた建設的な心構えを持つよう奨励しなければならない。

ロータリー・クラブで、討論会を開催して公共の問題を論じても差し支えないが、ただし、そのような活動の実施は、奉仕の第四部門を助長するものでなければならない。もし論争点のある場合には、双方の主張が十分に提示されなければならない。

RIの方針としては、ロータリー・クラブが国際問題を公平な立場で討論するプログラムを退けるものではない。これらの問題は、平和の追求という範囲内において真剣に考え、討議するのにふさわしいテーマである。

ロータリー・クラブにおいて国際的な論題を取り上げる場合、クラブは、論者に他国の国民を攻撃しないように注意し、また会合において表明された個々の論者の意見に対してクラブは必ずしも責任を負うとは限らないことを明らかにしておかなければならない。

ロータリー・クラブは、国際問題に関係のある特定の計画に関するいかなる決議をも採択してはならない。ある国のクラブからほかの国のクラブ、国民、あるいは政府に対して何らかの行動をとることを要望してはならず、また、特定の国際問題の解決に関する計画案や意見書を配布してはならない。

ロータリー・クラブが存在する国家間の関係が緊迫している場合、悪意や誤解を増すことがないように、関係するすべてのクラブは、細心の注意を払わなければならない。

## RIと政治 (RI and Politics)

ロータリーの世界中の会員はさまざまな政治的見解を持つ個人であるため、国際ロータリーは、政治的主题に関していかなる行動あるいは意見の表明も行わない。ただし、いかなる国または地域においても、ロータリーの健全な発展のためには、言論の自由と結社の自由が不可欠である (ロータリー章典26.040.)。

## 世界社会奉仕 (World Community Service [WCS])

世界社会奉仕 (WCS) プログラムは、国際奉仕活動から成る。ロータリアンは、このような活動を通じて、人々の生活を改善し、人々のニーズに応えるプロジェクトを実施する。そして、物質的、技術的、専門的援助を通じて、国際理解と親善を推進する (ロータリー章典41.070.)。

WCSプログラムは以下を目標とする。

- 1) 援助を必要としている人々の生活の質を、ロータリーの国際奉仕を通じて高めること
- 2) 異なる国のロータリー・クラブと地区が協力して国際奉仕プロジェクトを遂行するのを奨励すること
- 3) プロジェクトのニーズやそれに対する支援の申し出についての情報交換の機会を効果的に提供すること
- 4) 国際規模の開発や文化上の問題について、さらに自主自助のプロジェクトを実施する重要性について、ロータリアンの理解を深めること
- 5) 関連する国際ロータリーとロータリー財団のプログラムと強調事項の参加者に、WCSプログラムの提供する支援を利用してもらうこと
- 6) 財団その他からWCSプロジェクトに授与される補助金についてロータリアンに知らせること

- 7) WCSの成功談をほかのロータリアンに伝えること
- 8) 国際理解、親善、平和を育むこと（ロータリー章典41.070.1.）

**WCSプログラムの推進活動には以下の事項が含まれる。**

- 1) WCSの機会と活動を通じてロータリーの国際奉仕の目標を広く知ってもらうようにすること
- 2) ProjectLINKを推進し、活用すること
- 3) 適切であれば、地区レベルとクラブレベルにおいて国際奉仕委員会とロータリー財団委員会との協力を推進すること
- 4) WCS活動を含む国際奉仕の牽引車として国際共同委員会を拡張すること
- 5) 災害救援プロジェクトの支援を推進すること
- 6) 2月23日の「世界理解と平和の日」を推進すること
- 7) 物資を寄贈したり、奉仕活動を行うプロジェクトを推進すること
- 8) 国際ボランティア奉仕など、WCS活動にロータリアンを直接参加させること（ロータリー章典41.070.2.）

地区とクラブはWCS委員会を設置するよう推奨されている。その目標は、理解を深め、連絡を直結させ、あらゆる種類の国際奉仕の責任系統を明確にすることである。クラブ会長とガバナーは、WCS委員会委員長を、適切であれば、社会奉仕委員会の職権上の委員に任命するよう奨励されている（ロータリー章典21.030.）。

地区やクラブから特定のWCS活動に関して協力や援助を要請する場合、一つまたは限られた数の地区やクラブへの要請であれば、配布に関するRIの一般規定に制約されるものではない（ロータリー章典11.030.5.）。

### **ProjectLINK（プロジェクトリンク）**

RI事務局は、提唱ロータリー・クラブ、ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊が援助を要請しているWCSプロジェクトの登録を維持管理している。ロータリー・クラブは2通りの方法でこの登録を活用することができる。

- 1) 社会奉仕プロジェクトへの援助を必要としているクラブは、プロジェクトの詳細をProjectLINK Submission Form（プロジェクトリンク提出書式）に記入し、RI世界本部に提出することができる。プロジェクト情報は、RIのウェブサイト（www.rotary.org）の検索可能なデータベースとして掲載される。
- 2) WCSプロジェクトの支援に関心のあるクラブは、国や地域、種類、あるいは金額別にプロジェクトに関する情報をデータベースで検索することができる。

ガバナーとロータリー・クラブが、ロータリーの目的や活動と矛盾しない目的と活動を掲げる他団体と協力するのは、このような協力がWCSの実施に著しく役立つ場合、妥当だと思われる（ロータリー章典41.070.3.、第3章の「RIおよびロータリー財団の他団体との関係」も参照のこと）。

WCSに関する詳細は、「世界社会奉仕要覧：行動への指針」（742-JA）およびRIのウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されている。

### **ロータリー友情交換（Rotary Friendship Exchange）**

ロータリー友情交換は、RIの常設プログラムで、国境を越えた個人対個人の交流を通じて国際理解、親善、平和を推進するために、ロータリアンとその家族が他国を相互に訪問し合い、ホームステイを行うものである（ロータリー章典41.040.）。



友情交換には、2種類ある。

- 1) 個人の交換：これは個々のロータリアンが他国のロータリアンの家庭に数日間滞在するもので、家族を同行することもできる
- 2) チームの交換：4組から6組のロータリアン夫妻が最高1カ月間ホスト地区内の地域社会を数カ所訪問する

これら2種類のプログラムはいずれも地区友情交換委員会が調整に当たり、RIに経費の負担をかけずに実施される。地区は、ホストとゲストのロータリアンが同じ職業を有する単一職業の交換を手配するよう奨励されている。ロータリアンは、RI国際大会の前後に友情交換を行うことを手配するよう奨励されている。

プログラムに関する詳細は、「ロータリー友情交換の手引き」およびRIのウェブサイト(www.rotary.org)に掲載されている。

### 世界理解月間 (World Understanding Month)

2月は「世界理解月間」と指定されている。月間中、クラブは、世界平和に不可欠な理解と親善を強調したクラブ・プログラムと活動を実施するよう要請されている(ロータリー章典8.020.)。

### 世界理解と平和の日 (World Understanding and Peace Day)

2月23日は、最初のロータリー・クラブ会合が開かれた記念日であり、世界理解と平和の日として順守されている。各クラブは、この日、国際理解と友情と平和へのロータリーの献身を特に認め、強調しなければならない(ロータリー章典40.080.)。

### 国際共同委員会 (Intercountry Committees)

国際共同委員会は、2カ国以上の地区とクラブ間の交流を推進し、さまざまな国の人々の親睦と異文化理解を深めるものである。ロータリアンは、他国のロータリアン、クラブ、地区とのより深い結びつきを育み、国際的なネットワークを築くため、新しい国際共同委員会を設置するよう奨励されている。国際共同委員会は、すべてのロータリー会合で推進されるべきである。

国際共同委員会の使命は、以下の通りである。

- 1) ロータリアンに対して、互いの国と家庭を訪問し合うよう奨励する推進力となること
- 2) クラブと地区に対して、他国のクラブと地区とのつながりを築くよう奨励することによって、友情の絆を深め、プロジェクトを充実させる
- 3) 世界平和に貢献する

推奨される国際共同委員会の活動

- 新ロータリー・クラブ結成を援助すること
- 参加国同士で姉妹クラブまたは双子クラブのネットワークを築くこと
- 参加国同士でロータリー友情交換を実施すること
- 世界社会奉仕プロジェクトを立ち上げること、または実施すること
- 職業奉仕プロジェクトを立ち上げること、または実施すること

国際共同委員会を設置し、これに参加できるのは地区のみであるが、個人のロータリアン、その配偶者、ローターアクター、ロータリー・クラブは、この委員会の活動に参加することができる。国際共同委員会は、当該地区ガバナーの指揮の下、これらのガバナーと密接に協力しながら活動する。参加地区は、国内担当委員長との地区連絡役を務めるロータリアンを任命すべきである。

各国際共同委員会は、個々の地区による独立した活動として組織、運営されるものであり、RIのプログラムの一部ではない。しかし、世界社会奉仕プロジェクトのような1年以上に及ぶ奉仕活動を手がけている国際共同委員会は、RIの多地区合同奉仕活動の方針に従うべきである。クラブと地区は、ロータリー財団プログラムへの参加、特にマッチング・グラントの開発を推し進めるために、確立された国際共同委員会の関係を活用することが奨励されている（ロータリー章典37.030.）。

### 世界ネットワーク活動グループ (Global Networking Groups)

世界ネットワーク活動グループは、共有する関心事項に焦点を当てて国際的に組織されたロータリアンのグループである。世界ネットワーク活動グループは、ロータリー親睦活動グループとロータリアン行動グループから成る。

世界ネットワーク活動グループは次の条件に準じる。

- 1) 活動はRIに依存せず独自に実施しなければならないが、ロータリー標章の使用を含め、RIの方針に従っていないなければならない
- 2) グループを、宗教的な信条や政治問題、あるいはほかの団体を推進する目的に利用してはならない
- 3) RIによるグループの認定は、RIあるいは地区やロータリー・クラブが、認定したグループに対し、法的、財政的、あるいは、そのほかの義務もしくは責任を負うことを意味するものではない
- 4) グループはRIを代行したり、代表したり、そのような行動を取る権限があることを暗示したり、RIの代理機関として行動したりしてはならない
- 5) すべてのグループは、財政的にも管理的にも、また、そのほかの面においても自立していなければならない
- 6) グループは、いかなる国においても当該国の法律に違反して存在したり、活動したりしてはならない（ロータリー章典42.010.、42.020.）

### ロータリー親睦活動

ロータリー親睦活動は、友情と親睦を深めるために職業的またはレクリエーションの活動を遂行するために結束したロータリアンのグループである。ガバナーは、地区内クラブによるロータリー親睦活動への参加を促すため、委員長1名と少なくとも3名の委員から成るロータリー親睦活動委員会を設置すよう推奨されている（ロータリー章典21.050.）。各親睦活動にRIの保険は適用されないため、各自でリスクを想定し、必要に応じて保険に加入しておくことが奨励される（ロータリー章典42.010.）。

親睦活動グループの公式認定は、RI理事会の審査と承認およびそのほかの親睦活動グループの設置に関する方針によるものである（ロータリー章典42.010.3.）。

全親睦活動グループのリストを含め、詳細は、「ロータリー親睦活動要覧」(729-JA) およびRIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) に掲載されている。

### ロータリー親睦活動月間

6月は、共通の職業的関心やレクリエーションへの関心を持つロータリアン同士の国際親睦と親善の重要性を認識し、親睦活動グループへの参加の増加およびこのプログラムに対する理解を促進するため、RI理事会によってロータリー親睦活動月間として指定された。RI理事会は、こうしたグループが、プロジェクト、活動、行事を通じてロータリー親睦活動月間を祝うよう奨励している（ロータリー章典42.010.9.）。

### ロータリアン行動グループ

ロータリアン行動グループは、ロータリーの綱領を推進する国際的な奉仕プロジェクトを実施するために、ロータリアンが結成する団体である。全ロータリアン行動グループのリストはRIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) に掲載されている。関心のあるロータリアンは、奉仕プロジェクトを実施する際に、これらのグループに連絡を取り、援助を求めるよう奨励されている (ロータリー章典42.020.)。

# 第10章 新世代奉仕 (New Generations Service)

各ロータリアンの責務は、年齢30歳までの若い人すべてを含む新世代の多様なニーズを認識しつつ、よりよき未来をもたらすために新世代の生活力を高めることによって、新世代に将来への準備をさせることである。すべてのクラブと地区は、新世代の基本的ニーズを支援するプロジェクトに着手するよう奨励されている。基本的ニーズとは、健康、人間の価値、教育、自己開発である。新世代のためのRI常設プログラムには、インターアクト、ローターアクト、ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA)、ロータリー青少年交換がある。

## 青少年と接する際の行動規範に関する声明 (Statement of Conduct for Working with Youth)

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、および精神的な虐待から彼らの身を守るため、最善を尽くす責任がある (ロータリー章典2.110.1.)。

## 虐待およびハラスメントの防止 (Abuse and Harassment Prevention)

RIは、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針 (ゼロ容認方針) を有する。すべてのロータリアン、クラブ、地区は、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」、および事務総長により作成された虐待およびハラスメント防止に関するRIの指針に従うべきものとされる。指針には、次の要件が含まれている。

- 1) 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合には、第三者による、徹底した調査が行われなければならない
- 2) 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての被疑者となったロータリー青少年プログラムに関与するいかなる成人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない
- 3) 虐待のいかなる申し立ても、いかなる違反も法規適用するRIの方針 (ゼロ容認方針) に則り、即刻、適切な法執行機関 (警察等) に報告しなければならない
- 4) 性的虐待あるいはハラスメントを自ら認めたか、あるいは有罪であると宣告されたか、あるいはそれに関与したと認められたいかなるロータリアンについても、クラブは、その会員身分を終結しなければならない。性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたロータリアン以外の人、ロータリーが関係する青少年活動に携わることを禁じられる。クラブは、ある会員が性的虐待またはハラスメントを行ったと知った場合、その人の会員身分を認めることはできない
- 5) 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに関

連して行われる青少年活動への関与を、永久的に禁じられるものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪にかかわらず、当該成人の存在は当組織の評判を損なうものとなり、青少年にとって有害となる可能性がある。これはまた、ほかの青少年による告発から当該成人を守ることにもなる。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた当人は、青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない（ロータリー章典2.110.3.）

### 青少年保護法の順守を怠った場合 (Failure to Comply with Youth Protection Laws)

ロータリー関係の青少年プログラムに関与し、青少年保護法に違反した会員に対するいかなる申し立てにも、クラブは適切に対処しなければならない。RI理事会は、これを怠ったクラブの加盟を停止または終結させることができる（RI細則3.030.4.）。

### 青少年交換学生の国外旅行 (International Travel by Youth)

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、未成年を海外へ派遣するために、RIの青少年保護方針、前述の青少年交換方針、国または政府の移民方針、旅行方針を回避するような代替的なプログラムを始めてはならないものとする。

ロータリー・クラブは、地区の青少年交換プログラムの枠組みを超えて青少年交換学生の派遣や受け入れを行ってはならない。

いかなるロータリアン個人、クラブ、地区も、地区青少年保護役員および地区青少年交換委員長承認を含め、提案された旅行の全側面について慎重な計画を立てることなく青少年を海外派遣活動のために送り出すことを援助したり、これに協力したりしてはならないものとする。青少年保護役員のいない地区では、地区ガバナーと青少年交換委員長が手配を承認しなければならない。

いかなるクラブも、受入クラブによる受け入れや援助に関して事前に完全な相互の合意を得ることなく、身分証明書や紹介状、援助要請状、その他青少年の身分を明かしたり、紹介するような書類を、他国のクラブに提供すべきではない。

ロータリー・クラブから派遣されたことを示す書類やそういった主張があっても、受入クラブが事前にそのような受け入れや援助を提供することに明確に同意していない場合、クラブは他国からの青少年に対して受け入れや援助を提供する義務はない（ロータリー章典 40.080.22.）。

ロータリー・クラブと地区は新世代を育成する活動を実施するよう奨励されていることを踏まえ、クラブと地区のプログラムあるいは活動で、未成年者が地元地域の外に旅行するものについては、青少年保護方針と書面による手続きを作成、維持し、これを順守しなければならない。受入地区により、あるいは受入地区に代わって実施される旅行とツアーを除き、青少年交換の旅行は、ロータリー章典第41.080.11項に記載されている方針に従う。

クラブと地区は以下を行う。

- 1) 地元地域の外に旅行する青少年参加者の両親または保護者から事前に書面で許可を得るものとする
- 2) 両親または保護者に、プログラムの詳細、行事の場所、旅行日程、宿泊先、プログラム運営者の連絡先を出発前に通知するものとする
- 3) 自宅から150マイル（241キロ）以上離れた場所、あるいは母国外に旅行する場合は、旅行する未成年者の両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務付ける

べきである。その補償内容には、医療（母国を離れる旅行の場合）、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的責任を含め、補償額は、活動または行事を主催するクラブまたは地区にとって満足のいくものでなければならない。また、補償期間は、未成年者が自宅を出発し、自宅に帰るまでとする

クラブと地区の方針および手続きには以下を含めるべきである。

- 1) ボランティアの応募方法と審査手続
- 2) ボランティアの任務内容と責務の概要
- 3) 監督者となる成人の数に対する未成年者数の割合の基準
- 4) 以下を含む危機管理計画
  - a) 医療とそのほかの緊急事態への対応と成人の支援の提供
  - b) 両親および法的保護者との連絡の手続き
- 5) RIの方針に準じて、申し立てあるいは事態を報告し、これに十分に対応するための書面による指針（ロータリー章典2.110.4.）。

### 新世代のための月間 (New Generations Month)

年齢30歳までの若い人の育成を支援するすべてのロータリー活動に焦点を当てるために、9月は「新世代のための月間」に指定されている。ロータリー・クラブは、「各ロータリアンは青少年の模範」(Every Rotarian an Example to Youth)という標語を、「新世代のための月間」中のクラブ会報や広報資料に使うよう奨励されている（ロータリー章典40.060.1.）。

### インターアクト (Interact)

インターアクト・クラブは、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。インターアクト・クラブに入会できる者は年齢12歳から18歳までの若い人である。（ロータリー章典41.010.）

#### 目標

- 1) 建設的な指導力を養成し、自己の完成を図ること
- 2) 他人に対する思いやりと、他人の力になる心構えを奨励し、これを実践すること
- 3) 家庭と家族の重要性に対する認識を育むこと
- 4) 個人の価値を認める考え方に立脚して、他人の権利を尊重する心を養うこと
- 5) 個人的成功のためにも、地域社会の改善のためにも、さらには団体としての業績を上げるためにも、各人が責任を負うことがその基本であると強調すること
- 6) 自己能力の開発、時間管理、個人の資金管理などの生活力を養うこと
- 7) すべての有用な職業は社会に奉仕する機会であるとして、その品位と価値を認識すること
- 8) 地域社会、国家、および世界の問題についての知識と理解を深める機会を提供すること
- 9) 国際理解と全人類に対する善意を増進するために、個人として、また団体として、進むべき道を切り開くこと

インターアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブまたは複数クラブによって結成され、提唱され、かつ指導監督され、そしてガバナーによって確認された後、RIの認定と承認を得て設立される。各インターアクト・クラブは、インターアクト会員の居住地の圏内、または通学する学校所在地の圏内にあるロータリー・クラブにより提唱されなければならない

い。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援とRIが継続して承認を与えるか否かにかかっている。RIが設定した枠組みの下に、提唱ロータリー・クラブは、インターアクト・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有し、そのすべての活動、方針、ならびにプログラムを完全に統制し、かつ指導監督する（ロータリー章典41.010.）。

インターアクト・クラブが学校を基盤とする場合、提唱ロータリー・クラブは、学校当局の完全な協力の下に、当該インターアクト・クラブを統制し、指導監督するものとする。このようなクラブは、学校当局が全学生団体と課外活動に関して定めたのと同じ規則と方針に従わなければならない（ロータリー章典41.010.）。ロータリー・クラブは、教育機関を基盤とするインターアクト・クラブのほか、地域社会に基づくインターアクト・クラブも提唱するよう奨励されている。

標準インターアクト・クラブ定款は、RIによって定められたものであり、RI理事会のみがこれを改正できる。クラブ結成ならびに認定の前提条件として、各インターアクト・クラブは、標準インターアクト・クラブ定款を採用し、その後にRI理事会により決定される全改正条項を自動的に採用しなければならない。各インターアクト・クラブは標準インターアクト・クラブ定款とRI方針に矛盾しない細則を採用しなければならない。この細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない（ロータリー章典41.010.）。

### インターアクト・プログラムのための重要なメッセージ

ロータリー・クラブと地区は、インターアクトの支援にあたり、以下の方策を実施すべきである。

- 1) インターアクトの成長と継続性を維持するため、その活動を奨励する。出版物、ビデオ、インターネット、クラブでのプレゼンテーション、その他の方法を活用する。地区インターアクト委員長および地区インターアクト代表が、地区インターアクトの会報を作成する
- 2) インターアクト・クラブとその提唱ロータリー・クラブ間の関係を強める。インターアクターの助言者として、提唱ロータリー・クラブの会員を任命する。インターアクターを提唱ロータリー・クラブの会合に招待し、ポリオ撲滅活動などのクラブの奉仕プロジェクトに参加してもらう。ロータリー・クラブがインターアクト委員会を任命することを提案する
- 3) ロータリーについての情報をインターアクターに伝え、その後も生涯を通じてロータリーに関心を持ってもらうようにする。地区ガバナーの月信、「Rotary Leader（ロータリー・リーダー）」、「THE ROTARIAN」、「ロータリーの友」などのロータリー関連出版物をインターアクト・クラブに配布する
- 4) インターアクターが、年齢制限によりインターアクト・プログラムに参加不可能となったり、移転したりする場合は、地元のロータリー・クラブやほかのインターアクト・クラブを紹介する
- 5) 地区全域のインターアクト・クラブが参加する奉仕プロジェクトを立ち上げるため、各インターアクト・クラブと相談する
- 6) ロータリー・クラブ例会や地区の会合で、インターアクト・クラブの活動についてプレゼンテーションをするよう、インターアクターに依頼する
- 7) クラブおよび地区レベルでインターアクト活動に関与しているロータリアンの貢献を称える（ロータリー章典41.010.1.）

## 世界インターアクト週間

RI理事会は、ロータリー・クラブとインターアクト・クラブに、11月5日を含む1週間（月曜日から日曜日）を「世界インターアクト週間」として順守するよう奨励している。これは、世界中のロータリー・クラブとインターアクト・クラブに、国際規模の顕著な共通活動に参加してもらうことが目的である（ロータリー章典41.010.5.）。

インターアクトに関する詳細は、「インターアクト要覧」（654-JA）とRIのウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）に掲載されている。

## ローターアクト (Rotaract)

ローターアクト・プログラムは、若者が個々の能力の開発に当たって役立つ知識と技能を身に付け、それぞれの地域社会における物質的、社会的なニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間により良い信頼関係を推進するための機会を提供するものである。ローターアクト・クラブは、提唱ロータリー・クラブの近隣地域内に居住、または就職、就学している18歳から30歳までの若者によって構成される。会員が30歳になったローターアクト年度の6月30日にローターアクト会員身分が終結する（ロータリー章典41.020.）。

## 目標

- 1) 専門的スキルおよび指導力を養成すること
- 2) 個人の価値を認める考え方に立脚して、他人の権利を尊重する観念を養い、あらゆる有用な職業の道徳的水準および品位を保持し推進すること
- 3) 若い人々に地域社会をはじめ世界各地のニーズと懸念事項に取り組む機会を提供すること
- 4) 提唱ロータリー・クラブと協力して活動にあたる機会を提供すること
- 5) ロータリーにおける将来の会員となるよう若い人々の意欲を高めること（ロータリー章典41.020.）

年齢18歳から30歳までのロータリー財団奨学生はすべて、外国へ留学中、ローターアクト・クラブのゲスト会員となる資格を有する（ロータリー章典41.020.7.）。

各ローターアクト・クラブは、会長、直前会長、副会長、幹事、会計、およびクラブが定めたそのほかの理事から成る理事会によって管理される。上記の人はすべて、クラブの適正な資格を有する会員の中から選挙されなければならない。選挙は、毎年3月1日までに行われる。選挙は、地元の習慣と手続きに反しない方法によって行われなければならない。ただし、選挙に当たってはいかなる場合も、適正な資格を有する出席会員の単純多数以上を必要とすべきではない。

地区ローターアクト委員会は、同人数のロータリアンとローターアクトによって構成され、地区ローターアクト委員長（ロータリアン）と地区ローターアクト代表（ローターアクター）の両者が共同議長を務めるべきである。地区ローターアクト委員長および地区ローターアクト代表は、ローターアクト・クラブが提唱ロータリー・クラブと協力的な関係を築き、提唱ロータリー・クラブ会員と積極的に個人的なつながりを築くよう援助すべきである。

ローターアクト・クラブは、その名称の後に「(名称) ロータリー・クラブ提唱」という文言を付すべきである。ローターアクト・クラブは、提唱ロータリー・クラブやRIの一部または合法的加盟クラブと考えるべきではない。ローターアクターとして知られるローターアクト・クラブ会員は「ジュニア・ロータリアン」と呼ばれたり、みなされたりしないものであり、ロータリー徽章を使用したり着用したりしてはならない。



## ローターアクト・プログラムのための重要なメッセージ

- ローターアクトの成長と継続を維持するため、その活動を奨励する。出版物、ビデオ、インターネット、クラブでのプレゼンテーション、その他の方法を活用する
- ローターアクト・クラブとその提唱ロータリー・クラブ間の関係を強める。提唱ロータリー・クラブとの定例会合、地区行事への参加、奉仕活動への協力など、地区の活動にローターアクトを参加させるロータリアンは、ローターアクターによる活動への参加依頼を快く受け入れる
- 18歳から30歳までの多様な会員から成る、活発で意欲に満ちたローターアクト・クラブを作り、維持するよう支援する
- ロータリー家族との協力を通じて奉仕を提供するローターアクト・クラブの能力を向上させる。ロータリー、インターアクト、ほかのローターアクト・クラブをはじめ、RYLA（ロータリー青少年指導者養成プログラム）の参加者やロータリー財団の奨学生と協力して、プロジェクトや活動を実施する
- ローターアクト・クラブ役員と地区ローターアクト代表に研修の機会を与える
- ローターアクトを通じて未来の指導者を育成するローターアクターの専門的技能と指導力を向上させるために個人指導を行い、高い倫理基準を奨励する
- ローターアクトを通じて奉仕活動で優れた貢献をしたクラブや個人、また、ロータリーとローターアクトの関係を強めたクラブや個人を、地区レベルで表彰する
- 元ローターアクターをロータリー・クラブに歓迎する。これを支援するために、地区のローターアクト学友プログラムを設置、維持する

## ローターアクト組織

標準ローターアクト・クラブ定款は、RIによって定められるものであり、かつRI理事会のみがこれを改正できる。クラブ結成ならびに認定の前提条件として、各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款を採用し、その後にRI理事会により決定される全改正条項を自動的に採用しなければならない。各ローターアクト・クラブは、標準ローターアクト・クラブ定款およびRI方針に矛盾しない細則を採用しなければならない。この細則は、提唱ロータリー・クラブの承認を得なければならない（ロータリー章典41.020.）。

ローターアクト・クラブは次の場合に解散する。

- 1) その定款に従って運営されない場合、あるいはそのほかの理由により、提唱ロータリー・クラブの同意、承認、合意の有無にかかわらず、国際ロータリーによって解散させられる場合
- 2) 地区ガバナーおよび地区ローターアクト代表と協議した後に、提唱ロータリー・クラブにより解散させられる場合
- 3) ローターアクト・クラブ自身の決定により解散する場合（ロータリー章典41.020.）

## ローターアクトの標語

ローターアクト・クラブならびにその会員が使用するのにふさわしい「奉仕を通じての親睦」（Fellowship Through Service）という標語が採択された（ロータリー章典41.020.6.）。

## 世界ローターアクト週間

RI理事会は、ロータリー・クラブとローターアクト・クラブに、3月13日を含む1週間（月曜日から日曜日）を「世界ローターアクト週間」として順守するよう奨励している。これは、

世界中のロータリー・クラブとローターアクト・クラブに、会長の決定した国際規模の顕著な共通活動に参加してもらうことが目的である（ロータリー章典41.020.5.）。

### ローターアクト指導者講習会

地区は次期ローターアクト・クラブ役員すべてに対し、指導力研修を提供するものとする。この研修には、会期1日か2日の指導者講習会が含まれる。この講習会は、次期ローターアクト・クラブ役員、理事、委員長のために、地区ローターアクト委員会が実施し、その費用は提唱ロータリー・クラブが負担する。適切であれば、ロータリー地区協議会のプログラムにこの講習会を組み込むべきである。事情によっては、提唱ロータリー・クラブとロータリー地区とローターアクト参加者の間で費用について取り決めるものとする（ロータリー章典41.020.）。

ローターアクトに関する詳細は、「ローターアクト必携」（562-JA）およびRIのウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）に掲載されている。

### ロータリー青少年交換 (Rotary Youth Exchange)

青少年交換は、年齢15歳から19歳までの青少年に母国以外の国を訪問したり、そこに留学したりする機会を提供するRI常設プログラムである。青少年交換には、以下の3種類がある。

- ・ 長期交換プログラムは、学生に1学年度海外に留学する機会を与える
- ・ 短期交換プログラムは、学生に数週間程度の外国訪問の機会を与える
- ・ 新世代交換は、18歳から25歳までの若者に、最長3カ月の外国訪問または留学の機会を与える

すべての学生は地元で申請を行い、地元地域社会のロータリー・クラブの支援を受けなければならない。交換青少年の両親または法定保護者は、健康保険、傷害保険、および責任保険を提供し、受入地区への往復旅費を負担するよう期待されている。ホストファミリーは交換青少年に部屋と食事を提供し、受入地区は教育費の全額に加えて、長期交換の場合は、小額の小遣いも提供するよう期待されている。交換は派遣地区と受入地区の同意の下に組織され、互恵的であることが期待される。

すべてのクラブ、地区、多地区合同青少年交換プログラムは、プログラム参加者をめぐる肉体的、性的、精神的な虐待の疑惑問題を防止したり、適切に対応したりするために、危機管理活動を強化することが奨励されている。その上、クラブと地区が青少年交換活動を実施する前に、賠償保険加入に関する助言も含め、責任問題について法律顧問に相談するよう強く奨励されている。

RI理事会は、青少年交換プログラムを国際理解を育む機会として推進するという観点から、ガバナーに対し、地区青少年交換担当役員または次期ガバナーを委員として含む委員会を任命し、役員または委員の住所と氏名を事務総長に報告するよう勧めている。地区青少年交換担当役員または委員会は、それぞれのガバナーの監督の下に置かれるものとする（ロータリー章典41.080.）。

### 青少年交換の地区認定

事務総長は、青少年交換のための地区認定プログラムを維持する。認定手続きは、全地区の青少年交換プログラムが、長期と短期の両プログラムにおいて、青少年保護、学生の支援、その他に関する指針を採用しているという証拠を国際ロータリーに提出すること

を義務付けている。青少年交換プログラムに参加するためには、クラブと地区の全青少年交換プログラムは、RIの青少年保護に関する方針、およびそのほかの要件を順守しなければならない。地元の事情または法律により地区が指針の一部に従うことができない場合には、事務総長に書面にてその旨通知し、認定が考慮されるために、これらの指針の意図を保つ代替の手続を定めなければならない。認定を受けた地区のみが青少年交換プログラムに参加できる。認定を受けていない地区と交換を行う地区は、自らの地区の認定身分をも危うくすることになる（ロータリー章典41.080.）。

### 多地区合同青少年交換プログラム

各ガバナーは、青少年交換プログラムを統括しながら、地区内の青少年交換活動の推進に全力を尽くすよう要請されている。2地区以上のクラブが合同で交換活動またはプログラムを実施することを望む場合があると認識されており、RI理事会は、各関係地区のガバナーが該当する規定を満たしていることを条件に、このような多地区合同グループを認め、反対するものではない（ロータリー章典41.080.20.を参照のこと）。

青少年交換に関する詳細は、「青少年交換要覧」（746-JA）およびRIのウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）に掲載されている。

### ロータリー青少年指導者養成プログラム (Rotary Youth Leadership Awards – RYLA)

ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA) は、年齢14歳から18歳まで、ならびに19歳から30歳までの若い人のためのRI常設プログラムである。年齢により二つのグループとした目的は、異なるニーズと成熟度のレベルに合うようにするためである。RI理事会は、社会的、経済的に恵まれないが、指導者としての資質を備えた青少年をRYLAプログラムに参加させるようクラブに奨励している（ロータリー章典41.060.4.）。

RYLAは、若い人々の指導力および善良な市民としての資質を伸ばすことを目的としている。RYLAは、クラブまたは地区レベルで実施できるが、ほとんどは、セミナーか指導者キャンプ（合宿）の方式に基づく（ロータリー章典41.060.1.）。

### 目標

- 1) ロータリーが青少年を尊重し、かつ、青少年に関心を抱いていることを明らかにすること
- 2) 選ばれた青少年指導者およびその素質のある人に実地訓練を体験させ、責任ある有能なボランティア青少年指導者となる方法を身に付けるよう激励、援助すること
- 3) 青少年による青少年への絶えざる、力強い指導を奨励すること
- 4) 青少年のリーダーとして地域社会に尽くしている多数の青少年の優れた資質を公に表彰すること（ロータリー章典41.060.2.）

RYLAプログラムには、次の主題に取り組む中心的カリキュラムが盛り込まれるべきである。

- 1) リーダーシップの基本
- 2) 良きリーダーシップの倫理
- 3) 効果的なリーダーシップにおけるコミュニケーション・スキルの重要性
- 4) 問題解決と対立管理
- 5) ロータリーとは何か、ロータリーは地域社会のために何を行っているか

- 6) 自信と自尊心の育成
- 7) 地域社会と国際社会の一員としての要素。併せて地元に関連があり、地元の慣習にふさわしい方法で取り組まれている問題を考察すること（ロータリー章典41.060.3.）

RYLAプログラムに関わりのあるロータリアンは、次のことを行うよう奨励されている。

- 1) 連絡を取り合い、情報を分かち合い、互いのRYLAプログラムに出席する
- 2) 多地区合同または国際的なRYLAプログラムを組織する
- 3) RYLA行事についての情報をインターネットに掲載する。その際、主な研修資料を含める
- 4) 指導者養成の機会になかなか恵まれない若者をRYLAプログラムの参加者として招待する。これには、ほかの団体からの候補者も含める
- 5) RYLAプログラムの参加者がこれからの活動に引き続き関わるよう、参加者に今後のRYLA活動の企画や指導に参加してもらう（ロータリー章典41.060.5.）

RYLA行事は、可能であればゾーン・レベルでRYLAプログラムに関与しているロータリアン同士の情報交換を促進できるよう、組織されるべきである。さらに、ガバナーと理事は、地区協議会、地区大会、およびロータリー研究会のプログラムにRYLAを組み入れるよう奨励される（ロータリー章典41.060.6.）。

RYLA に関する詳細は、「ロータリー青少年指導者養成プログラム指針」（694-JA）およびRIのウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）に掲載されている。



# 第11章 ロータリー財団 (The Rotary Foundation)

RI理事会とロータリー財団管理委員会は、財団の目標を助長する明確かつ効果的な手段として、次のプログラムを承認した。

ロータリー財団国際親善奨学金

平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリー・センター（ロータリー平和センター）

研究グループ交換 (GSE)

地区補助金

マッチング・グラント

ポリオ・プラス

ポリオ・プラス・パートナー

すべてのロータリー財団プログラムの申請手続、資格基準、関係締切日はRIウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) に掲載されている。

## 教育的プログラム (EDUCATIONAL PROGRAMS)

### ロータリー財団国際親善奨学金 (Rotary Foundation Ambassadorial Scholarships)

国際親善奨学金プログラムは、大学レベルの民間の留学プログラムとしては、世界最大のプログラムの一つである。ロータリー・クラブの所在する他国で勉強または研修を受けるために、1学年間（通常9か月間）の国際親善奨学金が授与される。留学期間中、ロータリー奨学生は、留学先の国で親善大使を務める。

#### プログラムの目標

国際親善奨学金は、ロータリー財団のビジョンを支援し、次のようなプログラム目標を通じてロータリアンが世界の理解と平和を促進するのを可能とするものである。

- ・ 国際親善使節を海外に留学させることにより、文化の相違に対する意識と尊重の念を育むこと
- ・ ロータリーの奉仕プロジェクトへの積極的な参加を通じて、ロータリーの理想である「超我の奉仕」の考えを奨学生に浸透させること
- ・ 奨学生が各自の地域社会や国の人々の生活の質を向上させるために、個人生活と職業生活を捧げるよう奨励すること
- ・ 世界地域社会の人道的ニーズに取り組むことのできるリーダーを育成すること
- ・ 奨学生を地理的に均等に送り込むことにより、世界の全地域に影響を与えること
- ・ 低所得国からの奨学生のために教育の機会を増やすよう、世界中のロータリアンを奨励すること
- ・ ロータリーと奨学生との間に生涯にわたる関係を培うこと

ロータリアンは、財団への寄付だけでなく、毎年奨学生を派遣したり、受け入れたりすることによって、国際親善奨学金プログラムを支援している。奨学生へのこのような指針と

指導があればこそ、人類のニーズを解決できる思いやりと理解を持つ男女が国際親善奨学金プログラムから生み出されるのである。

## 申請資格のある地区

各地区は、選択するDDF（地区財団活動資金）の活用法に応じて、後援する奨学金の種類や件数を定める。特定プログラム年度内に地区を通じて提供される各奨学金に対し、各クラブは、自らが推薦する奨学金候補者の申請書を1通提出できる。

## 寄贈奨学金

所得の高い国々の地区は、自らが選んだ地区に奨学金を寄贈することによって、低所得国の優秀な候補者を支援するよう奨励されている（詳細は「シェア・キット」を参照のこと）。ロータリアンの参加と親睦を深めるために、寄贈奨学金の候補者を選考する際には、寄贈地区と受領地区による合同の選考手続が取られる。

## 資格

ロータリー財団国際親善奨学金の候補者は、指導力、コミュニケーション能力、奉仕への熱意に基づいて「親善使節」としての優れた資質が明らかであることを示す人でなければならない。申請者は、奨学金を支給される時点で、大学課程を少なくとも2年修了しているか、または高校卒業生で一般に認められた職業に少なくとも2年間従事していなければならない。申請者は、ロータリー・クラブが存在する国の国籍を有していなければならない。候補者は、ロータリアン、名誉ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー関係組織および国際ロータリーの職員、さらにその配偶者、直系卑属（血縁または入籍、再婚による子または孫）、前記の範疇における人の直系卑属、直系尊属（血縁による両親、祖父母）の配偶者であってはならない。最初の申請は、申請者の本籍または現住所がある地域、あるいは通勤、通学している地域のロータリー・クラブを通じて行われなければならない。

## 選考

申請書の締切日は個々のクラブが設定する。しかし、10月1日の財団締切日以前の3月から8月まででなければならない。地区が推薦するすべての申請書は、奨学金支給年度前の10月1日までに必ずロータリーに届いていなければならない。財団が承認した申請者には、毎年12月15日までに教育機関指定の通知が送付される。

## プログラムの実施

財団の国際親善奨学金プログラムの成功の鍵は、奨学金の国際親善の目標達成に努める派遣地区と受入地区のロータリアン・カウンセラーの役割にある。地区ガバナーは、地区による支援の下に海外へ行く奨学生の一人ひとりについて派遣側ロータリアン・カウンセラーを任命する。ガバナーは、また、地区に留学してくる海外の奨学生のそれぞれに、受入ロータリー・クラブ（世話クラブ）およびそのクラブから受入側ロータリアン・カウンセラーを任命する。任命されたロータリアンは、ロータリーの理念と活動について奨学生を教育し、奨学生を地域社会に溶け込ませ、ロータリーの活動に参加させ、留学前、留学中、留学後も奨学生との連絡を絶やさないようにする責任がある。

国際親善使節としての責務を遂行するために、奨学生は、受入国へ向けて出発する前に、派遣側の地区が開催する派遣奨学生のためのオリエンテーション・セミナーに出席しなければならない。奨学金留学中、奨学生は、ロータリー・クラブ、ローター・アクト・クラブ、

ロータリー以外の団体を前にスピーチを行う。奨学生は、また、地区大会、財団夕食会、ロータリー・クラブとローターアクト・クラブのプログラムと奉仕プロジェクトに参加する。

帰国後、奨学生は、クラブ例会や地区大会、財団夕食会、学友活動に参加する。また、これから海外に旅立つか、来訪してくる奨学生のためのオリエンテーションを援助すべきである。派遣側と受入側のロータリアン・カウンセラーは、奨学生がスピーチの約束を果たせるようにし、ロータリー・クラブと地区の諸活動に積極的に参加する機会が持てるよう支援する責任がある（ロータリー財団章典8.010.8.3.）。

プログラムの詳細は、「国際親善奨学金パンフレット」（132-JA）、「ロータリアンのための奨学金の手引き：国際親善奨学金」（012-JA）、「国際親善奨学金要覧」、およびRIのウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）に掲載されている。

## 平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリー・センター（ロータリー平和センター）（Rotary Centers for International Studies in Peace and Conflict Resolution [Rotary Peace Centers]）

ロータリー平和センターは、ロータリー財団の主要な教育ならびに平和の優先事項である。財団は、7校の世界の名門大学と提携し、6つの国際問題研究のためのロータリー平和センターを設立した。財団は毎年、ロータリー平和センターにおいて、1～2年間の修士課程または3か月間の修了証取得プログラムで国際問題、平和、紛争解決を研究する100名までのロータリー平和フェローシップを後援する（ロータリー財団章典8.020.1.）。

### プログラムの目標

ロータリー平和センターは、以下を目的に設立された。

- 平和、親善、紛争の原因と世界理解の問題に関する研究、指導、出版、および知識の増進を図る
- さまざまな国と異なる文化から選ばれたロータリー平和フェローにさらに高度な教育を提供し、将来、政府、民間企業、教育、メディア、その他の職業分野においてリーダーとなる可能性を持つ人々に知識と世界理解を推進する
- ロータリー財団およびロータリー・クラブが、世界理解と平和に向けてより効果的に人々の寛容の精神と協力を推進する

プログラムの詳細は、「ロータリアンのためのプログラム手引き：ロータリー平和センター・プログラム」（085-JA）、「ロータリー平和フェローシップパンフレット」（084-JA）、RIのウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）に掲載されている。

### 申請資格のある地区と資金源

ロータリー平和フェローシップは、世界競争制の下に提供される。すべての地区は毎年、候補者の申請書を数に上限なく提出する資格がある。フェローシップは、地区から寄贈されたDDF（地区財団活動資金）による共同基金、使途指定寄付、WF（国際財団活動資金）を通じて、世界規模で支援される。すべての地区は、本プログラムを支援するために、DDFからいくらかを寄贈するよう奨励されている。

### 資格

ロータリー平和フェローシップ候補者は、ロータリー平和センター提携大学の修士課程で必須とされている関連分野における研修、学歴、職務経験を満たしていなければならない。候補者は、優れた指導力があり、2か国語以上に堪能であり、奉仕活動または学業



や職務上の業績を通して国際理解と平和への専心を実証していなければならない。すべての候補者は、少なくとも3年間の適切な職務経験を有していなければならない。候補者は、プログラムを修了し、平和と紛争解決の分野で働き、専門家としてのキャリアを通じてロータリー財団とその後連絡を維持していくことをはっきりと表明しなければならない。

## 申請と選考

申請希望者は、ロータリー平和フェロースHIP申請書をロータリー・クラブから、またはRIのウェブサイト(www.rotary.org)から入手することができるが、すべての申請書は地元のロータリー・クラブに提出しなければならない。クラブは、審査を受けるために、推薦する候補者の申請書を地区選考委員会に提出する。申請書の締切日は、地区の締切日に応じて個々のクラブにより設定される。クラブは、資格を有すると思われる候補者であれば人数を問わず、地区委員会での審査のために推薦することができる。また、各地区は世界競争制の下で選考される資格ある候補者を何名でも推薦できる。地区が推薦するすべての申請書は、フェロースHIP支給年度前の7月1日までに必ずロータリー財団に届いていなければならない。管理委員会の任命による世界選考委員会は、毎年、申請書を審査し、最終的に平和フェローを選ぶ。選考を通過した候補者には、12月1日までにロータリー平和センターの指定について通知される。

## プログラムの実施

ロータリー平和センター・プログラムは、平和と国際理解へのロータリーの専心を表すものであり、地域的、世界的な次世代のリーダーが紛争の調停、解決、防止にあたり、世界の紛争の原因となる問題に取り組めるよう研修するものである。プログラムの成否は、ロータリアンがどのようにフェロースHIPの機会を推進するか、また、財団の使命を受け入れ、キャリアを通じて平和と理解を目指して専心する候補者を選考するかどうかにかかっている。

派遣地区と受入地区のロータリアン・カウンセラーの役割は、プログラムの目標達成に不可欠である。ほかのロータリー財団のプログラムの参加者と同様、平和フェローは親善使節も務め、クラブと地区、ゾーン、国際ロータリーの行事に参加するよう要請され、適宜、ロータリーのプロジェクトに関して助言する。ガバナーは、平和フェローに選ばれた各派遣候補者に対し、派遣地区ロータリアン・カウンセラーを任命する。管理委員会は、各ロータリー平和センターのために、近隣地区を含むホストエリアをロータリー平和センターの所在する特定の地区と相談の上、選定する。これらのホストエリアは、平和フェローの受け入れに伴う責務と機会を分かち合う(ロータリー財団章典8.020.10.2.)。

## 研究グループ交換(Group Study Exchange)

研究グループ交換(GSE)プログラムは、事業や専門職における経験の浅い25~40歳の男女に、文化と職業に関する独特な交流の機会を提供する。GSEプログラムは、ロータリアンではない専門職従事者からなるチームに、異なる国のロータリー地区へ4週間から6週間の交換旅行をするための旅費を補助するものである。ロータリアンであるチームリーダーが各チームを率いる。

## プログラムの目標

このプログラムの目標は、参加者が専門職の技能と指導力を磨き、地域社会や国際化の進む職場のニーズに対応できるようにすることである。また、派遣国と受入国のあいだ

に、健康管理、教育、またはそのほかの諸問題の具体的なニーズに取り組む人道的プロジェクトを確立するための奉仕の機会を提供する。チームメンバーは受入国の制度、生活様式を体験し、自身と同じ職業が海外でどのように実践されているかを観察し、意見を交換し、個人および専門職業人としての人間関係を築く。

研究グループ交換の体験には、次のような活動が含まれる。

- **職業活動** 参加者は、他国での職業の実践の様子を視察し、それぞれの分野におけるアイデアを相互交換する。これは最終的に、関係するすべての地域社会にとっての利益になる
- **文化体験** 参加者は、他国とそこで生活する人々、また制度について学び、世界各地の多様な文化への理解を推進することができる
- **親睦の機会** チームメンバーとホストが、親睦と善意の精神で語り合い、意見を交換し、生活を共にして、互いの問題、抱負、地域への関心事について考え、永続的な友情と理解を培う
- **ロータリアンの参加** 専門職に従事し、人生の形成期にある若い人々に、他国と異文化の中で、その職業についてロータリアンの経験豊かな展望を提供すると同時に、研究チームを派遣し、受け入れ、その教育を共に経験する機会をロータリアンに提供する。こうしたことがロータリーの世界的使命を高める

財団は、各チームメンバーに対し、自国から受入国までの往復航空運賃の最低額を支給する。受入地区滞在中の食費、宿泊費、地域内のグループの旅費は、地元のロータリアンが負担する。

### 申請資格のある地区

交換で達成される明確な目標を記入した申請書を10月1日までに財団に提出しなければならない。各地区は、希望する相手地区または希望地域を表明できるが、組み合わせの最終決定は管理委員会が行う。管理委員会は、地区が事前に手配した組み合わせ（地区同士で決めた組み合わせ）を尊重する。多様な文化、言語、地域を含む地区の組み合わせを優先的に検討する（ロータリー財団章典8.040.5.2.）。GSEチームの補助金はWF（国際財団活動資金）もしくはDDF（地区財団活動資金）によって提供される。地区は、GSEチームを特定のプログラム年度に派遣することを申請する前に、地区が資金を利用できるかどうかを確認すべきである。さまざまな資金の選択肢に関する情報は、GSE出版物またはRIのウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）から入手できる。

### 資格条件

チームメンバーは、一般に認められた事業または専門職に現在正規に従事し、派遣側地区内に在住あるいは勤務していなければならない。職務に就いてまだ経験が浅く、年齢25～40歳まででなければならない。候補者は、プログラムの国際理解という目的を推進するために、指導力、柔軟性、寛容の精神という資質を備えていることを実証しなければならない。チームメンバーは、受入国の言語にある程度堪能でなければならない。

チームリーダーは、特に国際奉仕において経験豊かなロータリアンであって、受入国の事情とロータリーに精通していなければならない。リーダーは、受入国の言語に堪能でなければならない。パスト・ガバナーはチームリーダーを務めることができる。ただしこれは、地区内のほかのロータリアンを対象にこの指導的役割に就く機会を与える選考手続が行われたが、語学、職業、その他のニーズなど交換の特別条件を考慮した結果、パ

スト・ガバナーが最適任の候補者として選ばれた場合に限られる（ロータリー財団章典8.040.7.4.）。配偶者その他の親族または扶養家族は、いかなる場合も、チームに同行できない。

申請者を募集する前に、地区は、GSEチームメンバーとリーダーの資格基準に関する具体的な情報をGSE出版物またはRIのウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）で参照すべきである。

## 選考

地区は、性別にかかわらず、最も適格な候補者から成るチームを選ぶべきである。GSE選考委員会は、推薦クラブが面接、確認した候補者の中から、チームリーダーとチームメンバー全員を選出する。ガバナーが被選出者の資格条件を確かめ、申請書に確認の署名をする。

## プログラムの実施

従来型のGSEは異なる職種の人によって構成されるものであるが、多様で創意に富む構成も可能である。同種の専門職（例えば、医学、教育、農業など）に従事するメンバーの単一職業チームなら、他国で実践されている特定の職業をじっくりと考察できる。文化チームには、受入地区のロータリアンと才能を分かち合うことのできる芸術家、音楽家、言語学者などが含まれる。人道的チームは、受入地区の人道的ニーズを探し、一つまたは複数の人道的な財団補助金の提案を携えて帰国することによって、プロジェクトの開発を支援するものである。隣国や新ロータリー国との交換も可能であり、管理委員会委員長の承認を得れば、ロータリー・クラブのない国との交換も可能である（ロータリー財団章典8.040.20.8.）。

通常、研究グループ交換チームは、到着時点から出発時点まで、受入地区の保護の下にある。受入地区が、職業研究日程を作成し、地元の交通手配を行い、可能であればチームをホームステイで受け入れ、チームの滞在中のすべての文化的活動とロータリーの活動の手配を行い、その責務を負う。研究旅行は大変疲れるものである、ということを認識し、日程に十分な自由時間と休養日を含めることが重要である。

プログラムの詳細は、「研究グループ交換パンフレット」（160-JA）、「ロータリアンのためのプログラムの手引き：研究グループ交換」（165-JA）、「研究グループ交換チームの手引き」（164-JA）、およびRIのウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）に掲載されている。

## 人道的補助金プログラム (HUMANITARIAN GRANTS PROGRAM)

人道的補助金プログラムは、ロータリー・クラブと地区が、世界中の人々の生活を向上する地域社会プロジェクトの開発に利用できるリソースを提供する。人道的補助金を通じて資金が支給されるプロジェクトは、次の事項を満たさなければならない。

- ・ ロータリアンが積極的かつ直接的に参加するものであること
- ・ ロータリーのネットワークのさらなる発展を助長するものであること
- ・ 健全な資金管理を実証するものであること
- ・ 人道的ニーズへ取り組むものであること

人道的補助金プログラムに関する定期的な最新情報は、RIのウェブサイト（[www.rotary.org](http://www.rotary.org)）に掲載される。

## 地区補助金 (District Simplified Grants)

地区補助金は、地区および地区内クラブの奉仕活動または人道的活動を支援することを目的とする。地区は、複数の地元プロジェクトあるいは国際的プロジェクトを支援するため、DDF (地区財団活動資金) の20パーセントまでを補助金として申請できる。地区ロータリー財団委員長が、地区ガバナー・エレクトと協力して補助金を申請する。地区は、補助金が支給される前のロータリー年度の7月1日から3月31日の間に、補助金の申請書を提出するよう強く奨励されている。

受益地域社会の要望を尊重し、その伝統と文化を理解しようと努力することを地区補助金の受領地区が認識し、同意したという理解の下で、財団は補助金を授与する。さらに、地区補助金は、次の方法でロータリアンが直接関与することを条件とする。

- 地域社会のニーズの調査とプロジェクトの立案
- 資金の支出を見守るため、最少3名のロータリアンからなる委員会の設置
- 補助金の監視
- 財団の資格条件に関する指針の順守
- プロジェクトの実施
- 地域社会の関与ならびにプロジェクトが地域社会のものであるという証明
- 地元の業者、自治体役員、および受益者との会合の開催
- 地元メディアへのプロジェクトの広報
- 義務付けられた報告書の財団への提出

## マッチング・グラント (Matching Grants)

マッチング・グラントの目標は、ロータリー・クラブと地区が他国のロータリアンと協力して、国際的な人道的プロジェクトを遂行するのを援助することである。ロータリー財団は、米貨1ドルの現金寄付に対し、米貨50セントの補助金を提供する。DDF (地区財団活動資金) からの寄贈はいかなる場合も、米貨1ドルに対し、米貨1ドルの補助金を財団が提供する。

マッチング・グラント・プロジェクトは、

- 国際的規模のものでなければならない (すなわち、最低2カ国における少なくとも2つのロータリー・クラブまたは地区が関与していること)。
- 財団の資格条件に関する指針を順守しなければならない。

マッチング・グラントに関する要件は、ロータリー財団に申請する補助金額によって異なる。マッチング・グラントには、次の種類がある。

- マッチング・グラント (米貨5,000～25,000ドル)
- 競争制マッチング・グラント (米貨25,001～200,000ドル)

マッチング・グラントの申請書は、7月1日から3月31日までの間に財団に提出することができる。競争制マッチング・グラントの申請書は、年に2回の管理委員会会合で審査される。従って、10月会合での審査の対象となるには8月1日までに、4月会合での審査の対象となるには12月15日までに申請書が受理され、不備のないものとして確認されなければならない (ロータリー財団章典9.040.)。

## 財団補助金プロジェクトの監査および監視 (Foundation Grant Project Auditing and Monitoring)

ガバナー、地区ロータリー財団委員会委員長、地区補助金小委員会委員長は、補助金プロジェクトの監視において財団を援助するよう求められる場合がある。財団の要請によって、ガバナー（または指名された人）は、プロジェクトおよび特定の問題への対応を援助するものとする。必要な場合、この対応には、プロジェクト提唱者への明確な説明の要請、財団への情報報告、補助金の進捗報告書または最終報告書の回収、プロジェクトの現況判断、財団の指針の再確認、地元の不和の処理が含まれる（ロータリー財団章典10.030.）。

ガバナーは、財団補助金を授与されているプロジェクトを訪問し、問題を見極め、解決し、問題の発生を阻止するよう奨励されている。ガバナーはまた、完了したプロジェクトの成果を評価するためにプロジェクト実施地を訪問するよう奨励されている。地区提唱の補助金プロジェクトの場合は地区ガバナー、クラブ提唱の補助金プロジェクトの場合はクラブ会長が、それぞれプロジェクト委員会の職権上の委員として関与することは、補助金の扱いにおける不正行為の可能性の低減につながる。

問題が、クラブ、地区、またはゾーンの指導者によって解決できない場合は、プロジェクトの立案、実施、または取消し（キャンセル）においてロータリアンを援助する人道的補助金専門家グループのメンバー1名が任命されることもある。多くのプロジェクトは、関連する専門知識を進んで提供するこれらのロータリアンにより監視または監査される（ロータリー財団章典10.020.）。

## 未来の夢計画 (FUTURE VISION PLAN)

2017年にロータリー財団が設立100周年を迎えることを踏まえ、管理委員会は、財団が奉仕の二世紀目に実行するための計画を立案した。この計画は、財団を通じて、さらに持続が可能で目に見える成果を世界中にもたらしたいというロータリアンの願いと関心を反映したものである。簡素化され、柔軟性を備えた新しいモデルでは、各種手続きをオンラインで行うことができる。

未来の夢計画は以下を目的とする。

- 財団の使命に沿って、プログラムと運営を簡素化すること
- ロータリアンが関心を寄せている世界の優先的ニーズに取り組むことによって、最大の成果が期待できるロータリアンの奉仕活動に焦点を絞ること
- 世界的目標と地元の目標の両方を果たすための資金を提供すること
- 意思決定権をさらに地区に移行することによって、地区レベルとクラブレベルで、ロータリー財団が自分たちのものであるという自覚を高めること
- ロータリー財団の活動に対する理解を深め、ロータリーの公共イメージを高めること

## 補助金の構成 (Grant Structure)

補助金の手続きを簡素化するため、未来の夢計画における補助金は、新地区補助金とグローバル補助金の2種類のみである。この2種類の補助金を通じて、クラブと地区は地元や海外で幅広い人道的・教育的活動を実施することができる。

## 新地区補助金

新地区補助金は、財団の使命に当てはまる活動を支援するために、地区に一括で支払われる補助金である。地区は、毎年1回、新地区補助金を受領し、奨学金や職業研修チームの派遣、奉仕活動の支援、災害救援、地元や海外での奉仕プロジェクトの実施に使うことができる。新地区補助金は、ロータリアンが柔軟性を持ってプロジェクトに活用できる補助金で、DDF（地区財団活動資金）の配分を通じて全額提供される。

## グローバル補助金

グローバル補助金は、以下の6つの重点分野に関連する、大きな影響と持続可能な成果をもたらす大規模な人道的プロジェクト、奨学金、職業研修チームを支援する。

- ・ 平和と紛争予防／紛争解決
- ・ 疾病予防と治療
- ・ 水と衛生設備
- ・ 母子の健康
- ・ 基本的教育と識字率向上
- ・ 経済と地域社会の発展

クラブと地区は、重点分野の範囲内で独自のグローバル補助金プロジェクトを立ち上げることができる。また、協力組織、クラブや地区と共同でロータリー財団が立案した長期的なプロジェクトを支援するためにパッケージ・グラントを提唱することもできる。クラブと地区が立案する補助金は財団から資金が組み合わされる方、パッケージ・グラントは財団が資金を全額提供する。グローバル補助金の総プロジェクト費用は、最低米貨30,000ドルとする。

ロータリー財団は、重点分野のいずれかを専門とする組織や団体を選び、協力関係を結ぶ。協力組織は、グローバル補助金のパッケージ・グラントのために、技術的・財政的リソースを提供したり、提唱活動（外部への支援の働きかけ）に協力したりする。

## 未来の夢試験段階 (Future Vision Pilot)

本計画を試行し改善するため、財団は、地理的要因や規模、財団への参加といった点で世界を代表する100地区を選び、2010年7月1日から2013年6月30日まで試験期間を設ける。未来の夢計画は、すべてのクラブと地区への全面的な導入に先立ち、この試験期間中に評価と見直しが行われ、必要に応じて修正が行われる。

未来の夢計画の詳細は、ウェブサイト ([www.rotary.org/ja/futurevision](http://www.rotary.org/ja/futurevision)) に掲載されている。

## ポリオ・プラス (POLIOPLUS)

ポリオ・プラスは、国際ロータリーの特別プログラムであり、撲滅の証明が達成されるまで、ほかのすべてのプログラムに対して最優先される（ロータリー財団章典40.010.）。

ポリオ・プラスの目標は、ポリオ撲滅の世界的証明である。ポリオ・プラス・プログラムは、ロータリーがポリオ関係の活動に数年間参加した後、1985年に発足した。1988年までに、ロータリアンは米貨2億4,000万ドル以上を集め、多数のボランティアを動員して世界中の大規模な予防接種キャンペーンとポリオ撲滅活動を援助した。ロータリーがきっかけとなり、1988年の世界保健総会でポリオを世界的に撲滅するという決議が採択され

た。ポリオの撲滅が世界的に証明される頃には、ロータリーの世界ポリオ撲滅活動への寄付額は米貨12億ドルを上回る見込みである。

ポリオ・プラス・プログラムには、ポリオの撲滅を直接支援する活動が含まれる。こうした活動には、「全国予防接種日」を組織すること、監視制度を通じてウイルスを追跡すること、特に感染しやすい僻地の子供に予防接種をすること、政府やほかの資金援助団体に対してポリオ撲滅の資金の投入の緊急性、必要性、効果についての情報を伝達することなどが含まれる。

インターナショナル・ポリオ・プラス委員会 (IPPC) が、ポリオ撲滅達成のためにポリオ・プラスのすべての面を調整し、すべての地域別・国別ポリオ・プラス委員会に指示し、方針や方策を管理委員会に提案する。ポリオ撲滅活動を遂行している各国、各地域では、ポリオ・プラス委員会が活動を監督する。すべてのポリオ・プラス委員会は、公式名簿に掲載されている。

ポリオ撲滅活動を支援しようという補助金案は、合同調整委員会に参加している適切な組織 (例えば、保健省、ユニセフ、世界保健機関) と正式に協議をして立案される。IPPCが、ポリオ・プラスの方針と資金提供優先順位に沿って提案を審査し、管理委員会に適切な勧告をする。

1995年規定審議会の決定に沿って、また2007年に再確認されたとおり、ロータリー財団管理委員会とRI理事会は、世界からポリオがなくなったと証明される日が来るまでポリオ撲滅が引き続き国際ロータリーとロータリー財団の第1の目標であり、目標でなければならぬことを確認した (ロータリー財団章典11.030.)。

ポリオ・プラスに関する詳細は、「地区ロータリー財団委員会要覧」(300-JA) およびRIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) に掲載されている。最新の情報資料については、事務局まで問い合わせること。

### **ポリオ・プラス・パートナー (PolioPlus Partners)**

ポリオ・プラス・パートナーは、ポリオ・プラスの補足プログラムであり、特定の社会動員や監視活動のために、ポリオ感染国のポリオ・プラス委員会に直接資金が提供される。

## **雑則 (MISCELLANEOUS)**

### **財団プログラム補助金の受領無資格者 (Ineligibility for Foundation Program Awards)**

ロータリー財団のプログラムの補助金は次の者には授与されない。すなわち、ロータリアン (ただし、管理委員会の明記しているすべてのボランティア奉仕については例外とする)、クラブと地区と他のロータリー関係組織とRIの職員、前記ロータリアンと職員の配偶者、直系卑属 (血縁による子または孫、入籍している養子)、直系卑属の配偶者、尊属 (血縁による両親または祖父母) (ロータリー財団細則9.3)。この方針の下に無資格の者は、当該ロータリアンが所属クラブを退会しても36カ月間、無資格のままである。

奉仕の理想は、財団への寄付者が直接的または間接的に、財団プログラムから恩恵を受けてはならないと現実に定めている方針によって、最もよく実証される。ロータリーの標語「超我の奉仕」は、ロータリアンでもロータリアンの親族でもない人で、それを受けるにふさわしい人への利他の奉仕に基づく人道的、教育的プログラムによって、最もよく実証されるのである。

## 財団学友 (Foundation Alumni)

元ロータリー奨学生、元ロータリー平和フェロー、元研究グループ交換 (GSE) 参加者、元大学教員補助金受領者、元ロータリー・ボランティア補助金受領者、元個人向け補助金受領者、ならびにボランティア奉仕活動補助金および世界社会奉仕助成金や新人道的補助金の一環として旅行した人は、すべて、ロータリー財団の学友とみなされる。財団の学友関連活動は、プログラム学友が世界中のロータリアンおよびほかの財団学友と継続したつながりを築くことができるよう行われる。財団プログラムの元参加者である学友は、世界社会への献身の念をはぐくみ、すべての人々のあいだに理解あふれる平和な関係を推進するというロータリーの夢を引き続き分かち合っている。

派遣地区は、地区内の財団学友との関係を深め、学友の参加したプログラムの所期の目標を達成するために、次の事項を実行することを検討するよう奨励されている。

- 1) 帰国次第すべての奨学生を正式に迎える
- 2) 帰国した奨学生が主として派遣地区で義務付けられているスピーチを完了できるようにする。すなわち、
  - a) 最初の1年にロータリー行事で少なくとも5回スピーチすること。
  - b) ロータリー以外の人を前にして少なくとも3回スピーチすること。
- 3) 大学その他の関係出版物に学友の活動についての記事を手配する
- 4) 学友を地区大会に招待する
- 5) 年次財団晩餐会またはほかの行事に学友を招待する
- 6) 地区内学友の定期的懇親会を組織する
- 7) 地区で常に最新の学友記録を保つ
- 8) 学友をロータリー・クラブ会員候補者とみなす
- 9) 適切であれば学友に財団寄付を依頼する
- 10) これから海外に旅立つプログラム参加者のためのオリエンテーション・プログラムおよび選考手続きに参加するよう学友に要請する
- 11) 特別な地区行事やクラブ行事への出席または講演を学友に依頼するよう奨励する (ロータリー財団章典13.020.)

さらに、地区の全学友の現在の名簿を最新のものにし、地区内の学友の住所、Eメールアドレス、電話番号、ファックス番号の変更をロータリー財団に知らせ、地区名簿の責任者に後任への引き継ぎを行わせるのは地区の責務である。

## 学友会

すべてのロータリー地区は、地元で財団プログラム元参加者から成る学友会を設立するよう奨励されている。学友会は、以下をもたらし源となることができる。

- 1) ロータリー・クラブ会員
- 2) 将来の参加者選考手続きやオリエンテーション、奉仕プロジェクトなど、ロータリーのプログラムへの支援
- 3) RIと財団の広報活動への支援
- 4) 財団への財政的支援
- 5) 卓越した男女の集まりとしての誇り



## 学友人道奉仕世界賞

毎年授与される学友人道世界奉仕賞は、ボランティア活動であれ、職業上の活動であれ、人類への奉仕を通じて世界理解と平和に直接貢献した財団プログラムの元参加者である優れた学友に贈られる。さらに、対象となる学友は、自分が携わる専門職や職業の発展のために、時間、指導力、知識を捧げ、高度の実績を上げた人でなければならない。10年以上前にプログラムへの参加を終えたすべての財団学友は、本賞の対象となる資格がある。各ロータリー・ゾーンは、毎年1名の候補者を推薦することができる(ロータリー財団章典13.030.)。

## ロータリー財団奉仕賞 (Rotary Foundation Service Awards)

### ロータリー財団地区奉仕賞

ロータリー財団は、財団への奉仕が特に注目に値する地区内のロータリアンを地区ガバナーが表彰するのを助ける。これらの賞は、管理委員会の承認を必要とせず、ガバナーの裁量に委ねられる。ロータリー財団地区奉仕賞の表彰状は、RIの出版物注文サービスまたはRI日本事務局を通じて入手できる。ロータリー財団地区奉仕賞は、ロータリー財団の功労表彰状にロータリアンを推薦する前に授与しても良いが、功労表彰状の受賞の必須条件ではない。

### ロータリー財団功労表彰状

財団への1年間を超える優れた奉仕に対し、管理委員会は年度内に各地区から1名のロータリアンを表彰することができる。推薦は、ガバナーとRI理事に提出を要請する。管理委員会は、年間を通じてこれらの推薦を審議するため、特に締切日は設けられていない。ただし、推薦は表彰を行う日の少なくとも8週間前、また、5月15日までに提出されるべきである。クルミ材製の表彰盾が、本賞の受賞者に贈呈すべく送られる。

### ロータリー財団特別功労賞

功労表彰状を受賞した後丸4年が経過してから、ロータリアンは、奉仕に対する財団最高の表彰である特別功労賞を受賞する資格を得る。財団への模範的な奉仕は、地区の範囲を超え、長期にわたるものでなければならない。ロータリアンは誰でも資格を有するロータリアンを本賞に推薦することができる。ただし、もう一人のロータリアンからの推薦支持が必要とされる。推薦者あるいは推薦支持者のいずれかは、被推薦者の地区外の者でなければならない。管理委員は、これらの賞に推薦することも推薦支持をすることもできない。推薦の締切日は、11月15日である。毎年、最高で50人の受賞者が管理委員会により承認される。各受賞者には、クルミ材の台に取り付けられた鑄造銅の表彰盾が贈られる。

## ロータリー財団月間 (Rotary Foundation Month)

RI理事会と管理委員会は、毎年11月を「ロータリー財団月間」と指定することに同意した。この月間中にクラブは少なくとも一つのクラブ・プログラムを財団に充てるよう奨励されている(ロータリー章典8.020.)。

---

## 第3部

### 国際的会合

(International Meetings)



# 第12章 RI国際大会 (RI Convention)

国際ロータリー年次大会は、RI理事会の決定する時と場所において、会計年度の最後の3カ月間（4月、5月、6月）に開催されるものとする（RI定款第9条第1節）。

年次国際大会の主な目的は、国際レベルにおいて、全ロータリアン、特に、次期クラブ会長、ガバナー・エレクト、RIおよびロータリー・クラブの次期役員を、鼓舞、激励し、かつ情報を与えることによって、地区レベルとクラブレベルにおけるロータリーの発展を活発に推進しようとする意欲を起こさせることである。年次大会は、また、年1度の会合であり、連合体の業務を執り行う。国際大会は、ロータリー家族の世界的会合であるから、国際大会の本来の目的を減じない限り、社交および余興の催しでロータリーの親睦を祝うことは妥当である（ロータリー章典57.010.）。

## 国際大会開催地の選定手続 (Convention Site Selection Process)

事務総長は、RI国際大会を開催するための施設とサービス体制が備わっていることを報告した世界各地の諸都市に関する最新の情報資料を維持し、RI理事会と毎年協力して将来のRI国際大会開催地に関する計画を立案する。国際大会をホストすることを希望する地区は、RI世界本部の国際会議担当部に最新の開催地選定基準の送付を要請することができる。

## 国際大会プログラム (Convention Program)

大会プログラムは、ロータリアンを鼓吹し、啓発するような本会議を含む、次のような標準的な構成活動から成る：ロータリー財団のワークショップ、会員増強に関するワークショップ、クラブ会長エレクトのためのワークショップ、種々の世界ネットワーク活動グループによる特別な活動（ロータリー章典57.140.）、特別プロジェクトの展示、公式の免許取得者による商品の販売（ロータリー章典57.140.5.）、年次大会のロゴ入り商品および年次大会の開催される地域特産の土産品の販売（ロータリー章典57.140.6.）。

## 国際大会におけるクラブの代表 (Club Representation at Convention)

国際大会におけるクラブの代表に関する規定は、RI定款第9条とRI細則第9条にある。各国際大会において、投票に参加するのは各クラブの義務であり、代議員をRI国際大会に出席させるか、有資格者に委任状を与えることによって投票に参加する手配をしなければならない。

## 選挙人 (Electors)

各ロータリアンに出席資格があるとともに、各ロータリー・クラブは国際大会に代議員を送ることができる。クラブ会員50名ごとに投票代議員1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の代議員を送ることができる。各クラブは、少なくとも1名の代議員を送る権利を有する。また委任状による代理者によってクラブを代表させることもできる。RI役員および元RI会長で、現在もロータリー・クラブで正会員としてクラブに籍を有する者は、特別代議員である（RI定款第9条第3節および第4節）。

正規の信任状をもつ代議員、委任状による代理者、および特別代議員は、選挙人と称し、国際大会の選挙体を構成する（RI定款第9条第5節）。

## 投票手続

国際大会の投票は口頭で行われる。ただし、役員の指名、選挙について細則に別段の規定のある場合と、国際大会手続規則に詳述されている例外規定を除くものとする（下記を参照のこと）。

### 単一移譲式投票

国際大会において選挙される役職に、3名以上の候補者がいる場合は、単一移譲式投票が用いられる（RI細則9.120.2.）。候補者の氏名の記載順序は投票用紙ごと変えなければならない。

### 単一移譲式投票の実施方法

3名以上の候補者がいる場合、各選挙人は1票の投票権を有し、それが次のように「ふりかえ」られる仕組になっている。

前記選挙人は、投票用紙上の、自分が第1に選んだ候補者の氏名に隣接する空欄に「1」という数字を記入する。これが「第1選択投票」と呼ばれるものである。

選挙人は、次に2番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に「2」を記入し、第3番目に選挙したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に「3」と書く。以下同様に、自分の最も希望する候補者が落選した場合に選びたいと思う順序に従い、候補者に番号を付していく。従って、選挙人は候補者の数と同数だけ自分の選挙希望を表明することができる。

過半数の票を得た候補者が当選したものとされる。いずれの候補者も過半数の票を得られない場合には、第2選択投票以下の選択票を加算して過半数の票を得た候補者を、当選者として発表する。投票の数え方の一例を次に挙げる。

A、B、C、Dと4名の候補者があり、そのうち1名が選挙されることになっている。第1選択投票をA、B、C、Dの四つに分けて数える。この1回目の計算において誰も総投票数の過半数に達しない。Cの得票が最も少ないのでCを除外する。Cの得票で、数字「2」が付されている候補者のそれぞれの得票に、その票を加えていく。

しかし、このように票を移譲しても、残り3名の候補者の得票がいずれも過半数に達しない。そこで、2回目の計算で最下位になったBを除外する。従って、Bの得票を得票者の示す選択数字に従ってAとDの得票にそれぞれ繰り入れる。既に除外されているC候補の選択投票を無視し、次にAとDとどちらを選択しているかをみる。この移譲すなわち3回目の計算の結果、Dが明らかに多数を得た。

全項目に記入していない得票は、記された選択の分だけ数えることにし、それ以外のもは移譲できないから無視することにする。「X」は第1選択の表示とみなされる。一つの投票用紙に「1」または「X」を二つ以上の氏名に記してあるものは無効とする。

### 得票が同数になった場合

何回目の計算にせよ、得票が同数になった場合には、選択票の数とその相対的価値によって結果を定めることになる。すなわち、2回目の計算においては第1選択の数の最も少ない候補者、3回目の計算においては第1および第2選択の数の最も少ない候補者を除外していけばよい。

## 広報 (Publicity)

ホスト組織は、将来のどの国際大会についても、現年度の国際大会が開催されるまでホスト・エリア外での広報を控えることの重要性を理解すべきである。ただし、次年度の国際大会への認識を高めるため、現年度の国際大会が終了する前に、RIは次の国際大会のウェブサイトのリンクを提供するとともに、PETSにおいて事前の推進活動を行うことを許可する（ロータリー章典57.020.9.）。

## 登録料 (Registration Fee)

国際大会に出席する16歳以上の者は、すべて登録して登録料を支払わなければならない。その金額はRI理事会が定めるものとする。選挙人または委任状による代理者は、登録料を支払わない限り、国際大会において投票する権利を有しない（RI細則9.070.）。

## 手続規則 (Rules of Procedure)

RI国際大会の議事運営手続は、1977年規定審議会で採択された（77-105）。以後、1980年（80-97）、1983年（83-193）、1986年（86-226）の規定審議会で改正された（第13章を参照のこと）。この手続は、審議会によって使われる手続と似ている。国際大会の選挙体には、正規の信任状を持つクラブ代議員、委任状による代理者、および国際大会特別代議員が含まれ、これを選挙人と称する（RI定款第9条第5節）。全クラブ数の10分の1を代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会の本会議の定足数とする（RI細則9.080.1.）。

国際大会手続規則は次のような投票手続を定めている。

- 1) 国際大会の投票は口頭で行われる。議長が投票結果を発表するか、「賛否分離方法による採決」または起立投票を指示することができる。起立した選挙人を1票と数えるものとする
- 2) 選挙人が発表結果の正確さについて疑念を抱いた場合、その選挙人は直ちに「賛否分離方法による採決」を要求すべきである
- 3) 議長は、実際に数を数えることなしに起立投票の結果を宣言することができるものとする。実数を数えることとする要求が即座に行われ、少なくとも20名のほかの選挙人が機会を与えられた上でその要求に同調しない限り、その宣言をもって最終決定とする

要求があり、20名が同調した場合、議長は計算係を任命した上、再び採決を行う。今回は、賛成側を起立させてこれを数え、着席させた後に、反対側を起立させてこれを数え、着席させる、という方法による。議長は計算係の報告を発表し、この発表をもって最終とする。

役員 の 指名・選挙の場合は、選挙人は、自分の所持する代議員の信任状の数と委任状の数だけ投票する資格がある。ただし、特別代議員は、国際大会全体に対して提出された案件についてのみ投票することができる。



# 第13章 規定審議会 (Council on Legislation)

規定審議会はRIの立法機関で、RIの組織規定を改正する権限を有する。この権限のよりどころは、RI定款の第10条およびRI細則の第7条と第8条にある。また、理事会は規定審議会に関する決定を行った。この決定の内容は、ロータリー章典第59条に記載されている。

規定審議会は3年に1度、4月か5月か6月、できれば4月に招集される。RI理事会が審議会の日を決める。財政的その他のやむを得ざる理由によりRI理事会全体の3分の2の賛成票で決定した場合を除き、審議会はRI世界本部の近隣地域において開催される（RI定款第10条第2節）。

## 構成 (MEMBERSHIP)

### 代表議員 (Representatives)

各審議会の2年前のロータリー年度に、各地区内のクラブは、審議会で地区内クラブを代表するロータリアンを1名選ぶ（2013年審議会の代表議員は、2010-11ロータリー年度に選ばれる）。この代表議員は審議会の投票権を有する議員である。

### 選出

代表議員は、地区ガバナーの選出に定められているのと同じ指名委員会の手続によって選出されるべきである（RI細則8.050.）。地区が指名委員会を通じて代表議員を選出しないと決めた場合、地区大会にて代表議員を選挙するか（RI細則8.060.1.）、一定の承認された状況においては郵便投票によって選んでもよい（RI細則8.070.）。代表議員が出席できない場合に備えて、補欠議員も選ぶ。

### 資格

各代表議員は、RI役員として全期務めた人（または特別な事情のある場合には現ガバナーかガバナー・エレクト）で、選挙時に、自分が代表する地区内のロータリー・クラブの会員でなければならない（RI細則8.020.）。

審議会代表議員を務めるためには、代表議員はその資格について承知していなければならない。次のことをしたためた書面を事務総長に提出しなければならない。

- 1) 代表議員の資格要件、任務、責任をはっきりと理解していること
- 2) この任務と責任を引き受け、それを誠実に履行するための資格要件、意思、能力を備えていること
- 3) 審議会に、その会期全体を通じて出席すること（RI細則8.020.3.）

いかなるロータリアンも、代表議員として審議会に3回を超えて出席してはならない（RI細則8.010.1.）。

各地区は、ロータリーの現在の方針、手続、プログラムに精通していて、規定審議会に出席できる最も適格なロータリアンを、審議会代表議員に選ぶよう奨励されている。RI理事会は、地区内クラブがその意思で代表議員を選ぶことができる、ということを確認しているが、審議会代表議員は、代表議員の規定任務を遂行し得るかどうかによって選ぶ



のであって、地区内の個人としての評判で選ぶのではない、ということを強調している。代表議員の役割は、真剣かつ責任ある立場とみなすべきであり、単にガバナー経験者であればよいというわけではない（ロータリー章典59.040.2.）。

## 任務

代表議員の任務は次の通りである。

- 1) クラブが審議会に立法案を提出する場合、その作成を援助すること
- 2) 地区大会またはそのほかの地区会合で、立法案を討議すること
- 3) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと
- 4) 審議会に提出された立法案のすべてに批判的な検討を加え、立法案に対する見解を的確に審議会に伝えること
- 5) RIの公正な立法当務者として行動すること
- 6) 審議会に、会期の全部を通じて出席すること
- 7) 審議会終了後、審議会で行われた審議について地区内の各クラブに報告をすること
- 8) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談にのること（RI細則8.030.）

## 投票権を有しない議員 (Nonvoting Members)

審議会には、以下のように投票権を有しない議員もいる。

- 議長、副議長、および議長運営手続の専門家（審議会開催年度に任期に就いている会長より任命される）
- RI定款細則委員会
- 特別議員（会長により任命される。3名まで任命可）
- RI会長、会長エレクト、ほかのRI理事会のメンバー、ロータリー財団管理委員会の選んだ管理委員、および元会長（RI細則8.010.4.、8.010.5.、8.010.6.）
- 幹事（ほかに任命されない限り、RI事務総長が務める）

審議会は、議長が主宰し、副議長と議事運営手続の専門家の援助を得る。可否同数の場合、議長席にある議長または副議長は、これを決定する1票を投じることができる（RI細則8.010.2.）。

定款細則委員会委員は、立法案の発表前にすべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを認可するものとする。審議会期間中、定款細則委員は、各案件の趣旨、背景、効果、欠陥に関する質問にも答えられるよう準備をする。定款細則委員会委員は、また、審議会運営委員も務める（以下の「手続」を参照のこと）（RI細則8.010.3.、8.130.）。

会長は、議長の指示の下に任務を遂行する「特別議員」を3名まで任命することができる。特別議員は、立法案すべてを検討し、また、十分討議されなかった各案件について意見を提供する（RI細則8.010.7.、8.100.）。

事務総長は、審議会幹事を務める。または、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務める者を任命する（RI細則8.040.4.）。

## 立法案の種類 (TYPES OF PROPOSED LEGISLATION)

立法案は、クラブ、地区大会、RI理事会、審議会、RIBI審議会またはRIBI大会が提案できる（RI細則7.020.）。立法案は、制定案、もしくは決議案という形で提出される（RI細

則7.010.)。最近の制定案と決議案の例文に関しては、2010年規定審議会の決定報告書(www.rotary.orgから入手可)を参照のこと。

## 制定案 (Enactments)

RI定款細則または標準ロータリー・クラブ定款を改正する立法案が制定案である。制定案は、組織規定の関係条項の全文を明記した上で提出しなければならない。削除する文章には削除のしるしを付け、新しく文章を付け加える場合はその全文を明確に示さなければならない。

制定案は、地区による承認の証明書を添えた上で、締切日必着で事務総長に提出しなければならない。制定案には、次の情報を記載する必要がある。

- ・ 題目
- ・ 提案者(クラブまたは地区)と地区が承認した方法(地区大会または郵便投票)
- ・ 300語以内の趣旨および効果に関する声明文(以下を参照のこと)
- ・ 修正箇所を含む組織規定文書の節。新しい文章には下線を引き、削除する文章には削除線を引いて修正箇所を示す。そのフォーマットは以下の通りとなる。

(組織規定文書名を挿入)を次のように改正する。

(下記は適正に作成された制定案の一例である。)

### 制定案

#### RI 国際大会の代議員の座席について改正する件

提案者: \_\_\_\_\_

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 \_\_\_\_ ページ)。

## 第9条 国際大会

### 9.140. 代議員の座席

投票が必要な本会議においては、信任状委員会に対し正式に資格を証明した代議員の数に等しい数の座席が、これらの代議員専用に各本会議場に確保されるものとする。

(本文終わり)

注: 削除する箇所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。改訂される文章には下線が引かれている。

## 決議案 (Resolutions)

RI細則第7.010.節に明記されている通り、組織規定を改正しない審議会決定が決議案である。

決議案は地区による承認の証明書を添えた上で、締切日必着で事務総長に提出しなければならない。決議案には、次の情報を記載する必要がある。

- ・ 題目
- ・ 提案者(クラブまたは地区)と地区が承認した方法(地区大会または郵便投票)

- 300語以内の趣旨および効果に関する声明文（以下を参照のこと）
- 必要であれば、背景となる情報および補足情報（序文または箇条言文を使う）
- 決議案の本文には、以下のフォーマットが用いられる

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、（決議文を挿入）を検討するものとする。

（または2013年規定審議会の意見により、国際ロータリーは〔以下決議文を挿入〕を決議する。）

（以下は適正に作成された決議案の一例である。）

## 決議案

### 新入ロータリー・クラブ会員を対象に研修セミナーの実施をガバナーに 推奨することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

提案者： \_\_\_\_\_

近年、多くのクラブで、クラブの会員教育能力や指導力の低下、会員増強の早急化等で、新入会員に対し、入会前後に満足な教育が行われていない。

その結果、少なからぬ新入会員はロータリーに対する基本的な知識、理解が乏しく、クラブへの愛着、例会出席への意欲が感じられない。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、このような状況を踏まえ、入会3年未満の会員に対する研修セミナーの開催を、地区ガバナーに推奨することを検討することとする。こうした地区研修セミナーにより、新入会員の資質が向上し、クラブ例会の活性化に貢献し、ひいては会員増強へと結びつくものである。

（本文終わり）

## 理事会に対する建議案 (Memorials to the RI Board)

審議会に決議案を提出する代わりに、クラブは、RI理事会に建議案を提出することを考慮してもよい（ロータリー章典28.005.）。建議案は、特定の事柄に関する決定を要請する、理事会への請願である。

理事会に対する建議案は、クラブのみが提出でき、クラブ例会での正規の決議の結果として提出すべきである。建議案の意図を、RI会長、理事会、またはRI事務総長に宛てた書簡において明確に説明すべきである。建議案は、クラブまたはクラブ会長の公式のレターヘッド付きの用箋を用いて、決議案または書簡の形式で提出することができる。建議案には、クラブ会長の署名が必要である。

多くの場合、提出者の目的は、建議案によって、より効果的かつ速やかに達成することができる。しかし、ロータリー・クラブが、意図を達成するためには組織規定の改正が必要もしくは望ましいと考える場合、RI理事会に提議を要請するのではなく、当該クラブが適切な立法案を提議すべきである。

## 立法案の提案、承認、および提出 (PROPOSING, ENDORSING, AND SUBMITTING PROPOSED LEGISLATION)

立法案の提案に関する詳細は、クラブ・地区支援担当 (日本事務局奉仕室) 職員、または [www.rotary.org](http://www.rotary.org) から入手できる「立法案の提出方法」の資料を参照のこと。

すべての立法案は以下の点を満たしていなければならない。

- ・ 正しいフォーマットを用いていること
- ・ 適切な方法で提案され、承認されていること
- ・ 趣旨および効果が記されていること
- ・ 趣旨および効果の声明文が記され、地区による承認の証明書を添えた上で、締切日必着でRIに提出されること

詳細については下記を参照のこと。

### 適切な様式 (Correct Form)

審議会の審議に付すために、立法案を適切なフォーマットで作成することは、提案者の責任である。RI定款細則委員会は、クラブと地区の要請があれば、立法案の文案の訂正をできる限り援助する。しかし、RI理事会は、提案者が立法案を適切に作成するよう妥当な努力を払うまで、その立法案に対する大幅な訂正など、必要以上の時間や注意を払うことのないよう委員会に勧めている (ロータリー章典59.020.2.)。

### 立法案の提案と承認 (Proposing and endorsing legislation)

立法案は、クラブ、地区大会、RI理事会、規定審議会、RIBI審議会または大会が提案できる (RI細則7.020.、7.030.)。

**クラブによる提案:** ロータリー・クラブが立法案を提出する場合、その案件は以下を満たしたものでなければならない。

- 1) クラブの理事会から会員に提出され、正式に採択されたもの
- 2) 採択を証明するクラブ会長と幹事の署名入りの書簡を添えた上で、地区に送付されたもの
- 3) 地区大会 (RIBIの場合は地区審議会) において、または時間的余裕がない場合はガバナーの実施する郵便投票を通じて、地区内クラブに承認されたもの (RI細則7.020.、7.030.)

**地区による提案:** 地区は、地区大会かクラブの郵便投票を通じて、立法案を提案 (またはクラブが提案した立法案を承認) することができる (RI細則7.020.、7.030.)。

**地区による承認の証明書:** 立法案の提案者がクラブか地区かにかかわらず、事務総長に提出する立法案には、正規の方法で地区内のクラブによって審議、承認されたことを明記したガバナーからの証明書を添付しなければならない。地区は、地区大会で立法案を審議し票決するか、郵便投票で票決することによって立法案を承認する。地区は、1回の審議会につき5件より多くの立法案を提案もしくは承認すべきではない (RI細則7.020.、7.030.)。

地区は、地区大会終了後45日以内に、地区大会で提案または承認されたすべての立法案を事務総長に送付すべきである。地区はまた、ガバナーが定めた投票用紙の受理期日から45日以内に、郵便投票を通じて提出されるすべての立法案を事務総長に送付すべきである (ロータリー章典59.020.1.)。下記の12月31日締切日は引き続き適用される。

## 提案者による趣旨と効果の声明文 (Proposer's Purpose and Effect Statement)

立法案が正規に提出されたときみなされるには、提案者は、RIに提出する立法案に、300語以内の趣旨および効果に関する声明文を付記しなければならない。声明文には、立法案が検討を求める課題あるいは問題を明記し、その立法案がどのようにその課題あるいは問題に対処または解決するかを説明すべきである (RI細則7.037.1 (d))。

## 締切日 (Deadlines)

趣旨および効果に関する声明文を添えた制定案と決議案は書面で、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の12月31日までに、地区の承認を証明する地区ガバナーの署名入りの書式とともに、事務総長の手元に届かなければならない (2013年の規定審議会に提出する立法案は、2011年12月31日までに受理されなければならない)。12月31日以後に受け取った案件は、送付日付の如何にかかわらず、審議されることはない。

RI理事会は、緊要性のある制定案を、審議会の開かれるロータリー年度の12月31日までに提案することができる。

審議会または理事会の提出する決議案については、審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる (RI細則7.035.)。

## 立法案がRIに提出された後 (AFTER SUBMISSION TO RI)

### 理事会の審査 (Board Examination)

RI定款細則委員会が理事会に代わって、すべての立法案本文を点検し、欠陥があれば、提案者にその旨通告し、できれば修正を勧告するものとする (RI細則7.050.)。

立法案が正規の手続きで提出されていない場合、RI理事会はその案件を審議会に回付しない旨指示するものとする。立法案に欠陥がある場合、または立法案がRIの範囲内がない場合、RI理事会はその案件を審議会に回付しない旨指示できる。いずれの場合も、提案者にこの旨連絡し、提案者はRI理事会の決定を、審議会議員の3分の2の投票で覆すことを審議会に求める機会を与えられる (RI細則7.050.2.、7.050.3.)。

実質的には同種の立法案が提出されている場合、RI理事会は折衷案を勧告できる。提案者たちが折衷案に同意しない場合、RI理事会は同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を審議会に回付するよう指示できる (RI細則7.050.1.)。

RI理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内にある管理運営的措置を要求あるいは要請する決議案は、欠陥のある立法案とみなされ、審議会に回付されないことを、提案者は留意すべきである (RI細則7.037.2.、前記の「理事会に対する建議案」も参照のこと)。

### 公表 (Publication)

事務総長は、審議会が開かれるロータリー年度の9月30日までに、正規の手続きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに10部、規定審議会の全構成員に1部、すべての元理事に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。立法案は、RIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) にも掲載されるものとする (RI細則7.050.5.、ロータリー章典59.020.14.)。

## 修正案 (Amendments)

提案者は、既に提出した立法案の修正案を、理事会（理事会に代わって定款細則委員会）によって提出の締切日が延期されない限り、審議会が開かれる前のロータリー年度の3月31日までに、事務総長に提出できる。事務総長はこのような修正案すべてを審議会に回付しなければならない（RI細則7.050.4.）。そのほかには、会議運営手続規則（本章の最後に記載）に従って、審議会の議場でのみ修正が認められる。

### 「趣旨および効果」、「財政的影響」に関する声明 (Statements of Purpose and Effect and Financial Impact)

立法案そのものが専門用語を使うため、その趣旨と効果が不明確になる場合がある。従って、公表される各案件には、趣旨および効果に関する声明文、ならびに事務総長により作成され定款細則委員会により承認された説明文が加えられ、どのような変更が生じるかが示される（RI細則7.050.5.、RI細則8.130.2.、ロータリー章典59.020.11.）。

事務総長は、立法案が採択された場合に相当な財政的影響を与えると事務総長が考えるすべての案件について、財政的影響に関する説明文を準備するものとする。「財政的影響」に関する説明文を作成するにあたり、事務総長は、立法案の完全な理解に基づいて起草されるよう、定款細則委員会と相談する（ロータリー章典59.020.4.）。

### 賛成および反対の声明 (Statements of Support and Opposition)

クラブ、地区大会、RIBIの審議会または大会、規定審議会、RI理事会は、審議会に提出された立法案（制定案も決議案も含む）について声明を出すことができる。このような声明は、立法案に対して賛成、反対または見解を述べるものであり、通常の業務用便箋の片面1頁以内に限定されている。声明は、審議会が開かれる少なくとも2カ月前までに事務総長に受理されなければならない。事務総長は、その後、声明をすべての審議会議員へ回付する。賛成や反対の声明が実質的に類似した内容である場合、事務総長は最初に受理した声明文のみを、審議会議員へ回付する（ロータリー章典59.020.5.）。

### 要約 (Résumés)

審議会に回付される立法案の要約が、審議会に先立ってRIのウェブサイト（www.rotary.org）に掲載される。立法案の要約版には、案件の題目、提案者、趣旨および効果、財政的影響が含まれる（ロータリー章典59.020.16.）。

## 手続 (PROCEDURES)

審議会はその都度、議事の運営に必要と考える手続規則を採用する権限を有する。これらの規則は、次の審議会に変更されるまで有効とされる（RI細則8.120.1.）。審議会運営委員会は手続規則と立法案の審議順序を推奨する（RI細則8.130.1.）。

2010年審議会の規則は、本章の最後に記載されている。審議会代表議員は、審議会でも効果的に行動できるように、これらの規則を入念に研究すべきである。各案件は、たとえ公表されていたとしても、審議するためには、1人の審議会議員によって動議が提出されなければならないということに、クラブと地区は特に注意を払わなければならない。

### 審議会運営委員会 (Council Operations Committee)

審議会運営委員会は、審議会議長、副議長、定款細則委員によって構成される。この委員会の任務は次の通りである。

- 1) 審議会の会議運営手続規則を推奨する
- 2) 審議を求めている案件の審議順序を審議会に推奨する
- 3) 立法案またはその修正案の中に、委員会または審議会が欠陥を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を審議会のために起草する
- 4) 審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、必要に応じて、RI細則と標準ロータリー・クラブ定款の関連個所の修正文案を作成する
- 5) 審議会報告書を作成する。さらに、関連個所を修正する必要がある場合、その修正をする (RI細則8.130.)

## **報告および承認 (REPORT AND RATIFICATION)**

審議会後、採択された案件すべてを含む決定に関する報告書が各クラブに送付される。その時点で、各クラブは、立法案採択における審議会の決定に反対の意思を書面で提出する機会を与えられる。有効投票の少なくとも5パーセントが反対の意思表示をした場合、その効力は一時保留されるものとする。承認された立法案の1件または数件が、一時保留とされた場合、事務総長は、RI細則8.140.節の規定に従って郵便投票を行わなければならない。クラブが投じうる投票数の過半数が審議会の決定に反対した場合、このような決定は一時保留の日より無効とされる。しかし、そのほかの場合については、一時保留とされた決定は、一時保留がなかったものとして復活するものとする (RI細則8.140.)。

## **採択された制定案と決議案 (ADOPTED ENACTMENTS AND RESOLUTIONS)**

審議会で採択された制定案は、決定報告書に記録され現行の組織規定に統合して記載されることになっている。審議会の行った決定がクラブにより一時保留とされない限り、制定案は、審議会閉会直後の7月1日にその効力を生じるものとする (RI細則8.140.2.、8.140.8.)。

決議案もまた、決定報告書に記録される (RI細則8.140.2.)。RI理事会は、規定審議会が閉会してから1年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会決定について、全ガバナーに通知する (RI定款第10条第6節)。

## **財務 (FINANCES)**

各クラブは規定審議会の費用を賄うために会員それぞれにつき、米貨1ドル (または、次回の審議会の費用を賄うに足るとRI理事会が決定した別段の額) の追加年会費を支払う。この追加会費は、規定審議会に出席するクラブ代表議員の費用、および審議会のそのほかの運営費を賄う。RI理事会は、審議会関係の収支について全クラブに報告するものとする (RI細則17.030.2.)。

## **会議運営手続規則 (RULES OF PROCEDURES)**

審議会運営委員会は、規定審議会の各会につき会議運営手続規則を推奨する。会議運営手続規則は次の審議会に変更されるまで有効とされる (RI細則8.120.)。議題が討議され、決定が行なわれるいかなるRIの会議でも、この会議運営手続規則を必要に応じて修正して使用することができる。以下の会議運営手続規則は2010年規定審議会に採択されたものである。

## 目次

- 第1節 — 定義
- 第2節 — 審議会委員会
- 第3節 — 議事順序
- 第4節 — 議員による動議
- 第5節 — 本動議
- 第6節 — 会議運営手続に関する動議
- 第7節 — 動議の提出
- 第8節 — 動議の修正
- 第9節 — 本動議の表決
- 第10節 — 討議
- 第11節 — 投票
- 第12節 — 異議の申し立て
- 第13節 — 議事進行に関する事項
- 第14節 — 休憩
- 第15節 — 立法案の撤回
- 第16節 — 審議会によって提出される立法
- 第17節 — 資料の配布
- 第18節 — 日程の修正
- 第19節 — 手続規則の修正
- 第20節 — その他の手続事項

**第1節 — 定義** アルファベット順に記載してある次の語や字句は、それが使われている文中で別段の指示がない限り、次のような意味を持つものとする。

議長 (Chairman) 審議会の会議を進行させる役員。審議会の議長または副議長のいずれでもよい。議長は、審議会の議事を監督し、議事に影響を与えるいかなる事柄（議員により出されるいかなる動議をも含む）についても意見を述べることができる。

組織規定 (Constitutional Documents) RI細則第1条に明記されている3種類の資料。すなわち、RI定款、RI細則、標準ロータリー・クラブ定款。

欠陥 (Defective) 次のような立法案を意味する。

- i. 意味の矛盾しているところが二つ以上ある立法案
- ii. 組織規定の関係箇所をすべて改正していない立法案
- iii. その採択が法令に反する立法案
- iv. 決議の形式でありながら、(a)RI組織規定の文言と精神に抵触する行為や提言を伴う立法案、または(b)委員会や事務総長の判断による行政行為を伴う、もしくは要求する立法案
- v. RI細則またはRI定款に抵触するような方法で標準ロータリー・クラブ定款を改正する立法案、またはRI定款に抵触するような方法でRI細則を改正する立法案
- vi. 管理または施行が不可能なような立法案



規則制定 (Enactment) RI細則第7.010.節に明記されている組織規定を改正しようという審議会決定をいう。

立法 (Legislation) 審議会が正規の手続で採択した規則制定と決議。

過半数の投票 (Majority Vote) 動議の承認に必要とされるのは単純多数決または3分の2の投票。必要とされる過半数は次のように決定される。

- 1) 単純多数決とは、出席投票議員の提案の反対票を1票以上上回る賛成票を必要とする
- 2) 3分の2の投票とは、出席投票議員の提案の反対票の2倍以上の賛成票を必要とする

出席投票議員 (Members Present and Voting) 賛成または反対の投票を行う議員。欠席または投票を棄権する議員は、出席投票する者とは認めない。

動議 (Motion) 議員が審議会に決定を求める提案。動議には本動議と会議運営手続の2種類があり、以下にその説明をする。

日程 (Order of the Day) 制定案と決議案の関連審議、審議会で審議中の案件の討議に議員が発言する制限時間に関し、出席投票議員の単純多数決によって採択した議事進行に関する手続。立法案件の審議順序もこれに含まれる。特別日程は、特定の立法案件の審議の時間を設定する審議会運営委員会により推奨される日程である。特別日程には、また、特定の立法案件の討議において議員が発言する制限時間を特別に設定することもできる。

提案者 (Proposers) RI細則第7.020.節と第7.030.節に規定するように審議会で審議する立法案を1件または数件提出したクラブその他の提案資格のある者。

定足数 (Quorum) RI細則第8.110.節に規定するように議事を進めるのに、その出席が必要とされる、投票権を有する議員数。

決議 (Resolution) RI細則第7.010.節に明記されている通り、組織規定を改正しない審議会決定。

特殊な立法案 (Technical Legislation) 実質的な変更を加えずに、組織規定の言葉遣いを修正または明確にすることを目的とする立法案。

**第2節 — 審議会議員** すべての審議会議員は、投票権を有すると有しないとにかかわらず、審議会中、同一の特権と責務を有する。ただし、投票権を有しない議員はいかなる案件にも投票することはできない。審議会議員は、正規の信任状手続を踏めば、審議会の会期中議員を務めることができるが、補欠議員または代理に代わったり、代わりを務めさせたりすることはできない。RI細則第8.110.節に規定するように、各投票代議員は、投票に付される各提案に1票を投じる資格がある。審議会に委任状による代理者の投票はない。

**第3節 — 議事順序** 審議会の議事順序は、次の段階を順に踏む。

- 1) 審議会の信用状委員会が事前に行う、定足数を満たす出席の確認に関する報告
- 2) RI細則第8.120.1.項が規定する手続規則の変更に関する審議と採択
- 3) RI細則第7.050.4.項に規定するように、審議会の審議を求めて正式に提出された立法案の審議会への回付

- 4) RI細則第7.050.2.項と第7.050.3.項の規定に基づき、RI理事会が、審議に回付しないと決定した立法案の追加動議に対する決定。審議のために立法案を追加しようという動議は、討議も修正もできない。しかし、定款細則委員会の委員は、その案件を審議会に回付しなかった理由について簡潔に説明してもよいし、また動議の提案者は、その理由に不満があれば、それについて簡潔に説明してもよい。このような動議は、RI細則第7.050.2.項と第7.050.3.項に規定するように、「審議会議員の3分の2の同意」を得なければならない
- 5) その日の審議順序とほかの必要な順序の採択
- 6) RI細則第7.050.6.項に規定するように、正規の手続で提出された立法案と先に提出されている修正案の審議と決定
- 7) 信任状委員会からの最終報告
- 8) 審議会の散会

**第4節 — 議員による動議** 審議会の決定を求める動議は、投票権を有すると有しないにかかわらず、各審議会議員が提出できる。動議には、本動議と会議運営手続に関する動議の2種類がある。本手続規則の次の2項でそれを概説する。

- A. **優先** 本動議の討論または討議中、この提案に関連する会議運営手続に関する動議を提出し、審議会の審議を求めることができる。議長が会議運営手続に関する動議を受理したなら、この動議は、審議中の本動議に優先し、本動議をさらに審議する前に審議会の決定に付されなければならない
- B. **必要とされる投票** 動議の採択には、組織規定またはほかの規則によって3分の2またはほかの多数決が必要とされない限り、出席投票議員の単純多数決を必要とするにすぎない

**第5節 — 本動議** 本動議とは、適正に提出された制定案または決議案の採択のために審議会議員が行う手続である。すべての制定案と決議案は、本動議の対象となってから、審議会で審議できる。一つの立法案件の承認を求める本動議は、原案または本手続規則の第9節に規定するように修正した形で提出できる。本動議が審議会議員から提出され、議長が受理した場合、本規則に別段の規定がない限り、審議中の議案の処理が終わるまで、審議会はほかの本動議を審議できない。各立法案は、二つ以上の特殊な立法案が審議され1つの本動議を通じて採択された場合を除き、別の本動議の対象とならなければならない。

**第6節 — 会議運営手続に関する動議** いろいろな目的に利用できる会議運営に関する動議がいくつかある。優先順位は議長が決定する。会議運営手続に関する動議のチャートが、本規則の末尾にある補遺資料Aに記載されている。最も一般的な会議運営手続に関する動議を以下に掲げる。

- A. **修正** これは、審議中の議案に修正を加えようとする動議である。このような動議は討議できる。また、修正を加えようとする動議の提案者によってのみ本規則第8節に規定する通り修正できる
- B. **討議終結** これは、審議中の議案の討議を終結させる動議である。この動議については討議も修正もできない。議案について既に発言をしている議員はこの動議を提出することができない。議長が、本議案について十分に討議されたと判断したな

らば、この討議終結の動議を受理し、表決にかける。この動議が3分の2の多数で承認された場合には、討議は打ち切れ、議長は審議中の議案を採決する。ただし、審議中の議案が本動議の場合、本動議の提案者は結びの論述をする時間を通常通り与えられる。さらに、審議中の議案が本動議の場合、そして、ある特別議員が発言の意思を示した場合、議長は本動議の提案者に結びの論述を求める前に、特別議員に発言を許可することができる。討議終結の動議が3分の2の多数で承認されなかった場合、審議中の議案についての討議が続く

- C. 審議延期 この動議は、一定の日時まで上程されている議案の審議を延期するものである。この動議は討議も修正もできる。延期の動議が採択されたなら、関係議案の審議は、指定された日時まで、または実際的な限り指定日時に近いときに再開される
- D. 再審議 審議会の先の決定を再審議する動議で、本動議、または理事会に付託するよう可決された動議による決定の再審議のみに利用できる。このような動議は、本項に定める場合のみ討議できるが、修正はできない。決定の再審議に関する動議は、同日または翌日の審議会に提出されなければならない。先の決定の動議提出者には、再審議が求められる本動議について適切な形で通知しなければならない。この動議は、多数側に立って投票した議員が次のような形で提出することを要する：「議長、私は多数側の一人として制定案（決議案）番号の決定についてそれを再審議する動議を提出いたします」。動議についての発言は、動議に賛成の者2名、反対の者2名に限り許されるものとし、これらの発言が終わった後直ちに採決を行うものとする。4人の発言者の意見の陳述には1分半の時間が与えられる。この動議の成立には過半数の賛成投票が必要である。再審議という動議が支持された場合、その本動議の審議は、議長から別段の指示がない限り、承認済み審議順序の最後に置かれるものとする。本動議の提出者が再度開会の論述を許されないことを除いて、通常の討議規則が適用される
- E. 理事会への付託 これは立法案にさらに検討を加えるためにRI理事会に付託し、よって審議会での審議から除こうという動議である。この動議について討議はできるが、修正はできない。案件のRI理事会への付託は審議会の支持を示唆するものではなく、付託された案件は、提案者による理事会への建議案と同じ効果を持つ。
- F. 手続規則の一時停止 この動議は、特定の場合または審議会会期中、本手続規則の一つまたはいくつかの特定の規定を一時停止しようという動議である。この動議については討議も修正もできない。審議中でない場合に限り、このような動議を提出できる。採択には、3分の2の承認を必要とする
- G. 審議保留 この動議は、審議会が審議中の議案の審議を不特定の後日まで延期しようという動議である。後日の時期を特定したなら、審議保留の資格はない。この動議については討議はできるが、修正できない。このような動議が採択されると、延期された議案は、再開の動議が提出され、採択されない限り、審議会でも再審議できない。会議運営手続に関する動議が保留とされたなら、その対象である本動議もまた保留とされる。ただし、議長が例外を決定した場合を除く。保留する審議には、1件以上の立法案があってもよい

- H. 審議再開 この動議は、先に審議保留とした案件を採り上げて審議を再開するものである。この動議について討議はできるが、修正はできない。再開される審議には、1件以上の立法案があってもよい

**第7節 — 動議の提出** 審議会において案件の議事に入るには、まず議員から「動議」を提供する。これは、組織規定とこれらの規則に従って審議会が特定の決定をしようという提案である。動議を提出するには、議員が起立して議長から発言の許しを得る。発言の許しを得た後、自分の氏名、投票権を有する議員であれば地区番号を述べたうえで、「議長、私は \_\_\_\_\_ の動議を提出いたします」と言う。本動議を除くすべての動議に対しては、もう1名の議員の賛成（セカンド）が必要である。賛成者は、起立して議長から発言の許しを得る。許しを得てから、自分の氏名、投票権を有する議員であれば地区番号を述べたうえで、「議長、私はこの動議に賛成いたします」と言う。このような発言が直ちに審議会から表明されなかった場合には、議長の方から賛成者を求めることができる。議員から動議の賛成が得られなかった場合、本動議以外の動議は審議会で審議されない。

**第8節 — 動議の修正** ほかの動議を修正しようという動議は、次の条件に従わなければならない。

- A. 書面により通知された修正 本動議に修正を加えようとする動議は議長に書面で事前に提出するものとし、本動議が提出される前日までに提出されなければならない。ただし、本動議への修正案が動議の提案者により議場で口頭により述べられ、明確に理解できるという根拠に基づく場合、または、書面による修正案を複写し、審議会議員に配布する十分な時間がある場合には、議長はこの規定を撤回できる。議長は、書面でこの動議を受け取った後、本動議を修正する動議を承認する前に、審議会運営委員会によって趣旨を明確にし、さらに審議会のために、このような修正案を複写し配布するのに、もっと時間が必要か否かを決めることができる。このような場合、議長は、その基調となる本動議、関係する運営手続規則に関する動議の審議を特定のときまで延期することができる
- B. ほかの制約 次のような状況では、ほかの動議を修正しようという動議は適切でないし、議長は受理しない。
- 1) 審議中の動議と密接な関係のないもの。運営手続規則に関する動議なら、基調となる本動議の目的に関連がなければならない。すなわち、修正に名を借りて別な新しい問題を持ち込むようなことをしてはならない
  - 2) 否定の形をとっている原案を肯定の形にするなど審議中の動議の趣旨を逆転させるもの
  - 3) 審議会が既に決定した問題と同一内容のもの
  - 4) 審議中の議案について実質的な内容に変更のないもの
  - 5) 制定案から「制定する」という文言を、また決議案から「決議する」という文言を削除するだけのもの
  - 6) 何ら意味のある修正を提案したこととならないような文言を審議中の議案に削除または挿入するもの
  - 7) 取るに足らないもの、または馬鹿げたもの
  - 8) 決議案の前文条項（説明条項）を修正するもの

- C. 修正案の修正 修正案の修正は認められないものとする。ただし、修正案の提案者によるものである場合には、議長からの許可を受けた上で、修正を認められる。このような場合、修正案は、審議会の投票なしに修正された形のままで審議される

## 第9節 — 本動議の表決 本動議の表決は、次のいずれかによるものとする。

- A. 原案または修正された形 事務総長から審議会に適正に回付された立法案件の承認を求める本動議は、次の形式のいずれかでなければならない。

- 1) 審議会に回付された原案の通り採択する
- 2) RI細則第7.050.4.項に従って修正の正文を書面で公表していたときは、提案者が修正した通りの立法案を採択する

審議のため提出されている立法案件を修正したい提案者の代理は、そのような修正の書面による通知が細則の第7.050.4.項に従って提出されていない場合、採択のための動議が出された後、立法案件の修正動議の使用を通じて初めて修正することができる。その場合、修正動議を上程するに当たって、提案者の代理が使う時間は、本動議上程に充てられる時間の一部とみなされる。

- B. 提案者の代理 立法案を提出したクラブと地区は、それぞれの地区の投票権を有する議員によって審議会に代理を送っているとみなされる。ただし、提案者がそのような提案について別の審議会議員を審議会議長に通知していて、その指名された議員がそのような代理を務めることに同意していた場合はこの限りではない。審議順序によって立法案件が採決される予定のとき、提案者の代理にそのような案件の採択動議を提出する優先権がある。代理が採択動議を提出できないとき、どの議員もその採択動議を提出できる

- C. 動議が提出されない場合 次の立法案件の議事に入ると発表され、議員から動議が提出されなかった場合、そのとき、この案件は撤回されたものとみなされ、その後、本動議の対象となることはない。ただし、提案者の代理が、然るべき理由で案件を上程できなかった場合、議長はその案件の本動議を後で提出することを代理に許可できる

- D. 採択または否決 立法案採択の動議が表決に付され、その動議が所定の投票数によって承認されると、その案件は採択とみなされる。その動議が所定の投票数によって承認されない場合、その案件は否決とみなされる

## 第10節 — 討議 審議会のすべての議員は、いかなる議案の討議にも参加する資格がある。審議会の議員ではない人は、このような討議に参加できない。

- A. 発言者の確認 議長が動議の正式提出があったことを報告するまでは、その動議に関する討議を始めることはできない。議員は、議長から発言の許しを得たうえ、自分の身分を証明した後に初めて発言することができる

- B. 冒頭と結びの論述 本動議の提出者には、議題に関して冒頭と結びの論述を行う権利が認められる。日程に別段の取り決めがない限り、提案理由の説明に提出者に2分半の時間が与えられるものとする。その後、実質的な論評または反対意見があった場合、本動議の提案者は、討議の結びに1分半の時間を与えられるものとする。提出者が特別許可を申請し、議長から認可されていない限り、提出者は本動議に関する討議において発言することはできない

- C. 討議の制約 本動議の提出者以外の議員は、許可を求め、議長から許可を得た場合を除き、動議の討議について1回に限り発言が認められるものとする。その問題についてまだ発言をしていない議員で発言を求めている者がいる限り、2回目の発言をすることはできない。審議中の議案に関する議員の発言は、日程に別段の取り決めがない限り、1回に1分半を超えないものとする。ただし、前述の本動議の提出者の場合、または出席投票議員の単純多数決の同意のある場合は、この限りでない
- D. 討議のバランス 議長は、動議賛成者と反対者に等しく意見を表明する機会を与えるよう務めるものとする

**第11節 — 投票** 通常の採決方法は、正当な理由をもって議長により別段の決定がなされない限り、電子投票システムである。規定審議会の全部もしくは一部で電子投票システムが使われないような場合は、次のような採決に関する規則を適用する。

発声投票か挙手で採決し、議長は直ちにその結果を発表する。もし議長の発表結果の正確さについて疑念を抱く議員があれば、その議員は、ほかの議事に進む前に、直ちに「賛否分離方法による採決」を要求できる。この方法による採決の要求があった場合または議長が賛否分離方法を望んだときは、議長はまず、賛成側の起立を求め、着席させる。同じ手続を反対側にも使う。議長が、まだ、確信をもてない場合、または議員が2回目の賛否分離方式による採決を要求した場合、今度は、議長が、直ちに計算係を任命したうえ、再び採決を行う。この場合には、賛成側の起立を求めてこれを数え、着席させる。同じ手続を反対側にも使う。計算係が集計し、議長がこの報告を発表する。

**第12節 — 異議の申し立て** 議員は、RI細則第8.120.2.項に従って、議長の行った決定に対して異議の申し立ての動議を提出することができる。異議の申し立てはセカンドを必要としないが、異議の申し立ては、議長の裁定が行われた直後のみ提出しうものとする。もし何かほかの討議や議事があいだに入ってしまうと、もはやこの動議の提出はできないことになる。異議の申し立ての動議については、討議はできるが修正はできない。議長が、異議申し立ての問題について発言する場合には、議長席に着いたままで、自分の行った決定についてその理由を説明することができる。理由の説明には2分半が与えられる。異議の申し立ての討議において、議員の発言はいずれも1回限りとする。ただし、討議が終わったときに、決定に対する反対意見に答える場合の議長についてはこの限りではない。各議員の動議に関する発言は1分半とし、議長が決定に対する反対意見に答えるために2分間が与えられる。問題は「議長の決定を支持されますか」という言葉で審議会に問いかける。議長の決定を覆すには、出席投票議員の多数決が必要である。投票の結果が可否同数となった場合には、議長の決定が支持されたことになる。

**第13節 — 議事進行に関する事項** 議員は、議事進行に関する事項を申し出ることによって意見を述べたり、質問を投げかけたりすることができる。これは動議ではないので、セカンドは必要ない。これについては討議も修正もできない。場合によっては議長の裁定が必要とされる。

- A. 特権事項 これは、審議会と審議会議員に認められている権利および特典に関する議員の発言である。次の事項が特権に属すが、これだけに限られない。
- 1) 審議会の構成に関するもの

- 2) 会議場の暖房、採光、換気など議員のための好環境の保持に関するもの
- 3) 騒音その他会議の妨げとなるようなものの防止など
- 4) 会議に出ている役員や議員の行動に関するもの
- 5) 議員の規則違反その他の非行に対する懲罰に関するもの
- 6) 傍聴人や訪問者の行動に関するもの
- 7) 公表された報告書または議事録の正確性に関するもの

審議会の特権事項は、議員の特権事項に優先する。

- B. 進行手続に関する事項 これは議員が組織規定または本手続規則への違反に対して、注意を喚起したり、抗議をしたりするものである。議長は、進行手続に問題がないか、また進行手続に問題がないとしても違反をただす適切な措置を決定する
- C. 情報の要請 討議中の問題にだけ関係のある事実または手続についての情報を要請するものである。議長がその件が適切かどうか決定する。議長がその要請を適切と裁定すると、議長は、要請された情報を提供するかほかの審議会議員にその要請に応えるよう依頼できる。事務総長がそのような要請に応えるよう依頼された場合、事務総長は職員を指定して、その要請された情報を提供させても差し支えない

**第14節 — 休憩** 審議会は、議長によって、休憩したり、議事の合間に休憩をはさむことができる。あるいは議員が休憩を入れたり、日程の議事を終えたりする動議を提出できる。この動議については討議も修正もできない。

**第15節 — 立法案の撤回** 立法案は、本動議の対象になっていない場合、次のような方法で、審議会の審議から除くことができる。立法案提案者の代理が、審議会幹事に書面で、審議会に提出された提案を撤回すると通告することができる。審議会に提出された提案が二つ以上の地区から提出されている場合、関係地区すべての提案者代理が審議会幹事に書面で、審議会に提出された提案を撤回すると通告しなければならない。このような代理は、議長がその趣旨を認めた場合、立法案を議場で撤回することもできる。提案が本動議の対象になっている場合、審議会の許可を得て、本動議の提出者によって初めて撤回できる。

**第16節 — 審議会によって提出される立法** 審議会そのものもRI細則第7.020.節に規定するように、決議案を提出できる。決議という形式で次の審議会で審議する制定案を提出できる。議員が審議会に代わってこのような立法案の提出を希望する場合は、規定審議会最終日の前日の午後12時までには議長に提案を書面で提出しなければならない。審議会に代わって提出された決議案は、会期中の審議会の決定に関連するものでなければならない。投票権を有する審議会議員の少なくとも25名によって署名されなければならない。ただし、前述の条件は、感謝、支援、同情、哀悼を表明する決議案には適用されない。審議会運営委員会による検討後、必要であれば審議会運営委員会は、提案の本文を明確にすることができる。議長は、その決議案が審議会で審議される時間か、または審議会でも審議する資格のない理由を発表する。決議案が審議会でも審議することを承認された場合、このような決議案を点検のために議長に提出した議員が、その採択動議を提出する資格を有する。このような動議はほかの本動議と同じように討議することも修正することもできる。

**第17節 — 資料の配布** 審議会の投票権を有する議員が開催都市に到着後、立法案の賛否に影響を及ぼすような事柄に関する資料を配布することはできない。ただし、そのような配布について議員が合意を求め、出席投票議員の単純多数決によって承認されている場合はこの限りではない。配布の禁止は、審議会前に審議会議員に先に提供された賛成または反対資料、あるいはRI理事会の提供する情報には適用されない。本節に違反して配布された資料は、審議会議員が無視すべきであり、議長がその対策を講じてもし支えない。

**第18節 — 日程の修正** 日程はその目的で適正に提出された動議によって修正できる。この動議は討議も修正もできる。その承認には、出席投票議員の単純多数決が必要とされる。提案された修正案が審議会の運営に影響を与える場合、議長は、議長席に着いたままで、当該修正案に関する支持、あるいは反対の意を簡潔に表明することができる。

**第19節 — 手続規則の修正** 手続規則は、出席投票議員の単純多数決による当初の承認後、そのために適正に提出された動議によって修正できる。この動議については、本規則の第8.C項の規定を除き、討議はできるが、修正できない。その承認には、出席投票議員の3分の2の賛成が必要とされる。

**第20節 — その他の手続事項** この規則について、矛盾する点、はっきりしない点、あるいは疑問の点が認められた場合は、RI組織規定にその解決を求めるものとする。本規則と組織規定に定められていない事項については、議長が公正を基本とした判断によってこれを決定するものとし、議員は委員長の決定に対して異議の申し立てをすることができる。

## 補遺資料A

### 会議運営手続に関する動議のチャート (Chart of Selected Procedural Motions)

	動議	討議	修正	採決
A.	修正	可	不可	単純多数決
B.	討議終結	不可	不可	3分の2
C.	審議延期	可	可	単純多数決
D.	再審議可	可	不可	単純多数決
		(条件つき)		
E.	理事会に付託	可	不可	単純多数決
F.	手続規則の一時停止	不可	不可	3分の2
G.	審議保留	可	不可	単純多数決
H.	審議再開	可	不可	単純多数決





---

# 第14章 国際協議会 (International Assembly)

国際協議会は、毎年、RI細則第19.010.2.項に従って決定した時と場所で開催される。

## 目的 (Purpose)

国際協議会の目的は、ガバナー・エレクトに、ロータリー教育を行い、管理運営上の任務について指導し、鼓舞激励し、さらに、エレクトやほかの出席者に、次年度のロータリー・プログラムや活動の実施方法を討議・計画する機会を与えることである (RI細則 19.010.1.)。

とりわけ、国際協議会は次のことを行う。

- 1) 激励と意欲の喚起
- 2) 会長エレクトが発表したRIのテーマの説明と実施、およびRIの最新の優先項目と推進活動に関する最新情報の提供
- 3) ガバナーがRIの継続中のプログラムと活動を実施する効果的な方法に関する研修
- 4) クラブと地区のリーダーを指導し、研修と意欲を与えるための実際的なテクニックに関する研修

## 参加者 (Participants)

協議会は、RIの会長、会長エレクト、理事、会長ノミニ、理事エレクト、理事ノミニ、事務総長、ガバナー・エレクト、RIBI役員ノミニ、およびそのほかの指定された公式参加者から成る (ロータリー章典58.040.)。国際協議会は特別な目的を持つ会合であるため、出席は前記参加者とその配偶者に限定されている (ロータリー章典58.040.1.)。

## 出席 (Attendance)

国際協議会は特別な目的を持つ会合である。従って、出席は参加者とその配偶者のみに限定される。会長エレクトはまた、参加者とその配偶者以外で、協議会出席への特別な要請が提出された人物が、指定参加者に同伴できるかどうかを決定する権限がある (ロータリー章典58.040.1.)。

## 配偶者の会議 (Spouse Sessions)

各協議会には、RIの最新の優先項目と推進活動を盛り込んだ、意欲を高めるスピーチ、討論会、ネットワーク作りの機会から成る配偶者プログラムが盛り込まれている。



# 第15章 ほかの国際的会合 (Other International Meetings)

## ロータリー研究会 (ROTARY INSTITUTE)

ロータリー研究会は、研究会の対象範囲の地域に居住しているRIの元、現、次期役員の出席と参加を目的とする会合である。研究会は、管理面の責務または権限を持たない、情報提供のための会合である。ロータリー研究会は、ゾーン、ゾーン内のセクション、もしくは複数ゾーンのグループで開催することができる (RI細則19.020.、ロータリー章典60.050.)。

### 目的 (Purpose)

ロータリー研究会の目的は次の通りである。

- 1) RIの現、次期、元役員に、RIとロータリー財団の方針とプログラムに関する最新情報を提供すること
- 2) RI理事会に対して意見や提案を述べる場を、ロータリーの指導者に提供すること
- 3) 引き続き指導力を発揮し、奉仕することへの意欲が高まるよう、現、次期、元ガバナーに対し、親睦と参加型の学習体験を提供すること (ロータリー章典60.050.)

### 参加者 (Participants)

各研究会に出席できるのは、元、現、次期RI役員とそのゲストに限られている。ただし、招集者に招待されたそのほかの者、あるいはRI会長または事務総長に要請されたそのほかの者は出席することができる。研究会の運営にあたり、ホスト・ロータリアンおよびそのほかの地元関係者は招集者に協力することができる。さらに、会長または会長エレクトの講演など、研究会における特別な催しには、オブザーバー (見学者) として地元のロータリアンを招待できる (RI細則19.020.、ロータリー章典60.050.)。

RI会長と会長エレクトは、ロータリー世界の知識と経験を深め、ロータリーの現状と将来の進路についてゾーン・レベルのロータリー指導者たちがより広い知識と見識を得ることができる機会を与えるために、毎年いくつかの研究会に参加する。ただし、会長または会長エレクトには数々の任務と拘束があることを踏まえ、研究会の一部のみに出席する場合もあり得る (ロータリー章典60.050.)。

ロータリー財団の目的を達成し、元、現、次期役員 of 知識を高めるために、ロータリー財団代表者1名 (現または元管理委員が望ましい) が出席することが極めて望ましい (ロータリー章典60.050.)。

### 組織 (Organization)

会長は、各研究会のプログラムの組織と指導を行う招集者を1名以上指名する。通常、招集者は、理事または直前理事で、研究会における会長代理という役割を果たす。研究会を組織する担当者は、招集者によって任命され、諸手配や議事日程の準備を行って招集者からの承認を得る (ロータリー章典60.050.)。

ロータリー研究会の開催日を、極力、ゾーン内で祝されている主要な宗教的祭日と重ならないよう、最善を尽くして計画する (98-226およびロータリー章典60.050.1.)。各研究

会は、登録料や自発的な寄付、もしくはRIの指針に準拠した協賛により、独立採算制で行われる（ロータリー章典60.050.）。

## プログラム (Program)

研究会の会期は通常2日から3日とされる。当該ゾーンに居住するRI元役員は、講演者やパネリスト、討論リーダー、研究会委員会の委員としてプログラムに参加する機会が与えられるべきである（ロータリー章典60.050.）。ロータリー財団代表は、財団について主要講演を行い、また財団のプログラムや目的、財務、諸問題について参加者に最新情報を伝え、参加者の質問に答える。招集者は、ポリオが撲滅されるまで、毎年ポリオ・プラスの現状報告をプログラムに組み込むよう要請される。規定審議会の年度には、(1) 立法案の内容ではなく、審議会の運営や手続きについて話し合うために、代表議員と補欠議員のみが出席し、経験が非常に豊富なロータリアンにより行われる別個のセッション、また、(2) 実際に投票する代表議員に同じ地域のロータリアンの意見を聞く機会が与えられるよう、RI理事会が規定審議会で審議される立法案から選んだ数件の立法案の内容について討議する本会議を開催することを、RI理事会は招集者に求めている（ロータリー章典60.050.）。

理事会は、研究会のプログラムに少なくとも1時間の公開フォーラムを設け、参加者とロータリー・シニア・リーダーによる意見交換が行われることを推奨している。1名の理事またはほかの理事会の代理が、5カ年見通しについて研究会で発表し、討議に付きなければならない。各研究会のプログラムには、RIに提出された前年度の研究会に関する（全決議も含む）報告書を1部、およびそれに対する理事会の決定1部が含まれていなければならない。招集者は、都合のよい場合、研究会参加者と地元のロータリアンの都市連合会の予定を組むべきである。適切な場合、事務総長より研究会担当職員として指定されたRI職員が招集者を援助することができる（ロータリー細則17.060.4.、ロータリー章典60.050.）。

## 付随会合 (Adjunct Meetings)

ガバナー・エレクト研修セミナー (GETS) は義務付けられた会合で、研究会に併行して開催されるものとする。ロータリー財団地域セミナーまたは会員増強地域セミナーなどの別個の会議またはセミナーを、研究会と同じ（またはそれに近い）時期と場所で開催することができる。別個の会議またはセミナーは、研究会の主要プログラムまたは国際協議会のプログラムに抵触したり、重複したりするものではなく、研究会そのものとは別に推進しなければならない。GETS、ロータリー財団地域セミナー、レクリエーション行事などの研究会前後の行事は、研究会の出席者とは別の参加者が出席できる研究会前または研究会後の行事として明確に区別される（ロータリー章典60.050.）。

## 国際研究会 (INTERNATIONAL INSTITUTE)

RI現中央役員と元中央役員、RIの元役員、RIの現委員会委員、およびガバナー・ノミネーを含むRIの次期役員のための国際研究会は、毎年1回、国際大会に付随して開催される。国際研究会は、会長の監督と指導の下に実施される（ロータリー章典60.010.）。

国際研究会には、通常、RIの現中央役員と元中央役員、RIの元役員、RIの現委員会委員、およびガバナー・ノミネーを含むRIの次期役員、およびこれらの役員の前親者すべてが出席できる。ただし、場所の都合により、出席が制限される場合もある。RI理事会は、出席者数を考慮して、現役員と元役員の中で優先すべき人を定めることができる。それ以外においては、登録は申込日に基づいて決められる。

## **国際RYLA大会 (INTERNATIONAL RYLA)**

国際ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA) 大会は、毎年国際大会に付随して開催される (ロータリー章典41.060.7.)。参加は招待制とし、参加者は、年齢19歳から30歳までの資格ある青少年で、地元の地区より推薦され、後援を受けた人でなければならない。議題は、RYLAの中心的カリキュラム (第10章を参照のこと) に基づき、地区レベルのRYLA行事で参加者に紹介されたリーダーシップの原則を国際的な場でさらに高めることを目的としている。

## **ローターアクト大会前会議 (ROTARACT PRECONVENTION MEETING)**

ローターアクト大会前会議は、国際大会の公式プログラムの一環として、国際大会の直前に開かれる (ロータリー章典41.020.8.)。会議の内容は、ローターアクトにとって重要な問題を取り上げることを目的としているが、すべての国際大会参加者が登録することができる。プログラムには、地区ローターアクト代表の役割と責務に重点を置く、地区ローターアクト代表のための別個の研修セッションが盛り込まれるべきである。ガバナーは、次期地区ローターアクト代表がこの会議に出席することに伴う費用の全額または一部を負担するよう奨励されている。

## **青少年交換役員大会前会議 (YOUTH EXCHANGE OFFICERS PRECONVENTION MEETING)**

青少年交換役員大会前会議は、国際大会の公式プログラムの一環として、国際大会の直前に開かれる (ロータリー章典41.080.27.)。会議の内容は、クラブ、地区、多地区合同レベルの青少年交換役員のためのものである。



---

## 第4部

### 組織規定 (Constitutional Documents)

国際ロータリー定款

国際ロータリー細則

標準ロータリー・クラブ定款



## 国際ロータリー定款

条	題目	頁
1	定義.....	179
2	名称および性格.....	179
3	目的.....	179
4	綱領.....	179
5	会員.....	179
6	理事会.....	181
7	役員.....	181
8	管理.....	181
9	国際大会.....	181
10	規定審議会.....	182
11	会費.....	183
12	財団.....	183
13	会員の称号と徽章.....	183
14	細則.....	183
15	解釈の仕方.....	183
16	改正.....	183

# 国際ロータリー定款

## 第1条 定義

本条の語句は、国際ロータリー定款細則で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 国際ロータリー理事会
2. クラブ： ロータリー・クラブ
3. 会員： 名誉会員以外のロータリー・クラブ会員
4. 年度： 7月1日に始まる12カ月間
5. RI： 国際ロータリー
6. ガバナー： ロータリー地区ガバナー

## 第2条 名称および性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。RIは全世界のロータリー・クラブの連合体である。

## 第3条 目的

RIの目的は次の通りである。

- (a) ロータリーの綱領を推進するようなプログラムや活動を追求しているRI加盟クラブとRI地区を支援すること。
- (b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。
- (c) RIの活動を調整し、一般的にこれを指導すること。

## 第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

## 第5条 会員

第1節 — 構成。RIの会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブをもって構成されるものとする。

第2節 — クラブの構成。

- (a) クラブは、善良な成人であり、職業上および（または）地域社会で良い評判を受けている以下のような正会員によって構成されるものとする。

- (1) 一般に認められた有益な事業や専門職務の所有者、共同経営者（パートナー）、法人役員、支配人のいずれかであること。または、
- (2) 一般に認められた有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあること。または、
- (3) 本節(a)の上記(1)または(2)に挙げたいずれかの地位から退職していること。または、
- (4) 地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの綱領への献身を示した地域社会のリーダーであること。または、
- (5) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること。

上記に加え、

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

- (b) 各クラブは、一事業、一専門職務、または一種類の社会奉仕に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。
- (c) RI細則は、ロータリー・クラブの会員種類を正会員および名誉会員と呼ぶと規定し、その各々に対する資格条件を定めるものとする。
- (d) 「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブは、RI理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使う義務はない。

**第3節 — 定款および細則の承認。**RI加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによってRIの本定款と細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする。

**第4節 — 例外。**本定款もしくはRI細則の諸規定または標準クラブ定款にかかわらず、理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定がRI定款または細則に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブは、200クラブまでとする。このような試験的プロジェクトの実施期間は、6年を上限とする。このような試験的プロジェクトが完了した後、RIに加盟または再編成の許可を得たすべてのクラブの定款は、その時点で有効な標準クラブ定款としなければならない。

## 第6条 理事会

第1節 — 構成。理事会の定員は19名とする。RI会長は理事会のメンバーであり、その議長となるものとする。RI会長エレクトは、理事会のメンバーとする。17名の理事は細則の規定に従って指名され、選挙されるものとする。

第2節 — 権限。本定款および細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って、RIの業務ならびに資金は理事会の指示と管理の下に置かれるものとする。RIの資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、細則の規定によって定められた予算に従って、1会計年度中にその経常収入と一般剰余金から、RIの目的達成のために必要な額を支出することができる。理事会は、剰余金からの支出を必要とした特別な事情について次の国際大会に報告しなければならない。理事会は、いかなる場合にも、その時点におけるRIの純資産を超える負債を生じさせてはならない。

第3節 — 幹事。RIの事務総長は理事会の幹事を務めるが、理事会の議事について投票権を持たないものとする。

## 第7条 役員

第1節 — 名称。RIの役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、地区ガバナー、ならびに、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの会長、直前会長、副会長、名誉会計とする。

第2節 — 選挙の方法。RIの役員は細則の定めるところに従って指名され、選挙されるものとする。

## 第8条 管理

第1節 — グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島に所在するクラブは、RIの管理上の地域単位を形成するものとし、これを「グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー」と呼ぶものとする。グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの権限、目的および職務は、RI規定審議会によって承認されたグレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの定款の条項ならびにRIの定款および細則に定められているところから従うものとする。

第2節 — クラブの管理は理事会の総括的管理の下にあるものとし、次に示す直接管理の諸形式の中のいずれかの形式を併せ用いるものとする。これら直接管理の諸形式は、常に本定款および細則の規定に準拠するものでなければならない。

- (a) 理事会によるクラブの管理。
- (b) 正式に設立された地区における、ガバナーによるクラブの監督。
- (c) 理事会が適切と考えかつ規定審議会が承認した方式による管理。
- (d) グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIによる、グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島にあるクラブの監督。

第3節 — RIおよびクラブは、ロータリー組織の運営を迅速にし、経済効率を上げるために、業務をコンピュータ化するよう奨励されている。

## 第9条 国際大会

第1節 — 時期および場所。RIの国際大会は、理事会の決定する時と場所において会計年度の最後の3か月中に開催されるものとする。ただし、十分な理由があるときは、理事会はこれを変更することができる。

**第2節 — 臨時国際大会。**非常事態発生の場合、会長は理事会総員過半数の同意の下に、臨時国際大会を招集することができる。

### 第3節 — 代表

- (a) すべての国際大会において、各クラブは少なくとも1名の代議員をもってクラブを代表させる権利を持つ。会員数が50名を超えるクラブは、50名ごとに1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の追加代議員をもって代表させる権利を持つ。この目的のために、代議員数は、国際大会直前の12月31日現在におけるそのクラブの会員数に基づいて決定されるものとする。クラブはそのクラブの持つ1票または2票以上の投票を行使する権限を1名の代議員に委ねることができる。
- (b) 各クラブは、RIの国際大会に代議員としてそのクラブの会員、または委任状による代理者を送り、国際大会の決定に付せられた各提案に対して投票する義務を負う。

**第4節 — 特別代議員。**RI役員および元会長で、現在も会員としてクラブに籍を有する者は、特別代議員とする。

**第5節 — 選挙人および投票。**正規の信任状を持つ代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成し、これを選挙人と称する。投票は細則の定めに従って行われなければならない。

## 第10条 規定審議会

**第1節 — 目的。**規定審議会がRIの立法機関を成すものとする。

**第2節 — 時期および場所。**規定審議会は3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所については理事会がこれを決定する。ただし、理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催されるものとする。

**第3節 — 手続。**審議会は、正規の手続によって提出されたすべての立法案の審議および決定に当たるものとし、その決定は、RI細則の規定通りにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

**第4節 — 議員。**審議会の議員については細則の規定による。

**第5節 — 制定案と決議案を採択するための臨時会合。**理事会は、全理事の90パーセントの投票で、立法案採択のために規定審議会の臨時会合を開催しなければならないような非常事態が存在する、との判断を下すことができる。理事会は、このような会合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにするものとする。このような会合は、臨時会合が招集された目的である非常事態に関する理事会提出の立法案のみを審議、決定することができる。このような会合で審議される立法案は、RI組織規定の各所で明記されている提出締切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こうした手続を守るものとする。審議会の臨時会合の決定は、以後、本条第3節に規定するようにクラブの審議に付されるものとする。

**第6節 — 採択された決議。**理事会は、規定審議会が終了してから1年以内に、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーに通知するものとする。

## 第11条 会費

各クラブは半年ごとに、細則に定める人頭分担金を、RIに納付するものとする。

## 第12条 財団

第1節 — RIの財団は、RI細則の規定に従って設立、運営されるものとする。

第2節 — RIが受領したすべての贈与、不動産遺贈、または金銭や財産の遺贈、財産から生じる収入の遺贈、RIの余剰資金は、国際大会の承認を受け、財団の財産となるものとする。

## 第13条 会員の称号と徽章

クラブの各会員はロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

## 第14条 細則

規定審議会は、RI管理のために、本定款のほかに、本定款に反しない細則規定を採択し、また、改正することができるものとする。

## 第15条 解釈の仕方

RI定款および細則、標準クラブ定款の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである。男性代名詞 (he, his, him) または女性代名詞 (she, her) のいずれも他の性をも含むものとする。「郵便」、「郵送」および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール (Eメール) およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

## 第16条 改正

第1節 — 状況。本定款は、規定審議会において、出席し、かつ投票を行う者の投票の3分の2によって改正できる。

第2節 — 提案者。本定款の改正はクラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの審議会または大会、規定審議会、または細則に定められている手続に従って理事会によってのみ提案されるものとする。

## 国際ロータリー細則

条	題目	頁
1	定義.....	185
2	国際ロータリーの加盟会員 .....	185
3	RI脱会、加盟停止、または加盟の終結 .....	186
4	クラブの会員身分.....	188
5	理事会 .....	189
6	役員.....	192
7	立法手続.....	195
8	規定審議会.....	198
9	国際大会 .....	206
10	役員の指名と選挙 一般規定 .....	209
11	会長の指名と選挙.....	211
12	理事の指名と選挙.....	217
13	ガバナーの指名と選挙.....	222
14	管理上の集団と管理上の地域単位 .....	227
15	地区.....	228
16	委員会.....	233
17	財務事項.....	236
18	名称と徽章.....	240
19	その他の会合 .....	240
20	機関雑誌.....	242
21	ロータリー・ワールドワイド・ウェブ .....	243
22	ロータリー財団.....	243
23	補償.....	244
24	仲裁および調停.....	244
25	改正.....	245

# 国際ロータリー細則

## 第1条 定義

本条の語句は、本細則で使われる場合、他に明確に規定がない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 国際ロータリー理事会
2. クラブ： ロータリー・クラブ
3. 組織規定： 国際ロータリー定款・細則と標準ロータリー・クラブ定款
4. Eクラブ： 電子的な通信手段を通じて会合するロータリー・クラブ
5. ガバナー： ロータリー地区のガバナー
6. 会員： 名誉会員以外のロータリー・クラブ会員
7. RI： 国際ロータリー
8. RIBI： グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという管理上の地域単位
9. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 国際ロータリーの加盟会員

- 2.010. RIへの加盟申請
- 2.020. クラブの所在地域
- 2.030. Eクラブの所在地域
- 2.040. クラブによる標準ロータリー・クラブ定款の採択
- 2.050. 喫煙
- 2.060. クラブの合併

### 2.010. RIへの加盟申請

クラブのRIへの加盟申請書は理事会に提出するものとする。加盟申請書には、理事会が定める加盟金を添付しなければならない。加盟金は、米貨またはクラブの所在する国の通貨によるその相当額とする。加盟は、理事会が申請を承認した日をもってその効力を生ずる。

#### 2.010.1. Eクラブ

理事会は、各Eクラブを地区に割り当てるものとする。1つの地区に存在するEクラブは2つまでとする。

### 2.020. クラブの所在地域

新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が存在する地域がある場合、そこに1つのクラブを結成することができる。1つ以上のクラブが既に存在するその同じ地域にも、クラブを結成することができる。

### 2.030. Eクラブの所在地域

Eクラブの所在地域は、全世界とするか、または、理事会の決定通りとするものとする。

### 2.040. クラブによる標準ロータリー・クラブ定款の採択

すべての加盟クラブは、標準クラブ定款を採択しなければならない。



### 2.040.1. 標準クラブ定款の改正

標準クラブ定款は、組織規定に述べられている方法で改正することができる。このような改正は、自動的に、各クラブの定款の一部となるものとする。

### 2.040.2. 1922年6月6日よりも前に加盟したクラブ

1922年6月6日よりも前に加盟したすべてのクラブも、標準クラブ定款を採択するものとする。しかし、標準クラブ定款と異なる規定を含む定款を持つこのようなクラブは、その異なる規定の下に運営する資格を有するものとする。ただし、異なる規定の正確な全文を1989年12月31日までに理事会に送付し、理事会の確認を受けていなければならない。それぞれのクラブ特有の規定は、そのクラブの標準クラブ定款の補遺規定であり、時折、改正される標準クラブ定款に近づけるため以外にはクラブで改正することはできない。

### 2.040.3. 理事会による標準クラブ定款の例外の承認

理事会は、RI定款・細則と矛盾しない限り、標準クラブ定款と一致しないクラブ定款の規定を承認できる。このような承認は、その土地の法令および慣習、または特殊な事情に従うために必要な場合に限られ、また出席している理事会メンバーの3分の2の賛成を必要とする。

### 2.050. 喫煙

喫煙が個人の健康に有害であることを認識し、会員ならびに来賓は各自、RIの名のもとに開かれる会合およびその他の行事を通じ、喫煙を控えるよう奨励されている。

### 2.060. クラブの合併

合併を求める同一地区内の2つ以上のクラブは、それぞれのクラブがRIに対する金銭上およびその他の義務を果たしていることを前提に、理事会にその旨申請するものとする。そのうちの1つまたは複数のクラブと同じ所在地域内に、合併したクラブを結成することができる。合併の申請には、それぞれのクラブが合併することに合意した証明書を添付しなければならない。理事会は、合併したクラブが、その記録史料の一部として、元の1クラブあるいは全クラブの名称、加盟日、RIの徽章およびその他の記章を保持することを許可しても差し支えない。

## 第3条 RI脱会、加盟停止、または加盟の終結

### 3.010. クラブのRI脱会

### 3.020. クラブの再結成

### 3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または除名する理事会の権限

### 3.040. 加盟が停止されたクラブの権利の引き渡し

### 3.050. 加盟が終結したクラブの権利の引き渡し

### 3.010. クラブのRI脱会

いずれのクラブも、RIに対する金銭上およびその他の義務を果たしている限り、加盟から離脱することができる。理事会が脱会通告を受理したときは、その脱会は直ちに効力を生ずるものとし、そのクラブの加盟認証状は事務総長に返還されなければならない。

### 3.020. クラブの再結成

加盟を終結させられたクラブが再結成を求めた場合、または同じ所在地域に新クラブが結成される場合、理事会は、加盟の条件として、このような元クラブに加盟金の支払いを求め

るか否か、または、RIに対する元のクラブの負債の支払を求めるか否かを決定することができる。

### **3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または除名する理事会の権限**

#### **3.030.1. 不払による停止または終結**

会費またはRIに対するその他の金銭的債務または承認されている地区資金への賦課金の支払を怠ったクラブの加盟は、理事会においてこれを停止または終結させることができる。

#### **3.030.2. 機能の喪失による終結**

何らかの理由により、クラブが解体し、または例会を定期的に行わず、その他機能を遂行できなくなった場合は、理事会が、そのクラブの加盟を終結させることができる。機能が遂行できなくなったことを理由として終結に踏み切る前に、理事会は、ガバナーに終結の事情に関する報告書の提出を要請するものとする。

#### **3.030.3. 財団の資金管理に関する方針の遵守を怠ったことによる加盟の停止または終結**

理事会は、ロータリー財団の資金を不正に使用した会員、またはロータリー財団の資金管理の方針に違反した会員を保有しているクラブについて、その加盟を停止または終結させることができる。

#### **3.030.4. 青少年保護に関する法の遵守を怠ったことによる加盟の停止または終結**

理事会は、ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、青少年保護に関する法に違反した会員に対するいかなる申し立てにも適切に対処することを怠ったクラブについて、その加盟を停止または終結させることができる。

#### **3.030.5. 然るべき理由による懲戒**

理事会は、然るべき理由がある場合には、クラブを懲戒処分にすることができる。ただし、問責書およびこれに関する聴聞の時と場所の通知が、聴聞の行われる少なくとも30日前までに、そのクラブの会長および幹事に郵送されていなければならない。そのクラブには、弁護士をその聴聞における自己の代理人とする権利が与えられるものとする。聴聞を行った後、理事会全員の多数決をもって、クラブを懲戒もしくは加盟資格停止処分に付すか、または、全会一致をもって、クラブを除名することができる。

#### **3.030.6. 加盟停止期間**

理事会は、会費またはRIに対するその他の金銭的債務、または承認された地区資金への賦課金が全額支払われたと判断した時点で、または、ロータリー財団から支給された資金を不正に使用したり、ロータリー財団の資金管理方針に違反した会員の会員身分を終結したと判断した時点で、または、クラブが、ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、青少年保護に関する法に違反した会員に対するすべての申し立てに適切に対処したという証拠があると判断した時点で、または、然るべき理由による懲戒に至った問題が解決されたと判断した時点で、加盟停止となっていたクラブの加盟会員としての権利を復帰させるものとする。そのほかのあらゆる場合で、加盟停止の原因が6カ月以内に改善されなかった場合には、理事会はそのクラブを終結させるものとする。

### **3.040. 加盟が停止されたクラブの権利の引き渡し**

理事会によって加盟資格が停止されたいかなるクラブも、加盟が停止されている間は、細

則によりクラブに与えられているいかなる権利も持たないものとする。ただし、定款によってクラブに与えられている権利は保持するものとする。

### 3.050. 加盟が終結されたクラブの権利の引き渡し

RIの名称、徽章その他の記章を使用する特典は、そのクラブの加盟会員籍が終結したときに消滅するものとする。加盟が終結したとき、そのクラブは、RIの財産に対する所有権を失うものとする。事務総長は、このような元クラブの加盟認証状を回収するための措置を取るものとする。

## 第4条 クラブの会員身分

### 4.010. クラブ会員の種類

#### 4.020. 正会員

#### 4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

#### 4.040. 二重会員

#### 4.050. 名誉会員

#### 4.060. 公職

#### 4.070. 会員身分の制約

#### 4.080. RIの職員

#### 4.090. 出席報告

#### 4.100. 他クラブへの出席

### 4.010. クラブ会員の種類

クラブの会員の種類は、正会員と名誉会員の2種類とする。

### 4.020. 正会員

RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これをクラブの正会員に選ぶことができる。

### 4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、この被推薦者がかつて属していたクラブを退会する理由または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員として推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選ばれることを妨げるものであってはならない。元会員を入会させたいと望むクラブには、未納金は一切ない旨記したその会員候補者の元クラブからの書面による証拠を提出するよう、本人に要求することが奨励される。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。

### 4.040. 二重会員

複数のクラブにおいて同時に正会員になることはできない。さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

## 4.050. 名誉会員

### 4.050.1. 名誉会員の資格条件

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を名誉会員に選挙することができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員の身分を保持できる。このような会員の身分の存続期間は、会員となっているクラブの理事会によって決定されるものとする。

### 4.050.2. 権利および特典

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を持たない。しかし、本人が会員となっているクラブのあらゆる会合に出席でき、クラブのその他のあらゆる特典を享受できる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

## 4.060. 公職

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選出もしくは任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

## 4.070. 会員身分の制約

細則第2.040.節の規定にかかわらず、いかなるクラブも、RI加盟年月日に関係なく、定款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づき会員身分を制約すること、もしくはRI定款または細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課すことはできない。本細則本節の規定に反するクラブ定款のいかなる規定、あるいは、その他のいかなる条件も無効とし、効力はないものとする。

## 4.080. RIの職員

クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

## 4.090. 出席報告

各クラブは、各月の最終例会後15日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなければならない。

## 4.100. 他クラブへの出席

各会員は、いつでも他クラブの例会に出席する特典を持つものとする。ただし、以前に当該会員の会員身分を正当な理由で終結したクラブを除く。

## 第5条 理事会

### 5.010. 理事会の任務

### 5.020. 理事会の決定の公表

### 5.030. 理事会決定に対する提訴

### 5.040. 理事会の権限

### 5.050. 理事会の会合

- 5.060. 通信による投票
- 5.070. 執行委員会
- 5.080. 理事会メンバーの空席

### 5.010. 理事会の任務

理事会は、RIの目的の推進、ロータリーの綱領の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理想、倫理および組織の特質の保存、ならびにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。RI定款の第3条の目的を果たすため、理事会は長期計画を採択するものとする。理事会は、規定審議会の各会合で長期計画の進捗について報告しなければならない。

### 5.020. 理事会の決定の公表

すべての理事会の議事録や決定措置は、各理事会会合後またはその措置が決定された後60日以内にロータリー・ワールドワイド・ウェブサイトに掲載し、全会員に公表されるものとする。さらに、公式議事録に添付されるすべての補遺資料は、これを要請する会員が入手できるものとする。ただし、理事会によって機密または極秘とみなされる資料の掲載は除外できる。

### 5.030. 理事会の決定に対する提訴

理事会の決定は、理事会によって定められる規則の下、直前の規定審議会の地区代表議員に提出される郵便投票を通じて提訴する以外に、これを覆すことができないものとする。提訴は、クラブが、少なくとも24の他クラブの同意を得て、正式に事務総長に提出しなければならない。24クラブのうち少なくとも半数は別の地区内のクラブでなければならない。提訴およびそれに対する同意はともに、理事会の決定後4か月以内に受理されなければならない。事務総長はその後90日以内に上述の郵便投票を実施するものとする。このような提訴は、クラブ例会で正式に採択され、クラブ会長と幹事が証明した決議書をもって行われるものとする。提訴の決定に当たって、地区代表議員が審議するのは、理事会の決定を支持するかどうかということだけである。ただし、事務総長が次に予定された規定審議会開催の前3か月以内に提訴を受理した場合、理事会決定への提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するため、規定審議会に提出されるものとする。

### 5.040. 理事会の権限

#### 5.040.1. RIの業務の指示・管理

理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する。

- (a) 組織の方針を設定すること。
- (b) 事務総長による方針実施を評価すること。
- (c) 定款、細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正によって与えられた権限を行使すること。

#### 5.040.2. 役員および委員に対する総括的管理・監督

理事会は、RIのすべての役員、役員エレクト、役員ノミニ、委員会に対する総括的管理および監督を行うものとする。然るべき理由がある場合には、聴聞を行った上、役員、役員エレクト、役員ノミニ、委員を罷免することができる。問責書を含む通知は、聴聞の行われる少なくとも60日前に、罷免聴聞にかけられる人に届けられていなければならない。このような通知には、聴聞の日時と場所を明記し、郵便もしくは他の迅速な通信手段によ

って直接配達されるものとする。罷免聴聞にかけられる人は、聴聞において、弁護士を代理人とすることができる。役員、役員エレクト、役員ノミニ、委員を罷免するには、理事会全員の3分の2の投票を必要とする。また、理事会は、第6.100.節に規定されるさらなる権限をも持つものとする。

## 5.050. 理事会の会合

### 5.050.1. 期日、場所、および通知

理事会の会合は、理事会が決定する時と場所において開くか、もしくは会長の招集によって開くものとする。会合は、通知を必要としない場合を除き、開会日の少なくとも30日前までに、事務総長から、理事会の全員に通知されなければならない。理事会は、各年度に少なくとも2回会合を開かなければならない。理事会の公式会合に直接出席する代わりに、テレビ会議、インターネット、およびその他の通信設備を使って会議を開くことができる。

### 5.050.2. 定足数

RI定款または細則によってより多くの投票が必要とされる案件を除き、理事会のメンバーの過半数をもってすべての事項を処理するための定足数とする。

### 5.050.3. 年度の最初の会合

次の理事会のメンバーとなる者の会合が、年次国際大会の終了直後に開催されるものとする。次期会長がこの会合の時と場所を定めるものとする。この会合における決定事項は、7月1日以後に、理事会で、または本条第5.060.節に述べられている方法のうちのいずれかによって承認されなければならない。承認後に、その決定は、初めて効力を発するものとする。

## 5.060. 通信による投票

### 5.060.1. 非公式の会合

理事会は、会合に参加している全員が互いに意見を交換できる電話、インターネット、または他の通信手段を使って、その会合で発言し、決定することができる。このような会合への参加は、参加している人(たち)が会合に直接出席しているものとみなされる。

### 5.060.2. 非公式の決定

理事会は、会合を開かないで、理事全員の一致した書面による同意を得て議事を処理することができる。

## 5.070. 執行委員会

理事会は、職権上の委員を含め5名以上7名以下の委員により構成される執行委員会を任命することができる。執行委員会は、事務総長の業績の評価を少なくとも年に1度理事会に報告する。理事会は、この執行委員会に、理事会の会合と会合との中間期間中、理事会に代わって決定を行う権限の行使を委任することができる。このような権限は、既にRIの方針が確立されている事項に限られる。執行委員会は、理事会によって定められ、本節の規定に反しない職務権限によってその任務を遂行するものとする。

## 5.080. 理事会メンバーの空席

### 5.080.1. 補欠

理事に空席が生じた場合はいつでも、それがどのような理由であれ、理事会は、理事が選

出された時点で同じゾーン（あるいはゾーン内のセクション）から選出された補欠を、残存期間を務める理事として選出するものとする。

#### 5.080.2. 補欠が任務を果たせない場合

いかなる理由にせよ、補欠が任務を果たすことのできない場合には、その他の理事会メンバーが、空席の生じた当該ゾーン（あるいはゾーン内のセクション）から理事を選挙するものとする。選挙は、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは通信による投票によって行うものとする。

### 第6条 役員

6.010. 国際大会における役員選挙

6.020. 副会長と財務長の選出

6.030. 事務総長の選挙と任期

6.040. 理事は再選されない

6.050. 役員資格条件

6.060. 任期

6.070. 会長の空席

6.080. 会長エレクトの空席

6.090. 副会長または財務長の空席

6.100. 事務総長の空席

6.110. 理事の任務遂行不能

6.120. ガバナーの空席

6.130. 役員報酬

6.140. 役員任務

#### 6.010. 国際大会における役員選挙

年次国際大会において選挙される役員は、RIの会長、理事、ガバナー、およびRIBIの会長、副会長、名誉会計である。

#### 6.020. 副会長と財務長の選出

副会長と財務長は、次期会長が理事会の第1回会合で、2年目の任期を務めることになる理事の中から選任するものとする。この副会長と財務長は、7月1日より1年間その職を務めるものとする。

#### 6.030. 事務総長の選挙と任期

事務総長は理事会が選任し、その任期は5年を超えないものとする。その選挙は、事務総長の任期の最終年の3月31日までに行われ、選挙後の7月1日に新しい任期が始まるものとする。事務総長は再選される資格を有する。

#### 6.040. 理事は再選されない

理事として、細則の定める全期間または理事会の定める期間務めた人は、会長または会長エレクトを務める場合を除いて、再度理事職に就くことはできない。

#### 6.050. 役員資格条件

##### 6.050.1. クラブ会員

RIの各役員は、クラブの瑕疵なき会員でなければならない。

### 6.050.2. 会長

RIの会長候補者は、会長に指名される以前にRIの理事としてその任期を全期を務めた者でなければならない。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。

### 6.050.3. 理事

RIの理事候補者は、理事として推薦される以前にRIのガバナーとしてその任期を全期を務めた者でなければならない。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。また、ガバナーを務めてから少なくとも3年が経過していなければならない。理事候補者はさらに、推薦される前の36カ月間に、少なくとも2回の研究会と1回の国際大会に出席していなければならない。

## 6.060. 任期

### 6.060.1. 役員

会長、理事、ガバナーを除き、各役員の任期は、選挙後の7月1日に始まるものとする。理事を除き、すべての役員は、1年またはその後継者が選挙されるまで在任するものとする。理事はすべて2年またはその後継者が選挙されるまで在任するものとする。

### 6.060.2. 会長エレクト

会長に選挙された者は、次の年度の7月1日から会長エレクトを務め、同時に理事会のメンバーとなるものとする。会長エレクトは副会長に選ばれる資格はない。会長エレクトは、会長エレクトとしての任期を1年間務めた翌年に会長を務めるものとする。

### 6.060.3. 理事

各理事の任期は、選挙された年の次の年の7月1日に始まるものとする。

## 6.070. 会長の空席

会長が空席となった場合は、副会長が会長の地位を継ぎ、その他の理事会のメンバーの中から新たに副会長を選任するものとする。新会長と新副会長の選挙により欠員となった理事は、本細則第5.080.節に従って埋めるものとする。

### 6.070.1. 会長と副会長の同時空席

会長と副会長の両役職が同時に空席となった場合、理事会は、そのメンバー（会長エレクト以外のメンバー）の中から新会長を選挙し、次に新会長が新副会長を選出するものとする。新会長と新副会長の選挙により欠員となった理事は、本細則第5.080.節に従って埋めるものとする。

## 6.080. 会長エレクトの空席

### 6.080.1. 次期国際大会前の空席

次の国際大会の閉会前に会長エレクトに空席が生じた場合、会長指名委員会は、かかる会長エレクトが会長を務めるはずであったロータリー年度の会長ノミニーを改めて選出しなければならない。このような選出は、できるだけ早く、定例委員会か緊急委員会において行わなければならない。このような会議を開くことができない場合は、郵便投票または他の迅速な通信手段によって選出を行うことができる。



#### 6.080.2. 指名委員会手続による空席の補充

指名委員会は、第11.050.節と第11.060.節に従って既に選出した会長ノミニーを、繰り上げて指名することができる。このような場合、委員会は、会長エレクトの役職のために改めてノミニーを選出しなければならない。

#### 6.080.3. 空席を補充するに当たっての会長の任務

会長エレクトに生じた空席を補充するための指名手続は、会長が決定するものとする。その手続には、クラブに送付すべき委員会の報告およびクラブによる指名に関する規定が含まれていなければならない。その規定は、時間的に可能な限り、第11.060.節、第11.070.節、第11.080.節に従ったものでなければならない。空席の生じた時期が国際大会に近すぎて、大会に先立ち、委員会の報告を全クラブに郵送し、クラブが対抗候補者を指名する時間的余裕がない場合、事務総長は、可能な範囲内で委員会の報告に関する通知を行うものとし、また国際大会の議場におけるクラブ代議員による対抗候補者の指名が許されるものとする。

#### 6.080.4. 就任直前の空席

国際大会の閉会と、その直後の会長就任との間に生じた会長エレクトの空席は、7月1日に空位になっているものとみなし、第6.070.節に従って補充するものとする。

#### 6.080.5. 空席に関する不測の事態

本節に規定されていないような不測の事態が起こった場合、会長が、取るべき手続を決定するものとする。

#### 6.090. 副会長または財務長の空席

副会長または財務長の職が空席になった場合、会長は、2年目の理事の中から選び、未了の任期を務めさせるものとする。

#### 6.100. 事務総長の空席

事務総長に空席が生じた場合、理事会は、最高5年を任期としてロータリアンを選挙するものとする。その任期は、理事会が決定した日をもって効力を発する。

#### 6.110. 理事の任務遂行不能

理事会のメンバーがその任務を遂行できないほどの身体的状態になったと理事会の4分の3の投票で決定した場合、そのメンバーは、その決定後、直ちにその職を失い、本細則の規定に従って後任が選出されるものとする。

#### 6.120. ガバナーの空席

##### 6.120.1. 理事と会長の権限

理事会は、残存任期中ガバナーの空席を埋めるために、資格条件を備えたロータリアンを選挙する権限を有するものとする。会長は、理事会によってその空席が補充されるまで資格条件を備えたロータリアンを、アクティング・ガバナー（臨時のガバナー）として任命することができる。

##### 6.120.2. ガバナーの一時的任務遂行不能

ガバナーが一時的にその任務を執り行うことができない場合、会長は資格条件を備えたロータリアンをアクティング・ガバナー（臨時のガバナー）に任命することができる。

### 6.130. 役員の報酬

事務総長は報酬を受ける唯一の役員とする。理事会がその報酬額を定めるものとする。理事会が定めた経費支弁方針に従って認められている妥当かつ領収書を伴う経費の支払い以外、その他の役員や会長ノミニーに対しては、謝意、謝礼金、これに相当する支払いを含め、一切支払いが行われないものとする。

### 6.140. 役員の任務

#### 6.140.1. 会長

会長は、RIの最高役員とする。会長は、

- (a) RIの第1の代弁者とする。
- (b) すべての国際大会およびすべての理事会の会合を主宰する。
- (c) 事務総長に助言する。
- (d) 理事会の採択した長期計画に沿って、その職責に属するその他の任務を執行する。

#### 6.140.2. 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとして、また本細則に規定する任務および権限のみを持つものとする。ただし、会長または理事会はこれにその他の任務を与えることができる。

#### 6.140.3. 事務総長

事務総長は、RIの最高執行責任者とする。最高執行責任者である事務総長は、理事会の指示監督の下にRIの日々の管理に責任を負う。事務総長は、RIの財務運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長と理事会に責任を負うものとする。事務総長は、また、理事会によって定められた方針をロータリアンおよびクラブに知らせるものとする。事務総長は、RI事務局職員の監督に単独で責任を負うものとする。事務総長は、理事会に対して年次報告を行うものとし、その報告は、理事会の承認を経た上、年次国際大会に提出しなければならない。事務総長は、理事会の要求する金額の契約履行保証をもって、誠実な任務の遂行を誓約するものとする。

#### 6.140.4. 財務長

財務長は、事務総長から定期的に財務関連情報を受け取り、RI財務運営について事務総長と協議するものとする。財務長は、理事会に財務報告をし、また年次国際大会で報告するものとする。財務長は、理事の職責に属する任務と権限のみ有するが、会長または理事会から、さらに、任務を課される場合もある。

## 第7条 立法手続

7.010. 立法案の種類

7.020. 立法案の提出者

7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

7.035. 制定案と決議案の締切日

7.037. 正規の手続で提出された立法案、欠陥のある立法案

7.040. 立法案の審査

7.050. 理事会での立法案の審査

7.060. 非常事態における立法案の審議

### 7.010. 立法案の種類

組織規定を改正しようとする提案は、制定案と称する。組織規定を改正することを目的としない提案は、決議案と称する。

### 7.020. 立法案の提出者

立法は、クラブ、地区大会、RIBI審議会または大会、規定審議会、および理事会が提案できる。理事会は、管理委員会の事前の承諾なしには、ロータリー財団に関する立法案を提出しないものとする。

### 7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

クラブの立法案は必ず地区大会またはRIBI地区審議会において、地区内のクラブの承認を受けなければならない。地区大会またはRIBI地区審議会に立法案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便投票は、第13.040.節の手續にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される立法案には、地区大会やRIBI地区審議会での審議、または、郵便投票の票決により承認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。いかなる地区も、1回の審議会につき5件より多くの立法案を提案もしくは承認すべきではない。

### 7.035. 制定案と決議案の締切日

制定案と決議案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の12月31日までに、RI事務総長に提出されなければならない。理事会は、緊要性があると判断した制定案を、審議会の開かれるロータリー年度の12月31日までに、事務総長に提案、提出することができる。審議会または理事会の提出する決議案については、審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

### 7.037. 正規の手續で提出された立法案、欠陥のある立法案

#### 7.037.1. 正規の手續で提出された立法案

次の条件を満たしていれば、正規の手續で提出した立法案と見なされる。

- (a) それぞれ、細則第7.035.節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること。
- (b) 立法案の提案者に関する細則の第7.020.節の規定に合致していること。
- (c) クラブが提出したとき、地区の承認に関する細則の第7.030.節の規定を満たしていること。
- (d) 提案者は、立法案が検討を求める課題あるいは問題を明記し、その立法案がどのようにその課題あるいは問題に対処または解決するかを説明する趣旨および効果に関する声明文を、300語以内で提出すること。

#### 7.037.2. 欠陥のある立法案

次の場合、立法案は欠陥があると見なされる。

- (a) 意味の矛盾しているところが二つ以上ある場合。
- (b) 組織規定の関係個所をすべて改正していない場合。
- (c) その採択が法令に反する場合。
- (d) 決議の形式をとっているが、(i) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合、または (ii) 理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内にある管理運営的措置を要求あるいは要請する場合。

- (e) RI細則またはRI定款に抵触するような方法で標準ロータリー・クラブ定款を改正する場合、またはRI定款に抵触するような方法でRI細則を改正する場合。
- (f) 管理または施行が不可能な場合。

#### 7.040. 立法案の審査

定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての立法案を点検し、審議会に回付する。また、以下を行うことができる。

- 7.040.1. 理事会に代わって、欠陥のある立法案を訂正するために適切な修正を提案者に提言する。
- 7.040.2. 理事会に代わって、実質的には同種の立法案の提出者に、その提案に代わる折衷案を提言する。
- 7.040.3. 提案者たちが折衷案に同意しない場合、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を事務総長から審議会に回付するよう理事会に提言する。
- 7.040.4. 正規の手続きで提出された立法案であるか否か、欠陥のある立法案であるか否かを理事会に提言する。
- 7.040.5. 委員会が欠陥のある立法案であると決定した場合、事務総長が審議会に回付しないよう理事会に提言する。
- 7.040.6. 第8.130.2.項に定義される他の任務を遂行する。

#### 7.050. 理事会での立法案の審査

理事会（理事会に代わって定款細則委員会によって）はすべての立法案本文を審査し、欠陥があれば、提案者にその旨通告し、可能であれば修正を提言するものとする。

##### 7.050.1. 同種の立法案

実質的に同種の立法案が提出されている場合、理事会（理事会に代わって定款細則委員会）は、提案者たちに折衷案を提言できる。提案者たちが折衷案に同意しない場合、理事会は、定款細則委員会の助言に基づき、事務総長に対し、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を審議会に回付するよう指示できる。このような折衷案および代案となる立法案は、そのようなものとして別個に指定され、所定の締切日に拘束されないものとする。

##### 7.050.2. 審議会に回付されない立法案

定款細則委員会の助言に基づき、第7.040.4.項に従い、立法案が正規の手続きで提出されていないと理事会が判断した場合、理事会はその立法案を審議のため規定審議会に回付しない旨指示し、また欠陥のある立法案であると理事会が決定した場合、理事会は、その立法案を審議のため審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。いずれの場合も、審議会でこの立法案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

##### 7.050.3. プログラムの範囲内でない決議案

理事会（理事会に代わって定款細則委員会）は、すべての決議案の本文を点検し、定款細則委員会の助言に基づきRIのプログラムの範囲内と決定した決議案を審議会に回付するよう事務総長に指示しなければならない。定款細則委員会の助言に基づいて、決議案

がRIのプログラムの範囲内ないと理事会が決定した場合、理事会は、審議のため審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのように決定した場合、審議会の開会に先立って提案者にその旨通告しなければならない。この場合、審議会でこの決議案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

#### 7.050.4. 審議会に提出する修正案および立法案の回付

立法案の修正案はすべて、理事会（理事会に代わって定款細則委員会）によって提出の締切日が延期されない限り、審議会が開かれる前のロータリー年度の3月31日までに、提案者から事務総長に提出しなければならない。第7.050.2.節および第7.050.3.節の規定に従い、事務総長は、期日通りに提出されたすべての修正案を含め、正規の手続きで提出された全立法案を審議会に回付しなければならない。

#### 7.050.5. 立法案の公表

事務総長は、審議会が開かれるロータリー年度の9月30日までに、定款細則委員会により審査、承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とともに、正規の手続きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに10部、規定審議会の全構成員に1部、すべての元理事に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。立法案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブサイトからも入手できるようにしなければならない。

#### 7.050.6. 審議会における立法案の審議

審議会は、正規の手続で提案された立法案ならびにそれらに対する修正案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。

#### 7.050.7. 決議案の採択

決議案の形式をとる立法案は、審議会に出席し、投票する代表議員の少なくとも過半数の賛成票で、採択することができる。

#### 7.060. 非常事態における立法案の審議

理事会は、理事の3分の2の多数によって、非常事態の存在することを宣言し、次のように立法案を審議する権限を有する。

##### 7.060.1. 審議会で審議される非常時立法案

臨時審議会に提出された立法案は、各組織規定に定められている提出締切日を過ぎても審議会で審議できる。ただし、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続に従うものとする。

##### 7.060.2. 立法案の採択

非常事態下にこれらの規定に基づいて規定審議会で立法案を採択するには、出席者の投票の3分の2の賛成票を要するものとする。

### 第8条 規定審議会

#### 8.010. 審議会議員

#### 8.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件

#### 8.030. 審議会地区代表議員の任務

#### 8.040. 役員とその任務

#### 8.050. 指名委員会手続による代表議員の選出

#### 8.060. 地区大会における代表議員の選挙

- 8.070. 郵便投票による代表議員の選挙
- 8.080. 通知
- 8.090. 信任状委員会
- 8.100. 特別議員
- 8.110. 審議会の定足数
- 8.120. 審議会手続
- 8.130. 審議会運営委員会：定款細則委員会の任務
- 8.140. 審議会の決定
- 8.150. 開催地の選定
- 8.160. 審議会の臨時会合
- 8.170. 暫定規定

## 8.010. 審議会議員

審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成される。

### 8.010.1. 代表議員

第8.050.節、第8.060.節、および第8.070.節の規定により、各地区ごとに1名の代表議員が地区内クラブから選挙される。各無地区クラブは、それぞれ、クラブにとって都合のよい地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。代表議員は投票権を有する議員とする。いかなるロータリアンも、代表議員として審議会に3回を超えて出席してはならない。

### 8.010.2. 議長、副議長、議事運営手続の専門家

審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、次期会長が審議会の直前年度に選出するものとする。議長および副議長は、議長席にあつて可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、それ以外の場合には、投票権を有しない議員とする。

### 8.010.3. 定款細則委員会

RI定款細則委員会の委員は、審議会の投票権を有しない議員で、審議会運営委員を務める。同委員会は、第8.130.1.項と第8.130.2.項に規定する任務と責務を負うものとする。

### 8.010.4. 会長、会長エレクト、理事および事務総長

会長、会長エレクト、他の理事会のメンバー、および事務総長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

### 8.010.5. 元会長

すべての元RI会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

### 8.010.6. 管理委員

管理委員会の選んだロータリー財団管理委員は審議会の投票権を有しない議員とする。

### 8.010.7. 特別議員

会長が任命した場合、3名まで審議会の投票権を有しない特別議員とすることができる。この特別議員は、後段の第8.100.節に規定する任務と責務を負い、審議会議長の指示の下にその任務を遂行するものとする。

## 8.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件

### 8.020.1. クラブ会員

審議会の議員は、いずれも、クラブの会員でなければならない。

## 8.020.2. 元役員

各代表議員は、選挙時に、RI役員として全期務めたことがある者でなければならない。しかし、元役員が地区内で得られないということを当該ガバナーが証明し、RI会長の同意が得られたときは、ガバナーとして全期務めていないロータリアンやガバナー・エレクトを選んでも差し支えない。

## 8.020.3. 資格要件

審議会の代表議員となる資格を得るには、代表議員としての資格についてよく知っていなければならない。代表議員の資格要件、任務、責任を理解していることを記した署名入りの声明書を事務総長に提出しなければならない。また、代表議員は、この任務と責務を引き受け、これを誠実に果たすための資格と意思、および能力を持ち備え、審議会に、その会期全体を通じて出席しなければならない。

## 8.020.4. 被選資格がない

審議会の投票権を有しない議員とRIもしくは地区またはクラブの常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員となることができない。

## 8.030. 審議会地区代表議員の任務

代表議員は、次の任務を有するものとする。

- (a) クラブが立法案を提出する場合、その作成を援助すること。
- (b) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案を討議すること。
- (c) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。
- (d) 審議会に提出された立法案のすべてに批判的な検討を加え、審議会に、立法案に対する見解を的確に伝えること。
- (e) RIの公正な立法当務者として行動すること。
- (f) 審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。
- (g) 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。
- (h) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談にのること。

## 8.040. 役員とその任務

審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家 (parliamentarian)、および幹事から成る。

### 8.040.1. 議長

議長は、審議会の会議の司会者となり、この細則および会議運営手続規則の関係規定に掲げられている職務、ならびに通常その職責に属する任務を行うものとする。

### 8.040.2. 副議長

副議長は、議長の決定または他の事情によって、司会を務めるものとする。また、副議長は、議長の決定により議長を補佐するものとする。

### 8.040.3. 議事運営手続の専門家

議事運営手続の専門家は、議事運営手続に関する件で議長と審議会に提言、助言するものとする。

#### 8.040.4. 幹事

事務総長は、審議会幹事となる。ただし、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務める者を任命することができる。

### 8.050. 指名委員会手続による代表議員の選出

#### 8.050.1. 選出

代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出されるべきである。指名委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、審議会の開かれる2年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛盾しない限り、第13.020.節に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

#### 8.050.2. 指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合

指名委員の選出方法を採択できなかった地区は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべての元ガバナーを指名委員会に起用するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がない。

#### 8.050.3. 代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合

代表議員およびその補欠議員が務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの他の適格な会員を審議会における代表議員に指名することができる。

### 8.060. 地区大会における代表議員選挙

#### 8.060.1. 選挙

地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、またRIBI内の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠議員を選挙してもよい。選挙は審議会が開かれる2年前の年度に行うものとする。RIBIにおいては、審議会の開かれる年度の2年前の10月1日を過ぎてから開かれる地区審議会において選挙されるものとする。

#### 8.060.2. 指名

地区内のクラブは、代表議員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示している者で、審議会議員となる資格のある地区内のクラブ会員を代表議員に指名することができる。クラブは、その指名を文書で行うものとする。この文書には、クラブ会長と幹事の署名がなければならない。この指名文書は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地区大会の選挙人は、代表議員の選挙に1票を投じる権利を与えられるものとする。

#### 8.060.3. 代表議員と補欠議員

過半数の投票を得た候補者を審議会代表議員とする。候補者が2名しかいない場合、過半数が得られなかった候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たせない場合にのみその任に就くものとする。候補者が2名を上回る場合は、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。この単一移譲式投票方式による投票において1名の候補者が過半数を得た場合、第2位の票数を得た候補者が補欠議員となるものとする。

#### 8.060.4. 代表議員の候補者が1名のみ

地区で候補者に指名された者が1名のみであった場合、投票は行わないものとする。ガバナーはその被指名者を審議会における代表議員として公表するものとする。



#### 8.060.5. クラブから代表議員を推薦

候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められるには、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブの会長と幹事の両方が署名するものとする。

#### 8.070. 郵便投票による代表議員の選挙

##### 8.070.1. 理事会による郵便投票の承認

事情により必要のある場合は、理事会は、地区に対しその地区の審議会代表議員または補欠議員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その代表議員の指名に関し公式の要請書を作成してこれをその地区内各クラブの幹事に漏れなく郵送されるようにしなければならない。指名は、すべて書面により行われ、そのクラブの会長および幹事がこれに署名しなければならない。これらの指名書はガバナーの定める期日までにガバナーのもとに届いていなければならない。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙を作らせ、これを各クラブに郵送させた上、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この投票権の数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

##### 8.070.2. 郵便投票による選挙

地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、審議会代表議員および補欠議員を郵便投票によって選出することができる。郵便投票は、年次地区大会が開かれた月の翌月に、実施されるものとする。この郵便投票は、第8.070.1.項に掲げられている規定に従って実施されるものとする。

#### 8.070.3. クラブから代表議員を推薦

候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められるには、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブの会長と幹事の両方が署名するものとする。

#### 8.080. 通知

##### 8.080.1. 代表議員を事務総長に報告

審議会の代表議員および補欠議員の氏名は、選出後直ちに、ガバナーが事務総長に報告するものとする。

##### 8.080.2. 審議会代表議員の氏名の公表

審議会の少なくとも30日前までに、事務総長は、ガバナーから報告を受けている審議会代表議員の氏名と、審議会の時と場所を知らせる通知を代表議員に公表しなければならない。

### 8.080.3. 議長、副議長、および議事運営手続の専門家の氏名の公表

議長、副議長、および議事運営手続の専門家の氏名は、事務総長からすべてのクラブに公表されるものとする。

### 8.090. 信任状委員会

会長は、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、審議会の開かれる前に審議会の開催される場所において会合するものとする。この委員会は信任状を審査し、その査証をしなければならない。委員会の決定はいかなる場合でも、審議会がこれを審査することができる。

### 8.100. 特別議員

立法案の公表直後に、審議会議長は、直ちに、一定の立法案件を指定して、これを各特別議員に付託するものとする。各特別議員は、割り当てられた立法案件すべてを検討し、各案件について、審議を容易にし、十分討議されなかった立法案件の採択に対する賛否の意見について審議会に情報を提供する用意をしておかなければならない。

### 8.110. 審議会の定足数

投票権を有する審議会議員の2分の1を定足数とする。投票権を有する各議員は、投票に付せられた各案件につき1票のみを投じる権利を有する。審議会においては、委任状による代理者の投票を認めないものとする。

### 8.120. 審議会手続

#### 8.120.1. 会議運営手続規則

第8.130.節の規定に従って、審議会はその都度、議事の運営に必要と考える手続規則を採用できるものとする。かかる規則は本細則に沿ったものでなければならず、次の審議会に変更されるまで有効とされるものとする。

#### 8.120.2. 異議の申し立て

議長のいかなる裁定にも異議を申し立てることができる。議長の決定を覆すためには審議会の過半数の投票が必要とされる。

### 8.130. 審議会運営委員会、定款細則委員会の任務

議長および副議長、定款細則委員会をもって構成される審議会運営委員会を設ける。審議会議長は、審議会運営委員会の委員長となる。

#### 8.130.1. 審議会運営委員会の任務

審議会運営委員会は審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を推奨する。また、審議会運営委員会は、委員会または審議会が、立法案またはその修正案の中に欠陥を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を審議会のために起草、改訂する。審議会運営委員会は、審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、細則と標準クラブ定款の関連個所の修正文案を作成する。さらに、関連個所の修正を明示した審議会報告書を作成する。

#### 8.130.2. 定款細則委員会委員の他の任務

定款細則委員会は、立法案の公表前にすべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを承認するものとする。立法案の公表直後に、審議会議長は、立法案件を定款細則委員会の各委員に割り振るものとする。各定款細則委員は、自分に割り振られた立法案をすべて研

究し、立法案の各案件の趣旨、背景、効果について、また、案件の欠陥について審議会に報告する準備をしなければならない。

## 8.140. 審議会の決定

### 8.140.1. 議長の報告

審議会議長は、審議会終了後10日以内に、審議会の決定に関する詳細な報告を事務総長に提出しなければならない。

### 8.140.2. 事務総長の報告

事務総長は、各クラブの幹事に対し、審議会が採択した立法案のすべてについて、審議会の行った決定に関する報告書を審議会閉会后2カ月以内に送付するものとする。報告書には、審議会の行った決定に対し、反対の意思を表示しようとするクラブのために、その表示に用いる書式を添付しなければならない。

### 8.140.3. 審議会の決定に関する反対

立法案の採択に関する審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからの書式は、クラブ会長が証明しなければならず、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長のもとに届くように提出されなければならない。その期日は事務総長の報告の郵送後少なくとも2カ月後とする。事務総長は、審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にするものとする。

### 8.140.4. 審議会の決定の一時保留

立法案に関する審議会決定は、クラブの有効投票の少なくとも5パーセントに相当するクラブが反対の意思表示をした場合、その効力は一時保留されるものとする。

### 8.140.5. 郵便投票によるクラブの投票

承認された立法案の1件または数件が、クラブの反対のために、一時保留とされた場合、事務総長は、その一時保留後、1カ月以内に、投票用紙を作成し、各クラブの幹事に配布するものとする。投票は一時保留とされた立法案について審議会決定に賛成するか否かという質問を提起するものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、審議会閉会に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日におけるクラブの会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブの投票は、クラブ会長の認証を要するものとし、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長の許に届くように提出されなければならない。その期日は、投票用紙郵送後少なくとも2カ月後とする。

### 8.140.6. 投票委員会の会合

会長が投票委員会を任命するものとする。投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合し、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。一時保留とされた立法案に関するクラブの投票は、投票用紙を受理した最後の日から2週間以内に投票委員会が集計するものとする。投票委員会は、委員会閉会の後5日以内に事務総長に投票結果を証明するものとする。

### 8.140.7. 投票結果

クラブが投じうる投票数の過半数が審議会の決定に反対した場合、このような立法案件

に関する審議会決定は一時保留の日より無効とされる。しかし、その他の場合については、一時保留とされた決定は、一時保留がなかったものとして復活するものとする。

#### 8.140.8. 審議会決定の発効日

各立法案について審議会の行った決定は本細則第8.140.4.項の下にクラブ決定により一時保留とされない限り、審議会閉会直後の7月1日にその効力を生じるものとする。

#### 8.150. 開催地の選定

RI定款第10条第2節の規定に従って、審議会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないよう、あらゆる努力を払わなければならない。

#### 8.160. 審議会の臨時会合

##### 8.160.1. 通知

審議会の臨時会合はRI定款第10条第5節に従い、理事会が招集することができる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の60日前までにガバナーに郵送されるものとする。ガバナーは、直ちに地区内クラブに知らせた上、地区の代表者として審議会に派遣するロータリアンの氏名をできるだけ早く事務総長に報告するものとする。

##### 8.160.2. 代表議員

臨時会合で地区内クラブを代表するのは、一番最近の審議会代表議員である。この人が代表議員を務めることができず、その意思もない場合、地区は一番最近の規定審議会補欠議員を地区の代表者とするものとする。この人もまた代表議員を務めることができず、その意思もない場合、ガバナーあるいは本細則の下に資格を持つガバナーから指名された別の人が、地区内クラブを代表するものとする。

##### 8.160.3. 制定案の採択

審議会の臨時会合で制定案を採択するには、出席し、投票した人の3分の2の賛成投票が必要とされるものとする。

##### 8.160.4. 手続

通常の審議会のために定められた手続が、臨時会合にも適用される。ただし、次の二つは例外とされる。

##### 8.160.4.1. 決定の報告

第8.140.2.項に規定される決定の報告は、臨時会合終了後15日以内に、各クラブに送付するものとする。

##### 8.160.4.2. 決定に対する反対の意思表示

クラブが審議会臨時会合の決定に反対するには、報告がクラブに送付されてから、2カ月以内にその意思表示をしなければならない。

##### 8.160.5. 決定の発効日

クラブがこのような決定に反対の意思表示をする投票が、所定数、提出されなかった場合、審議会の臨時会合の決定は、事務総長がクラブに審議会の報告を送付してから2カ月後に効力を発するものとする。クラブの所定数が反対の意思表示をした場合、その決定は、第8.140.節の規定にできる限り沿って、郵便投票にかけられるものとする。

## 8.170. 暫定規定

暫定規定は、適用できなくなった時点で無効となるものとする。

## 第9条 国際大会

9.010. 国際大会の時期および場所

9.020. 国際大会の招集

9.030. 国際大会役員

9.040. 国際大会代議員

9.050. 代議員の信任状

9.060. 特別代議員

9.070. 登録料

9.080. 国際大会の定足数

9.090. 信任状委員会

9.100. 選挙人

9.110. 投票委員会

9.120. 役員選挙

9.130. 国際大会プログラム

9.140. 代議員の座席

9.150. 特別協議会

### 9.010. 国際大会の時期および場所

理事会は、国際ロータリーの年次大会が開催される年の10年前より年次大会の候補日および（または）場所を決定し、その国際大会の開催のためにあらゆる準備手配を行うことができる。国際大会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。

### 9.020. 国際大会の招集

国際大会の少なくとも6カ月前に、会長は年次国際大会の公式招待状を発表し、事務総長がこれを各クラブに郵送しなければならない。臨時国際大会の招待状は、開催日の少なくとも60日前に発行され、郵送されなければならない。

### 9.030. 国際大会役員

国際大会の役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、事務総長、国際大会委員長、ならびに会場監督とする。会長が会場監督を任命するものとする。

### 9.040. 国際大会代議員

#### 9.040.1. 代議員

すべての代議員およびその補欠者は、委任状による代議員を除き、本人の所属クラブを代表するものでなければならない。

#### 9.040.2. 補欠代議員

クラブは、その代議員を選任する場合に、各代議員ごとに1名の補欠代議員を選ぶことができる。さらにその補欠代議員が必要な場合の任務を行うことができなくなったときには、第2の補欠代議員を選ぶことができる。補欠者は、自分がその補欠者となっている代議員が欠席した場合にのみ投票を行うことができる。第2補欠者は、自分のクラブのどの代議員のためにも、その代議員の補欠者が欠席した場合、その代議員の代わりを務めるこ

とができる。補欠者が代議員に代わる場合には、国際大会に提出された案件に対し、自分がその補欠者となっている代議員が投票する票数と同数の投票を行うことができる。

#### 9.040.3. 代議員の交替手続

補欠者が代議員に代わる場合は、信任状委員会に通知しなければならない。このようにして、補欠者が代議員に代わった場合、その補欠者は、その大会が終了するまで引き続き代議員として務めるものとする。大会開催地のクラブの代議員については、信任状委員会は、補欠者が代議員に代わる場合の一つまたはいくつかの本会議について認めることができる。ただし、その代議員が大会の運営に関する仕事に携わっていて、大会の会議に出席することが不可能な場合に限られる。信任状委員会は、事前にこのような交替の仕方について正式に通知を受け、それを承知していなければならない。

#### 9.040.4. 委任状による代理者

国際大会でクラブを代表する代議員またはその補欠者を持たないクラブは、RI定款第9条第3節(a)項に基づく数の投票権の行使を代理者に委任することができる。その委任状による代理者は、同一地区内のどのクラブの会員であっても差し支えない。無地区クラブの場合は、いずれかのクラブの会員を委任状による代理者に指定することができる。

#### 9.050. 代議員の信任状

すべての代議員、補欠者、委任状による代理者の権限は、自分が代表することになるクラブの会長および幹事の署名した証明書によって証明されるものとする。代議員、補欠者、および委任状による代理者が投票するには、これらの証明書は、すべてその国際大会の信任状委員会に提出されなければならない。

#### 9.060. 特別代議員

RIの各役員および現在もクラブで会員身分を有するRIの各元会長は、これを特別代議員とし、国際大会の投票に付せられた各案件に対して1票を投じる権利を有する。

#### 9.070. 登録料

国際大会に出席する16歳以上の者は、すべて登録して登録料を支払わなければならない。登録料は理事会が定めるものとする。代議員または委任状による代理者は、その登録料を支払うまでは、国際大会において投票する権利を有しないものとする。

#### 9.080. 国際大会の定足数

##### 9.080.1. 定足数

全クラブ数の10分の1を代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会における定足数とする。

##### 9.080.2. 定足数の不足

本会議において定足数の有無が問題となった場合、議長の定めた時間内は、票決を要する決定を行うことができない。この時間は半日を超えないものとする。この時間が過ぎたときは、定足数にかかわらず、正当に上程された場合と同様に、その案件の決定を行うことができる。

#### 9.090. 信任状委員会

会長は、国際大会閉会までに信任状委員会を任命するものとする。同委員会は、5名より少ない委員会であってはならない。

## 9.100. 選挙人

正規の信任状を有する代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成するものとし、これらを選挙人と称す。

## 9.110. 投票委員会

### 9.110.1. 任命と任務

会長は、国際大会において選挙人の中から投票委員会を任命しなければならない。この委員会は、投票用紙の配布、集計を含め、その国際大会におけるすべての投票を司るものとする。この委員会は、会長の定める少なくとも5名の選挙人から成るものとする。事務総長は、すべての投票用紙印刷の責任を負うものとする。

### 9.110.2. 役員の選挙の通知

会長は役員の指名および選挙を行う場所および時間について選挙人に通知しなければならない。このような通知は、国際大会の第1回本会議で行うものとする。

### 9.110.3. 委員会の報告

投票委員会は、投票の結果を速やかに大会に報告しなければならない。その報告は、委員会の過半数によって署名されなければならない。委員会委員長は全投票用紙を保管しなければならない。委員会の報告が採用された後、大会が別段指示した場合を除き、委員会委員長は全投票用紙を破棄しなければならない。

## 9.120. 役員の選挙

### 9.120.1. 投票権を有する選挙人

選挙人は各役員に対し1票の投票権を有する。

### 9.120.2. 投票

すべての役員の選挙は無記名投票によるものとし、3名以上の候補者がある場合の投票は単一移譲式投票の方法によるものとする。一つの役職に対してノミニーがただ1名の場合は、選挙人は、口頭による投票によって、事務総長に意思表示してそのノミニーに対する選挙人の統一投票を行うことができる。

### 9.120.3. 過半数の投票

前述の各役職ごとに投じられた票のうち、過半数の票を得たノミニーがそれぞれ当該役職の当選者として宣言されるものとする。必要な場合には、第2選択以下全選択投票をも計算に入れるものとする。

### 9.120.4. 国際大会へのノミニー名の提出

正規の手続を経てRI会長、理事、ガバナー、RIBI会長、副会長、名誉会計に指名されたノミニーの氏名は事務総長に証明され、事務総長から選挙のため国際大会に提出されるものとする。

## 9.130. 国際大会プログラム

国際大会委員会が報告し、理事会によって承認されたプログラムが全会議の日程となるものとする。プログラムは、理事会の3分の2の投票によって国際大会中に変更することができる。

**9.140. 代議員の座席**

投票が必要な本会議においては、信任状委員会に対し正式に資格を証明した代議員の数に等しい数の座席が、これらの代議員専用に各本会議場に確保されるものとする。

**9.150. 特別協議会**

国際大会においては、その都度、クラブの結成されている国または複数の国のグループのロータリアンが集まって、特別協議会を開催することができる。理事会または国際大会は、いずれの国または国々のために、このような特別協議会が開催されるかを随時決定して大会委員会にそのために必要な指示をしなければならない。この協議会においては、特に関係国または関係諸国に属する問題を協議することができる。会長は協議会の招集者を指名し、その協議会運営のためにできるだけ国際大会に準じる手続規則を定めて発表しなければならない。協議会を開いた時は、その議長および幹事を選出しなければならない。

**第10条 役員の指名と選挙 一般規定**

10.010. 最適任のロータリアン

10.020. 役員の指名

10.030. 資格条件

10.040. 指名される資格がない人

10.050. 役員の選挙

10.060. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

10.070. 選挙審査手続

**10.010. 最適任のロータリアン**

RIの被選役職における職務には、最適任のロータリアンが選ばれるものとする。

**10.020. 役員の指名**

RI会長、理事、ガバナーの指名は、指名委員会とクラブによって行われるものとする。

**10.030. 資格条件**

RI役職の候補者または被指名者は、すべて、瑕疵なきクラブの会員でなければならない。

**10.040. 指名される資格がない人****10.040.1. 指名委員会**

現実に指名委員に選ばれる選ばれないにかかわらず、指名委員会の委員となることに書面で同意した者、その補欠者、指名委員候補者、また1度選ばれて、その後辞退した指名委員候補者、また、その配偶者、子供、親は、その指名委員会が選ぶはずだった年度の役職に指名される資格はないものとする。

**10.040.2. ロータリー職員**

クラブ、地区またはRIの常勤、有給の職員は、事務総長の役職を除き、選挙を要するRIのすべての役職に就けないものとする。

**10.050. 役員の選挙**

RIの役員は、本細則第6.010.節と第9.120.節に規定するように年次国際大会で選挙されるものとする。

**10.060. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動**

ロータリーの被選役職における職務に最適任のロータリアンが選ばれるようにするため、



選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動、あるいは別の活動によって、肯定的、否定的を問わず選挙手続に影響を及ぼすいかなる行動も禁止されている。ロータリアンは、選挙によって任命されるRIの役職に就くために選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動を行ってはならないし、自分の代わりの人に、または他の人の代わりにこのような活動をさせてもならない。理事会が特に認めたもの以外に、パンフレット、印刷物、書状その他（電子メディアや電子通信手段を含む）を、クラブまたはクラブ会員に、ロータリアン自身あるいはこれに代わる他の人々が配布もしくは回覧してはならない。候補者が、自分に代わって、このような禁止されている活動が実施されているのに気付いたなら、直ちに、その関係者に非難の意を表明し、このような活動を中止するよう指示しなければならない。

## 10.070. 選挙審査手続

### 10.070.1. 不服申し立て

RI被選役職の選出手続きまたはRI選挙の結果について疑いがある、という申し立ては、クラブが書面で申し立てない限り考慮されないものとする。この申し立ては、少なくとも他の五つのクラブまたはRI現役員の同意を得なければならない。すべての申し立ては、投票結果の発表後21日以内に証拠書類を添えて事務総長に提出するものとする。違反したとの十分な証拠が存在する場合、地区、ゾーン、地域の会合における会長代理も申し立てを開始できる。この代理はその証拠を事務総長に回付するものとする。事務総長は、公表されている理事会手続に従って、申し立てについて決定を下すものとする。

### 10.070.2. 理事会の審議

理事会は、このような申し立てを十分に審議するものとする。理事会は、申し立てを却下するか、当該被選役職または将来のRI役職、あるいは、その両方について候補者を失格とするか、または、理事会が公正かつ正当とみなす他の措置を講じるものとする。候補者を失格とするには3分の2の投票を必要とするが、その失格は、理事会の定めるRI役職に一定期間適用される。理事会は、第10.060節に反したロータリアンに対し、公正とみなされる措置を講じることができる。理事会の決定は速やかに、全関係者に通知される。

### 10.070.3. 地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立て

細則あるいは標準クラブ定款の規定にかかわらず、以下を定めるものとする。

- (a) 地区の選出したガバナー・ノミニーについて、過去5年以内に、第10.070.1.項に基づき不服申し立てが2件以上あり、RI細則あるいは選挙への申し立て手順に違反するとみなすに十分な理由がある場合、理事会は次の措置を取ることができる。
  1. ノミニーと一部またはすべての候補者を失格とし、地区内のクラブに所属する元ガバナー1名をガバナーとして選出する。
  2. 選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行ったガバナー、ガバナー・エレクト、あるいはガバナー・ノミニーを解任する。
  3. 選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行った現RI役員または元RI役員は、現RI役員または元RI役員とみなされなくなるものとする。
- (b) 地区の選出したガバナー・ノミニーについて、過去5年以内に、3件以上の不服申し立てが出た場合、理事会は当該地区を解散し、各クラブを近隣地区に割り当てることができる。第15.010.節の規定は本項に適用されないものとする。

**10.070.4. 選挙運動禁止規定に対する候補者の申告**

選挙による役職に候補者を推薦するために使う所定の書式がある場合、このような書式には、候補者が本細則の規定を読み、理解し、受け入れ、本細則の規定に拘束されることに同意したと署名する申告欄が含まれていなければならないものとする。

**10.070.5. 選挙審査手続の完了**

ロータリアンとクラブは、選挙によって役職に選任される権利を主張し、またはRI選挙結果に異議を唱える唯一の方法として、細則に定める選挙審査手続に従う義務がある。候補者たるロータリアン、またはこのような候補者を代弁するクラブが、選挙審査手続に従わず、また選挙審査手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、この候補者は、当該役職に選挙される資格を失うものとする。

**第11条 会長の指名と選挙****11.010. 会長の指名****11.020. 会長指名委員会****11.030. 会長指名委員の選挙****11.040. 委員会の職務遂行手続****11.050. 委員会による指名****11.060. 委員会の報告****11.070. クラブによる追加指名****11.080. 第11.070.節に規定されていない不測の事態****11.090. 国際大会への指名の提出****11.100. 郵便投票****11.010. 会長の指名**

元会長または理事会の現メンバーを会長に指名することはできない。

**11.020. 会長指名委員会****11.020.1. 組織方法**

会長指名委員会は、RI理事指名のために設けられた34のゾーンから選挙された17名の委員によって構成されるものとする。これらの委員は、以下のように選挙されるものとする。

(a) 偶数の年には、各奇数ゾーンが委員会の委員を選ぶものとする。

(b) 奇数の年には、各偶数ゾーンが委員会の委員を選ぶものとする。

**11.020.2. RIBIからの委員**

ゾーン全体がRIBI内にあるゾーン内の委員1名は、RIBI審議会の定める方法および時期で郵便投票を行い、選挙されるものとする。このような委員の氏名は、RIBIの幹事が事務総長に対して書面で証するものとする。

**11.020.3. ゾーン内のクラブの会員**

各委員は、本人が選挙されるゾーン内にあるクラブの会員でなければならない。

**11.020.4. 指名される資格がない人**

会長、会長エレクトおよび元会長は、いずれも指名委員となる資格がないものとする。

**11.020.5. 資格要件**

この指名委員会の委員はいずれもRIの元理事でなければならない。また、委員会委員の候補者は、選挙の時点において、元理事でなければならない。ただし、指名委員会の委員

として選挙または任命することのできる元理事がゾーン内から得られない場合は、この限りでない。このような場合、元ガバナーであっても、本細則第16.010.節、第16.020.節、および第16.030.節に規定する委員会の委員またはロータリー財団管理委員を少なくとも1年以上務めたことのある者であれば、選挙または任命することができるものとする。

### 11.030. 会長指名委員の選挙

#### 11.030.1. 資格のある候補者への通知

事務総長は、次年度に会長指名委員を務める資格のある元理事一人一人に書簡を郵送するものとする。その書簡は3月1日から15日までに郵送されるものとする。書簡で、元理事に対して、指名委員として考慮されるのを望むかどうか尋ね、指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことができるなら自分の氏名をリストに載せてほしいと4月15日までに事務総長に通知するように要請する。4月15日までに何の応答もない理事は、会長指名委員を務める意思がないものとみなされる。

#### 11.030.2. ゾーン内に適格の理事が1人のみの場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事がゾーンから1人しかいない場合、会長は、その元理事を、ゾーンの指名委員として宣言するものとする。

#### 11.030.3. ゾーン内に適格の理事が2人以上いる場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事が2人またはそれ以上いる場合、指名委員と補欠委員が郵便投票で選ばれるものとする。郵便投票の手続は次の通りである。

##### 11.030.3.1. 投票用紙の準備

事務総長は、投票用紙を準備する。該当する場合は、単一移譲式投票の投票用紙を準備する。投票用紙には適格の元理事全員の氏名をアルファベット順に記載するものとする。

##### 11.030.3.2. 投票用紙の書式

事務総長は、5月15日までにゾーン内の各クラブに投票用紙を郵送させなければならない。投票用紙に、元理事一人一人の写真と履歴書を添える。履歴書には、氏名、所属クラブ、これまでのRI役職と就任した国際レベルの委員会の名称ならびに就任年度を明記するものとする。この投票用紙は、記入の上、6月30日までにRI世界本部の事務総長に必着するよう返送されなければならない旨指示して郵送するものとする。

#### 11.030.4. クラブの投票

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

#### 11.030.5. 投票委員会の会合

会長が投票委員会を任命するものとする。投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合し、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。この会合は7月10日までに開かれるものとする。投票委員会は、その投票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式で証さなければならない。

#### 11.030.6. 委員と補欠委員の公表

過半数の投票を獲得した候補者が、指名委員会委員として公表されるものとする。ゾーンで第2順位の票数を得た者は、会長指名委員会の補欠委員として公表されるものとする。委員と補欠委員の投票手続では、必要であれば第2選択以下の選択票を加算するものとする。補欠委員は、選出された委員がその任務に当たることができない場合にのみ、その任務を行う。いずれかのゾーンにおいて、最高投票が同数となった場合、理事会が同数となった候補者の1人を指名委員会委員または補欠委員に任命するものとする。

#### 11.030.7. 欠員

ゾーンから出た委員に欠員を生じた場合は、1月1日現在そのゾーンの委員を務める資格を備えている元理事で、最も新しい元理事が、そのゾーンからの指名委員会の委員となるものとする。

#### 11.030.8. 任期

委員の任期は、委員の選挙が行われた暦年の7月1日に始まるものとする。委員の任期は1年間とする。委員の補欠者が委員会委員に代わった場合は、その補欠者は委員会の残存任期中その委員を務めるものとする。

#### 11.030.9. 細則に規定されていない欠員

前述の規定に定められていない場合の委員の欠員については、理事会が、その欠員を補充する委員を任命するものとする。委員は、なるべく欠員を生じたそのゾーン内のクラブから任命されるものとする。

#### 11.040. 委員会の職務遂行手続

##### 11.040.1. 委員の氏名の通知

事務総長は、委員会委員の選出後1カ月以内に、委員会委員の氏名を理事会およびクラブに通知しなければならない。

##### 11.040.2. 委員長を選出

委員の中から委員長を選挙しなければならない。その選出は委員会を開いたときに行う。

##### 11.040.3. 指名委員会への氏名の提出

事務総長は、毎年、5月1日から5月15日の間に、会長を務める資格を有するロータリアン全員に対し書簡を郵送するものとする。書簡で、かかるロータリアンに対して、会長の被指名者として考慮されることを希望するかどうか尋ね、会長を務める意思と能力があるものとして自分の氏名をリストに載せることを希望する旨、6月30日までに事務総長に通知するように要請する。6月30日までに事務総長に返答しないこれらのロータリアンは、指名委員会によって考慮されない。事務総長は、指名委員会会合の少なくとも1週間前までに、会長を務める意思のあるロータリアンのリストを同委員会、およびこのリストを要請したロータリアンに提出するものとする。

#### 11.050. 委員会による指名

##### 11.050.1. 最適任のロータリアン

委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するものとする。

### 11.050.2. 委員会

委員会は、8月15日までに、理事会の定める時と場所において開かれるものとする。すべての候補者に、理事会が定めた手続きに従って、委員会による面接の機会が与えられるものとする。

### 11.050.3. 定足数と投票

委員会の委員12名をもって定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。ただし、委員会の行う会長ノミネーの選出については、委員会委員のうち、少なくとも10名の投票がそのノミネーを支持する票であることを要する。

### 11.050.4. 会長ノミネーの辞任と新ノミネー選出手続

会長ノミネーが就任することができなくなった場合、または会長に辞表を提出した場合には、以後そのノミネーを当該年度の会長に指名または選挙することはできないものとする。会長はこれを委員会の委員長に通知するものとし、委員会は被選資格を有する他のロータリアンを会長ノミネーとして選出しなければならない。このような場合、次の手続を踏むものとする。

#### 11.050.4.1. 委員会手続

委員会は、このような不測の事態が生じた場合に備えて、委員長に、委員会に代わって直ちに手続を開始する権限を与えるものとする。

#### 11.050.4.2. 委員会の投票手続

このような手続には、郵便もしくは他の迅速な通信手段、または会長が理事会に代わって定める時と場所における緊急委員会の開催などがありうる。

#### 11.050.4.3. 対抗候補者

前述の、指名委員会が改めて会長ノミネーを選出しなければならないような場合には、クラブは、対抗する会長ノミネーを選ぶための期間としてできる限り十分な日数を、理事会により与えられるものとする。対抗候補者の指名については、書類の提出期限に関するものを除き、第11.070.節の規定に従うものとする。

#### 11.050.4.4. 細則に規定されていない不測の事態

委員会があらかじめ取り決めておかなかったような不測の事態が生じた場合には、理事会が、取るべき措置を決定するものとする。

### 11.060. 委員会報告

クラブ宛の委員会報告は、委員会の閉会后10日以内に、委員長が事務総長に対して書式で証されなければならない。事務総長はこの報告を受けてから、財政的に実行可能な限り早急に、しかしいかなる場合でも30日以内に、その報告書の内容を各クラブに通知しなければならない。

### 11.070. クラブによる追加指名

指名委員会によって行われる指名のほかに、以下の方法で対抗候補者を指名することができる。

#### 11.070.1. 以前審議され、同意を得た候補者

クラブは、第11.040.3.項に準拠し対抗候補者として会長に指名されることを考慮される意思があることを事務総長に正式に通知したロータリアンの氏名を提案できる。対抗候

補者の氏名は、例会において正式に採択されたクラブ決議に従って提出されるものとする。その決議は、地区大会または郵便投票によって、地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得なければならない。同意は、地区ガバナーが事務総長に対し書式で証さなければならない。このような決議には、被推薦ロータリアンがクラブの承認を得るために自己の氏名がクラブに提出されてもよい旨したために対抗候補者の書面を添付しなければならない。前述の条件は当該年度の10月1日までに完了しなければならない。

#### 11.070.2. 対抗候補者をクラブに通知

事務総長は、このように推薦された対抗候補者の氏名をクラブに通知し、このような対抗候補者を支持したいクラブが使う公認の書式を用意するものとする。事務総長は、このような通知と書式を10月1日直後に用意するものとする。

#### 11.070.3. 対抗候補者がいない場合

対抗候補者がいない場合、会長は、指名委員会選出のノミネーを会長ノミネーと宣言するものとする。

#### 11.070.4. 対抗候補者が支持された場合

11月15日の時点において、このような対抗候補者が、前年の7月1日現在RIに加盟しているクラブの少なくとも1パーセントの支持（支持の少なくとも半分は対抗候補者の所属ゾーンのクラブ以外から寄せられなければならない）を受けたなら、このような対抗候補者および指名委員会選出のノミネーは、第11.100.節の規定に従って投票に付されるものとする。11月15日の時点において、対抗候補者が、所定の支持を受けていなければ、会長は、指名委員会選出のノミネーを会長ノミネーと宣言するものとする。

#### 11.070.5. 支持の有効性

第11.100.1.項に規定されている投票委員会は、返送されてきた支持書が正当なものかどうか調べ、数え、証明し、会長に報告する。この投票委員会は、対抗候補者に対する支持書が十分集まったものの、その支持書の正当性に疑義を抱くべき理由があると思ったなら、その旨、会長に報告しなければならない。会長は、何らかの発表をする前に、RI選挙審査委員会を招集し、この支持書の有効性を判定させるものとする。その判定後に投票委員会が会長に報告するものとする。

#### 11.080. 第11.070.節に規定されていない不測の事態

第11.070.節の規定に定められていないような不測の事態が生じた場合には、理事会が委員会の取るべき措置を決定するものとする。

#### 11.090. 国際大会への指名の提出

##### 11.090.1. 会長ノミネーの氏名を選挙のため国際大会へ提出

事務総長は、指名委員会によって正式に指名された者の氏名を、選挙のため、国際大会に提出するものとする。このようなノミネーは、郵便投票が行われない場合、選挙後、次の暦年の7月1日に就任するものとする。

##### 11.090.2. 会長エレクトの空席

会長エレクトに空席が生じた場合、事務総長は、その空席を埋めるために指名される者の氏名を選挙のため国際大会に提出するものとする。指名される者には、指名委員会が指名した者およびクラブが正式に指名した対抗候補者が含まれる。事情により必要な場合は、

第11.080.節の定めるところにより、国際大会の議場においてクラブ代議員が対抗候補者を指名することができる。

### 11.100. 郵便投票

会長選挙が第11.070.節で規定されるように郵便投票で行われることになった場合、その手続は次のように行われる。

#### 11.100.1. 投票委員会

会長は、投票用紙の準備を監督するために、また、クラブの行った投票を受理し、これを数えるために投票委員会を任命するものとする。

#### 11.100.2. 投票用紙の書式

投票委員会は投票用紙を用意する。単一移譲式投票による場合には、その様式の投票用紙を準備する。投票用紙には、正式に推薦された全候補者の氏名を列記する。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記する。

#### 11.100.3. 投票用紙の郵送

投票委員会は、次の2月15日までに、投票用紙が各クラブに郵送されるようにしなければならない。この投票用紙は、投票を記入して4月15日までにRI世界本部内の投票委員会に必着するよう返送する旨指示して郵送されなければならない。投票用紙に候補者の写真と履歴書を添えるものとする。

#### 11.100.4. クラブの投票

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

#### 11.100.5. 投票委員会の会合

投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合を開くものとする。委員会は、投票用紙を審査し、これを数える。会合は4月20日までに、開かなければならない。投票委員会は、その投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書面で証さなければならない。

#### 11.100.6. 投票の集計

過半数の投票を獲得した候補者が、会長エレクトとして公表されるものとする。必要であれば、第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入するものとする。

#### 11.100.7. 会長エレクトの発表

会長は、4月25日までに会長エレクトの氏名を発表しなければならない。

#### 11.100.8. 同数の場合

郵便投票が同数となった場合、次の手続を踏むものとする。同数となった候補者の1人が指名委員会選出の人であった場合、この人が会長エレクトとして公表される。同数となった候補者のいずれも指名委員会選出の人でない場合は、理事会が、その1人を会長エレクトに選ぶものとする。

## 第12条 理事の指名と選挙

12.010. ゾーン制の理事の指名

12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.030. 郵便投票手続

12.040. RIBI役員の指名

### 12.010. ゾーン制の理事の指名

理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーンによってこれを行う。

#### 12.010.1. ゾーンの数

世界を34のゾーンに分割し、ゾーン内のロータリアン数が等しくなるようにする。

#### 12.010.2. 指名日程

各ゾーンは、理事会の定める日程に従って、4年おきにゾーン内のクラブ会員から1名の理事を指名するものとする。

#### 12.010.3. ゾーンの世界

ゾーンの当初の世界は、規定審議会の決議によって承認されるものとする。

#### 12.010.4. ゾーンの世界の定期的見直し

理事会は、少なくとも8年に1度、ゾーン内のロータリアン数をほぼ等しくするために、ゾーンの構成を総合的に見直すものとする。理事会はまた必要に応じて同じ目的のために臨時に見直すことができる。

#### 12.010.5. ゾーンの新編成

ゾーンの構成の改正は、理事会がこれを行うことができる。

#### 12.010.6. ゾーン内のセクション

ゾーン内で公平に理事を指名するために、理事会は、ゾーン内にセクションを新設、変更、廃止することができる。セクション内のロータリアン数はほぼ同数となるようにし、理事会の定める日程に基づいてRI理事を指名するものとする。RIBIのクラブを含むゾーンを除き、ゾーン内クラブの過半数の反対を押して、このようなセクションが新設、変更、廃止されることはない。

#### 12.010.7. RIBIのゾーンからの理事

ゾーン全体がRIBI内にあるゾーン内や、ゾーンの1セクションがRIBI内にあるセクションの理事1名は、そのゾーン内またはゾーンのセクション内にあるクラブによって選挙されるか、またはRIBI審議会の定める方法および時期で郵便投票を行い、選挙されるものとする。このようなノミニーの氏名はRIBIの幹事から事務総長に書式証言するものとする。

### 12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

#### 12.020.1. 指名委員会手続の一般規定

理事ノミニーと補欠は、ゾーン全体がRIBI内にあるゾーンや、ゾーンの1セクションがRIBI内にあるセクションを除き、指名委員会手続によって選出されるものとする。理事指名委員候補者を指名できるゾーン内の区域を限定できるという細則の規定や非公式の了解事項があるが、指名委員は、RIBI内の地区とRIBI外の地区の両方を含むゾーンを除き、ゾーン全域から集めるものとする。ただし、ゾーン内に2つ以上のセクションのある場合、ゾーン内の各セクションの地区の過半数が、地区大会で採択した決議によって、セクションから



の選出に同意したなら、理事を指名するセクション内の地区から指名委員を選出するものとする。

指名委員会の選出について、このような合意が効力を有するためには、まず、選出前の年度の3月1日までに地区ガバナーが事務総長にこの旨書式で証さなければならない。ゾーンを構成する地区が変更された場合、このような合意は無効になる。しかし、ゾーン内のセクションの過半数の地区が地区大会の決議で、この合意を撤回し、地区ガバナーが事務総長にその撤回を書式で証さない限り、この合意は効力を有し続けるものである。

**12.020.2. RIBI内のセクションとRIBI外のセクションを含むゾーンの指名委員会手続**  
RIBI内にあるセクションとRIBI外にあるセクションを含むゾーンにおいては、理事ノミニーとその補欠は、RIBI外のセクションで指名委員会手続により選出するものとする。RIBI外のセクションの指名委員会は、そのセクションから選ばれるものとする。

### 12.020.3. 指名委員会の構成

指名委員会は下記に規定するように、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブによって各地区から1名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、委員を務める時点でパスト・ガバナーでなければならない。このような委員は、委員を務める前の3年間に、少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの2回のロータリー研究会と1回の国際大会に出席していなければならない。委員は1年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会長エレクト、元会長、理事、元理事は、指名委員会の委員となることはできない。この委員を2回務めたロータリアンは、再びこの委員を務めることはできない。各委員はそれぞれ1票の投票権を有するものとする。

### 12.020.4. 選挙

第12.020.9.項と第12.020.10.項に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会で選挙されるものとする。

### 12.020.5. 指名

地区内のいずれのクラブも、クラブの適格の会員を指名委員に指名することができる。ただし、当該会員が指名委員を務める意思と能力を表明していなければならない。クラブは、そのような指名を書式で証するものとする。この証明には、クラブ会長と幹事の署名が含まれなければならない。この指名書は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地区大会の選挙人は、指名委員の選挙に1票を投じることができる。

### 12.020.6. 指名委員と補欠委員

過半数の投票を獲得した候補者を指名委員とする。第2位の票数を獲得した候補者を補欠委員と公表し、補欠委員は、委員が務めを果たし得ない場合に限り、指名委員を務める。

### 12.020.7. 指名委員として公表された候補者

地区で指名委員に指名された者が1名のみの場合、投票は必要とされない。このような場合、ガバナーは、この者を指名委員と公表するものとする。

### 12.020.8. 委員も補欠委員も務めを果たせない場合

委員も補欠委員も務めを果たせない場合は、ガバナーは、地区内クラブの他の適格の会員を指名委員に指名することができる。

### 12.020.9. 指名委員を郵便投票で選挙

事情によりその必要のある場合は、理事会は、地区に対し指名委員と補欠委員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その委員の指名に関し公式の要請書を作成してこれをその地区内各クラブの幹事に漏れなく郵送されるようにしなければならない。指名は、すべて書面で行い、そのクラブの会長および幹事がこれに署名しなければならない。これらの指名書はガバナーの定める期日までにガバナーのもとに届くことを要する。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙を作らせこれを各クラブに郵送させた上、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

### 12.020.10. 郵便投票による選挙

地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、指名委員および補欠委員を郵便投票によって選出することができる。この郵便投票は、第12.020.9項に掲げられている規定に従って、該当年度の5月15日までに実施されなければならない。

### 12.020.11. 委員を事務総長に報告

指名委員会の委員および補欠委員の氏名は、選出後直ちに、当該年度の6月1日までにガバナーから事務総長に報告されなければならない。

### 12.020.12. 第12.020.節に定められていない不測の事態

票決に当たって、本節の前述の規定に定められていない不測の事態が発生した場合、理事会が、従うべき手続を決定するものとする。

### 12.020.13. 招集者、会合の日時と場所、議長選挙

理事と補欠が指名される年度の前の年度の6月15日までに、理事会は委員会委員の中から指名委員会の招集者を指名しなければならない。理事会は、会合を開くべき場所を指定しなければならない。このような会合は、次の9月15日から30日までの間に開かなければならない。委員会はその会合の際、委員の1人を議長に選ばなければならない。

### 12.020.14. 委員会へクラブの推薦

7月1日までに、事務総長は当該ゾーンまたはセクション内のクラブに指名委員会の構成について報告しなければならない。事務総長は、そのゾーンまたはセクション内のクラブに対して、そのゾーンからの理事に関してクラブとしての推薦を委員会の審議に付すために提出することを促すものとする。事務総長は、推薦書の送付先である招集者の住所をクラブに提出しなければならない。この推薦は、理事会が定めた書式を用いて指名委員会に提出されなければならない。そしてその推薦書には、候補者のロータリーその他における活動に関するあらゆる背景情報および最近の写真を含まなければならない。その推薦書が9月1日までに招集者気付指名委員会に到達することを要する。

### 12.020.15. 指名委員会の会合

委員会は、翌9月中に、理事会によって定められた時と場所において会合するものとする。委員の過半数をもって定足数とする。議事はすべて過半数によって決する。ただし、委員会が理事と補欠の被指名者を選出するには、委員会の少なくとも60パーセント以上に相当する票数を獲得しなければならない。指名委員会委員長は理事と補欠の指名を、選出に当たって投票できる。しかし、委員会の他の議事については、可否同数の場合を除いて投票できない。

### 12.020.16. 委員会の指名

委員会は当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、クラブからその氏名が提出された人の中から理事と補欠を指名するものとする。このように提出された指名が3名未満の場合、理事指名委員会は、ゾーンまたはセクション内の他の適格のロータリアンも選考対象として審議することもできる。委員会は、求め得る最も有能な人を指名する責任を有する。

### 12.020.17. 委員会の選出報告

委員会がゾーンから理事と補欠を指名するに当たっては、委員会会合後10日以内に事務総長にその報告を提出しなければならない。10月15日までに、事務総長は指名委員会の選出についてゾーンまたはセクション内の全クラブに通知しなければならない。

### 12.020.18. ノミネーターが任務を果たせない場合

委員会の会合において選出された理事ノミネーターが任に就くことができない場合は、委員会は先に選んだ補欠を自動的に指名するものとする。

### 12.020.19. 対抗候補者の推薦

ゾーンまたはセクション内のクラブはまた対抗候補者を推薦できる。対抗候補者は、既に指名委員会に対して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、例会で正規の手続を経て採択されたクラブ決議に従って提出するものとする。決議は地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得なければならない。その地区が2つ以上のゾーンにまたがっている場合、理事を指名するゾーン内の地区のクラブの過半数の同意を得なければならない。この同意は地区大会または郵便投票で得るものとする。同意は、地区ガバナーが事務総長に対して書式で証さなければならない。この決議には、任務に就く意思があり、その用意があるという対抗候補者の書面による意思表示、経歴（理事会が定めた書式に記入）および最近の写真の添付を必要とする。前述の手続は当該年の12月1日までに完了しなければならない。

### 12.020.20. 理事ノミネーターの公表、郵便投票による選出

事務総長が12月1日までに所定の報告書を受け取ることができなかった場合、会長は、指名委員会選出のノミネーターをそのゾーンからの理事ノミネーターとして公表するものとする。その公表は12月15日までに行わなければならない。12月1日までに、事務総長が対抗候補者の推薦と同意書を受理した場合、この対抗候補者と指名委員会の選出した候補者の中から1名の理事ノミネーターを選ぶことは、第12.030.節に従って郵便投票で行われるものとする。

### 12.030. 郵便投票手続

第12.020.節の規定によって、郵便投票によって理事ノミネーターの選出をする場合、その手続は次に規定する通りとする。

### 12.030.1. 投票

ゾーン内のすべてのクラブが投票に参加するものとする。ただし、第12.020.1.項または第12.020.2項の規定に従ってセクション内の地区から指名委員を選出するゾーンを例外とする。このようなゾーンは、RI理事を指名するセクション内のクラブだけが、投票に参加するものとする。

### 12.030.2. 投票委員会

会長は、投票を審査し、これを数えるために投票委員会を任命するものとする。

### 12.030.3. 投票用紙の書式

事務総長は、投票用紙（単一移譲式投票の投票による場合には、その様式の投票用紙）を準備する。各投票用紙には、推薦クラブから提供された各候補者に関する経歴資料を公平に要約して記入したものを添える。その要約は、理事会が定めた書式に記載するものとする。投票用紙には、クラブが正規の手続を経て推薦した対抗候補者全員の氏名を記載するものとする。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記するものとする。

### 12.030.4. 投票用紙の受理締切日

事務総長は、投票用紙に写真と履歴書を添えて、次の12月31日までに、当該ゾーンまたはセクション内の各クラブ宛に郵送しなければならない。この投票用紙は、投票を記入して3月1日までに世界本部内の事務総長に必着するよう返送する旨の指示とともに郵送されなければならない。

### 12.030.5. クラブの投票

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

### 12.030.6. 投票委員会と報告

投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合して、投票用紙を審査し、これを数える。この会合は3月5日までに開催しなければならない。投票委員会は、その投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式で証さなければならない。

### 12.030.7. 投票の集計

過半数を得た理事候補者がノミニーとして公表されるものとする。集計に当たっては、補欠を選出するために第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入するものとする。

### 12.030.8. 理事ノミニーの発表

会長は、3月10日までにこのような郵便投票によって選出された理事ノミニーの氏名を発表しなければならない。

### 12.030.9. 同数の場合

理事ノミニーの郵便投票の結果、最高得票が同数の場合、再度の郵便投票が必要とされる。事務総長は投票用紙の準備と郵送を監督する。投票用紙には、第1次郵便投票で最高得票を得た候補者たちの氏名を記載する。投票用紙に、候補者の写真と履歴書を添付

する。投票用紙その他の資料は、3月15日までに当該ゾーンまたはセクション内の各クラブに郵送しなければならない。この投票用紙は、記入の上、次の5月1日までに世界本部内の事務総長に必着するよう返送する旨の指示とともに郵送されなければならない。投票委員会は、会長の決定する時と場所において会合して、投票用紙を審査し、これを数える。そのような会合は5月5日までに開くものとする。投票委員会は、その投票の結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式で証さなければならない。会長は、5月10日までに当該ゾーン内の全クラブに対して、理事ノミネーを通知しなければならない。

#### 12.030.10. 期間の延長

特別な事情がある場合、理事会は、ゾーン内のクラブに適用される本節の期日を変更できる権限を有するものとする。

#### 12.040. RIBI役員の指名

RIBIの会長、副会長、および名誉会計のノミネーは、RIBIの細則に従って選ばれ、推薦され、指名されるものとする。

### 第13条 ガバナーの指名と選挙

#### 13.010. ガバナー・ノミネーの選出

#### 13.020. ガバナーの指名手続

#### 13.030. 郵便投票によるガバナーの選出

#### 13.040. 郵便投票の書式

#### 13.050. ガバナー・ノミネーの証明

#### 13.060. ガバナー・ノミネーの拒否または一時保留

#### 13.070. 特別選挙

#### 13.010. ガバナー・ノミネーの選出

地区は、ノミネーを、ガバナーとして就任する日の直前24カ月以上36カ月以内に選出するものとする。理事会は、正当かつ十分な理由により、本節の期日を延長する権限を有するものとする。ガバナー・ノミネーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリー年度の直前ロータリー年度に開催されるRI国際大会である。このようにして選出されたノミネーは、ガバナー・エレクトとして1年の任期を務めてから、選挙後の暦年の7月1日に就任するものとする。

#### 13.020. ガバナーの指名手続

##### 13.020.1. ガバナー・ノミネーの選出方法

RIBI内の地区を除き、地区は、ここに規定されている指名委員会の手続き、あるいは第13.030.節および第13.040.節に規定されている郵便投票、あるいはその代わりに、第13.020.13.項に規定されている地区大会のいずれかの方法によって、ガバナー・ノミネーを選出するものとする。その選択は、出席し、投票しているクラブの選挙人の過半数票によって地区大会で採択された決議案によって決定されるものとする。

##### 13.020.2. ガバナーの指名委員会

ガバナー・ノミネーの選出に指名委員会の手続きを採用する地区においては、指名委員会は、ガバナー・ノミネーとして求めうる最上の候補者を探し出し、推薦する任務を負うものとする。指名委員選出方法を含む指名委員会の職務権限は、地区大会に出席し、投票す

るクラブ選挙人が採択した決議により決定される。ただし、このような職務権限は、本細則と矛盾してはならない。

### 13.020.3. 指名委員会手続を採択できなかった場合

ガバナー・ノミニーの選出のために指名委員会の手続きを採用したにもかかわらず、指名委員を第13.020.2.項に定める通りに選出できなかった地区は、現在も当該地区内のクラブ会員である、最近の5人の元ガバナーを指名委員として活用するものとする。このように構成された委員会は、第13.020.節に従ってその務めを果たすものとする。このような元ガバナーが5名いない場合、RI会長が、委員の数を5人とするために、その地区の適任者を指名委員に任命するものとする。

### 13.020.4. クラブからガバナー・ノミニーを推薦

指名委員会の手続きによって、または、地区大会においてガバナー・ノミニーを選出する地区においては、ガバナーは、クラブに対して、ガバナー指名案を提出するよう要請するものとする。指名委員会の手続きが使われる場合、ガバナーが定め、通知した期日までに指名委員会で受理されたクラブからのガバナー指名案が審議されるものとする。この通知は、推薦書が指名委員会に受理される期日の少なくとも2カ月前に地区内クラブに送付されていなければならない。その通知には、推薦書の送付先が記載されていなければならない。この推薦は、候補者を推薦するクラブの例会で採択された決議という形式で提出されなければならない。この決議は、クラブ幹事によって正式に証明されなければならない。クラブは、自クラブに所属する会員を1名だけガバナー・ノミニーに推薦できる。

### 13.020.5. 委員会による最適任のロータリアンの指名

ガバナー指名委員会がその選出を行うに当たっては、その選出の範囲は地区内クラブによって提案された氏名に限定されるものではない。しかし、ガバナー職の任務を遂行するのに得られる限りの最適任の候補者を指名するものとする。

### 13.020.6. 指名の公表

指名委員会の委員長は、指名委員会の閉会后24時間以内に、選出した候補者をガバナーに報告する。ガバナーは、次に、指名委員会委員長から通知を受けてから72時間以内に、そのノミニーの氏名と所属クラブを地区内クラブに公表するものとする。この公表は、書簡、Eメール、またはファックスのいずれかの方法でガバナーから地区のクラブに送られるものとする。

### 13.020.7. 委員会がノミニーを選出できなかった場合

指名委員会が候補者選出において合意に達することができない場合、第13.040.節に規定されているように、郵便投票でガバナー・ノミニーを選挙するものとする。あるいは、指名委員会に推薦されている候補者の中から第15.050.節に従って地区大会でガバナー・ノミニーを選ぶものとする。

### 13.020.8. 対抗候補者

当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過している地区内クラブは、前にクラブがガバナー指名委員会に対してガバナー・ノミニーの候補者を推薦した場合に限り、その候補者を対抗候補者として推薦することができる。年度初めの時点で設立からまだ1年が経過していないクラブは、対抗候補者が自クラブの会員であることを条件に、対抗候補者を推薦することができる。また、対抗候補者は、既に指名委員会に対して正式に推

薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、クラブ例会で採択された決議に従って提出しなければならない。クラブは、ガバナーの定める期日までに、決議をガバナーに提出しなければならない。その期日は、ガバナーによるガバナー・ノミニー選出公表から14日以内とする。

### 13.020.9. 対抗候補者の支持

前記のように対抗候補者が推薦された場合、ガバナーは、RI所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知する。ガバナーは、この対抗を支持するかどうかクラブに尋ねるものとする。対抗者を支持する場合は、クラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなければならない。この決議書は、ガバナーの定める日までに、ガバナーに提出しなければならない。地区内の少なくとも他の5つのクラブ（当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過しているクラブ）、もしくは当該年度初めにおけるクラブ（当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過しているクラブ）総数の10パーセントの、いずれか多い方の数の支持を得た対抗候補者で、クラブの決議書がガバナーによって定められた通り、クラブ細則に従いクラブ例会で採択されたものである場合のみが有効とみなされる。

### 13.020.10. 対抗候補者がいない場合

定められた期限までにそのような対抗候補者の指名を受理しなかった場合には、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミニーと宣言するものとし、締切期限より15日以内に地区内全クラブにその旨宣言しなければならない。

### 13.020.11. 対抗候補者の指名

定められた期限までに有効な対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取った場合、ガバナーはその期限から7日以内に、地区内の全クラブにその旨を通達しなければならない。この対抗候補者の指名がガバナーの定める日まで有効であるなら、この通達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件、および対抗候補者を出したクラブとこれに同意しているクラブの名前が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨明記されていなければならない。

### 13.020.12. 対抗候補者の指名が有効でない場合

有効な対抗候補者の指名を受け取らなかった場合、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミニーと宣言する。ガバナーは、15日以内にこのノミニーを地区内全クラブに通達しなければならない。

### 13.020.13. 地区大会において投票でガバナー・ノミニーを選ぶ場合

地区大会における投票は、できるだけ郵便投票の規定に沿うことになる。2票以上の投票権を有するクラブの票は、そのようなクラブから無効票であると考えられる票がない限り、すべて同じ候補者に投じられるものとする。

## 13.030. 郵便投票によるガバナーの選出

第13.020.1項の下に必要とされる事情がある場合、もしくは理事会の許可を得た場合は、地区は、指名委員会の力を借りずに、ガバナー・ノミニーを郵便投票によって選ぶことができる。

### 13.030.1. 手続

ガバナーは、地区内クラブの幹事に対して、ガバナー指名の公式要請を郵送しなければな

らない。すべての指名は書面によることとし、クラブの会長および幹事の署名がなければならない。クラブは、ガバナー・ノミニーの候補者として自クラブに所属する会員を1名のみ推薦することができる。その書面は、ガバナーの定める期限までにガバナーに受理されることを要する。ただしその期限は、公式要請発行日より少なくとも1カ月後でなければならない。クラブから推薦された候補者が1名のみの場合には投票を要しないものとし、ガバナーはその候補者をガバナー・ノミニーとして公表するものとする。

### 13.030.2. 2人以上の候補者がクラブから指名された場合

候補者が2名以上ある場合、ガバナーは、このような候補者一人一人の氏名と資格条件を地区内の全クラブに通知し、ガバナー・ノミニー候補者全員が郵便投票において票決に付されることになる。

### 13.040. 郵便投票の書式

ガバナーは、理事会の定める投票用紙を準備する。投票用紙には、地区指名委員会の選出した候補者がいる場合はその候補者名を記す。次にクラブからガバナーが受け取った候補者の氏名をアルファベット順に列記する。候補者が3名以上ある場合、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。ガバナーは、その際、投票委員会の全委員が署名した投票用紙にクラブの投票を記入した上、ガバナーのもとに届くよう返送することを要する旨の指示を添付して各クラブに対して1部郵送しなければならない。投票用紙は、ガバナーの定める期限までに返送しなければならない。その期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送した日から15日以上30日以内の間に定めることを要する。各投票用紙はそれぞれ1票を表すものとする。ガバナーは、クラブが権利を有する票数に相当する数の投票用紙を各クラブへ送るものとする。

#### 13.040.1. クラブの投票

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブが2票以上を投じる権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補者に投じるものとする。クラブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が証し、所定の封印に入れて封印した上で、ガバナーに送付するものとする。

#### 13.040.2. 投票委員会

ガバナーが、投票集計の場所、期日、時間を決定、発表し、投票委員会を任命するものとする。委員会は3人の委員によって構成され、投票場の手配をし、その他、投票用紙の有効性の有無と集計の責任を負う。投票用紙の有効性の確認は、投票用紙の集計とは別個に行うものとする。投票委員会は、投票用紙の守秘等、必要とされる他の手配をする。また、候補者またはその代理人が、投票の集計に立ち合えるよう手配するものとする。各クラブからの票が入った封印された封筒はすべて、候補者あるいはその代理人の立会いのもとに、開封されるものとする。

#### 13.040.3. 過半数または同数の投票

投票の過半数を得た候補者が、その地区のガバナー・ノミニーと宣言されるものとする。選



挙で、2人の候補者がそれぞれ50パーセントの票を獲得し、そのうちの1人が指名委員会のノミニーである場合、指名委員会のノミニーがガバナー・ノミニーとして発表されるものとする。かかる2人の候補者のいずれも指名委員会のノミニーでない場合、ガバナーが2人のうちいずれか一方をガバナー・ノミニーとして選出するものとする。

#### 13.040.4. 投票委員会の報告

投票委員会は、候補者の1人が過半数の票を獲得すると、直ちに、この投票結果を、ガバナーに報告しなければならない。報告書には、各候補者の得票数も記載されなければならない。ガバナーは投票結果を各候補者に速やかに連絡するものとする。投票委員会は、ガバナーから候補者に投票結果が告げられてから15日間、投じられた投票すべてを保管するものとする。その間、クラブ代表者がいつでも点検できるようにするものとする。その後、同委員会の委員長が、この投票用紙を破棄するものとする。

#### 13.050. ガバナー・ノミニーの証明

ガバナーは、ノミニーの宣言後10日以内に、ガバナー・ノミニーの氏名を事務総長に対して書式で証するものとする。

#### 13.060. ガバナー・ノミニーの拒否または一時保留

##### 13.060.1. 資格条件に欠ける場合

所定の資格条件に欠けるガバナー・ノミニーの指名は拒否されるものとし、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとする。

##### 13.060.2. 指名の一時保留

ガバナー・ノミニーから署名のある声明書を受理したにもかかわらず、そのノミニーが細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないと信じる理由が理事会にあれば、理事会はその指名を一時保留することができる。保留の旨をガバナーとそのノミニーに通告しなければならない。ノミニーは、ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行できることに言及した申し立てを、ガバナーと事務総長を通じて、理事会に提出する機会を与えられるものとする。かかる申し立てを含め、すべての関連事情を審議したうえで、理事会は3分の2の多数をもってそのノミニーの指名を拒否するか、あるいは保留を解除するものとする。

##### 13.060.3. ノミニーを拒否

ノミニーの指名が理事会によって拒否された場合は、事務総長は関係地区のガバナーにその旨通告しなければならない。事務総長は、その拒否の理由を述べ、ガバナーはこれを当該ノミニーに通告しなければならない。そこで時間が許すならば、ガバナーは、細則の規定に従い、ガバナー・ノミニーをもう1度選ぶために郵便投票を実施しなければならない。地区がガバナー・ノミニーとして理事会の満足するような適任者を選出することができなかった場合は、ノミニーは第13.070.節の規定に従って選出されるものとする。

#### 13.070. 特別選挙

地区がガバナー・ノミニーを選出できなかった場合、もしくはガバナー・ノミニーが選挙される資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、そして国際大会における役員の方次選挙に先立って、その地区が別のノミニーを選出しなかった場合、ガバナーが、第13.020.節に従って指名手続を再度踏むものとする。同様に、国際大会において地区がガバナー・ノミニーを選出した

が、ノミニーが国際協議会の少なくとも3カ月前までに資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、ガバナーは、第13.020.節から始まる指名手続きを再度踏むものとする。いずれの場合も、理事会が、指名されたロータリアンをガバナー・エレクトとして選挙するものとする。その後、ガバナー・エレクトが資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、理事会が、第15.070.節の資格条件を備えたロータリアンを空席の役職に選挙するものとする。ただし、ガバナー・エレクトもしくはガバナー・ノミニーが任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合に、その後継者の選挙手続が地区により正式に完了している場合には、定められた通り国際大会または理事会によって選出されることを条件として、この後継者に引き受ける意思があれば、この者が自動的に空席の役職に就くものとする。

## **第14条 管理上の集団と管理上の地域単位**

14.010. 理事会の権限

14.020. 監督

14.030. 管理上の地域単位 (RIBI)

### **14.010. 理事会の権限**

正式に設立された地区において、クラブがガバナーの直接監督の下に管理される場合、理事会は理事会が必要かつ得策と考える委員会、審議会またはその他のガバナー補佐を認可することができる。

### **14.020. 監督**

地理的に隣接する2つ以上の地区から成る区域内のクラブについて、ガバナーによる管理のほかに、他の管理方法を理事会が追加設定することができる。理事会は、そのような管理の設定に当たって、理事会が適切と考える手続規則を定めなければならない。この手続規則は、関係地区内クラブと国際大会の承認を得なければならない。

### **14.030. 管理上の地域単位 (RIBI)**

RIBIに所在するクラブは、RIの管理上の地域単位として組織、運営されるものとする。RIBIは、RIの規定審議会によって承認された定款の定めるところに従って運営するものとする。RIBIはまた、RIBI内において、理事会に代わって、クラブの加盟を承認し、RI地区編成委員会としての役割を務め、さらに細則の規定に従い、かつまた理事会の委嘱によって、RIの財務事項を処理するものとする。

#### **14.030.1. RIBIの定款**

RIBIの定款は、常にRI定款・細則の精神および規定に合致しなければならない。RIとRIBIの定款・細則は、域内管理に関する特定の規定を含まなければならない。

#### **14.030.2. RIBIの定款の改正**

その権限、目的、機能の遂行における域内管理について規定したRIBI定款の規定は、規定審議会の承認を得てRIBI年次大会の決定によってのみ改正することができる。域内管理に関する事項を除き、RIの規定審議会がRI組織規定を改正した場合、RIBIの定款および細則をRI組織規定と一致させるために必要な改正は、RIBIの定款および細則において、事実上自動的に発効するものとする。

### 14.030.3. RIBIの細則の改正

RIBIの細則は、RIBIの定款またはRIの組織規定に定める通りに改正することができる。このような改正は、RIBIの定款およびRIの組織規定と矛盾してはならないものとする。

## 第15条 地区

- 15.010. 創設
- 15.020. 地区協議会
- 15.030. 会長エレクト研修セミナー (PETS)
- 15.040. 地区大会
- 15.050. 地区大会での投票
- 15.060. 地区の財務
- 15.070. ガバナー・ノミニーの資格条件
- 15.080. ガバナーの資格条件
- 15.090. ガバナーの任務
- 15.100. RIBIのガバナーの任務
- 15.110. 解任
- 15.120. 地区の郵便投票

### 15.010. 創設

理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。理事会は、1地区に2つを上回るEクラブが存在しない限り、境界に関わりなくいかなる地区にもEクラブを割り当てることができる。理事会は、クラブ数が33未満あるいはロータリアンの数が1,200名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、クラブ数が33以上あるいはロータリアンの数が1,200名以上のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、該当するガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。

### 第15.010.節に関する暫定規定

2010年規定審議会にて採択された制定案10-167により第15.010.節が改正されたが、これに従い、2012年7月1日までは、表示されている両方の箇所において、33という数は30、1,200という数は1,000となるものとする。

#### 15.010.1. 同一地域内のクラブ

同一の市、区、自治体地域または都市部に数クラブが存在する場合、この数クラブの過半数の承認なしに、これらのクラブが異なる地区に編入されることはないものとする。同一地域にあるクラブは、Eクラブを除き、同一地区に編入される権利を有する。このような権利は、前述のクラブの過半数が理事会に申請することによって、行使できる。理事会は、このような申請を受理後、この共存するクラブを2年以内に同一地区に編入するものとする。

### 15.020. 地区協議会

多地区合同で開催することもできる地区協議会は、必要な技能、知識および意欲を持つロ

ーターリー・クラブの指導者を育成し、会員基盤を維持、および（または）増強し、それぞれの地域社会をはじめ他の国の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施して成功させ、プログラムへの参加と資金寄付を通じてロータリー財団を支援するために、なるべく3月、4月、5月のいずれかの月に、毎年開催されるものとする。ガバナー・エレクトが地区協議会に対し責任を持つものとする。地区協議会は、ガバナー・エレクトの指示および監督の下に、計画、実施されるものとする。特別な事情があれば理事会は、ここに定める時期以外の時期に地区協議会を開催することを認可できる。地区協議会に出席を要請されるのは、次期クラブ会長と次年度に重要な指導者の役割を務めるために次期会長により指名されたクラブの会員である。

### 15.030. 会長エレクト研修セミナー（PETS）

理事会が決定した通り地区内のクラブ会長エレクトを指導し、研修を行うために、PETSを開くものとするが、多地区合同のPETSでも差し支えない。PETSは、毎年、なるべく2月または3月中に開くものとする。ガバナー・エレクトがPETSに対し責任を持つものとする。PETSは、ガバナー・エレクトの指示および監督の下に、計画、実施されるものとする。

### 15.040. 地区大会

#### 15.040.1. 時と場所

ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所において、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催日程は、地区協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないようにするものとする。RI理事会は、2つ以上の地区が合同で大会を開催することを認可できる。

#### 15.040.2. 開催地の選択

ガバナー・ノミニーが選出され、事務総長に対してこれが書式で証されたならば、そのガバナー・ノミニーが、ガバナーを務める年度のその地区の大会をあらかじめ計画することができる。その開催地は、そのガバナー・ノミニーと地区内クラブのその時点における会長の過半数との合意によって決定することができる。理事会の承認を得て、地区は、ガバナー・ノミニーと、同年にクラブ会長を務める者の過半数との投票によって、当該ガバナー・ノミニーがガバナーを務める年度の地区大会の開催地を選定し、合意することができる。クラブがかかる会長を選出していない場合は、そのクラブの現在の会長がかかる大会開催地の投票を行うものとする。

#### 15.040.3. 地区大会の決定

地区大会はその地区内の重要な事柄について勧告を採択することができる。ただしこのような勧告は、定款および本細則と一致し、ロータリーの精神と理念に沿うものでなければならない。各地区大会は、理事会が当該大会の審議に付したすべての事項を審議、決定するものとし、また、これに関する決議を採択することができる。

#### 15.040.4. 地区大会幹事

ホスト・クラブの会長と相談のうえ、ガバナーは大会幹事を任命しなければならない。大会幹事の任務は、大会の計画を策定し、大会記録の作成についてガバナーに協力することである。

#### 15.040.5. 地区大会報告

地区大会終了後30日以内にガバナーまたは議長代行者は、大会幹事とともに、書面によ

って、大会記録の報告を行わなければならない。そしてこの報告書は3部を事務総長に、1部をその地区の各クラブ幹事に送らなければならない。

## 15.050. 地区大会での投票

### 15.050.1. 選挙人

地区内の各クラブは少なくとも1名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次大会に送るものとする。会員数が25名以上のクラブは、25名ごとに1名、または端数が13名以上の場合、さらに1名の割合で選挙人を送る権利を有する。つまり、会員数が37名までのクラブは1名の選挙人を持つ資格を有し、会員数が38名から62名までのクラブは2名の選挙人を持つ資格を有し、会員数が63名から87名までのクラブは3名の選挙人を持つ資格を有する、というようになる。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。各選挙人はそのクラブの会員でなければならない。選挙人が1票を投じるためには地区大会に出席しなければならない。

### 15.050.2. 地区大会の投票手続

地区大会に出席しているクラブの瑕疵なき会員は、ガバナー・ノミニーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員、ガバナー指名委員会の構成および職務権限ならびに規定審議会の地区クラブ代表議員の選挙、地区の1人当りの賦課金の額の決定を除き、地区大会に提出されたその他の案件のすべてについて投票権を有するものとする。しかし、選挙人は、誰でも大会に提出されたいかなる案件についても票決を求めることができるものとし、この場合の投票は選挙人に限りこれを行うことができるものとする。ガバナー・ノミニーを選ぶために投票をする際に、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者に投じるものとする。

### 15.050.3. 委任状による代理者

クラブは、そのクラブの欠席選挙人の委任状による代理者を指定することができる。このようなクラブは、このような委任状による代理者についてガバナーの承諾を得なければならない。委任状による代理者には、自分のクラブの会員もしくはクラブの所在する地区の他のクラブの会員が含まれる。その代理は、当該クラブの会長および幹事によって証明されなければならない。その委任状による代理者は、既に持っている投票権のほかに、自分が代理する欠席選挙人に代わってその投票権も行使することができるものとする。

## 15.060. 地区の財務

### 15.060.1. 地区資金

各地区は、「地区資金」という基金を設けても差し支えない。その目的は、地区提唱プロジェクトおよび地区内におけるロータリーの管理・開発の資金を調達することである。地区資金は地区大会の決議によって設けるものとする。

### 15.060.2. 地区賦課金の承認

地区資金は、地区内クラブの会員に均一の賦課金を割り当てるという方式によって、調達されるものとする。1人当たりの賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものとする。

- (a) 地区協議会に出席した次期クラブ会長の4分の3の承認。ただし、会長エレクトが標準クラブ定款の第10条第5節の(c)項に従ってガバナー・エレクトによって

地区協議会出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わってあるいは地区の裁量で、投票する権利を有するものとする。

- (b) 地区大会に出席し、投票する選挙人の過半数。
- (c) 地区の裁量により、地区の会長エレクト研修セミナーに出席した次期クラブ会長の4分の3の承認。ただし、標準クラブ定款第10条第5節(c)に従い、会長エレクトがガバナー・エレクトから出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わって投票する権利を有するものとする。

#### 15.060.3. 地区の1人当りの賦課金

地区の1人当りの賦課金の支払は、地区内全クラブの義務である。そうした負担金の未払が6か月以上に及ぶという証明書類をガバナーから受理した理事会は、直ちに、未納中のクラブへのRI事務局のサービスを停止するものとする。

#### 15.060.4. 地区の年次財務表および報告書

ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後3か月以内に地区内全クラブに対し、独立検査を受けた地区の年次財務表および報告書を提出しなければならない。この検査は、地区大会により決定された通りに、資格を備えた会計士あるいは地区監査委員会のいずれが行ってもよい。地区監査委員会による検査を行う場合、委員会は、

- (a) 少なくとも3人の委員から構成されなければならない。
- (b) すべての委員は正会員でなければならない。
- (c) 少なくとも1名は、元ガバナーもしくは監査の経験を有する人物でなくてはならない。
- (d) ガバナー、会計、地区銀行口座の署名人、財務委員会の委員がその就任年度に監査委員会に携わることを認めない。
- (e) 地区が定めた手続きに従い、地区により選出された者を委員とする。

この年次財務表および報告書の詳細は、次の項目を含むものとするが、これらに限定されるものではない。

- (a) 地区のすべての資金源 (RI、ロータリー財団、地区およびクラブ)。
- (b) 募金活動によって地区が得た、または地区に代わり受領した資金。
- (c) ロータリー財団から受領した補助金、または地区が使用する指定したロータリー財団の資金。
- (d) すべての地区委員会の資金業務処理。
- (e) 地区による、または地区に代わってガバナーが行ったすべての資金業務処理。
- (f) 地区資金のすべての支出。
- (g) RIからガバナーが受け取ったすべての資金。

この年次財務表および報告書は、次の地区の会合に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。この地区の会合は、地区内すべてのクラブから代表者が1名出席する権利があるものでなければならないし、また、地区の財務表および報告書が提出されるということを30日前に予告した会合でなければならない。このような地区会合が開催されない場合、年次財務表および報告書は、次の地区大会に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。

### 15.070. ガバナー・ノミニーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、選出の時点で、次の資格条件に適っていなければガバナー・ノミニーに選ばれることはない。

#### 15.070.1. 瑕疵なきロータリアン

本人が地区内の機能しているクラブの瑕疵なき会員であることを要する。

#### 15.070.2. 完全に会員資格を有する者

会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない。そしてその職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならない。

#### 15.070.3. クラブの元会長であること

クラブ会長を全期務めたことのある者、または創立日から6月30日までの全期間を通してクラブの創立会長を務めたことのある者でなければならない。ただし、この期間は最低6カ月間とする。

#### 15.070.4. ガバナーの任務を遂行できる能力

第15.090.節に規定するガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもその他においてもこれを果たすことができる者でなければならない。

#### 15.070.5. 資格条件を満たしていることを証明

ロータリアンは、細則に定められているガバナーの資格条件、任務および責任を熟知していることを示し、事務総長を通じてRIに、細則に列記されたガバナーの資格条件、任務および責任を明確に理解している旨の声明書に署名して提出しなければならない。この声明書には、ガバナーとしての資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思を持ち、それができる状態にあるということを明記するものとする。

### 15.080. ガバナーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、ガバナーは、就任の時点で、国際協議会に全期間を通して出席していて、1つまたは複数のロータリー・クラブで通算7年以上会員であり、さらに前述の第15.070.節に述べる資格条件を、引き続き保持していなければならない。

### 15.090. ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うRIの役員である。ガバナーは地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの綱領を推進する任務を課せられている。ガバナーは、地区およびクラブの指導者と協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すべきである。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。さらにガバナーは、効果的なクラブを育成するために、元、現任および次期地区指導者と協力して、地区内に継続性を確保するものとする。ガバナーは、地区内において次の事項の責務を負うものとする。

- (a) 新クラブの結成。
- (b) 既存クラブの強化助成。
- (c) 地区指導者およびクラブ会長と協力し、地区内各クラブのために現実的な会員増強目標を設定して、会員増強を推進すること。
- (d) プログラムへの参加と資金寄付に関してロータリー財団を支援すること。
- (e) クラブ間およびクラブとRIの間の良好な関係を促進すること。

- (f) 地区大会を計画、主宰すること。会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会の計画・準備にあたるガバナー・エレクトに協力すること。
- (g) 年度を通じて個々のクラブの例会あるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下の目的を果たすため、できる限りガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶ。
  1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
  2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
  3. ロータリアンの意欲をかきたて奉仕活動に参加させる。
  4. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- (h) 地区内の各クラブの会長、幹事に対して月信を発行すること。
  - (i) 会長または理事会の要請があれば、速やかにRIに報告を提出すること。
  - (j) ガバナー・エレクトに対して、選出後できる限り早く、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告案を提供すること。
- (k) 地区における指名および選挙が、RI定款と細則、および既定のRIの方針に則って確実に実施されるよう計らうこと。
  - (l) 地区内で運営されているロータリアンのグループ（友情交換、国際共同委員会、世界ネットワーク活動グループなど）の活動について定期的に尋ねること。
- (m) 地区で保存すべき文書をガバナー・エレクトに引き継ぐこと。
- (n) RI役員としての職責に属するその他の任務を遂行すること。

#### 15.100. RIBIのガバナーの任務

RIBIのガバナーの任務は、審議会の指示の下に、RIBI定款および細則と一致するこの地域の伝統的慣行に従って、遂行されるものとする。また会長または理事会の要請があれば速やかにRIに報告しなければならない。またガバナーは、地区におけるRI役員としての職責に属するその他の任務を遂行しなければならない。

#### 15.110. 解任

ガバナーがその任務と責任を忠実に遂行しなかったと会長が信じる十分な理由があるときには、会長は、ガバナーをその職から解任することができる。このような場合、会長は当該ガバナーにその旨通告し当該ガバナーに対して、解任を不当と思うなら、30日以内に積明するよう勧告するものとする。30日以内に、当該ガバナーが、会長を納得させるだけの十分な理由を提出できなかつたときは、会長がガバナーを解任できる。本節の下に解任されたガバナーは、パスト・ガバナーとみなされない。

#### 15.120. 地区の郵便投票

細則に明記する諸決定や選挙は地区大会または地区協議会で行うものではあるが、地区内のクラブが郵便投票を通じて行うこともできる。この郵便投票は、第13.040.節の手續にできる限り沿った方式で行うものとする。

### 第16条 委員会

- 16.010. 定数と任期
- 16.020. 委員
- 16.030. 会合



- 16.040. 特別委員会
- 16.050. 任期
- 16.060. 委員会の幹事
- 16.070. 定足数
- 16.080. 通信による議事の処理
- 16.090. 権限
- 16.100. 長期計画委員会
- 16.110. 監査委員会
- 16.120. 運営審査委員会

### 16.010. 定数と任期

理事会はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、ローターアクトおよびインターアクトに関する常任委員会をはじめ、RIに最もためになると理事会が折に触れ判断したその他の委員会を設置するものとする。常任委員会の定数と任期は次の通りとする。(1) コミュニケーション：6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(2) 定款細則：3名の委員から成り、毎年、任期3年で1名ずつ任命する。ただし例外として、規定審議会の開催年度には、4年目の委員を務める最近の元委員を含め、4名の委員から成る。(3) 国際大会：6名の委員から成り、うち1名は、年次国際大会のホスト組織の委員長とする。(4) 地区編成：3名の委員から成り、毎年1名ずつ任期3年で理事会から任命する。(5) 選挙審査：6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(6) 財務：8名の委員から成り、うち6名は、毎年2名ずつ任期3年で任命される。また、RI財務長および理事会により任命された理事1名が、1年を任期として投票権を有しない委員を務めるものとする。(7) ローターアクトおよびインターアクト：6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命され、最低3名のローターアクト会員が含まれる。常任委員会を除く委員の定数と任期は、後述の第16.050.節の規定に従って理事会が決定するものとする。理事会が、すべての委員会の任務と権限を定める。さらに、常任委員会を除き、年々委員の継続性を図る。

### 16.020. 委員

本節に別段の規定ある場合を除いて、会長が、理事会と協議をした後で、委員および小委員会委員を任命するものとする。また、会長は、各委員会と小委員会の委員長を指名するものとする。会長は、すべてのRI委員会の職権上の委員である。

### 16.030. 会合

本節に別段の規定ある場合を除いて、委員会と小委員会は、会長の決めた時と場所で、通知を受けた上で、会合を開くものとする。委員の過半数で定足数を構成する。定足数の出席している会合に出席している委員の過半数の決定を、委員会または小委員会の決定とする。

### 16.040. 特別委員会

第16.010.節から第16.030.節までの規定は、指名委員会または細則第16.100.節から第16.120.節の下に結成された委員会には適用されない。

### 16.050. 任期

いずれの者も3年を超えてRIの同一委員会の委員を務めることは許されない。ただし本細則によって別段の定めのある場合はこの限りでない。ある委員会に既に3年務めた者は、

再びその同じ委員会に任命される資格を持たないものとする。本節の規定は、職権上の委員およびアド・ホック委員会の委員には適用されない。前述の規定にかかわらず、会長は、国際大会委員会の委員を2年間務めたことがあるが委員長を務めたことのないロータリアンを、国際大会委員会の委員長に任命することができる。

#### 16.060. 委員会の幹事

本細則によって、あるいは委員会設置に当たって、理事会の別段の定めがない限り、事務総長がすべての委員会の幹事となる。事務総長は自分を代行する幹事を指名することができる。

#### 16.070. 定足数

委員会委員の過半数をもってその委員会のあらゆる会合における定足数とする。ただし、本細則に別の規定のある場合、または、委員会設置に当たって、理事会でこれと異なる決定のあった場合は、この限りでない。

#### 16.080. 通信による議事の処理

委員会は議事の処理を、理事会の定める手続規則に従って、適切な通信方法によって処理することができる。ただし、本細則によって別段の定めのある場合はこの限りでない。

#### 16.090. 権限

すべての委員会の運営および活動は、5.040.2.項に準じて、理事会の管理と監督に従うものとする。会長指名委員会の会長ノミニーの選出に関する決定を除き、すべての委員会による措置および決定は理事会の承認によって初めて効力を生じるものとする。ただし、本細則第10.060.節および第10.070.節に抵触するすべての措置および決定は、理事会がこれを管轄するものとする。

#### 16.100. 長期計画委員会

理事会は、6名から成る長期計画委員会を任命するものとする。そのうち4名の委員は6年任期を1期務め、3年毎に2名ずつ任命されるものとする。残りの2名は理事会のメンバーとし、毎年任命されるものとする。委員は、元会長または現任のロータリー財団管理委員であってはならない。長期計画の立案、RIプログラムと活動、および財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長、RI理事会または委員会の委員長が決定する時および場所において、通知の上、毎年3回会合を開くものとする。ただし、会長あるいはRI理事会によって必要とみなされた場合には、会長または理事会が決定する時および場所において、通知の上、その年度を通じさらに1回以上の追加の会合を開くことができる。長期計画委員会は、理事会による検討のために長期計画案を作成し、推奨し、また修正するものとする。任務の遂行にあたっては、長期計画を見直し、理事会に勧告を行うために、少なくとも3年に一度はロータリアンとロータリー・クラブを対象に調査を行うものとする。さらに、次年度のプログラムが長期計画と一貫しているかどうかを判断するために、プログラムについて会長エレクトと検討、協議し、また理事会が指定するその他の任務を遂行するものとする。長期計画委員会は、近い将来に拡張される可能性のある国々も含め、各大陸におけるロータリアン候補者の人口の変化に関する調査を考慮に入れることによって、こうした変化が各ゾーンの会員組織に及ぼす影響を予測するものとする。

### 第16.100.節に関する暫定規定

制定案10-173に従って2010年規定審議会で採択された第16.100.節の改正は、理事会により適切とみなされる形で実施されるものとする。

#### 16.110. 監査委員会

理事会は、7名から成る監査委員会を任命するものとし、各委員は独立した立場にあり、財務の知識を有する者とする。委員会委員には、毎年理事会によって任命される3名の現職の理事会メンバーと、毎年管理委員会によって任命される2名の現職のロータリー財団管理委員を含めるものとする。さらに同委員会には、理事会によって任命される2名の委員を含めるものとする。これらの委員は、理事会のメンバーでもロータリー財団管理委員でもないものとし、3年ごとに1名ずつ任命され、6年任期を1期務めるものとする。監査委員会は、必要に応じて、RIとロータリー財団の財務報告、外部監査、内部管理システム、内部監査、その他の関連事項について審査し、理事会に報告するものとする。委員会は、会長、RI理事会、または委員会委員長が決定する時と場所において、通知後、年に3回まで会合を開くものとする。また、会長あるいは委員会委員長が必要とみなした場合には、会長または委員会委員長が決定する時と場所において、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。運営審査委員会委員長または同委員長が指名した人物が、委員会への連絡担当者を務めるものとする。本委員会は、理事会と管理委員会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会と管理委員会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に任務を遂行するものとする。

#### 第16.110. 節に関する暫定規定

制定案10-172に従って2010年規定審議会で採択された第16.110. 節の改正は、理事会により適切とみなされる形で実施されるものとする。

#### 16.120. 運営審査委員会

理事会は、6名の委員から成る運営審査委員会を設置するものとする。各委員は、6年を超えない任期を1期務める。常時6名から成る委員会構成にするために、隔年に2名の委員を任命する。委員は、元会長または現理事、ロータリー財団管理委員であってはならない。経営、指導力育成、財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長、RI理事会、または委員会の委員長が決定する時および場所において、通知後、年に3回まで会合を開くものとする。また、会長あるいはRI理事会によって必要とみなされた場合には、会長または理事会が決定する時および場所において、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。運営審査委員会は、RI財務報告、外部監査、内部の会計検査制度、内部監査などを含む（ただしこれだけに限定されるものではない）すべての財務事項を審査することができる。また、運営、管理手続、経営基準、その他必要に応じて運営上および財務上の事項の有効性と効率性を審査するものとする。本委員会は、理事会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会の定める、本節の規定と矛盾しない、職務権限の下に任務を遂行するものとする。運営審査委員会は、理事会総会に直接報告するものとする。

### 第17条 財務事項

17.010. 会計年度

17.020. クラブ報告

- 17.030. 会費
- 17.040. 支払時期
- 17.050. 予算
- 17.060. 5カ年財務見通し
- 17.070. 監査
- 17.080. 報告
- 17.090. 旅行

#### 17.010. 会計年度

RIの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終わるものとする。

#### 17.020. クラブ報告

毎年7月1日および1月1日に各クラブは、同日におけるそのクラブの会員数を理事会に証明しなければならない。この証明書はクラブ会長とクラブ幹事によって署名されて事務総長に送付されなければならない。

#### 17.030. 会費

##### 17.030.1. 人頭分担金

各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のようにRIに人頭分担金を支払うものとする。2010-11年度には半年ごとに米貨25ドル、2011-2012年度には半年ごとに米貨25ドル50セント、2012-2013年度には半年毎に米貨26ドル、2013-2014年度以降には半年ごとに米貨26ドル50セント。ただし、各クラブは半年ごとに、2010-11年度に米貨250ドル、2011-2012年度に最低米貨255ドル、2012-2013年度に最低米貨260ドル、2013-2014年度以降に最低米貨265ドルをRIに支払うものとする。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

##### 17.030.2. 追加会費

各クラブは各年度に、会員それぞれにつき、さらに米貨1ドル、または次回に予定されている審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額をRIに支払わなければならない。会員数が10名に満たないクラブは、10名分に相当する額の追加会費を支払わなければならない。臨時審議会会合が招集された場合、その費用のために、会合後のできるだけ早い時期に追加会費を支払うものとする。この追加会費は、厳密に規定審議会に出席するクラブ代表議員の費用、および審議会のその他の運営の費用に充てるために別個の資金として取っておくものとする。その方法については理事会が定めるものとする。理事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。

##### 17.030.3. 会費の返還

理事会は、会費の中の適正と思われる部分をクラブに返還することができる。

##### 17.030.4. RIBIの支払う会費

RIBI内の各クラブは、RIの代行者としての、RIBIを通じて第17.030.1.項の規定する人頭分担金をRIに支払わなければならない。各半期に、RIBI内のクラブから、第17.030.1.項の規定に従って支払われる人頭分担金のうち、RIによって保有される部分の総額は、RIが年間RIBI内のクラブのために支出する金額の半分を下回ってはならない。クラブが支払った人頭分担金の残りは、RIBI内に配分され、保有されるものとする。

### 17.030.5. RIの保有するパーセンテージ

半年ごとにRIBI内クラブによって支払われる、第17.030.4.項の規定する人頭分担金のうちRIによって保有される額は、毎年理事会によって決定され、次年度クラブによって支払われる人頭分担金に適用されるものとする。理事会は、RIBI内のクラブに代わってRIが前年度支出した金額に基づいて、RIの保有額を決定するものとする。この金額には、ロータリーのプログラムを世界的に推進するためのRIの一般運営費の比例分担額が含まれる。このように決定された金額に、RIの用途不指定の純資産への拠出金として2010-2011年度には半年ごとに米貨1ドル25セント、2011-2012年度には半年ごとに米貨1ドル50セント、2012-2013年度には半年ごとに米貨1ドル75セント、2013-2014年度以降には半年ごとに米貨2ドルを加えるものとする。この加算額は、直前の年度の経験、現況、予測しうる将来の情勢を考慮して少なくとも6年ごとに検討を加え、増額、現状維持、減額を決めるものとする。

### 17.030.6. 支払額の調整

ある国の通貨の平価が切り下げられて、その国のクラブが、RIに対する債務を支弁するために、自国通貨を過剰に支払わなければならない場合、理事会はその国のクラブが支払う金額を調整することができる。

## 17.040. 支払時期

### 17.040.1. 人頭分担金の支払期日

毎年7月1日および1月1日を会費支払期日とし、第17.030.1.項に定められた基準に基づいて支払うものとする。ただし、第17.030.2.項の下に支払う会費は、7月1日を支払期日とし、支払うものとする。

### 17.040.2. 比例人頭分担金

クラブ会員に選ばれた会員のおのおのにつき、各クラブは、会費を支払う次の半期が始まるまで比例人頭分担金を支払うものとする。会員となってから丸1カ月ごとに支払うべき額は、人頭分担金の12分の1とする。しかし、比例人頭分担金は、第4.030項に記載されている通り、移籍会員あるいは他クラブの元会員のためにクラブが支払うことはないものとする。比例人頭分担金は7月1日と1月1日に支払うものとする。この人頭分担金は、規定審議会だけが変更できる。

### 17.040.3. 通貨

会費は米国通貨をもってRIに支払われるものとする。しかしながら、米国通貨をもって会費を支払うことが不可能であるか、实际的でない場合は、理事会は、他の通貨による支払を認可することができる。理事会はまた、非常事態のためそうすることが適切である場合は、会費支払時期の繰り延べを許容することができる。

### 17.040.4. 新クラブ

クラブは、加盟が承認された日付後の半期まで会費支払の義務を課せられないものとする。

## 17.050. 予算

### 17.050.1. 理事会の採択

毎年、理事会は、次の会計年度に対するRIの収支予算を採択しなければならない。総支出の予算額は、総収入見積額を上回ってはならないものとする。

### 17.050.2. 予算の改訂

このような予算は、理事会がいつでも改訂できる。ただし、総支出見積額は、総収入見積額を上回ってはならない。

### 17.050.3. 予算支出

RIの資金は、いかなる費用であっても、理事会承認の予算の範囲内でなければ、支払ってはならない。事務総長は、本項への準拠を施行する義務と権限を持つものとする。

### 17.050.4. 収入見積額を超える支出：非常事態と不測の事態

理事会は、非常事態と不測の事態に限り、全理事の4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただし、理事会は、RIの純資産を上回る負債を生じるような支出を招いてはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が60日以内に全RI役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

### 17.050.5. RIの年間予算の公表

第17.050.1項の規定に従って採択したRI予算は、理事会が決定した書式で出版し、各ロータリー年度の9月30日までに全ロータリー・クラブに周知させるものとする。

### 17.050.6. 収入見積額を超える支出：一般の剰余資金

第17.050.4.項に規定されてはいるが、直前までの過去3年間において、一般の剰余資金が、国際大会および規定審議会にかかる独立採算の支出を除く年間支出最高額の85パーセントを超えた場合、いかなる時でも、理事会は、その4分の3の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただし、その支出によって一般の剰余資金がその85パーセント・レベルの100パーセントより減少してはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が60日以内に全RI役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

## 17.060. 5カ年財務見直し

### 17.060.1. 5カ年財務見直しを毎年見直す

毎年、理事会は、5カ年財務見直しを審議するものとする。その見直しには、RIの総収入と総支出の予測を記載するものとする。その見直しには、RIの資産と負債と残高の予測をも記載するものとする。

### 17.060.2. 5カ年財務見直しを規定審議会に提出

財務見直し5カ年財務見直しは、財務に関する立法案の背景情報として理事会から規定審議会に提出されるものとする。

### 17.060.3. 5カ年財務見直しの最初の年は規定審議会開催年

財務見直し5カ年財務見直しの第1年目は、規定審議会が開かれている年度とする。

### 17.060.4. ロータリー研究会における5カ年財務見直しに関する説明発表

5カ年財務見直しは、討議に付すために各ロータリー研究会において理事または他の理事会の代理が説明発表するものとする。

## 17.070. 監査

理事会は、少なくとも年1回RIの監査を行う。このような監査は、免許を持つ会計士、公認会計士または税理士、もしくは監査の行われる国、州または県において一般にその権威を認められている監査人が実施する。事務総長は理事会の要求があればいつでも、帳簿類と伝票類を提出しなければならない。

## 17.080. 報告

会計年度終了後の12月末までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表するものとする。この報告には、会長、会長エレクト、会長ノミニー、各理事に弁済されたすべての経費、ならびに会長、会長エレクト、会長ノミニー、各理事の代わりに支払われたすべての経費が、各役職ごとに明記されるものとする。尚、この報告には、会長室に支払われたすべての経費、および会長室の代わりに支払われたすべての経費を明記するものとする。この報告書にはさらに、理事会、年次RI国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。第17.050.1.項に従って採択した予算、また必要であれば第17.050.2.項に従って改定した予算と各費目を比較した報告書を添付するものとする。支出が、それぞれの部門で、承認された予算と10パーセント以上異なるときは、報告書に詳細な情報と事情を記述するものとする。この報告書は、RIの現および元役員それぞれに配布されるものとする。クラブは請求すればこの報告書を入手できるものとする。規定審議会の直前の年の監査報告は、審議会開会の少なくとも30日前までに事務総長から審議会議員に郵送するものとする。

## 17.090. 旅行

RIまたはロータリー財団の経費で旅行をする人にはすべて、役職（元あるいは現職）または旅行の目的を問わず（ただし、元会長、会長、会長エレクト、理事、ロータリー財団管理委員長と管理委員、事務総長、およびこれらの配偶者・パートナーを除く）、RIまたはロータリー財団のその旅行の目的を満たす、入手可能なエコノミークラスの航空券が発券されるか、またはその経費が支払われるものとする。個人的な必要性を満たすために旅程に加えられる変更はすべて、旅行者自身の費用において行われるものとする。会長、会長エレクト、ロータリー財団管理委員長、事務総長、およびこれらの配偶者・パートナーは、その任期中、入手し得る限りでビジネスクラスまたはファーストクラスのうち高い方のクラスで旅行し、その後は入手し得る限りでビジネスクラスまたはエコノミークラスのうち高い方で旅行をするものとする。現職の理事または管理委員は、その任期中、入手し得る限りで最も廉価なビジネスクラスまたはファーストクラスで旅行をするものとする。

## 第18条 名称と徽章

18.010. RIの知的所有権の保全

18.020. RIの知的所有権の使用の制限

### 18.010. RIの知的所有権の保全

理事会はRIの徽章、バッジその他の記章をもつばら全ロータリアンのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする。

### 18.020. RIの知的所有権の使用の制限

RIならびにクラブの名称、徽章、バッジその他の記章を、クラブまたはクラブの会員が商品の商標または特別銘柄として使用し、あるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせることはRIの承認しないところである。

## 第19条 その他の会合

19.010. 国際協議会

19.020. ロータリー研究会

**19.030. RIの地域大会****19.040. 元会長審議会****19.050. 会議運営手続規則****19.010. 国際協議会****19.010.1. 目的**

毎年国際協議会を開催するものとする。その目的は、ガバナー・エレクトに、ロータリー教育を行い、運営上の任務を指導し、鼓舞激励し、さらに、出席しているエレクトや他の人に、次年度のロータリー・プログラムや活動の実施方法を討議・計画する機会を与えることである。

**19.010.2. 時と場所**

理事会は国際協議会の会合する時と場所を決定するものとする。会長エレクトは、プログラム決定の責務を負うものとし、国際協議会の手配を監督するために設置された委員会の委員長を務めるものとする。国際協議会は2月15日前に開催されなければならない。理事会は、国際協議会開催地を選ぶに当たり、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。

**19.010.3. 参加者**

国際協議会に出席する権限のある参加者には次の人が含まれる：会長、理事、会長ノミニー、理事エレクト、理事ノミニー、事務総長、ガバナー・エレクト、RIBI役員ノミニー、RI各種委員会委員長、およびその他理事会の指定する者。

**19.010.4. 特別、または局地的、協議会**

非常事態または特別の事情に対応するために、理事会は二つまたはそれ以上のこのような特別協議会もしくは局地的協議会を開催する手配をすることができる。

**19.020. ロータリー研究会**

会長は、情報提供のための年次会合であるロータリー研究会の開催を許可することができる。ロータリー研究会には、RIの元、現ならびに次期役員、また招集者によって招待されたその他のロータリアンや来賓が出席できるものとする。ロータリー研究会は、RI、ゾーン、ゾーン内のセクション、もしくは複数ゾーンのグループで開催されるものとする。

**19.030. RIの地域大会**

理事会は、クラブ会員の地域大会を招集することができる。理事会は、地域大会に参加するクラブを指定するものとする。理事会はまた大会の招集方法、その組織と運営およびその手続規則を含むその他の詳細について定めなければならない。

**19.030.1. 開催地**

RIの準備する地域大会または研究会は、全ロータリアンが、国籍、人種または宗教にかかわらず、その開催予定地に現実に行くことができる、という書面による保証を理事会が、ホスト国の政府または他の関係当局から得られなかったなら、開催されないものとする。

**19.030.2. 目的**

地域大会の目的は、地域内のクラブ会員間が知り合いを広め、理解を推進し、意見を交換し、また、ロータリーの綱領の範囲内の議題について話し合う場を提供することである。



### 19.030.3. 理事会への決議

ロータリーの目的に合致する範囲内で、地域大会は理事会に対する提案として決議を採択することができる。

## 19.040. 元会長審議会

### 19.040.1. 構成

クラブの会員籍を有する元会長をもって構成される元会長審議会を常設するものとする。会長は本審議会の職権上のメンバーとなるものとし、その会議に出席し、議事に参加する特典を有するものとする。しかしながら、議事に関する投票権は持たないものとする。

### 19.040.2. 役員

直前会長のすぐ前の元会長を審議会の議長とし、さらに直前元会長をその副議長とする。事務総長は、元会長審議会の幹事となるが審議会のメンバーではない。

### 19.040.3. 任務

元会長審議会は、会長または理事会から付託された事項を通信によって考察するものとし、これについて理事会に進言し勧告することができる。審議会はまた、理事会の要請に応じて、クラブ、地区および役員が関わる事柄の調停者としての役割を果たすものとする。

### 19.040.4. 会合

会長または理事会は、元会長審議会の合議とその進言を必要と考える場合、元会長審議会を招集することができる。このように招集された場合、会長または理事会が付託した事項を議題として審議するものとする。審議会議長は、会合後、必ず理事会に報告するものとする。理事会が報告の一部または全部を発表しない限り、この報告を公表してはならない。

#### 19.040.4.1. 国際大会および国際協議会での会合

元会長審議会は、年次国際大会および（または）国際協議会において会合を開くものとする。

## 19.050. 会議運営手続規則

あらゆるロータリーの会議、協議会、大会または国際大会において、定款、細則、もしくはRI採用の特別議事規則によって特に定められていない手続上の問題は、当該会合の議長が決定するものとする。このような手続上の問題については、公正さを基本として配慮する。ただし、提訴は認められるものとする。

## 第20条 機関雑誌

20.010. 機関雑誌出版の権限

20.020. 購読料

20.030. 雑誌の購読

### 20.010. 機関雑誌出版の権限

理事会は、RIの機関雑誌発行の責任を負うものとする。機関雑誌は、理事会が認可する幾つかの異なった版で出版されるものとする。そのうち、基本的な版は英語で出版されるものとし、これをザ・ロータリアン誌と称する。機関雑誌の目的は、RIの目的とロータリーの綱領の推進について理事会を助ける媒体としての役割を果たすことである。

### 20.020. 購読料

#### 20.020.1. 購読料

各機関誌の購読料は、すべて理事会がこれを定めるものとする。

**20.020.2. 購読義務**

米国およびカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌の有料購読者とならなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する選択肢がある。かかる購読料は、クラブが会員から徴収し、会員に代わってRIに送金しなければならない。各会員は、印刷された雑誌を郵送で受け取るか、インターネットで電子版の雑誌を受け取るかを選択できるものとする。

**20.020.3. 雑誌収入**

年度内の雑誌収入は、その一部といえども雑誌の発行およびその改善以外の目的のために充当させてはならない。支出を上回る収入剰余金は、理事会による別段の規定がある場合を除き、年度末にRIの一般剰余金に繰り入れられるものとする。

**20.030. 雑誌の購読****20.030.1. 購読義務**

米国およびカナダ以外のクラブならびにEクラブの各会員が、RIの機関雑誌またはRIの理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料購読者とならなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する選択肢がある。本人が会員である限り、その購読を続けなければならない。

**20.030.2. 購読義務免除**

会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認の公式雑誌に用いられている言語を読めない場合は、理事会によって、そのクラブに対する本節の規定の適用が免除される。

**第21条 ロータリー・ワールドワイド・ウェブ**

理事会はワールドワイド・ウェブにRIのサイトを開き、維持する責任がある。このウェブサイトはザ・ロータリー・ワールドワイド・ウェブサイトと称され、理事会が承認したいくつかの言語で開かれるものとする。基本となるウェブサイトは英語で開かれ、ロータリー・ワールドワイド・ウェブサイトと呼ばれる。このウェブサイトの目的は理事会がRIの目的とロータリーの綱領を推進するのを助けることである。RI、地区、およびクラブは適切な言語によるウェブサイトを維持するよう強く奨励され、可能な場合、こうしたウェブサイトにもロータリー・ワールドワイド・ウェブサイトへのリンクを設けるものとする。

**第22条 ロータリー財団****22.010. 財団の目的****22.020. 管理委員****22.030. 管理委員の任期****22.040. 管理委員の報酬****22.050. 管理委員会の経費****22.060. 管理委員会の報告****22.010. 財団の目的**

RIのロータリー財団は、財団の法人設立定款および細則に従って、ロータリー財団管理委員会が人道的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。法人設立定款と細則は、管理委員会が理事会の同意を得て改正できるが、そのほかの方法はない。

## 22.020. 管理委員会

会長エレクトが推薦し、理事会が選出した15名の管理委員がいなければならない。各管理委員は就任する前の年度に選出される。管理委員のうち4名は、RIの元会長とする。すべての管理委員は、財団細則に挙げた資格条件を満たさなければならない。

## 22.030. 管理委員の任期

管理委員の任期は4年とする。管理委員は再任することができる。

## 22.040. 管理委員の報酬

管理委員は無報酬でその任を務めるものとする。

## 22.050. 管理委員会の経費

管理委員会は、理事会の承認があった場合にのみ、財団資産から支出する。ただし、次の2種類の支出は、管理委員会の承認だけで差し支えない。(1) 財団の管理運営に必要な経費。(2) 財団への贈与または遺贈の条件により定められた通り、収益または元金からの支出。

## 22.060. 管理委員会の報告

管理委員会は、財団のプログラムと財務について少なくとも年1度RIに報告するものとする。財団の年次報告は、各役職ごとに、それぞれの管理委員に弁済されたすべての経費、ならびに代わって行われたすべての支払いが明確に記載されるものとする。

## 第23条 補償

理事会は、RI理事、役員、従業員、代行者の補償方針を設定、実施することができる。

## 第24条 仲裁および調停

24.010. 意見の相反

24.020. 調停または仲裁の期限

24.030. 調停

24.040. 仲裁

24.050. 仲裁人または裁定人の決定

### 24.010. 意見の相反

理事会の決定に関すること以外で、ロータリー・クラブの現会員または元会員、ロータリー地区、RI、またはRI役員との間に意見の食い違いが起り、友好的に解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが事務総長に要請し、調停によって解決されるか、または調停が論争当事者のいずれかによって拒否された場合は、仲裁によって解決されるものとする。調停や仲裁の要請は、論争が起きてから60日以内に行うものとする。

### 24.020. 調停または仲裁の期限

調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから90日以内に、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

### 24.030. 調停

調停の手続きは、理事会により定められるものとする。論争当事者のいずれかが、事務総長または調停のために事務総長によって任命されたほかの者に、論争当事者が所属するクラブ以外のロータリー・クラブ会員で、適切な調停技能と経験を有する者を調停人として指名するよう要請できるものとする。

#### 24.030.1. 調停の結果

調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、事務総長がそれを保管するものとする。両論争当事者への通知として、当事者が承諾できる結果に関する要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は事務総長を通じて、更に調停を要請することができる。

#### 24.030.2. 調停の失敗

調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第24.040節に定める仲裁に訴えることができる。

#### 24.040. 仲裁

仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人には、論争当事者の所属するロータリー・クラブ以外のロータリー・クラブ会員のみが指定されることができる。

#### 24.050. 仲裁人または裁定人の決定

もし仲裁が要求され、仲裁人によって合意に達した決定もしくは、両仲裁人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

#### 24.060. 調停または仲裁の費用

論争解決にかかる費用は、調停または仲裁にかかわらず、調停人または裁定人による別段の決定がない限り、両論争当事者が等しく負担するものとする。

### 第25条 改正

本細則は第7.060.節の臨時審議会の規定を除き、審議会に出席し投票した人の過半数によってのみ改正することができる。

## 標準ロータリー・クラブ定款

条	題目	頁
1	定義.....	247
2	名称.....	247
3	クラブの所在地.....	247
4	綱領.....	247
5	五大奉仕部門.....	248
6	会合.....	248
7	会員身分.....	249
8	職業分類.....	250
9	出席.....	251
10	理事および役員.....	252
11	入会金および会費.....	253
12	会員身分の存続.....	253
13	地域社会、国家、および国際問題.....	256
14	ロータリーの雑誌.....	257
15	綱領の受諾と定款・細則の遵守.....	257
16	仲裁および調停.....	257
17	細則.....	258
18	解釈の仕方.....	258
19	改正.....	258

# \*ロータリー・クラブ定款

## 第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 細則： 本クラブの細則
3. 理事： 本クラブの理事会メンバー
4. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

## 第2条 名称 (1つを選択する)

本会の名称は、 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ ロータリー・クラブとする。  
 (国際ロータリー加盟会員)

または

本会の名称は、 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ ロータリーEクラブとする。  
 (国際ロータリー加盟会員)

## 第3条 クラブの所在地域 (1つを選択する)

本クラブの所在地域は、次の通りとする。 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

または

本Eクラブの所在地域は、(全世界) \_\_\_\_\_とし、ワールドワイド・ウェブのwww. \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 上にある。

## 第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

\*国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

## 第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実際の規準である。

- 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
- 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
- 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
- 5. 奉仕の第五部門である新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

### (第6条のうち1つを選択する)

## □ 第6条 会合

### 第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期的会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由で

あっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

**第2節 — 年次総会。**役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

または

## □ 第6条 会合 (Eクラブ)

### 第1節 — 例会。

- (a) 日。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日に、クラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって、定期の会合を開かなければならない。会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。
- (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

**第2節 — 年次総会。**役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

## 第7条 会員身分

**第1節 — 全般的資格条件。**本クラブは、善良な成人であつて、職業上、および(または)地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

**第2節 — 種類。**本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。

**第3節 — 正会員。**RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

### 第4節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン。

- (a) 会員候補者。会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元の所属クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求することができる。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受用することを条件とするものである。



- (b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

**第5節 — 二重会員。**同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

#### **第6節 — 名誉会員。**

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を末永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認められている。

**第7節 — 公職に就いている人。**一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

**第8節 — RIの職員。**本クラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

### **第8条 職業分類**

#### **第1節 — 一般規定。**

- (a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

**第2節 — 制限。**5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出するはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの

移籍会員または元クラブ会員、あるいはRI理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

## 第9条 出席

### (第1節の序文の段落のいずれかを選択する)

□ 第1節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

または

□ 第1節 — 一般規定 (Eクラブ)。各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
  - (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
  - (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
  - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
  - (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
  - (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
  - (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において。例会のときに、

- (1) 本節 (a) 項の (3) に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (5) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

**第2節 — 転勤による長期の欠席。** 会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

**第3節 — 出席規定の免除。** 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。
- (b) 年齢が65歳以上の会員で、かつ、一つまたは複数のロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

**第4節 — RI役員欠席。** 会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

**第5節 — 出席の記録。** 本条第3節 (b) または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

## 第10条 理事および役員

**第1節 — 管理主体。** 本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

**第2節 — 権限。** 理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

**第3節 — 理事会による最終決定。** クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2

の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

**第4節 — 役員。**クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、および副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またはそうでなくてもよい。

**第5節 — 役員選挙。**

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前18か月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会、もしくはガバナー・エレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

## 第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。

## 第12条 会員身分の存続

**第1節 — 期間。**会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

**第2節 — 自動的終結。**

- (a) 会員の資格条件。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、
  - (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもら

うために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

- (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会。会員の会員身分が本節 (a) 項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

### 第3節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

### 第4節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
  - (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達していなければならない。
  - (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席しなければならない (RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。

- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

### 第5節 — 他の原因による終結。

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛

成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリー・クラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。

- (b) 通知。本節 (a) 項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。

#### 第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第16条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節 (a) 項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

**第7節 — 理事会による最終決定。**もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

**第8節 — 退会。**いかなる会員も、本クラブからの退会の申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

**第9節 — 資産関与権の喪失。**いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

**第10節 — 一時保留。**

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) 立証された場合、これらの告発が、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

**第13条 地域社会、国家、および国際問題**

**第1節 — 適切な主題。**地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

**第2節 — 支持の禁止。**本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

**第3節 — 政治的テーマの禁止。**

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

**第4節 — ロータリーの発祥を記念して。**ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## 第14条 ロータリーの雑誌

第1節 — 購読義務。RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌を合図で購読する選択肢がある。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 — 購読料。購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

## 第15条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## 第16条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反。理事会の決定に関する以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起り、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限。調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 — 調停。このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、またはRI理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリー・クラブの会員のみを指定することができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

(a) 調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。



**第4節 — 仲裁。**仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみを指定することができる。

**第5節 — 仲裁人または裁定人の決定。**もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

## **第17条 細則**

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正することができる。

## **第18条 解釈の仕方**

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

## **第19条 改正**

**第1節 — 改正の方法。**本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同一とする。

**第2節 — 第2条と第3条の改正。**定款の第2条（名称）および第3条（クラブの所在地）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

---

## 第5部

### その他の法的書類 (Other Legal Documents)

推奨ロータリー・クラブ細則

国際ロータリーのロータリー財団細則

ロータリー財団の法人設立定款 (抜粋)

## 推奨クラブ細則

条	題目	頁
1	定義.....	261
2	理事会.....	261
3	理事および役員の選挙.....	261
4	役員の任務.....	262
5	会合.....	262
6	入会金および会費.....	263
7	採決の方法.....	263
8	奉仕部門.....	263
9	委員会.....	263
10	委員会の任務.....	264
11	出席義務規定の免除.....	264
12	財務.....	264
13	会員選挙の方法.....	265
14	決議.....	265
15	議事の順序.....	266
16	改正.....	266

# \*推奨ロータリー・クラブ細則

## ロータリー・クラブ細則

### 第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会メンバー
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI： 国際ロータリー
5. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

### 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員\_\_\_\_\_名から成る理事会とする。すなわち、会長、直前会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、副会長、幹事、会計、および会場監督である。理事会の裁量により、本細則第3条第1節に基づいて選挙された\_\_\_\_\_名の理事を加えることができる。

### 第3条 理事および役員選挙

**第1節** 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は、会員に対して、会長（次々年度）、副会長、幹事、会計、および\_\_\_\_\_名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って、指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。指名委員会を利用することを決定した場合、かかる委員会をクラブの定めるところに従って設置しなければならない。適に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載され、年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た\_\_\_\_\_名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとする。会長ノミニーは、その選挙後の次の7月1日に会長エレクトに就任するものとし、年度を通じて役員を務めるものとする。会長エレクトは、その年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

**第2節** 役員と理事が理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

**第3節** 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

**第4節** 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。

\*注：本細則は単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリー・クラブは、標準ロータリー・クラブ定款、RI定款、RI細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。疑問のある場合は、その変更案をRI事務総長に提出してRI理事会の審議を乞わなければならない。

Eロータリー・クラブは、推奨ロータリーEクラブ細則とそのほかのEクラブの事柄について、クラブ・地区支援担当職員 ([www.rotary.org/ja/cds](http://www.rotary.org/ja/cds)) に連絡すべきである。

## 第4条 役員の任務

**第1節 会長** 本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会長の任務とする。

**第2節 直前会長** 理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

**第3節 会長エレクト** 理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、会長エレクトの任務とする。

**第4節 副会長** 会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、そのほか通常その職に付随する任務を行うことをもって、副会長の任務とする。

**第5節 幹事** 会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、幹事の任務とする。

**第6節 会計** すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、会計の任務とする。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

**第7節 会場監督** 通常その職に付随する任務、およびその他会長が理事会によって定められる任務を行うことをもって、会場監督の任務とする。

## 第5条 会合

**第1節 年次総会** 本クラブの年次総会は毎年\_\_\_\_\_に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(注：標準ロータリー・クラブ定款第6条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、(中略) 毎年12月31日までに開催されなければならない」と規定している。)

**第2節** 本クラブの毎週の例会は\_\_\_\_\_曜日\_\_\_\_\_時に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づき、出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第9条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

**第3節** 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

**第4節** 定例理事会は毎月\_\_\_\_\_に開催されるものとする。臨時理事会は、会長がその必要ありと認めたととき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集されるものとする。ただし、その場合、然るべき予告が行われなければならない。

**第5節** 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第6条 入会金および会費

第1節 入会金は \_\_\_\_\_ とし、入会承認に先立って納入すべきものとする。ただし、標準ロータリー・クラブ定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節 会費は年額 \_\_\_\_\_ とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は、各会員のRI公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

## 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、\*口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

(\*注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する。)

## 第8条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

## 第9条 委員会

クラブ委員会は、クラブの年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長エレクト、会長、直前会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力すべきである。継続性を保持するため、可能であれば、委員会委員が同じ委員会を3年間務めるよう任命すべきである。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、委員会委員長を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は、同委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。常任委員会は次の通り任命されるべきものとする。

- 会員増強委員会

この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

- 公共イメージ委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。

- 管理運営委員会

この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

- 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。

- ロータリー財団委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

その他、必要に応じて特別（アドホック）委員会を設けることができる。

- (a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

- (b) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。
- (c) それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

---

(注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プランおよびクラブ・リーダーシップ・プランに沿ったものである。クラブは、その奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。そのような任意の委員会の見本一覧は、「クラブ委員会の手引き」に記載されている。クラブは必要に応じて、独自の委員会構成を立案することができる。)

## 第10条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定め、見直すものとする。その年度計画を立て、各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切なRI資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。

各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

## 第11条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12カ月間を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。

---

(注：このような出席義務規定の免除は、会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、標準ロータリー・クラブ定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない。)

## 第12条 財務

**第1節** 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

**第2節** 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

**第3節** すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

**第4節** すべての資金業務処理は、毎年1回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

**第5節** 資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

**第6節** 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

### **第13条 会員選挙の方法**

**第1節** 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。

**第2節** 理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

**第3節** 理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

**第4節** 理事会が決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

**第5節** 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあつたにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

**第6節** このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報をRIに報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは役目に配属する。

**第7節** クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

### **第14条 決議**

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。



## 第15条 議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項、およびロータリー情報

委員会報告(ある場合)

審議未終了議

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

## 第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。



## 国際ロータリーのロータリー財団細則

条	題目	頁
I	当法人の目的 .....	269
II	構成員 .....	269
III	管理委員会 .....	269
IV	管理委員会の会合.....	272
V	当法人の役員 .....	273
VI	委員会.....	274
VII	管理委員会と法人会員理事会との合同委員会 .....	274
VIII	財務報告 .....	275
IX	雑則.....	275

# 国際ロータリーのロータリー財団細則

## 第1条 当法人の目的

第1.1項 目的。当法人の目的は、法人設立定款に記載されている通りとする。

## 第2条 構成員

第2.1項 構成員。当法人の構成員は1種類とし、これは「法人会員」として指定された唯一の構成員から成るものとする。初めの法人会員は、イリノイ州の非営利法人の国際ロータリー、または、合併、商号変更によるその後継者とする。何らかの理由で、法人会員の地位に欠員が生じた場合は、当法人の管理委員会が新たに法人会員を選ぶものとする。

第2.2項 選挙と任命。毎年、法人会員は、任期の満了した管理委員の後任委員と、欠員が生じた場合それを埋める管理委員を任命するものとする。法人会員による、このような決定は、年次会合において行われるものとする。

第2.3項 決議方法。法人会員は、本項にこれと異なる規定のある場合を除き、その理事会の過半数の投票によって決議を行うものとする。法人会員の1名の役員により署名された、投票事項が明記された書面を法人の委員長または事務総長に到達して行う。

第2.4項 法人会員の承認を必要とする事項。法人会員は管理委員会の次のような決定を承認しなければならない。

- (a) 財団の財産の全支出。ただし、次のものを除く。
  - (i) 財団の管理運営に必要な経費
  - (ii) 贈与または遺贈という条件で指示されている財団寄付の収益または元金の支出、両者とも管理委員会の承認のみで十分とする。
- (b) 法人設立定款または細則の改正または修正
- (c) 当法人の実質上あらゆる資産の合併、解散、売却、リース、交換、抵当、質入れ
- (d) 設立定款に掲げた目的のため、提案された当法人のプログラム、プロジェクト、活動のすべてについて、その発表または資金拋出前に。

第2.5項 法人会員の責務。法人会員は次の責務を負うものとする。

- (a) 国際ロータリーの役員とすべてのロータリアンに、直接参加と財政的貢献を通じて、財団のプログラム、プロジェクト、活動を支援するよう奨励すること。さらに、クラブ、地区、国際レベルの会合、指導力養成、教育プログラム、出版物を通じて、財団のプログラム、プロジェクト、活動を推進すること。
- (b) 財団の新プログラム、プロジェクト、活動を管理委員会に提案すること。

## 第3条 管理委員会

第3.1項 総括的権限。当法人の理事は、管理委員とする。当法人の全業務は、管理委員会によって処理される。ただし、特定の事項は、第2条第2.4項に述べられているように法人会員の承認を受けなければならない。当法人の業務を処理するに当たっては、管理委員会は、1986年のイリノイ州の一般的非営利財団法または米国イリノイ州の採択する継承法によって現在、または以後認められるすべての権限を行使することが認められている。

ただし、この権限は、法人定款に述べられている法人の目的を遂行する場合において、また、1986年の米国国内歳入法の第501項(c)(3)とその改正において記述される法人の身分に合致したうえで、初めて行使することができる。管理委員会は、次の具体的任務を負うものとする。

- (a) 財団のあらゆる資金と財産を保管し、投資し、運用し、管理すること。この責務の遂行に当たって、法令または本細則によって別に認められている権能のほかに管理委員会は、次のことをする権限を有する。
  - (i) これら財産の全部または一部を、管理委員会が最善と考える価格および条件で売却し、賃貸し、譲渡し、もしくは交換すること。
  - (ii) 管理委員会が必要または適切と考える、そして法律上許される、委任状の発行、代理権の賦与、または契約の締結を行うこと。
  - (iii) 管理委員会が財団資金の投資として適当と考える貸付、証券、または不動産に投資、再投資すること。
  - (iv) 管理委員会によって受け入れられる金銭または財産が財団の全般的目的を達成するための、用途を指定されていない資金として保管されるべきか、または、特定の目的を達成するための、用途を指定された資金または基金資金として保管されるべきかを決定し、支出または損失を管理委員会が正当かつ公正と考えるところに従って用途の指定された、または指定されていない資金に負わせ割り当てること。
  - (v) 適当な代理人を選びこれを雇用すること。これには当法人の資金の管理と投資について管理委員会が適切と考えかつ管轄の法が許容する権限を委任される投資マネージャーが含まれる。そして、それに対して適正な手当および報酬を支払うこと。
  - (vi) 財団のプログラム、プロジェクト、活動の予算、割当額を採択すること。
  - (vii) 法人会員の理事会から経費を支給されない場合、管理委員会の費用を含む、財団運営に必要な全経費を財団の資金から支出すること。
- (b) 被信託者として設定されたとしても、法人に代わってその地位を評価、受諾、拒否すること。州法または国法において、かつ、またその下に、法律上有効な被信託者としての権限を行使すること、その際イリノイ州信託および被信託人法およびほかの関係イリノイ州法の下に被信託人に与えられた、すべての権限が無条件に含まれる。法律上の権限を有するか、被信託者その他の法人に代わって決定する場合、財産、資金またはほかの配当や法定利子の譲渡またはそれらに関して拒否、許可、保留すること。
- (c) 共同出資金などの投資の提携を創設、管理、運営あるいは参加すること。
- (d) 財団のあらゆるプログラム、プロジェクトまたは活動を、管理すること。ただし、管理委員会と法人会員が、財団の特定のプログラム、プロジェクトまたは活動を、管理委員会の代行者としての法人会員によって、または、両者の協力によって、管理すると合意した場合を除く。
- (e) 財団が資金を調達しているプログラム、プロジェクト、活動をすべて継続的基準で評価すること。財団が授与する奨学金と補助金すべてについて年1回法人会員に報告すること。

- (f) ロータリー財団を推進し、それに関する情報を配布すること。財団を支援した個人、ロータリー・クラブ、その他に対して、適切な形で表彰すること。
- (g) 財団の新プログラム、プロジェクトまたは活動を開発・創始する一次的な責任を負うこと。
- (h) 世界のいかなる国または地域においても、関係下部組織、ほかの慈善法人、財団、信託または同種の組織を設立または提携すること。
- (i) 法人会員理事会の提出した、財団に関するRI定款細則の改正案と財団に関する決議案を、法人会員の規定審議会で審議する前に、審議、承認すること。ほかの関係者がこのような改正案と決議案を提出したならば、法人会員理事会と管理委員会は、RI規定審議会の審議に先立って、このような改正について合同で審議するものとする。
- (j) 管理委員会が必要または適切と考える財団管理の追加規定と規則を採択、改正すること。ただし、このような規定と規則は、RIの定款細則または法人設立定款および本細則に矛盾してはならないものとする。

**第3.2項 人数、任命、任期。**管理委員の数は15名とする。管理委員は、法人会員の理事会の同意を得て、法人会員の会長が任命するものとする。管理委員のうち4名は、法人会員の元会長とする。管理委員の任期は4年とする。管理委員は、管理委員として任期満了後再任命されることができる。ただし、本条本項および第3.3項に掲げた、管理委員の資格条件を満たしていなければならない。死亡、辞任、解任、資格欠如を除き、各管理委員は、自分が選ばれた任期中または後任の人が選ばれ、適格となるまで在任するものとする。

**第3.3項 資格条件。**管理委員は、ロータリー・クラブの名誉会員以外の会員でなければならない。各管理委員は、豊富なロータリー経験を有し、特に財務と財団の支援している活動分野において管理職および方針決定の経験あるロータリアンでなければならない。管理委員は、世界各地から選ばなければならない。

**第3.4節 辞任。**管理委員は、管理委員会の会合で口頭で辞任してもよいし、当法人の事務総長宛に辞表を提出してもよい。その辞任は、正式に受理されなくとも意思表示したときに発効するものとする。

**第3.5項 解任。**本条第3.3項に掲げる資格を満たすことのできなかった管理委員は、その時点で自己の地位を失うものとする。そして、その失格を発効させるために、法人会員または残りの管理委員の決議をさらに必要としない。本項に従って自己の地位を失った管理委員は、本条第3.6項により後任者と交代する。管理委員会と法人会員の判断で、管理委員がその任務を十分遂行できないとされたとき、その判断を下した時点で、その管理委員は、管理委員としての役職を失い、本条第3.6項に規定されるように後任が任命されるものとする。然るべき十分な理由がある場合、全管理委員と当該管理委員（聴聞の機会を与えられるものとする）に通知後、法人会員理事会の4分の3の票によって、管理委員を罷免できる。このような罷免は、RIの次期国際大会における過半数の投票によって理事会決定が承認された後、効力を発する。

**第3.6項 欠員。**死亡、辞任、資格欠如、任務遂行不能、罷免により管理委員に欠員が生じた場合は、本条第3.2項に明記された手続により、法人会員が残存任期を務める人を任命する。後任の管理委員は、すべての権限と自由裁量を有し、前任者に与えられている任務と同一の任務を負うものとする。

**第3.7項 委員長。**管理委員会は、毎年、管理委員の1人を次年度の委員長エレクトとして選ぶ。委員長エレクトは、委員長エレクトを務めた年度の翌年に委員長を務めるものとする。委員長の死亡、辞任、任務遂行不能、罷免の場合は、委員長エレクトが残存任期を務めるものとする。

**第3.8項 報酬。**管理委員は無報酬でその任を務めるものとする。

#### **第4条 管理委員会の会合**

**第4.1項 年次会合。**財団管理委員会の年次会合は、管理委員会の定める、イリノイ州内外の場所と時で開かれるものとする。管理委員会と法人会員理事会は、必要かつ望ましければ、相互に都合のよい時と場所で、合同会合を開いてもよい。

**第4.2項 ほかの会合。**管理委員会の委員長によって、または管理委員の過半数が残りの管理委員に書面で通知することによって、随時、管理委員会の会合を招集するものとする。

**第4.3項 会合の通知。**書面によって放棄しない限り、管理委員会のすべての定例会合の時（期日と時刻）と場所の書面によるまたは印刷された通知書は、会合の日付の少なくとも30日前までに、各管理委員の住居または通常の事業所に郵送されるか、会合の日付の少なくとも20日前までに、直接配達、電信、また電話の方法によって伝えられるものとする。臨時会合の通知は、会合の日付の少なくとも10日前までに郵送するか、会合の少なくとも6日前までに、直接配達、電信、電話によって伝えられるものとする。会合に管理委員が出席することは、通知の義務手続の不処理を容認し、放棄することに相当する。ただし、会合が合法的に招集、開催されていないという理由で事務処理に反対するという明確な目的のために特に出席した場合はこの限りでない。

**第4.4項 定足数と決議方法。**その時点において資格を備え活動している管理委員の過半数が、管理委員会のどの会合においても業務処理の定足数となる。管理委員会の決議を必要とする事項は、出席する管理委員の過半数の投票で決定することができる。ただし、規則や本細則にこれと異なる規定がある場合はこの限りでない。定足数が不足している場合、出席している管理委員の過半数で、さらに通知することなく、定足数が出席するまで会合を延会することができる。延会の場合、会合の通知を出すには及ばない。

**第4.5項 非公式な決議。**管理委員会の会合でそのような決議をすることもできるが、決議は、その件について投票資格のある管理委員全員が、その事項が記載されている書面による同意書に署名したならば、会合がなくても決定することができる。事務総長は、主題が既存の方針の範疇に属するときは郵便投票の書式を送る権限を有するものとする。主題が既存の方針以外のものの場合、管理委員会の委員長は、その件を郵便投票で処理するか、次の管理委員会の会合まで持ち越すか決定する権限を有するものとする。

**第4.6項 電話による会合。**管理委員会は、会合に参加している全員が互いに意見を交換できるような電話またはほかの通信手段を使って、その会合で発言し、決定することができる。このような会合への参加は、参加している人または人たちが会合に直接出席しているものとみなされる。

**第4.7項 議長。**管理委員会の委員長は、管理委員会のすべての会合の議長を務める。委員長、委員長エレクトまたは副委員長が不在の場合は、管理委員会は、管理委員の中から暫定委員長を選ぶことになる。

## 第5条 当法人の役員

**第5.1項 役職。**当法人の役員は、管理委員会の委員長（「委員長」）、委員長エレクト、副委員長、事務総長とする。

**第5.2項 選挙、任期、報酬。**委員長エレクトと副委員長は、毎年管理委員会によって選ばれるものとする。委員長エレクトは副委員長に選ばれる資格はないものとする。委員長エレクトと副委員長の任期は、選挙後の7月1日に開始される。委員長エレクトに選ばれた管理委員は、その任期を1年間務めた翌年、委員長の任期を1年間務めるものとする。副委員長に選ばれた管理委員は、1年間の任期を務めるものとする。事務総長は、法人会員の理事会によって選ばれ、法人会員の事務総長と同一人とする。死亡、辞任、任務遂行不能、資格欠如、解任を除き、各役員は、自己の任期または後任の人が選ばれ、適格となるまで在職する。委員長、委員長エレクトと副委員長は無報酬とし、事務総長の報酬は法人会員が決めるものとする。

**第5.3項 辞任。**役員は、委員長宛の書面で辞任することができる。その辞任は、正式に受理されなくとも意思表示したときに発効するものとする。

**第5.4項 解任。**委員長、委員長エレクトまたは副委員長は、管理委員会の会合で管理委員によって理由の有無にかかわらず解任できる。事務総長は、法人会員の理事会によって解任できる。

**第5.5項 欠員。**委員長が空席となった場合は、副委員長が委員長の役職を引き継ぐものとする。その他の役職に欠員があった場合、このような役員を選出または任命する権限のある人が後任者を選出または任命し、この後任者が残存任期を務めるものとする。

**第5.6項 委員長。**委員長は、当法人の最高の役員とし、次のことを行うものとする。

- (a) 財団の第一の代弁者となる。
- (b) 管理委員会のすべての会合の議長を務める。
- (c) 事務総長に助言する。
- (d) 委員長職に付随するその他の任務を遂行する。

委員長は、自己の権限の一部を当法人のほかの管理委員または役員に委任することができる。委員長は、すべての常任委員会と臨時委員会の委員を任命するものとする。委員長は、すべての委員会の委員であり、可否同数のときのみ投票権を行使する。管理委員会または執行委員会が開かれていないとき、または、容易に招集できないときで、その決定がRI定款細則および財団の法人設立定款、本細則に合致している場合は委員長が管理委員会に代わって緊急事項を対処できる。本項の規定に従って決定された緊急事項は、決定が行われた10日以内に管理委員会に報告されなければならない。

**第5.7項 委員長エレクト。**委員長エレクトは次のことを行うものとする。

- (a) 管理委員長となる翌年の任期の計画を立て、それに備える。
- (b) 委員長または管理委員より指定されたその他の任務を務める。

**第5.8項 副委員長。**副委員長は、委員長によって権限を委任されたとき、または、何らかの理由で、委員長が任務を遂行できないとき、管理委員会の会合と会合の間委員長に代わって行動するものとする。また、委員長または管理委員より指定されたその他の任務を務めるものとする。



**第5.9項 事務総長。**事務総長は、管理委員会と委員長の指示の下に、当法人の管理ならびに財務を担当する最高責任者とする。また、管理委員会の方針を実行し、当法人の全般的運営と管理の責任を負うものとする。

**第5.10項 ほかの任務。**当法人の数名の役員は、先に列記した任務のほか、管理委員会が随時委任、決定するところの、または、委員長またはほかの上級役員の委任するところの任務を本細則に沿って実施し、権限を遂行するものとする。管理委員会に代わって行動した役員は、誰であれ、次回の会合で、その行動を管理委員会に報告するものとする。

## **第6条 委員会**

**第6.1項 人数と任期。**当法人の管理委員会は、各種委員会を設立するものとする。さらに、当法人の最もためになる、と管理委員会が随時決定するところの委員会の任務と権限を定めるものとする。委員の人数と任期は、管理委員会の決定する通りとする。ただし、いかなる委員会も、当該委員会の委員の過半数が管理委員である場合を除き、法人の運営において、管理委員会の権限を有することも、これを行わせることもできない。

**第6.2項 委員会構成。**委員長がこのような委員会の委員とその小委員会を任命する。そして、各委員会と小委員会の委員長を指名する。各委員会は、少なくとも2名の管理委員によって構成される。

**第6.3項 会合。**委員会と小委員会は、管理委員会の委員長の決定した時と場所で、通知後、会合を開く。委員の過半数で定足数とする。定足数の出席している会合に出席している委員の過半数による決議が委員会の決議とされる。

**第6.4項 常任委員会。**年次会合またはほかの会合に出席している管理委員の過半数によって、これと異なる規定がある場合を除いて、当法人は、執行委員会、財務委員会、プログラム委員会、増進委員会、資金管理委員会を有する。各委員会は、管理委員会が随時定める構成と任務をもつものとする。

**第6.5項 臨時委員会。**管理委員会の委員長は、随時、臨時のアドホック委員会を設置し、その委員会の委員長と委員を任命する。この委員会には管理委員と管理委員以外の人の両方またはいずれかが属す。管理委員は投票権を有し、管理委員以外の人は、管理委員会委員長の裁量で投票権を有する委員であつてもなくてもよい。

## **第7条 管理委員会と法人会員理事会との合同委員会**

**第7.1項 委員構成と任期。**管理委員会と法人会員理事会との相互理解と協力を維持する手段として、管理委員会と法人会員理事会の合同委員会が設置され、継続されるものとする。この委員会は、法人会員3名ないし5名と同数の管理委員によって構成されるものとする。合同委員会の構成員となる理事は法人会員の会長によって任命され、同管理委員は管理委員会委員長によって任命される。合同委員会の委員は、1年を任期とし、再任されることができる。

**第7.2項 権限。**委員会は、管理委員会と理事会相互に関心のある事項を審議できる。そして、管理委員会と法人会員理事会との承認を求めて、勧告意見を提出する権限を有する。

**第7.3項 会合。**委員会は法人会員の会長と管理委員会委員長との合同招集によって開催される。

**第7.4項 欠員。**管理委員会の委員長と法人会員の会長は、それぞれ、自分の任命した委員の死亡、辞任、任務遂行不能、解任、資格欠如によって生じた欠員を埋める権限を有するものとする。

**第7.5項 通知。**書面によって放棄しない限り、すべての委員会の時（期日と時刻）と場所の通知書は、会合の少なくとも30日前までに、各管理委員の自宅または通常の事業所に郵送されるか、または、会合の少なくとも20日前までに、直接配達、電信、電話によって伝えられるものとする。委員が会合に出席することは、通知の放棄に相当する。ただし、会合が合法的に招集、開催されていないという理由で事務処理に反対するという明確な目的のために特に出席した場合はこの限りでない。

**第7.6項 定足数と決議方法。**合同委員会委員に任命された財団管理委員と法人会員理事のそれぞれの過半数がどの会合においても業務処理の定足数となる。定足数に達している会合に出席している委員の過半数の決議が合同委員会の決議とされる。定足数が不足している場合、出席している委員の過半数で、定足数が出席するまで随時会合を延会することができる。延会の場合、会合の通知を出すには及ばない。

## **第8条 財務報告**

**第8.1項 帳簿と会計記録。**管理委員会は当法人の受理したすべての財産が法人設立定款に掲げられている目的にのみ使われるように財団の領収書、支出、投資、財産、ほかの資産の正確な帳簿および記録をつけるようにしなければならない。

**第8.2項 報告。**管理委員会は、法人会員の理事会に対し、財団割当額の状況、ならびに、財団の目的助長に利用できる金額を定期的に通知しなければならない。

**第8.3項 監査。**当法人は、運営費として、毎年、法人会員の会計監査に雇われた会計監査役を、財団の会計監査に従事させるものとする。事務総長は、管理委員会と法人会員理事会に監査報告を配布しなければならない。さらに、この報告を、事務総長が適切と考える方式で公表、配布させるようにしなければならない。

**第8.4項 保証書。**管理委員会は、財団の活動に従事する人に対する保証書の必要性と金額を決め、このような保証書の費用について、財団の運営予算の中で配慮しておかなければならない。

**第8.5項 会計年度。**当法人の会計年度は、法人会員の会計年度と同一とする。

**第8.6項 予算。**毎年、管理委員会は、次の会計年度の予算を採択するものとする。管理委員会は、その予算を必要に応じて、次の会計年度において改訂することができる。

**第8.7項 法人会員による業務に対する支払。**財団は、管理委員会が法人会員に要請したすべての運営およびほかの業務に要した費用を法人会員に支弁する。管理委員会が財団の年間予算を採択したとき、事務総長は、このような業務の費用見積書を提出する。管理委員会は、この見積書に従って、会計年度中、随時、その費用を前払いする。余剰または不足のいずれにせよ、見積と、業務遂行によって生じた実費との間に差のあることが判明した場合、会計年度末における財団と法人会員の会計監査と検査の後に、適宜調整する。

## **第9条 雑則**

**第9.1項 補償。**1986年イリノイ州一般的非営利財団法、または米国イリノイ州の採択する継承法があれば、その法律、すなわち、同法の関係補償規定により認められた限度ま

で、財団は現および元管理委員と役員のすべてに補償するものとする。さらに、財団は、管理委員会の承認を得て、上記の一般的非営利財団法の下に認められた限度まで、財団の委員会委員または代理人にも補償できる。財団は、財団管理委員会の随時定める限度まで、その役員と管理委員の補償をするために保険にも加入するものとする。

**第9.2項 印章。**当法人の印章は、管理委員会が随時採択するような形をとるものとする。

**第9.3項 補助金授与の方針。**次の人は、財団からいかなる奨学金も補助金も授与される資格はない。

- (a) ロータリアン、ただし、管理委員会の認める全ボランティア奉仕についてはこの限りでない。
- (b) クラブと地区とほかのロータリー関係の組織と国際ロータリーの職員。
- (c) 前記 (a) 項と (b) 項の配偶者、直系親属（血縁による子または孫、入籍している養子）、尊属（血縁による両親または祖父母）。

**第9.4項 細則改正。**本細則は、管理委員会が必要に応じて、適時に改正できるように随時検討することができる。管理委員会によるこのような改正の承認を得ると、法人会員理事会の承認を得るために同理事会に提出するものとする。細則の改正は、法人会員理事会の承認が得られ次第、効力を発するものとする。しかし、法人会員の定款または細則の規定と矛盾する細則は、RIの規定審議会から承認されるまで効力を発しないものとする。

1983年5月31日申請の  
**国際ロータリーのロータリー財団  
法人設立定款抜粋**

**名称** 当法人の名称は、国際ロータリーのロータリー財団である。

**目的** 本法人は、人道的かつ教育的目的、または1954年国内歳入法第501項 (c) (3) もしくは以後の連邦租税法の関連規定に定められ、かつ、法人会員の承認したほかの目的と目標のためにのみ組織され、常に運営されるものとする。この目的の中には博愛、慈善、教育または人道的という特質をもつ実質的かつ効果的なプログラムの促進を通じて、さまざまな国の国民の間に理解と友好関係を助長することが含まれるが、これらに限定されるものではない。

**収入と資産の用途**

- (a) 当法人の資産または純収益の一部といえども当法人の理事、管理委員または役員、私人の利益に帰してはならないものとする。ただし、当法人は、なされた奉仕の適正な報酬の支払を含め、前述の目的を助長する場合は、支払と分配を行うことができる。当法人は、本条のほかの規定にもかかわらず、(i) 1954年国内歳入法501項 (c) (3) (または将来の米国国内歳入法の関係規定) の下に、連邦所得税を免除された法人によって、(ii) 1954年国内歳入法第170項 (c) (2) (または将来の米国国内歳入法の関係規定) の下に、寄付金を控除できる法人によって、遂行することが認められないようなほかの活動を遂行しないものとする。
- (b) 当法人は活動の一部といえども立法に影響を及ぼそうとする宣伝その他を行うものではない。当法人は、公職の候補者に代わって政治的キャンペーン (声明の発表、配布も含まれる) に参加してはならない。
- (c) 当法人が解散、終結すると直ちに、その借金および負債を支払うか、支払う準備をしたあと、その資産のすべて (当法人が解散するような場合、返還、譲与、譲渡を条件として本財団に譲渡された資産を除く) は、1954年国内歳入法501項 (c) (3) または以後の連邦租税法の関連規定に述べる単一または複数の団体を律する法律に従って、当法人の法人会員が決めた前述の一つまたはそれ以上の目的のために譲与、譲渡されるものとする。

**法人会員** 当法人の構成員は1種類とし、これは「法人会員」として指定された唯一の構成員から成るものとする。法人会員の選出方法は細則に定めるものとする。法人会員は、規則によって必要とされる事項に加えて、当法人の理事 (管理委員を指す) を任命するという権限を有する。法人設立定款および細則は、法人会員の承認なしに変更されないものとする。法人会員の承認を得るために提出しなければならないほかの事項については細則に定められている。



---

# 重要なロータリー用語集

## (Glossary of Key Rotary Terms)

**acting governor** [アクティング・ガバナー] 地区ガバナー職に空席が生じた場合、RI国際大会またはRI理事会が新ガバナーを選ぶまで、RI会長からガバナーを代行するよう任命された人。アクティング・ガバナーはまた、ガバナーがその職務を一時的に果たせない時に、その空席を補充するために任命される場合もある。

**active member** [正会員] 事業、専門職、または社会奉仕の種類の下にクラブ会員として選ばれ、RI定款・細則に定められた会員としてのすべての義務、責任、および特典を有するクラブ会員。

**admission fee (prospective club)** [加盟金(クラブ)] RIに加盟を希望するクラブがRIに支払う料金。料金の額は、RI理事会により決められる。

**admission fee (prospective Rotarian)** [入会金(ロータリアン)] クラブ入会申込者がクラブに支払う料金。料金の額は、各クラブがその細則に規定するところによって決められる。

**alternate (delegate)** [補欠者(補欠代議員)] 代議員が出席できない場合、国際大会において投票する権利を有するクラブ会員。**delegate** [代議員] の項も参照のこと。

**Annual Programs Fund** [年次プログラム基金] 用途を指定せずにロータリー財団のプログラムに支援を行うための主な資金源。その使命は、地域レベル、全国レベル、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて、世界理解と平和を達成しようとするRIの努力を支援することである。

**area of focus** [重点分野] 成果をもたらす測定可能なプロジェクトをロータリー財団が実施するために、優先すべき世界的ニーズとして、財政的リソースとボランティア・リソースを投入する6つの分野(平和と紛争予防/紛争解決、疾病予防と治療、水と衛生設備、母子の健康、基本的教育と識字率向上、経済と地域社会の発展)である。

**assembly, club** [クラブ協議会] クラブのプログラムと活動について協議するために開かれる、クラブ役員、理事、委員会委員長を含むクラブ会員全員の会合。

**assembly, district** [地区協議会] クラブ会長エレクトと次期クラブ指導者のために毎年開かれる研修会合(3月、4月、5月のいずれかに月に実施されることが望ましい)。その目的は、次期クラブ指導者が就任の準備を整え、指導者チームを結成すること、および、クラブ指導者の意欲を高め、クラブ指導者との協力関係を築く機会を地区ガバナー・エレクトと次期ガバナー補佐、および地区委員会に与えることにある。

**Assembly, International** [国際協議会] 中央役員、ガバナー・エレクト、理事会の指定するほかの人たちが出席する年に1度の研修会合。ガバナー・エレクトにロータリー教育を行い、管理運営上の任務について指導し、鼓舞激励し、さらに、次年度のロータリー・プログラムや活動の実施方法を討議・計画する機会を与える。

**assistant governor [ガバナー補佐]** RI理事会の方針に従い、地区ガバナーにより任命され、担当する地域内で指定されたクラブのクラブ運営に関連する管理業務に関してガバナーを補佐するロータリアン。

**associate foundation [協力財団]** ロータリー財団管理委員会の基準と指針に基づき設置され、管理委員会により協力財団としての運営を承認された財団。協力財団の主要目的は、この財団が設置された国のロータリアンに税制上の恩恵を提供することにある。

**attendance report [出席報告]** クラブ例会の出席記録。RI細則には、各クラブが地区ガバナーに対し毎月この報告書を提出するよう規定されている。

**Avenues of Service [奉仕部門]** ロータリーの精神的な礎であり、クラブ活動の土台となる活動。ロータリアンの綱領に基づいている。クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕。**Club Service [クラブ奉仕]**、**Community Service [社会奉仕]**、**International Service [国際奉仕]**、**New Generations Service [新世代奉仕]**、**Object of Rotary [ロータリアンの綱領]**、**Vocational Service [職業奉仕]** の項も参照のこと。

**board of directors, club [クラブ理事会]** クラブ細則に従って構成されたクラブの管理主体。

**Board of Directors, RI [RI理事会]** RI細則に従って構成された国際ロータリアンの管理主体。

**Bylaws, Recommended Rotary Club [推奨ロータリー・クラブ細則]** ロータリー・クラブを管理する規定。推奨細則は、RI理事会によって規定されるが、クラブは、組織規定と矛盾しない限り、個々のクラブの事情に応じてクラブ細則に変更を加えることができる。

**Bylaws, RI [RI細則]** RI定款に沿ってRIを管理する規定。規定審議会でのみ改正できる。

**Certificate of Nomination of Governor [ガバナー指名証明書]** ロータリアンが地区内クラブによりガバナー職に指名されたことを証明する、ガバナーの署名した文書。

**charter member [創立会員]** クラブがRIに加盟する前に選ばれたロータリー・クラブの創立会員。

**classification [職業分類]** 地域社会に役立つ事業あるいは専門職で、明確に分けられる職種。各クラブは、地域社会に存在する職業分類を決定し、各クラブ正会員には、本人の主要かつ一般世間がそのように認めている事業または専門職か、本人の所属する会社、企業または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動に関連する職業分類が指定される。

**classification roster [職業分類表]** クラブが所在する地域社会にある職業分類がすべて記載された一覧表で、クラブで既に充填されている職業分類と、未充填の職業分類を示すもの。

**Club Leadership Plan [クラブ・リーダーシップ・プラン]** ロータリー・クラブのために推奨されている管理的枠組み。効果的なクラブのベストプラクティスに基づき、クラブが各奉仕部門の目標を達成するための能力を高めることを目的とする。プランの採用はクラブに義務付けられていない。

**club locality** [クラブの所在地域] クラブが奉仕を提供する地域を説明する用語。一つ以上のクラブが既に存在する同じ地域に、クラブを結成することができる。

**Club Service** [クラブ奉仕] ロータリーの第一奉仕部門。クラブの機能を充実させるためにロータリアンが取るあらゆる必要な行動にかかわるものである。

**Code of Policies, Rotary** [ロータリー章典] RI理事会の一般のおよび永続的な方針のすべてが含まれた文書。章典は、各理事会会合と規定審議会の後に更新され、RI組織規定文書を補足する。

**Code of Policies, The Rotary Foundation** [ロータリー財団章典] ロータリー財団管理委員会の一般のおよび永続的な方針のすべてが含まれた文書。

**committee, RI ad hoc** [RIアドホック (臨時) 委員会] RI理事会により設置され、特別な職務が終了するまで活動が継続される委員会。

**committee, RI Board** [RI理事会委員会] 特定の主題に関して理事会全体会議に提案するために、選ばれたRI理事会メンバーから成る委員会。RI会長によって設置される。

**committee, RI special** [RI特別委員会] 任命が行なわれた各ロータリー年度の終わりまで活動が継続される委員会。RI理事会により設置される。

**committee, RI standing** [RI常任委員会] RI細則第16.010.節により設置が義務付けられている委員会。

**Community Service** [社会奉仕] ロータリーの第三奉仕部門。地域社会の人々の生活の質を高めるためにロータリアンが行うさまざまな活動。

**Constitution, RI** [RI定款] RIを管理する規定。規定審議会によってのみ改正できる。

**Constitution, Standard Rotary Club** [標準ロータリー・クラブ定款] 各クラブによる採用が義務付けられている管理規定。これらの規定は、RI定款とRI細則に一致し、規定審議会によってのみ改正できる。

**constitutional documents** [組織規定文書] RI定款、RI細則、標準ロータリー・クラブ定款の集合的呼称。

**Convention, RI** [RI国際大会] すべてのロータリアンとそのゲストが出席できる年次国際会合。国際大会の主な目的は、国際レベルにおいて、ロータリアンを鼓舞し、啓発することである。世界中から集まったクラブ代議員が、会長やRI理事を含む、次年度のRI役員を選挙する。

**Council on Legislation** [規定審議会] 国際ロータリー定款第10条およびRI細則第7条と第8条に定めるRIの立法機関。投票権を有する議員は、各地区のクラブの代表議員から成る。クラブ、地区大会、RIBI審議会または大会、規定審議会、RI理事会が提出した制定案と決議案を審議、決定するために3年に1度開かれる。審議会で採択された立法案の決定は、全クラブによる再検討を経た上で実効となる。**Enactment** [制定 (案)] および**resolution** [決議] の項も参照のこと。

**Council on Legislation representative** [規定審議会の代表議員] 規定審議会でも地区内クラブを代表するために選ばれた元RI役員 (または会長から別段の承認を受けたそのほかのロータリアン)。代表議員は審議会の投票権を有する議員である。



**credentials certificate** [信任状] 地区の代表議員と補欠の選出を証明するためにガバナーが記入する文書。信任状の確認のために審議会で提示しなければならない。

**DDF** [DDF] **District Designated Fund** [地区財団活動資金] の項を参照のこと。

**delegate** [代議員] RI国際大会においてロータリー・クラブを代表する人。

**delegate at large** [特別代議員] RI国際大会で投票する資格を有する現RI役員または元RI会長。

**district** [地区] RIの管理の便宜上まとめられた一群のクラブの所在する一定の地理的区域。

**district conference** [地区大会] 親睦、感銘深い講演、クラブと地区の業務に関する事項の討議を通じて、ロータリーのプログラムを推進するために、毎年、各地区で開催される会合。地区内の全ロータリアンとその家族が出席できる。

**district conference report** [地区大会報告書] 地区大会での決定事項、出席クラブ数、そのほかの事項に関する報告書。ガバナーと地区大会幹事によりRIへ提出することが義務付けられている。

**District Designated Fund (DDF)** [地区財団活動資金 (DDF)] 地区がロータリー財団へ寄せる寄付の50パーセントおよび調整額。その年度に地区が各プログラムに使用する。

**district dues** [地区会費 (地区賦課金)] 地区資金を設けることを選んだ地区の各クラブに支払いが義務付けられている人頭賦課金。人頭賦課金の額は毎年、地区協議会または地区大会にて承認されなければならない。6カ月を超えて地区会費の支払を怠ったクラブは、加盟身分が停止される可能性がある。

**district financial statement** [地区財務報告] 地区がクラブへの財務の説明責任を果たすために、地区大会で検討され、採択される、前ロータリー年度の財務表。

**district fund** [地区資金] 地区が提唱するプロジェクトおよび管理運営機能を支えるための財源。その一部は地区会費よりもたらされる。

**district governor** [地区ガバナー] 理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行う地区内のRI役員。ガバナーは、地区内すべてのクラブを直接監督し、指導し、継続性を確保する。

**District Leadership Plan** [地区リーダーシップ・プラン] 全地区のための組織構成。その構成要素には、ガバナー補佐と地区委員会委員の明確な責務と任務、および定められた任期と再任の回数制限が含まれる。

**dues and fees** [入会金および会費] 各正会員がクラブに支払う入会金および年会費。金額はクラブにより定められる。

**Each Rotarian: Reach One, Keep One** [一人ひとりが実践しよう: 会員の勧誘と維持] ロータリーの文献やそのほかの資料などに使用できる会員増強のスローガン。

**e-club** [Eクラブ] **Rotary e-club** [ロータリーEクラブ] の項を参照のこと。

**effective club** [効果的なクラブ] (1) 会員基盤を維持、拡大する、(2) 地元地域ならびにほかの国々の地域社会において奉仕プロジェクトを実施し、成果をもたらす、

(3) 資金面およびプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する、(4) クラブレベルを超えてロータリーにおいて奉仕できる指導者を育成するクラブ。

**electors** [選挙人] RI国際大会の選挙体を構成する、正当な信任状を持つ代議員、委任状保持者、および特別代議員。**Delegate** [代議員] の項も参照のこと。

**emblem, Rotary** [ロータリーの徽章] 国際ロータリーの象徴。6本の輻と24の輪歯と楔穴を備えた歯車から成る。色はロイヤルブルーと金色で、ロータリアンが襟ピンとして誇りをもって着用するものである。

**enactment** [制定(案)] RI定款、RI細則または標準ロータリー・クラブ定款を改正する、規定審議会による立法事項。**resolution** [決議] の項も参照のこと。

**extension, external** [外部拡大] ロータリー・クラブが存在しないところにクラブを設立してロータリーを拡大する活動。この活動は、地区においてはガバナーと事務局の協力によって行われ、ロータリーのない地域においては、RI理事会の指導の下に、拡大委員会によってのみ遂行される。

**extension, internal** [内部拡大] クラブの所在地域内で得られる適格な職業分類代表者を漏れなく入会させてクラブ会員数を増加させること。

**family of Rotary, the** [ロータリー家族] ロータリアンの配偶者、物故会員の配偶者、ロータリアンの子供、孫、その他の親戚、ロータリー財団学友、研究グループ交換メンバー、ロータリー青少年交換学生、ローターアクター、インターアクター、RYLA参加者、インナー・ホイールおよびそのほかの配偶者グループ、世界ネットワーク活動グループ。

**Fellowships, Rotary** [ロータリー親睦活動] **Global Networking Groups** [世界ネットワーク活動グループ] の項を参照のこと。

**fiscal agent** [財務代行者] 自国においてクラブが支払った金銭を受け取り、預かった上、会計検査役を通じて事務総長の承認した資金を支出するボランティアのロータリアン。財務代行者は公式名簿に掲載されている。

**founder of Rotary** [ロータリー創始者] 1905年シカゴに最初のロータリー・クラブを創立したポール P. ハリス。

**Four-Way Test, The** [四つのテスト] 四つの問いを中心に、事業と専門職における倫理について述べた声明。「真実かどうか、みんなに公平か、好意と友情を深めるか、みんなのためになるかどうか」1932年にロータリアンのハーバード J. テイラーにより創作され、1943年に国際ロータリーにより採用された。

**functioning Rotary club** [機能しているロータリー・クラブ] RIに人頭分担金を納め、定期的に会合を開き、会員がロータリー・ワールド・マガジン・プレスの雑誌を必ず購読し(該当する場合)、奉仕プロジェクトを実施し、ガバナー、ガバナー補佐、またはRI役員の訪問を受け入れ、適切な損害賠償保険に加入し、RI定款、RI細則、ロータリー章典に相反しないやり方で行動し、他からの援助なしにRI人頭分担金と地区賦課金を支払い、期日通りにRIに正確な会員リストを提供し、クラブ内部の論争を友好的な方法で解決し、地区との協力的な関係を維持し、国際ロータリー、ロータリー財団、協力財団、RI国際事務局を相手に訴訟を起こしたり、継続したいしないことで、RIに協力しているクラブ。

**Future Vision pilot [未来の夢試験段階]** 地理的要因、規模、財団への参加などの点で代表的な100地区を選び、2010年7月から開始された、3年間の未来の夢計画試験期間。未来の夢計画は、すべてのロータリーのクラブと地区への全面的な導入に先立って、試験段階の評価に基づき、必要に応じて修正される。

**Future Vision Plan [未来の夢計画]** ロータリー財団の新しい補助金モデル。この計画は、財団の使命を新たにするとともに、ロータリアンが多大な影響をもたらし、持続可能な成果を生むような多岐にわたるプロジェクトを実施できるよう、一層効果的で効率のよい支援方法を生み出すものである。

**General Council, RIBI [RIBI審議会]** グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの管理機関。RIBIの役員（会長、直前会長、副会長、名誉会計および幹事）とグレート・ブリテンおよびアイルランド内の地区のガバナーをもって構成する。グレート・ブリテンおよびアイルランド選出のRI理事は職権上本審議会の構成員である。

**general secretary [事務総長]** RI理事会の指示監督の下に業務を遂行する国際ロータリーの最高執行責任者。事務総長は、RIの財務運営を含め、方針の実施、運営、管理についてRI理事会と会長に責任を負うものである。事務総長は、ロータリー財団の事務総長でもある。

**GETS [GETS] governors-elect training seminar [ガバナー・エレクト研修セミナー]** の項を参照のこと。

**Global Networking Groups [世界ネットワーク活動グループ]** ロータリー親睦活動グループ（職業と趣味に基づく）またはロータリアン行動グループ（奉仕活動に基づく）として、共通の関心を通じて集まった異なる国出身のロータリアンとそのほかの人々から成るグループ。国際的な親睦、友好、奉仕活動を助長することを目的とする。すべてのロータリアンとその配偶者、およびローターアクターが参加できる。

**good standing [瑕疵なき]** RI組織規定文書の中で、ロータリー・クラブ会員もしくはRI加盟会員であるロータリー・クラブに関して用いられている文言。ロータリアンまたはクラブが、クラブまたはRIにおける会員としてのすべての義務を常に忠実に果たしていることを意味する。

**governor [ガバナー] district governor [地区ガバナー]** の項を参照のこと。

**Governor-nominee Data Form [ガバナー・ノミネー情報書式]** 地区によって地区ガバナーに選ばれた候補者が記入する経歴書式。選ばれた候補者およびその配偶者に関する個人情報が記載されており、国際協議会の事前登録用書式の役割を果たす。

**governors-elect training seminar (GETS) [ガバナー・エレクト研修セミナー (GETS)]** ロータリー研究会に付随して開催されるガバナー・エレクトのためゾーン・レベルの研修セミナー。

**governor's monthly letter [ガバナー月信]** 地区内の各クラブの会長と幹事に対して毎月ガバナーから発行される通信物。月次出席報告を含む、特に関心の高い重要事項が記載されている。

**honorary member [名誉会員]** ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をしたか、ロータリーを永く支援したことでロータリーの友人であるとみなされたことによ

って、ロータリー・クラブの会員として選ばれた人。名誉会員は、入会金と会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。しかし、クラブのあらゆる会合に出席することができ、クラブの特典を享受することができる。クラブ理事会が名誉会員身分の存続期間を決める。

**Institute, International** [国際研究会] 現、元、次期地区ガバナーが出席し、通常、RI国際大会に付随して開かれる会合。ロータリーのプログラムやRIの管理運営に関する時宜を得た主題が非公式に討議される。

**institute, Rotary** [ロータリー研究会] ゾーンを構成する地区の元、現、次期ガバナーおよびほかのRI役員のために開かれるもので、教育性豊かで、意欲が高められ、親睦にあふれた会合。ロータリー研究会の目的は、参加者にロータリーのプログラムの最新情報とロータリー運動の向上と強化のためのアイデアを提供することである。

**Interact** [インターアクト] 奉仕と国際理解の推進に献身する若い人のためにロータリー・クラブが提唱するクラブ。年齢12歳から18歳の学生が入会できる。

**intercountry committee (ICC)** [国際共同委員会] それぞれの関係ガバナーにより、またはその承認を得て組織される、2カ国以上のロータリアン、ロータリー・クラブ、または地区により構成される委員会。関係国のクラブとロータリアン間の交友を奨励し、それによって各国民のあいだに理解を増進し友好を促進することを目的とする。

**International Assembly** [国際協議会] **Assembly, International** [国際協議会] の項を参照のこと。

**international office, RI** [RI国際事務局] RI世界本部以外の世界各地にある事務局。各国際事務局は、担当する地域のロータリー・クラブと地区に業務奉仕する。

**Brazil Office** [ブラジル事務局] サンパウロにあるRI事務局。ブラジルの事務を取り扱う。

**Europe/Africa Office** [ヨーロッパおよびアフリカ事務局] スイスのチューリッヒにあるRI事務局。ヨーロッパ、アフリカおよび東地中海地域の事務を取り扱う。

**Japan Office** [日本事務局] 東京にあるRI事務局。日本の事務を取り扱う。

**Korea Office** [韓国事務局] ソウルにあるRI事務局。韓国の事務を取り扱う。

**South Asia Office** [南アジア事務局] インドのデリーにあるRI事務局。バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタンおよびスリランカの事務を取り扱う。

**Southern South America Office** [南アメリカ南部事務局] アルゼンチンのブエノスアイレスにあるRI事務局。アルゼンチン、ボリビア、チリ、パラグアイおよびウルグアイの事務を取り扱う。

**South Pacific and Philippines Office** [南太平洋およびフィリピン事務局] オーストラリアのパラマッタにあるRI事務局。オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンおよび太平洋諸島の事務を取り扱う。

**International Service** [国際奉仕] ロータリーの第四奉仕部門。ロータリアンが国際理解、親善、平和を推進するために実施する数多くのプログラムや活動を包含するものである。多くの国際奉仕プロジェクトは、発展途上国の人道的ニーズを満たすことを目的とし、また、異なる国や文化の人々に対する認識を培うことを助長する。

**licensed vendor [被免許業者] official licensee, RI [RI公式免許取得者]**の項を参照のこと。

**make-up [メイクアップ]** 自身が所属するクラブの例会に出席できなかった場合に、自己の会員身分を守り、出席の扱いを受けるために、別のロータリー・クラブの例会か標準ロータリー・クラブ定款第9条に規定するほかの会合に出席すること。**Visiting Rotarian report card [訪問ロータリアンの報告用紙]**の項も参照のこと。

**Manual of Procedure [手続要覧]** クラブと地区の指導者が、ロータリーおよび奉仕に最も関連深い方針と手続きを理解するのを助けるために作成された出版物。3年ごとに開かれる規定審議会の後に発行される。RI組織規定文書も取められている。

**Member Access [会員アクセス]** 会員のみが使用できるRIのウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) のセクション。ロータリアンは、ロータリー財団への寄付、RIからのEメールの受信登録、会合への登録を行えるほか、会員特典を利用することができる。クラブと地区の役員は、このほかの記録や報告を閲覧することができる。

**Membership Attendance Report (club) [会員出席報告(クラブ)]** クラブ幹事により作成される、月次出席を要約した報告書。幹事は、報告書の写しをガバナーに送付する。

**Membership Attendance Report (district) [会員出席報告(地区)]** 地区内のクラブから受け取った月例出席報告を要約した一覧表。この情報をガバナー月信に掲載することができる。

**Membership Data Form [会員情報報告書式]** クラブ幹事が事務総長に対して、新会員、退会者、および会員の住所と職業分類の変更を報告するために使用するRIの書式。**Member Access [会員アクセス]**の項も参照のこと。

**membership development [会員増強]** 会員の増加を奨励する数段階の過程。新会員の勧誘、現会員の維持、新クラブの結成(拡大)の3つの中核的要素から成る。

**membership card [会員証]** RIが全クラブにその使用を勧めているポケットサイズの会員証。RI公式免許取得者から入手することができる。

**Memo of Club Visit [クラブ訪問報告用紙]** ガバナー補佐またはガバナーがクラブ訪問中に記入する書式。クラブの目標への進捗状況を見極め、クラブのための適切な支援方法を判断するために役立てられる。また報告用紙は、クラブの進捗状況に関しての年次記録となり、機能していないクラブを特定する際に利用され、地区およびRIによって使用される。

**memorial to the Board [理事会に対する建議案]** 特定の事柄に関する決定を要請する理事会への請願。

**merger of clubs [クラブの合併]** 単一クラブへの合併を求める同一地区内の二つ以上のクラブによるRI理事会への要請。

**months, Rotary [ロータリーの特別月間]** クラブだけでなく、ロータリアン一人ひとりがロータリーの活動に参加するよう強調するためRI理事会が特別に指定した月間。すなわち、会員増強・拡大月間(8月)、新世代のための月間(9月)、職業奉仕月間(10月)、ロー

タリー財団月間 (11月)、家族月間 (12月)、ロータリー理解推進月間 (1月)、世界理解月間 (2月)、識字率向上月間 (3月)、雑誌月間 (4月)、ロータリー親睦活動月間 (6月)。

**multidistrict administrative group** [多地区合同運営グループ] 二つ以上の地区が合同で管理業務をクラブに提供したいと望むときに、理事会の承認の下に設立される組織。

**New Generations Service** [新世代奉仕] ロータリーの第五奉仕部門。指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深めむ交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

**non-Rotary countries and geographical areas** [ロータリーのない国および地域] RI理事会によって正式に門戸が開かれていない場所。ロータリアン、クラブ、地区は、RI理事会の指示なしに、拡大活動を行ってはならない。

**Object of Rotary** [ロータリーの綱領] ロータリーの目的とクラブ会員の責務について簡潔に記述した声明。RI定款と標準ロータリー・クラブ定款第4条に規定されているように、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成するのがロータリーの綱領である。

**officers, club** [クラブ役員] ロータリー・クラブの会長、直前会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、理事、幹事、会計および会場監督。

**officers, RI** [RI役員] 国際ロータリーの会長、会長エレクト、副会長、財務長、そのほかの理事、事務総長、ガバナー、ならびにグレート・ブリテンおよびアイルランド内の国際ロータリーの会長、直前会長、副会長と名誉会計。

**officers, RI general** [RI中央役員] 国際ロータリーの会長、会長エレクト、副会長、財務長、そのほかの理事、および事務総長。

**Official Directory** [公式名簿] RIと財団の役員、委員会、支援グループ、および事務局職員の連絡先、世界中の地区とガバナーの一覧、アルファベット順に記載された地区内のクラブとその連絡先の一覧。

**official licensee, RI** [RI公式免許取得者] ロータリアン市場 (RIとの契約書に規定された通り) を対象に、特別に認められたロータリーの標章入り商品を製造または販売する免許をRIから取得している組織。

**One Profits Most Who Serves Best** [最もよく奉仕する者、最も多く報いられる] ロータリーの文献やそのほかの資料に使用することができる、ロータリーの第二標語。

**Paul Harris Fellow** [ポール・ハリス・フェロー] 米貨1,000ドルをロータリー財団に寄付した個人、または、その名義で寄付が行われた個人。

**per capita dues** [人頭分担金] 各クラブが、RIに対して半年ごと (7月1日および1月1日) にクラブ正会員総数に応じて支払う会費。

**perfect attendance** [完璧な出席] 会員の100パーセントの出席記録を指して、多くのクラブが使う用語。

**PETS** [PETS] **presidents-elect training seminar** [会長エレクト研修セミナー] の項を参照のこと。

**pilot Rotary clubs [試験的ロータリー・クラブ]** 将来にもロータリーが世界有数の人道的奉仕団体であり続けるために、新しいアイデア、方法、またはクラブの組織構造を試すことを目的としてRI理事会により実施される試験的プロジェクト。試験的ロータリー・クラブは、ロータリー・クラブとして全面的に機能するが、標準ロータリー・クラブ定款で規定されているいくつかの義務が免除される。

**Planning Guide for Effective Rotary Clubs [効果的なロータリー・クラブとなるための活動計画の指標]** 効果的なクラブの要素およびクラブ・リーダーシップ・プランに関連した目標を設定するために、クラブと地区の指導者の協力の下に、クラブ会長エレクトが使用するクラブの査定と目標設定のための資料。目標を達成するためにクラブが採用できる方策が記されている。**Club Leadership Plan [クラブ・リーダーシップ・プラン]** の項も参照のこと。

**PolioPlus [ポリオ・プラス]** ポリオを撲滅するために「最優先事項」とされている国際ロータリーおよびロータリー財団の特別プログラム。

**presidents-elect training seminar (PETS) [会長エレクト研修セミナー (PETS)]** クラブ会長エレクトのために毎年実施される研修。2月または3月に催されるのが望ましい。その目的は次期クラブ会長が会長としての任期に向けて準備することであり、地区ガバナー・エレクトおよび次期ガバナー補佐に、次期クラブ会長の意欲を高め、協力関係を築く機会を与えることである。

**president's emphases [会長の強調事項]** RIプログラム全般を支え、各RI会長の就任年度に強調される事項。クラブとロータリアンは、強調事項に関連する奉仕活動を実施するよう奨励されている。**theme, RI [RIテーマ]** の項も参照のこと。

**president's representative [会長代理]** 会長が欠席する場合に、地区大会に出席するよう会長より任命されたロータリアン。

**president's theme [会長のテーマ]** **theme, RI [RIテーマ]** の項を参照のこと。

**purposes of Rotary International [国際ロータリーの目的]** RIの目的は、(a) ロータリーの綱領を推進するようなプログラムや活動を追求しているRI加盟クラブとRI地区を支援すること。(b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。(c) RIの活動を調整し、一般的にこれを指導すること。

**RCC [RCC] Rotary Community Corps [ロータリー地域社会共同隊]** の項を参照のこと。

**Recommended Rotary Club Bylaws [推奨ロータリー・クラブ細則]** **Bylaws, Recommended Rotary Club [推奨ロータリー・クラブ細則]** の項を参照のこと。

**regional Rotary Foundation coordinator (RRFC) [ロータリー財団地域コーディネーター (RRFC)]** 指定された地域において財団に関する事項について財団管理委員会と地区を結び付ける役目を果たすロータリアン。RRFCの主な責務は、募金活動とプログラムへの参加を推進することである。

**resolution [決議]** RIの組織規定を改正せず、また矛盾することもなく意見を表明したり、あるいはRI理事会に提案したりする議決行為。**enactment [制定(案)]** の項も参照のこと。

**resource group** [支援グループ] RI会長によって任命されるロータリアンから成る実行グループ。クラブと地区の運営と奉仕における目標達成を援助するために特定の活動を遂行する。1) 識字率、飢餓、危機下の児童、環境などの問題や懸念事項にクラブと地区が取り組むのを援助する奉仕支援グループ、2) 会員増強と会員維持、研修や広報などの分野においてクラブと地区が効果的に運営できるよう援助する運営支援グループの2種類の支援グループがある。

**RIBI** [RIBI] **Rotary International in Great Britain and Ireland** [グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー] の項を参照のこと。

**Rotaract** [ローターアクト] 奉仕志向の市民と指導者を育成するため、18歳から30歳までの青年を対象に、ロータリー・クラブが提唱するクラブ。

**Rotarian** [ロータリアン] ロータリー・クラブの会員。

**Rotarian Action Groups** [ロータリアン行動グループ] **Global Networking Groups** [世界ネットワーク活動グループ] の項を参照のこと。

**Rotarian, The** [ザ・ロータリアン誌] RIの機関雑誌。毎月発行される。

**Rotary** [ロータリー] すべてのクラブとロータリアンを含む連合体としての国際ロータリーと、組織の理想や原理を示す名称。

**Rotary e-club** [ロータリーEクラブ] 通常のロータリー・クラブ同様に機能するロータリー・クラブ。ただし、直接顔を合わせるのではなく、主にオンラインで例会を開く。Eクラブの所在地は全世界であり、1地区につき二つのEクラブを上限とする。

**Rotary, mission of** [ロータリーの使命] ロータリー・クラブの世界的連合体である国際ロータリーの使命は、他者に奉仕し、高潔性を推進し、事業と専門職務および地域社会のリーダーの間の親睦を通じて世界理解、親善、平和を推進することである。

**Rotary Community Corps (RCC)** [ロータリー地域社会共同隊 (RCC)] 自らの住む村、近隣、あるいは地域社会に奉仕し、改善に貢献するロータリアン以外の成人からなる団体で、ロータリー・クラブが提唱する。

**Rotary coordinator** [ロータリー・コーディネーター] RI理事、ロータリー財団地域コーディネーター (RRFC)、地区ガバナーとの協力の下、地区とクラブにおけるRI長期計画の推進と実施を支援する。

**Rotary countries and geographical areas** [ロータリーの存在する国もしくは地域] ロータリー・クラブが存在するすべての場所。政治的論争への関与を避けるために、RIは、所在地の主権に言及したり、「属国」または「領域」という語を使用しない。

**Rotary emblem** [ロータリーの徽章] **emblem, Rotary** [ロータリーの徽章] の項を参照のこと。

**Rotary Entities** [ロータリー組織] 国際ロータリー、ロータリー財団、ロータリー・クラブまたはクラブのグループ、ロータリー地区または地区のグループ (多地区活動または多地区合同運営グループを含む)、ロータリアン行動グループ、ロータリー親睦活動グループ、RI国際大会ホスト組織委員会、および国際ロータリーの地域単位群。個々のRIプログラムはロータリー組織ではない。



**Rotary Fellowships [ロータリー親睦活動] Global Networking Groups [世界ネットワーク活動グループ]** の項を参照のこと。

**Rotary Foundation of RI, The [RIのロータリー財団]** 寄付を受け、それに基づきロータリー・クラブと地区を通じて実施される承認された人道的・教育的活動の支援のために資金を提供する非営利法人。その使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることである。

**Rotary Foundation Sustaining Member [「財団の友」会員]** 最初に米貨100ドル、またはそれ以上を寄付し、それ以降毎年米貨100ドル、またはそれ以上をロータリー財団の年次プログラム基金に寄付する意図を文書で表明した人。

**Rotary Friendship Exchange [ロータリー友情交換]** ロータリアンとその家族が他国のロータリアンとその家族を相互に訪問し合うことで、直接、異文化を体験する機会を提供するRI常設プログラム。

**Rotary International [国際ロータリー]** 世界中のロータリー・クラブの連合体。

**Rotary International in Great Britain and Ireland (RIBI) [グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー]** グレート・ブリテン、アイルランド、チャンネル諸島およびマン島にあるロータリー・クラブの連合体。

**Rotary Leader [ロータリー・リーダー]** ロータリー・クラブ、地区、国際レベルの指導者を対象に、8カ国語で隔月発行される電子新聞。

**Rotary Marks [ロータリーの標章]** 語および意匠（デザイン）の両方を含む商標およびサービスマークであるRIの知的所有権。全世界を通じてRIが所有する。

**Rotary senior leaders [ロータリーのシニアリーダー]** 現、次期、元RI会長、理事、ロータリー財団管理委員。

**Rotary Volunteers [ロータリー・ボランティア]** 「超我の奉仕」を象徴するRI常設プログラム。ロータリアンが職業上の技能を発揮できる実地プロジェクトに積極的に関与することを奨励する。ロータリー・ボランティア・プログラムは、専門の技術や知識を地元地域や国際的な人道的プロジェクトに提供する機会をロータリアンとそのほかの熟練した専門職の従事者に与えるものである。

**Rotary wheel [ロータリーの歯車] emblem, Rotary [ロータリーの徽章]** の項を参照のこと。

**Rotary World Magazine Press (RWMP) [ロータリー・ワールド・マガジン・プレス]** ザ・ロータリアン誌およびRI理事会より認定されたすべてのロータリー地域雑誌から成る一群の刊行物。

**Rotary Youth Leadership Awards (RYLA) [ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA)]** 研修での経験を積ませることによって、地域社会に在住する若い人々の、指導者として、また、善良な市民としての資質を伸ばし、個々の能力を開発することを目的としたプログラム。クラブ、地区、多地区合同、および国際レベルで実施され、ロータリアンとロータリー・クラブが参加する。RYLAプログラムは、年齢14～30歳までの青少年を対象としている。

**RRFC [RRFC] regional Rotary Foundation coordinator [ロータリー財団地域コーディネーター]** の項を参照のこと。

**RYLA [RYLA] Rotary Youth Leadership Awards [ロータリー青少年指導者養成プログラム]** の項を参照のこと。

**Secretariat [事務局]** 事務総長とその職員からなる運営機構。国際事務局とその職員およびロータリー財団の事項を担当する全職員を含む。

**semiannual report [半期報告]** 7月1日および1月1日現在をもって各クラブがRI理事会に対して行う会員数の報告。報告はクラブ会長と幹事の署名を要し、世界本部所定の用紙を用いて、事務総長に送付するか、あるいはクラブ会長または幹事がオンラインで報告することもできる。この報告に基づき、クラブはRIに人頭分担金を支払う。

**Service Above Self [超我の奉仕]** ロータリーの資料その他に使われるロータリーの公式第一標語。

**SHARE system [シェア・システム]** ロータリー財団プログラムの奨学金および補助金が世界中に配分される仕組み。

**special representative [特別代表]** ガバナーの指名により、ガバナーに代わってクラブ結成の手続一切を行う通常1名のロータリアン。通常、スポンサー・クラブの会員の中から指名される。

**sponsor club [スポンサー・クラブ]** 新クラブの結成に際して助力し、結成後もRIの一員として速やかに成長するよう新クラブを指導する責任を引き受けるクラブ。**special representative [特別代表]** の項も参照のこと。

**Standard Rotary Club Constitution [標準ロータリー・クラブ定款] Constitution, Standard Rotary Club [標準ロータリー・クラブ定款]** の項を参照のこと。

**Structured Programs, RI [RI常設プログラム]** 推奨された枠組みと指針を含む、クラブと地区のためにRI理事会により奨励される、組織化された活動。常設プログラムには次の活動が含まれる：インターアクト、ローターアクト、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー友情交換、ロータリー・ボランティア、ロータリー青少年交換、ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA)、世界社会奉仕 (WCS)。

**task force [実行グループ] resource group [支援グループ]** の項を参照のこと。

**theme, RI [RIテーマ]** 会長から、毎年、発表されるロータリーのメッセージ。このテーマは、ロータリー年度を通じて奉仕活動の方向づけとなる。

**Trustees of The Rotary Foundation [ロータリー財団管理委員会]** 就任する前の年度に、RI会長エレクトにより指名され、RI理事会により選出されたロータリー財団の管理理事会。管理委員会が財団のすべての業務を管理し、ロータリー財団の法人設立に関する定款に記載されている財団法人としての目的を推進しなければならない。

**visiting Rotarian report card [訪問ロータリアンの報告用紙]** 他クラブからの来訪ロータリアンの出席が認められるようにその人の所属クラブ幹事に報告するためにクラブ幹事が用いる書式。**make-up [メイクアップ]** の項も参照のこと。

**Vocational Service [職業奉仕]** ロータリーの第二奉仕部門。ロータリアンが職業の尊さと価値をクラブのほかの会員に示す機会であるとともに、キャリア計画、職業研修、職場での高い道徳的水準の推進といったプロジェクトを実施するというクラブの責任でもある。

**World Community Service (WCS) [世界社会奉仕 (WCS)]** 国際レベルで国際理解と親善を推進する国際奉仕の一分野。二つの異なる国のクラブに所属するロータリアンが、WCSを通じて、生活を改善し、人類のニーズに応えるために、共同で奉仕プロジェクトを実施する。ロータリアンは、資金や物資を寄付したり、専門的な援助を提供したりすることで、プロジェクトを支援できる。

**World Headquarters, RI [RI世界本部]** 米国イリノイ州エバンストンにある世界本部事務局。世界本部は、北米、メキシコ、中米、カリブ海沿岸諸国、ジブラルタル、南米北部、ロシア東部、南極のクラブや地区の会員のための事務を取り扱う。**international office, RI [RI国際事務局]** の項も参照のこと。

**World Understanding and Peace Day [世界理解と平和の日]** ロータリーが創立された2月23日(1905年)を祝う創立記念日。各クラブは、この日に、国際理解、友好、平和へのロータリーの献身を特に認識し、強調する。

**Youth Exchange, Rotary [ロータリー青少年交換]** 15～19歳の中高等学校の年齢層の学生が、国際理解と親善を推進するために、最長1年間にわたり海外で勉強または滞在するRI常設プログラム。交換学生は、派遣側と受入側のロータリー・クラブまたは地区からの後援を受け、RI理事会が定める指針と手続に従って選考される。

**zone [ゾーン]** 国際ロータリーの会長指名委員とRI理事指名委員を選挙するために、RI細則が定め、RI理事会が編成したクラブの集団。ロータリー研究会は、多くの場合、ゾーンを基盤として開催される。

# 索引

## あ

アーチ C. クランフ・ソサエティ、83  
アクティング・ガバナー、279  
アディショナル・クラブ、48  
アドホック (臨時) 委員会 (RI)、281

## い

### 委員会

RI、65-66、233-236  
クラブ、6、263-264  
地区、42-44、77-78  
ロータリー財団、274

意義ある業績賞、105

意見の衝突 (「仲裁および調停」を参照)

意見の相反 (「仲裁および調停」を参照)

移籍会員 (「移籍ロータリアン」を参照)

移籍ロータリアン、188、249-250、  
253

遺贈友の会、82

一般余剰資金、239

移転、19

色、98

インターアクト、127-129、285

## う

ウェブサイト (RI)、70-72、243

運営審査委員会 (RI)、236

## え

営利化、13

営利目的、95

## お

大口寄付者、82

## か

会員増強委員会 (地区)、43

会員アクセス、71、286

会員資格、253-254

会員出席報告 (「出席報告」を参照)

会員証、19、286

会員情報の保護、14

会員情報報告書式、286

会員選挙、265

会員増強、20-21、54、105-107、286

会員増強委員会 (クラブ)、6、263

会員増強・拡大賞、106

会員増強推進計画賞、106

会員の種類、188、249

会員報告、237

会員身分、17-19、188-189、249-250、  
253-256

会議運営手続規則 (規定審議会)、160-  
169、203

会計 (クラブ)、262、264

会合 (地区)、51-58

解釈 (定款および細則)、183、258

会場監督 (クラブ)、262

### 改正

RI細則、245

RI定款、183

クラブ細則、266

クラブ定款、258

ロータリー財団細則、276

### 会長

RI、63、193、195、211-216

クラブ、4-5、123、262

### 会長エレクト

RI、63、193

クラブ、262

会長エレクト研修セミナー (PETS)、  
52-53、229、288

会長賞、104  
会長代理、57-58、288  
会長テーマ（「テーマ」を参照）  
会長の強調事項、288  
解任（ガバナー）、233  
会費、254、263、282（「人頭分担金」も参照のこと）  
拡大、22、44-45、283  
学友、145-146  
学友会、145  
学友人道奉仕世界賞、146  
瑕疵なき、284  
家族、15、117  
活動（地区）、36-39  
合併（クラブ）、23、186、286  
ガバナー、30-32、39、222-227、232-233、282  
ガバナー・エレクト、32-33、171  
ガバナー・エレクト研修セミナー（GETS）、33、51-52、284  
ガバナー月信、39、284  
ガバナー指名証明書、280  
ガバナー・ノミニー、33-35、222-227、232-233  
ガバナー・ノミニー情報書式、284  
ガバナー補佐、40-41、280  
加盟、47-48、185-188  
加盟金、47、279  
加盟停止、10、186-188  
加盟認証状、48  
加盟復帰、9  
仮クラブ、22、47  
監査（RI）、236、239  
監査  
    クラブ、8  
    地区、49-50  
    プロジェクト、142  
    ロータリー財団、275  
監査委員会（RI）、236  
幹事（クラブ）、262  
完璧な出席、287

冠名寄付、83  
勧誘（「会員増強」を参照のこと）  
管理委員会、77、244、269-272、291  
管理委員長、273  
管理委員長エレクト、273  
管理運営委員会（クラブ）、6  
管理（地区）、39-44

## き

機関雑誌、26-27、69-70、242-243、257  
議事運営手続の専門家、199  
議事の順序（例会）、266  
記章（ローターアクト、インターアクト）、93  
徽章（ロータリー）、97-99、183、240、283  
切手、92  
規定審議会、153-169、182、198-206、281  
機能しているクラブ、25、187、283  
機能の喪失、25、187  
寄付、80-83  
寄付者認証、81-83  
基本的教育と識字率向上（「未来の夢計画」を参照）  
虐待およびハラスメント、125-126  
教育的プログラム、135-140  
協賛、38-39  
協力、38-39、72-73  
協力財団、80、280  
協力組織、143

## く

空席（RI）、193-194  
クラブ協議会、6、279  
クラブ決議（「決議（クラブ）」を参照）  
クラブ資金、7-9  
クラブ・地区支援担当の検索、71  
クラブの構成（ロータリー・クラブ）、179-180  
クラブ・ビルダー賞、106

クラブ報告（「会員報告」を参照）  
 クラブ奉仕、3、281  
 クラブ訪問報告用紙、286  
 クラブ・リーダーシップ・プラン、5-6、  
 280  
 グレートブリテンおよびアイルランド  
 (RIBI)、62、227-228、237-238、290  
 クレジットカード（「提携クレジットカード」  
 を参照）  
 グローバル補助金、143

## け

経済と地域社会の発展（「未来の夢計画」  
 を参照）  
 経費（ガバナー）、48  
 欠陥のある立法案、161  
 決議案、155、160、168、196-197、  
 288  
 決議（クラブ）、265  
 欠席（例会）、11、251-252  
 研究会  
 国際、174、285  
 ローターリー、173-174、241、285  
 研究グループ交換（GSE）、138-140  
 研修委員会（地区）、43  
 研修  
 RI、51  
 地区、43、51-56  
 研修リーダー  
 クラブ、5  
 地区、40、43

## こ

効果的なクラブとなるための活動計画の指  
 標、40、288  
 効果的なロータリー・クラブ、4、282  
 公共イメージ委員会（クラブ）、6、263  
 公式訪問、39-40  
 公式名簿（「名簿」を参照）  
 公職、189、250  
 購読義務（「雑誌の購読」を参照）  
 購読義務の免除、243

広報、23-24  
 綱領（「ロータリーの綱領」を参照）  
 功労表彰状、146  
 5カ年財務見通し、67、239  
 国際RYLA大会、175  
 国際会合、149-175  
 国際協議会、33、52、171、241、279  
 国際共同委員会（ICC）、122-123、  
 285  
 国際財団活動資金（WF）、80  
 国際事務局、285  
 国際親善奨学金、135-137  
 国際大会、149-151、181-182、206-  
 209、281  
 国際大会委員会、234  
 国際奉仕、3、119-124  
 国際問題、256  
 国際ロータリー（RI）、61-75、290  
 国際ロータリー細則、185-245、280  
 国際ロータリー定款、179-183、281  
 コミュニケーション委員会（RI）、234

## さ

### 細則

クラブ（「推奨ロータリー・クラブ細則」  
 を参照）  
 RI（「国際ロータリー細則」を参照）  
 ローターリー財団（「ロータリー財団細則」  
 を参照）  
 財団学友（「学友」を参照）  
 「財団の友」会員、81、83、290  
 財務  
 RI、67-68、236-240  
 クラブ、7-11、264-265  
 地区、48-51、230-231  
 ローターリー財団、79-81  
 財務代行者、283  
 財務委員会（RI）、234  
 財務長（RI）、63、192、195  
 財務報告  
 RI、ロータリー財団、68、240  
 地区、231、282

雑誌の講読、26-27、242-243、257  
ザ・ロータリアン誌、69、72、289  
賛歌、99  
賛成および反対の声明、159

## し

シェア・システム、80-81、291  
支援グループ、66、289  
資金管理、79-80、187  
試験段階（未来の夢）、143、284  
試験的プロジェクト、25  
試験的ロータリー・クラブ、288  
支出 (RI)、68  
執行委員会 (RI)、191  
疾病予防と治療（「未来の夢計画」を参照）  
シニア・リーダー、290  
事務局、72、291  
事務総長  
RI、63-64、192、195、284  
ロータリー財団、77、274  
使命 (RI)、61、289  
指名と選挙  
RI会長、211-216  
RI役員、209-211  
RI理事、217-222  
ガバナー、222-227  
使命（ロータリー財団）、77  
社会奉仕、3、113-117、281  
社会奉仕に関する声明（1923）、114-116  
社会奉仕に関する声明（1992）、113  
弱体クラブ、40  
終結  
会員、253-256  
クラブ、9、186-188  
修正案、159  
重点分野、143、279  
収入 (RI)、67  
趣旨と効果の声明、158、159  
出席規定の免除、252、264

出席報告、189、280、286  
出席（例会）、11-12、251-252  
出版物  
RI、68-72  
地区、68  
ローターアクト、インターアクト、93  
賞 (RI)、104-105  
仕様（徽章）、97-99  
小クラブ会員増加の表彰、106-107  
常設プログラム、103、291  
常任委員会 (RI)、281  
商品、90-91、96  
情報カード、96  
賞（ロータリー財団）、146  
職業宣言、109-110  
職業分類、12-13、250-251、280  
職業奉仕、3、105、109-111、292  
職業奉仕リーダーシップ賞、105  
所在地域（クラブ）、22-23、185、247、281  
新会員、21  
審議会運営委員会、159-160、203  
審議会手続、203  
審議会の決定、204  
新クラブ、8、22-23、45-48、238  
新世代（「新世代奉仕」を参照）  
新世代奉仕、3、125-133、287  
新地区補助金、143  
人道的補助金プログラム、140-142  
人頭分担金、9、67-68、183、237-238、287  
信任状、282  
親睦、15  
親睦活動、123、283

## す

推奨ロータリー・クラブ細則、261-266、280  
推薦（入会）、265  
スポンサー・クラブ、46、291

## せ

正会員、179-180、188、265、279  
 政治、72、120、256  
 青少年交換、131-132、175、292  
 青少年交換役員大会前会議、175  
 青少年保護、125-127、187  
 税制上の優遇措置、80  
 制定案、155、160、168、196、283  
 世界社会奉仕 (WCS)、120-121、292  
 世界でよいことをしよう、99  
 世界ネットワーク活動グループ、123、284  
 世界本部、292  
 世界理解月間、122  
 世界理解と平和の日、122、292  
 席次 (RI)、73-75  
 選挙 (「指名と選挙」または「会員選挙」を参照)  
 選挙違反、64-65  
 選挙審査委員会 (RI)、234  
 選挙人、149、182、208、283

## そ

創立会員、22、47、280  
 創立記念日、122、256  
 ソーシャル・ネットワーク、71  
 ゾーン、292  
 ゾーン研究会 (「研究会 (ロータリー)」を参照)  
 ゾーン・チャレンジ・コーディネーター (ZCC)、78  
 組織規定、179-258、281

## た

退会、255  
 滞納金、9  
 代議員 (国際大会)、206-207、282  
 第五奉仕部門 (「奉仕部門」を参照)  
 第三者による年次財務調査、80  
 代表議員 (規定審議会)、153-154、162、199、281

代表議員の選出と選挙 (規定審議会)、201-202

単一移譲式投票、150  
 他団体、7、72-73、90  
 多地区合同、36-38、53、287  
 脱会、186-188  
 多様な会員組織、22

## ち

地域雑誌、26-27  
 地域社会共同隊 (「ロータリー地域社会共同隊」を参照)  
 地域大会、241  
 地区、29-59、228-233、282  
 地区会員増強セミナー、54  
 地区会費 (「地区賦課金」を参照)  
 地区ガバナー (「ガバナー」を参照)  
 地区ガバナー・エレクト (「ガバナー・エレクト」を参照)  
 地区協議会、53、228-229、279  
 地区財団活動資金 (DDF)、80、282  
 地区資金、48-51、230、282  
 地区指導者育成セミナー、55  
 地区大会、56-58、229-230、282  
 地区大会報告書、282  
 地区チーム研修セミナー、52  
 地区賦課金、230-231、282  
 地区編成、29-30  
 地区編成委員会、234  
 地区補助金、141  
 地区リーダーシップ・プラン、40-41、282  
 地区ロータリー財団委員会 (「ロータリー財団委員会 (地区)」を参照)  
 地区ロータリー財団セミナー、55-56  
 知的所有権、85、240  
 中央役員 (RI)、287  
 中核となる価値観、61  
 仲裁および調停、7、244-245、255、257-258  
 懲戒、187  
 超我の奉仕、99、291



超我の奉仕賞、104  
長期計画委員会 (RI)、235  
調停 (「仲裁および調停」を参照)  
直前会長 (クラブ)、262

## つ

追加会費 (規定審議会)、68、160、  
237  
追加人頭分担金 (規定審議会) (「追加会  
費」を参照)  
通貨、238

## て

提案者 (規定審議会)、162、196  
定款 (RI) (「国際ロータリー定款」を  
参照)  
定款細則委員会、199、203-204、234  
提携クレジットカード、96  
定足数

RI委員会、214  
RI理事会、191  
管理委員会、272  
規定審議会、203  
クラブ理事会、262  
国際大会、207  
理事指名委員会、220  
例会 (クラブ)、262  
テーマ、104、291  
手続要覧、286  
テレホンカード、96  
電話勧誘販売、15

## と

投票委員会 (国際大会)、208  
投票 (規定審議会)、167  
投票 (国際大会)、149-150、182、208  
投票権を有しない議員、154  
投票権を有する議員 (規定審議会)、199-  
200  
特別委員会 (RI)、281  
特別月間 (ロータリー)、286  
特別功労賞、146

特別代議員 (規定審議会)、182  
特別代議員 (国際大会)、207、282  
特別代表、46、291  
特別プログラム、103、143  
ドメインネーム、89

## な

ナンバープレート、92

## に

二重会員、188、250  
入会金、47、253、263、279、282  
入会式、21、265

## ね

年次総会 (クラブ)、249、262  
年次テーマ (「テーマ」を参照)  
年次プログラム基金、279

## は

配偶者、15、171  
配布、13-15  
パスト・ガバナー、35-36  
旗、99  
パッケージ・グラント、143  
バナー表彰、83  
半期報告、8、291  
販売促進の禁止、94

## ひ

ビジョン (RI)、61  
被選役員候補者に関する規定、64-65  
ビデオ、71  
一人ひとりが実践しよう：会員の推薦と維  
持、107、282  
被免許業者 (「免許取得者」を参照)  
標語、99  
標準ロータリー・クラブ定款、247-258、  
281  
標章、85-99、240、290  
表彰  
RI、104-105

ロータリー財団、146  
 比例人頭分担金、8、238

## ふ

副会長

RI、63、192

クラブ、262

副管理委員長、273

複製（徽章）、97-99

プログラム

RI、103-133

ロータリー財団、135-146

プロジェクト・リンク、71、121

## へ

平和および紛争解決の分野における国際  
 問題研究のためのロータリー・センタ  
 ー、137-138

平和と紛争予防／紛争解決（「未来の夢  
 計画」を参照）

ベネファクター、82

## ほ

報告（「会員報告」「出席報告」「財務  
 報告」「半期報告」「地区大会報告書」  
 を参照）

奉仕部門、3、248、263、280

奉仕部門功労者賞、104

奉仕プロジェクト委員会（クラブ）、6、  
 263

奉仕プロジェクト、103

奉仕を通じての親睦、99

法人化

クラブ、10-11

地区、44

訪問ロータリアンの報告用紙、291

ポール・ハリス・ソサエティ、82

ポール・ハリス・フェロー、81-83、287

保険、10-11、51

母子の健康（「未来の夢計画」を  
 参照）

補助金の受領無資格者、144、276

補助金管理セミナー、58

ポリオ・プラス、103、143-144、288

ポリオ・プラス・パートナー、144

本動議、163

翻訳、70

## ま

毎年あなたも100ドルを（EREY）、83

マッチング・グラント、141

マルチプル・ポール・ハリス・フェロ  
 ー、82

マルチメディアの資料、70

## み

水と衛生設備（「未来の夢計画」を  
 参照）

未来の夢計画、142-143、284

## め

名称

クラブ、22-23、47、240、247

プロジェクト、プログラム、88-89

名簿、69、287

名誉会員、18、188-189、250、284

メークアップ、12、251-252、286

免許契約、93-94

免許取得者、99-91、93-94、287

## も

最もよく奉仕する者、最も多く報いられ  
 る、99、287

元会長審議会、242

元ロータリアン、19、188、249-250

## や

役員

RI、62-65、181、192-195、209-211、  
 287

クラブ、4-5、252-253、261-262、  
 87

## ゆ

友情交換（「ロータリー友情交換」を  
 参照）

予算（RI）、67、238-239

## よ

四つのテスト、110、283

## り

理事 (RI)、193、217-222 (「理事会」も参照のこと)

理事会

RI、62-63、181、189-192、280  
(「理事」も参照のこと)

クラブ、4-5、252-253、261、261、262、280

理事会に対する建議案、156、286

理事会への付託、164

立法案、154-159、168、196-198

立法手続、195-198

旅行、73、126-127、240

## れ

例会、16-17、248-249、262

## ろ

ローターアクト、129-131、175、289

ローターアクトおよびインターアクト委員会 (RI)、234

ローターアクト大会前会議、175

ロータリアン、289

ロータリアン行動グループ、124

ロータリアンの職業宣言 (「職業宣言」を参照)

ロータリー、289

ロータリーEクラブ (「Eクラブ」を参照)

ロータリーEラーニング・センター (「Eラーニング・センター」を参照)

ロータリー家族、283

ロータリー・クラブ、3-27

ロータリー研究会 (「研究会 (ロータリー)」を参照)

ロータリー・コーディネーター (RC)、66、289

ロータリー財団委員会

地区、77-78

クラブ、6、263

ロータリー財団、77-83、135-146、183、243-244、290

ロータリー財団学友コーディネーター (RFAC)、78

ロータリー財団細則、269-276

ロータリー財団章典、281

ロータリー財団地域コーディネーター (RRFC)、78、288

ロータリー財団地区奉仕賞、146

ロータリー財団法人設立定款、277

ロータリー章典、281

ロータリー親睦活動 (「親睦活動」を参照)

ロータリー青少年交換 (「青少年交換」を参照)

ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA)、132-133、175、290

ロータリー創始者、283

ロータリー組織、289

ロータリー地域社会共同隊 (RCC)、116-117、289

ロータリーの色 (「色」を参照)

ロータリーの綱領、61、179、247-248、287

ロータリーの賛歌 (「賛歌」を参照)

ロータリーの存在する国、289

ロータリーのない国、44-45、287

ロータリーの旗 (「旗」を参照)

ロータリーの標章 (「標章」を参照)

ロータリー・フォト・ライブラリ、71

ロータリー平和フェロシップ (「平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリー・センター」を参照)

ロータリー平和センター (「平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリー・センター」を参照)

ロータリー・ボランティア、110、290

ロータリー友情交換、121-122、290

ロータリー・リーダー、69-70、290

ロータリー・ワールド・マガジン・プレス、69-70、290

## その他

- ICC（「国際共同委員会」を参照）  
DDF（「地区財団活動資金」を参照）  
EREY（「毎年あなたも100ドルを」を参照）  
Eクラブ、3、22、185、249、251、289  
Eメール、96  
Eラーニング・センター、71  
GETS（「ガバナー・エレクト研修セミナー」を参照）  
GSE（「研究グループ交換」を参照）  
RC（「ロータリー・コーディネーター」を参照）  
RCC（「ロータリー地域社会共同隊」を参照）  
RFAC（「ロータリー財団学友コーディネーター」を参照）  
RI（「国際ロータリー」を参照）  
RIBI（「グレートブリテンおよびアイルランド」を参照）  
RI職員、189、250  
RIテーマ（「テーマ」を参照）  
RIの目的、179、288  
RRFC（「ロータリー財団地域コーディネーター」を参照）  
RYLA（「ロータリー青少年指導者養成プログラム」を参照）  
WCS（「世界社会奉仕」を参照）  
WF（「国際財団活動資金」を参照）  
ZCC（「ゾーン・チャレンジ・コーディネーター」を参照）





ROTARY INTERNATIONAL®

**2010年 手続要覧**